

復興支援組織設立に関する検討調査

調査報告書

平成 13 年 3 月

内 閣 府

調査概要

序章 調査の目的と方法

1 調査の目的

大規模災害における復興事業を迅速かつ円滑に進めるためには、数多くの専門知識や資格を有する専門職能家の支援を欠かすことはできない。

本調査は、大規模災害時における専門職能家の支援実態を把握する中から、復興支援組織のあり方や設立の可能性について検討したものである。

2 調査の内容と方法

(1) 既往災害に見る専門職能団体等の支援活動実態の把握

阪神・淡路大震災以降の大規模災害における専門職能団体等の活動実態並びに当該団体の専門領域、組織体制、運営方法、運営資金等を把握するとともに、大規模災害時における専門職能団体等の対応課題を把握した。

(2) 復興支援組織設立可能性に関する検討

専門職能団体等及び各都道府県及び災害経験公共団体に対して、復興支援組織の必要性、参加意向、組織形態、運営方法、国及び地方公共団体に対する必要支援策、等々に関する意向調査を行い、復興支援組織の設立可能性及び必要とされる組織要件について検討した。

(3) 復興支援組織のあり方に関する検討

上記(1)及び(2)を踏まえ、復興支援組織の意義と役割、設立効果、活動範囲、活動内容、組織運営、国及び都道府県の必要支援方策など、復興支援組織のあり方について検討した。

第1章 既往災害に見る専門職能団体等の支援活動実態

1 専門職能団体等の支援活動の状況

阪神・淡路大震災以降の大規模災害における専門職能団体等の支援活動について、既往調査文献及びアンケート調査により把握し、その活動実態を時系列ごとに整理した。

また、阪神・淡路大震災、有珠山噴火、東海豪雨、鳥取県西部地震の4つの災害において、被災した府県に存在する専門職能団体等及びその全国・中央本部組織を抽出し、アンケート調査を行った。

支援活動の実施状況については、対象団体の70.0%が活動したことが「ある」と回答し、高い割合で支援活動を実施していることが把握できた。さらにそのうちの41.1%が「災害対応における活動がその後の日常業務で有益なものとなった」と回答した。

特に有益になったという点は、大別して「活動により地方公共団体からの信頼を得られ、業務を委託された。」「支援活動の経験が、その後の災害における支援対応に生かされた。」「支援活動の経験が、さらなる知識習得や技術の向上に役立った。」「支援活動の経験によって、組織内部の災害対応意識が向上した。」というものであった。

2 専門職能団体間の連携による支援状況

阪神・淡路大震災後の専門職能団体等の組織概要から見た支援活動には、次のような事例が見られた。

第1に、専門職能団体等が、自系列団体の縦のつながりを活かすとともに、業務上、既に協働体制が確保されている団体との連携により、独自に支援活動を行った事例が見られた。

第2に、公共性があり行政の活動に準じた支援を行う団体や多分野の専門家が連携体制を取り、新たに組織化を図って活動を行う事例が見られた。

第3に、阪神・淡路大震災において、新しく組織化された団体間同士も連携を取っている活動事例があった。ここでは、例えば各団体の活動資金について、どの団体の活動にもその基金が適用されるような体制が確保された。

3 専門職能団体等の諸形態

大規模災害の支援活動を実施した組織の諸形態を見ると、支援活動を行う専門家不足や対応できない専門領域を補うために、以下のような活動を行っていることを把握した。

第1に、阪神・淡路大震災における既存の専門職能団体等の支援活動を見ると、宿泊の準備や支援活動にかかるその他一切の費用負担ができないといった状況の中で、ブロック会や構成単位会が、被災地団体では人員が足りずに十分な対応ができなかった専門家支援や、事務作業を補助していた。

第2に、行政は、災害時の専門職能家による支援活動を実施するために、専門家派遣制度を設け、様々な分野の専門職能家を登録する体制を整備した。

第3に、阪神・淡路大震災後には、前述のように異種の専門職能家が災害対応のために協働体制を確保する、といった事例が見られた。

なお、災害後の協働体制を確保することは効果的であったことは前述の通りであるが、その一方で、活動実態より、さらに異種の専門家との連携が必要であるといった教訓も見られた。

4 求められる対応課題

専門職能団体等の支援活動実態の把握と分析により、復興支援活動をより迅速かつ的確に、かつ効果的に行うためには、以下のような課題があることが分かった。

第1は、異種の専門職能団体が協働体制を取りつつ対応する必要性である。このような協働体制を確保することによって、各種職能団体における支援対応に対する考え方の違いを未然に防ぐことができるとともに、対応の一元化が図られ、情報提供の錯綜を防ぐことができるものと考えられる。

第2は、事前の訓練や学習の必要性である。如何に専門職能家といえども、例えば、激甚災害指定下における税の減免措置や災害補償措置といった災害時対応に関する専門的知識を所持しているとは限らない。したがって、平常時における専門的知識を災害時においてより有効に発揮するための事前の訓練や学習が求められるのである。

第2章 復興支援組織の設立可能性調査

1 専門職能団体等と地方公共団体との災害対応状況

専門職能団体等に対し、災害発生時に備えて講じている対策について尋ねたところ、「既に関係自治体と応援協定を結んでいる」と回答した割合が14.4%であり、また、「協定は結んでいないが被災地自治体から要請があれば支援できるように事前から準備している」と回答した割合は27.5%であった。

一方、地方公共団体において、支援要請先の団体・業界が災害時に供給可能な物資の種類や量、及び派遣可能な人員数等を把握しているかを尋ねたところ、特に、近年災害を経験した地方公共団体(阪神・淡路大震災、有珠山噴火、東海豪雨、鳥取県西部地震において災害救助法の適用がなされた地方公共団体、以下「被災地」とする。)では75.6%、それ以外の都道府県や政令指定都市・中核市(以下、「非被災地」とする。)では39.1%であり、低い割合であった。

この結果からも明らかのように、専門職能団体等と地方公共団体との連携体制をもっと強化する必要があることが分かった。

2 復興支援組織の必要性に関する意向

大規模災害時における復興支援組織の必要性に関する意向を、専門職能団体等と地方公共団体に尋ねた。

その結果、専門職能団体等においては、66.9%が必要であると回答し、また、設立に際しての協力意向を示したものは、60.0%であった。

一方、地方公共団体においては、被災地で77.3%、非被災地で81.4%が必要であると回答した。

3 復興支援組織の設立形態と組織単位

復興支援組織の設立形態について尋ねたところ、専門職能団体等では「地方公共団体との協定による共同による運営」を求める回答が56.9%であった。これに対し、地方公共団体における同様の回答は、被災地で32.8%、非被災地で27.1%であり、「参加団体及び会員のボランティアによる運営」を求める回答も、被災地で37.3%、非被災地で27.7%であった。

つまり、専門職能団体等が地方公共団体との共同運営を求めているのに対し、地方公共団体はボランティアによる運営を求めている傾向が強いことが分かった。

また、仮に地方公共団体の責任において支援組織を設置するとすれば、どのような地域単位で設けるのが良いかを尋ねたところ、「都道府県にひとつが良い」とする回答が、被災地で40.2%、非被災地で37.5%であり、都道府県単位の設置を望む意向が比較的多いことが分かった。

第3章 復興支援組織のあり方

1 復興支援組織の意義と効果

【復興支援組織の意義】

復興支援組織は、行政及び被災者の自力復興を支援することにより、都市の復興と被災者の生活の復興を一体的に成し遂げることを目指すものである。

【復興支援組織の役割】

復興支援組織は、行政と専門職能団体等との連携のもと、迅速かつ円滑な災害対応と復旧・復興水準の確保・向上を図るために設置されるものである。

復興支援組織は、行政と民間との役割分担を踏まえながら、被災者及び被災地の早期復興を図るものである。

【復興支援組織に求められる機能】

被災者対応窓口の一本化

被災者の様々な状況への対応

各種職能団体、ボランティア、行政等の調整

被災地の要請への迅速な対応

実行性の高い広域防災体制の整備

人材の確保・育成

【復興支援組織の設立効果】

行政側の効果

専門職能団体等の活用により、迅速かつ効果的に被災者支援を実施することができ、行政サービスの質の確保を図ることができる。

専門職能団体等の活用により、災害による行政業務の増大を軽減し、本来業務の円滑な遂行と突発的事項への迅速な対応ができる。

民間側の効果

専門職能団体等における今後の事業展開の可能性や社会貢献によるイメージの向上など、事業活動の活性化を図ることができる。

専門職能団体等の技術・技能水準の向上（特に災害時対応）を図ることができる。

専門職能団体等の防災意識の向上を図ることができる。

2 復興支援組織の活動範囲

【復興支援組織の専門職能領域（分野）】

「建築・建設、都市計画・まちづくり、宅地・住宅」「雇用・経済」「消費生活」「法曹・税務・会計」「し尿処理」「廃棄物処理」「保健・医療・福祉」「その他」

【復興支援組織の活動時期】

主として復興期における各種活動とするものの、応急・復旧期の対応がその後の復興期の対応に影響を及ぼすことから、災害発生後の応急・復旧期における各種活動及び平常時の予防活動も対応範囲とすることが望ましいと考えられる。

【復興支援組織の平常時における活動内容】

専門的人材の確保・育成（研修、訓練）
人材リストの作成・更新
登録及び認定（登録認定制度が重要）
啓発・事業活動（住民・行政職員等に対する研修や訓練、啓発書の発行、診断・相談活動等）

【復興支援組織の災害時における活動内容】

被災者に対する支援（総合的被災者対応窓口機能）
被災地（市町村）や被災地を抱える都道府県に対する応援
関係機関、行政、民間、ボランティア等との連携及び意見調整

【専門職能団体等の関与方法】

職能・技術を活かした具体的作業（運搬・修理・建設・医療・衛生・理容等）
職能・技術を活かした相談活動（カウンセリング・法務・税務・手話等）
物的支援
資金援助
情報提供支援
その他

3 復興支援組織の組織運営

【復興支援組織の位置づけ】

専門職能団体等は、いわば社会的信用と責任を有する立場で、自らの専門職能を主体的に活用することができる民間団体・個人であるため、行政やボランティアとは異なる社会的な位置を占める。

このため、復興支援組織は、ボランティアでも行政組織でもない組織として、行政と民間の中立的機関として設立されるべきものと考えられる。

【復興支援組織の設立形態】

復興支援組織の組織形態については、大別すると協議会方式と法人方式に分けることができる。協議会方式としては、地方公共団体による協議会、職能団体による協議会、地方公共団体と職能団体の共同による協議会が考えられる。

法人方式としては、地方公共団体等の公共部門が主体となって設立する公益法人、地方公共団体と民間の共同出資による第3セクター、特定非営利活動法人（NPO法人）が考えられる。公益法人を新たに設置する場合は、特に設立資金の確保（施設・基金整備等）が課題となると考えられる。一方、公益法人の付置機関として設置する場合は、施設建設を伴う場合は設立資金が大きくなるが、既存施設に設置する場合は設立資金は小さくなる。特定非営利活動法人（NPO法人）の場合、国・地方公共団体と各種職能団体が共同で設立し、運営は特定非営利活動法人（NPO法人）の自主運営に委ねることによって、積極的に事業展開を図ることが考えられる。

【復興支援組織の事業運営】

復興支援組織の事業運営については、会費収入(入会金収入を含む)、事業収入、寄付金(品)収入、資産収入(資産運用益等)、その他の収入が考えられる。

協議会方式の場合：資産保有や資産運用、税制面での優遇措置の適用、受託活動の困難さ等の問題があると考えられる。

公益法人を新たに設置する場合及び公益法人の付置機関として設置する場合：資産保有や資産運用、税制面での優遇措置の適用、受託活動の容易性等が確保されるという利点があるが、公的依存性が懸念されるとともに、親法人の定款による活動の制約性が伴うなどの問題が考えられる。

特定非営利活動法人(NPO法人)の場合：、資産保有や資産運用、税制面の優遇措置の適用、受託活動の容易性等が確保されるばかりでなく、自主的・自立的・中立的立場からの経営や組織運営が可能であるが、それだけに自立的な運営資金の確保が要求されることになる。

【復興支援組織の設立単位】

復興支援組織の設立単位については、各専門職能団体等や個人の存在数から考えると、狭域的な単位での設立は困難である。したがって、復興支援組織の設立単位については、都道府県単位での設置を基本とし、その発展形態として地方ブロック圏単位での合同組織化の措置が考えられる。

【復興支援組織相互及び行政・民間・ボランティアとの連携】

平常時から人材情報の共有化や共同事業の実施、連絡会議の定期的開催等に取り組むなどにより、復興支援組織相互の連携体制を構築しておくことが必要であるとともに、行政、民間事業者、被災者、そして被災者を支えるボランティア団体等の各主体との連携も不可欠である。

【復興支援組織に対する支援方策】

訓練や講習等の講師の派遣
訓練の場所・機会の提供
事務局の施設提供
運営設備(コピー・電話・パソコン等)の提供
訓練カリキュラムや災害種別復興活動対応マニュアルの作成支援
復興対応研究支援
設立に際しての資金的支援
登録認定制度の創設及び認定支援
専従職員の派遣

等

4 終わりに(検討すべき課題)

登録認定制度の内容検討及び運営指針・活動マニュアル等の作成
復興支援組織設立のための事業制度の整備

2	復興支援組織設立に関する専門職能団体等及び地方公共団体の意向	76
2.1	専門職能団体等における復興支援組織の必要性.....	76
2.1.1	復興支援組織の必要性に関する意向.....	76
2.1.2	災害時における復興支援組織への協力に対する意向.....	78
2.1.3	復興支援組織の運営形態に関する意向.....	82
2.1.4	平常時の訓練等に対する参加意向	83
2.2	地方公共団体に対する意向調査.....	85
2.2.1	復興支援組織の必要性に関する意向.....	85
2.2.2	復興支援組織の組織単位に関する意向.....	87
2.2.3	復興支援組織に対する協力に関する意向	88
2.2.4	復興支援組織の運営形態に関する意向.....	89
3	復興支援組織の設立可能性の検討	90
第3章	復興支援組織のあり方に関する検討.....	93
1	復興支援組織の位置づけと設立意義	95
1.1	復興支援組織の位置づけ	95
1.2	復興支援組織の全体像.....	95
1.3	復興支援組織の意義と役割	97
1.4	復興支援組織の設立効果	99
2	復興支援組織の活動範囲.....	100
2.1	復興支援組織の専門職能領域.....	100
2.2	復興支援組織の活動内容	101
3	復興支援組織の組織運営	103
3.1	復興支援組織の設立形態	103
3.2	復興支援組織の事業運営	109
3.3	復興支援組織の設立単位	110
3.4	復興支援組織相互及び行政・民間・ボランティアとの連携	111
3.5	復興支援組織に対する支援方策.....	112
終わりに	113

補論 復興支援組織設立の一例	115
はじめに.....	117
1 復興支援組織の組織体制案の作成	117
2 復興支援組織の活動方針及び活動計画案の作成.....	118
3 復興支援組織の定款（規約）案の作成.....	120
4 復興支援組織の設立趣旨書（案）の作成.....	127
5 復興支援組織の設立準備と設立までの流れ.....	128
資 料.....	129
1 アンケート調査の概要.....	131
2 アンケート調査票	137
3 アンケートの対象とした専門職能団体等のリスト	163
4 アンケートの回答があった専門職能団体等の概要.....	199
5 既往災害における職能団体等の活動記録.....	241
6 主要参考文献リスト.....	345

序章 調査の目的と方法

1 調査の背景

大規模災害における緊急・応急事業や復興事業を迅速かつ円滑に進めるためには、行政のみならず、数多くの専門知識・技術を有する民間の人材・団体（以下「専門職能団体等」とする。）の支援を欠かすことはできない。

第1に、復興計画を策定するための基礎となる、応急危険度判定や罹災証明の発行に係る判定など、各種被害調査に関わる専門職能団体等の確保が必要である。また、各種被害調査の実施に際して混乱を来たさぬよう、事前に必要な調整を行っておくことも重要である。

第2に、被災者からの様々な相談に対応する専門職能団体等の確保が必要である。阪神・淡路大震災においては、特別総合行政相談所、いわゆる「震災なんでも相談所」が数回に渡って開設され、各種資格証の再発行（年金証書、運転免許証等）、税の減免措置、住宅の建て替えや補修資金、罹災証明の発行手続、事業再開、借地・借家、建物登記など、多種多様な相談活動を行った。このような総合的な相談窓口の設置は、被災者の自立復興を促す上でも重要であり、専門職能団体等の確保は必要不可欠と言えよう。

第3に、市街地や集落復興計画の策定と事業推進に関わる専門職能団体等の確保が必要である。阪神・淡路大震災においては、被害が甚大であった重点復興地域に対して、まちづくりコンサルタントやアドバイザーが派遣され、また1地区300万円を限度額とするまちづくり活動への助成支援が行われた。しかし、重点復興地域以外の地域に対しては専門家派遣等の支援措置は用意されず、重点復興地域の指定の有無が被災地における市街地復興の地域格差を生じさせたことは否めないとも言えよう。したがって、重点復興地域以外の地域に対するまちづくり支援対策も視野に入れた支援体制をあらかじめ検討しておくことが重要な課題であり、市街地や集落復興計画の策定と事業推進に関わる専門職能団体等をあらかじめ認定登録する仕組みを構築しておくことは重要である。

第4に、各種産業復興計画の策定と事業推進に関わる専門職能団体等の確保が必要である。阪神・淡路大震災においては、既往制度の活用に加え、新たな支援措置も用意されたが、商店街や中小工場の復興に関しては、従前の営業・操業場所と離れた地域に仮設店舗・工場を設置したことにより営業・操業が継続困難になった事例も見られ、応急対策から本格的復興対策への道筋の不連続性あるいは断絶性の問題が指摘された。中小企業の復興に関しては、業種業態等によって対応策も異なることから、複雑多岐に渡る中小企業の復興再建方策に関する適切な支援を行う体制の整備が必要であり、中小企業の事業主等に適切な助言指導を行うことができる専門職能団体等の確保及び派遣体制が必要である。

第5に、メンタルヘルスケアをはじめとする各種カウンセリングや、高齢者・障害者等の自立に向けた支援に関わる専門職能団体等の確保が必要である。阪神・淡路大震災においては、震災孤児や独居老人に対するカウンセリングや視覚障害者や聾啞者、知的障害者に対する支援等において専門的な知識や技能を有する人々の確保が図られた。したがって、一般ボランティアのみでは対処できない問題に適切に対応できる専門職能団体等の確保が必要である。

第6に、行政、企業、住民等の様々な主体の役割分担を明確にしつつ、それらの有機的連携による防災体制の確立が必要である。阪神・淡路大震災においては、NPOやボランティア等の活躍が目立った反面、行政のみでは大規模災害時において発生する諸課題への対応には限界があることや、行政と民間との連携や被災者の自力復興に対する支援のあり方の難しさが指摘された。公助、共助、自助の考え方については本格的な議論が始まったばかりであるが、公助、共助、自助の連携による防災体制の確立に向けて、公助と自助の中間項である共助の一形態として専門職能団体等の活用が考えられる。

2 調査の目的

専門職能団体等の確保に当たっては、第1に、専門職能団体等に関する情報を事前に把握しておくことが必要であるとともに、専門職能団体等が大規模災害時においても適切に対応できるよう、あらかじめ学習・研修・訓練等を行っておくことが必要である。

第2に、大規模災害時において専門職能団体等がそれぞれ必要とされる課題に個別的・断続的に対応するのではなく、相互に連携調整を図り、かつ継続的に対応する体制が必要である。すなわち、専門職能団体等が相互に連携調整を図りながら、諸課題に対して一元的かつ統一的に対応をすることによって、迅速かつ効果的な災害支援を図ることが期待できると考えられる。

第3に、専門職能団体等の確保とそれによる支援体制は、ある一定地域内にとどまらず、広域的な支援体制になるようにする必要がある。これは、首都圏のような専門職能団体等が集積する地域で大規模災害が発生した場合、専門的人材自身が被災することになり、また一方で地方都市においては専門職能団体等そのものが少ないと考えられるためであり、広域的な支援体制を整備しておくことによって、専門職能団体等の集積に関係なく、被災地復興が円滑に進められることを期待するものである。

阪神・淡路大震災の事例に鑑み、予防、応急、復旧・復興対策を迅速かつ円滑に進めるためには、事前から専門職能団体等の確保とそれによる支援体制を確立しておくことは極めて重要な課題であると言えよう。

そこで、本調査においては、大規模災害において、必要な時に、必要なチームを編成し、必要な地域や必要な人々のところへ、専門的支援を行うことができる総合的な復興支援体制の確立に向けて、専門職能団体等による復興支援組織の設立の可能性やあり方に関する検討調査を行うことを目的とする。

なお、災害時においては、被災者と専門家あるいは業者との間における各種トラブルが発生するきらいがあり、あらかじめ研修・訓練を受けた人材を災害時においても対応可能な人材としての認定しておくことも重要であることから、認定制度に関しては今後の検討課題とする。

3 調査の内容と方法

3.1 本調査の内容と方法

本調査の内容と方法は次の通りである。

(1) 既往災害に見る専門職能団体等の支援活動実態の把握

阪神・淡路大震災以降の大規模災害における専門職能団体等の活動実態並びに当該団体の専門領域、組織体制、運営方法、運営資金等を把握するとともに、大規模災害における専門職能団体等の対応課題を把握した。

(2) 復興支援組織の設立可能性に関する検討

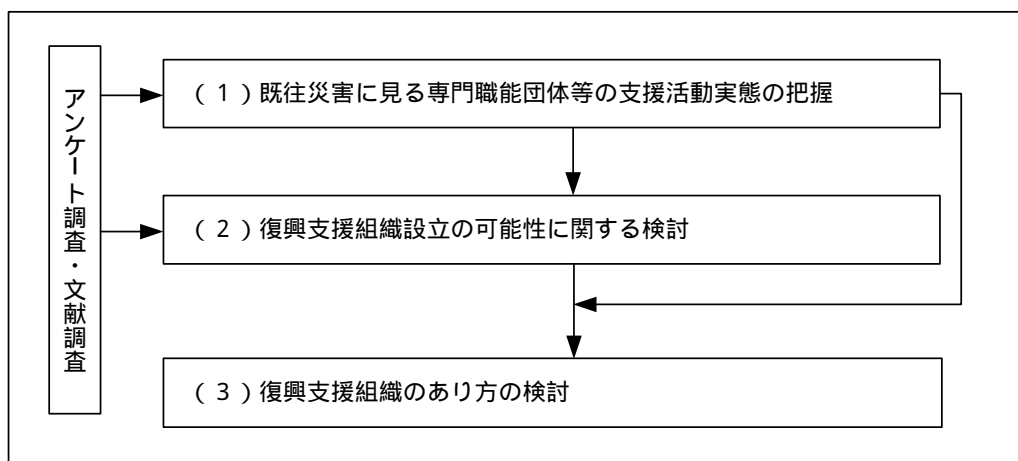
専門職能団体等及び都道府県並びに災害経験公共団体に対して、復興支援組織の必要性、参加意向、組織形態、運営方法、国及び地方公共団体に対する必要支援策等に関する意向調査を行い、復興支援組織設立可能性と組織要件を整理した。

なお、災害時における専門職能団体等の活動実態を把握するために、アンケート調査及び文献調査も併せて実施した。

(3) 復興支援組織のあり方の検討

上記(1)及び(2)を踏まえ、復興支援組織の意義と役割、設立効果、活動範囲、活動内容、組織運営、国及び都道府県の必要支援方策など、復興支援組織のあり方を検討するとともに、復興支援組織の設立準備、設立指針、設立後の留意点等についても示した。

調査のフロー



3.2 アンケート調査の概要

本調査では、主に災害復旧・復興期に活動する職能団体と、近年の災害で被災した地方公共団体並びに被災していない都道府県・政令指定都市・中核市を対象にアンケート調査を行った。アンケート調査は、職能団体向けのアンケート調査票と地方公共団体向けアンケート調査票の2種を用意し、実施した。

なお、本アンケート調査では、「職能」をいわゆる「職務に有効な能力」に限らず、例えば救援物資の調達では物資の確保を行う団体・業界から運搬・輸送を行う団体・業界まで、災害発生後に必要とされる業務に関わる職種全般を指すものとして定義している。

(1) 職能団体向けアンケート調査

1 調査項目

- (1) 職能団体の組織体制等について尋ねる設問
- (2) 職能団体が災害発生時に行った活動について尋ねる設問
- (3) 職能団体の災害時の対応について尋ねる設問
- (4) 復興支援組織の必要性や可能性についての意向を尋ねる設問

2 対象の抽出

アンケート調査対象の抽出は以下のように行った。

文献調査を行い、既往災害である阪神・淡路大震災で活動した記述のある職能団体を抽出した。

文献調査によって抽出された職能団体の、「本部組織」「北海道支部組織」「東海支部組織」「愛知県支部組織」「名古屋市支部組織」「近畿支部組織」「兵庫県支部組織」「神戸市支部組織」「中国支部組織」「鳥取県支部組織」を取り上げ対象とした。

「北海道」「愛知県」「兵庫県」「鳥取県」の地域防災計画において、指定公共機関として定められている団体を、アンケート対象として加えた。

アンケート調査対象団体は、発送後に回答を他支部組織への依頼や支部組織の意見を本部組織で集約するということが一部の職能団体で行われたため、最終的に「建築・建設」「都市計画・まちづくり」「宅地・住宅」「雇用・経済」「消費生活」「法曹・税務・会計」「廃棄物処理」「し尿処理」「保健・医療・福祉」「その他」各分野の合計で368団体を対象とした。

3 アンケート調査方法

アンケート調査票は、郵送配付、郵送返却によって行った。

4 回収結果

有効アンケート回答数は、160団体（ただし、活動記録のシートのみでの回答があった1団体を含む）で、回収率は43.5%であった。

(2) 地方公共団体向けアンケート調査

1 調査項目

- (1) 対象課が阪神・淡路大震災において職能団体へ要請した活動の内容について尋ねる設問
(ただし、近年の災害である阪神・淡路大震災、有珠山噴火、東海豪雨、鳥取県西部地震により被災した地方公共団体のみを対象とする)
- (2) 対象課の災害発生時の業務内容について尋ねる設問
- (3) 復興支援組織の必要性や可能性についての意向を尋ねる設問

2 対象の抽出

アンケート調査対象は以下のように決定した。

阪神・淡路大震災、有珠山噴火、東海豪雨、鳥取県西部地震の4種の既往災害において、災害救助法の適用地域とされた地方公共団体を、被災地地方公共団体として59団体を対象とした。

被災地地方公共団体以外の、都道府県、政令市、並びに中核市を非被災地地方公共団体と位置づけ、78団体を対象とした。

被災地地方公共団体においては災害対応を行った課(ただし、北海道においては部)を対象とし、非被災地地方公共団体においては、災害担当課を対象とした。

3 アンケート調査方法

アンケート調査票は、郵送配付、郵送返却によって行った。

4 回収結果

被災地地方公共団体における有効アンケート回答数は30団体で回収率は50.8%であった。

非被災地地方公共団体における有効アンケート回答数は59団体で回収率は75.6%であった。

被災地公共団体において得られた各課の回答の総計数は、119課であった。

第1章 既往災害に見る専門職能団体等の 支援活動の実態

1 既往災害における専門職能団体等の活動状況

本節では、既往災害における専門職能団体等の各種の支援活動実態を、文献調査及びアンケート調査により把握する。

1.1 専門職能団体等の支援活動の実態

1.1.1 災害種別に見た専門職能団体等の活動実態把握

阪神・淡路大震災以降の大規模災害（阪神・淡路大震災、有珠山噴火、東海豪雨、鳥取県西部地震）における専門職能団体等の支援活動について、文献及びアンケート調査によって把握し、その活動実態を時系列ごとに整理する。

専門職能団体等が、支援活動を行った期間と、支援活動の時間の流れを把握するために、横軸に対応課題を、縦軸に災害発生後からの経過期間を取り整理した。

なお、横軸に示した対応課題は、災害発生後に対応が想定される順に並べ、縦軸の災害発生後からの経過期間には、次の4区分¹で整理した。

- 第1期：初動期（初期72時間を中心として）
- 第2期：応急対応期（災害発生後4日～3週間）
- 第3期：本格的復旧・復興始動期（災害発生後4週間～6ヶ月）
- 第4期：本格的復興期（災害発生後6ヶ月以降）

(1) 阪神・淡路大震災（地震災害）

阪神・淡路大震災における専門職能団体等の対応には、次の特徴が挙げられる。

発災後初期には、建築士会等の建築関連団体による応急危険度判定、葬祭業団体による遺体安置のための柩やドライアイスの確保、赤十字社やAMDA等の医師団体による緊急医療、運送業団体や建設団体による緊急物資輸送等、の支援活動が行われた。それらのほとんどが、初動対応あるいは応急対応としての支援活動であるが、なかには、上下水道やガス等のライフラインに係る復旧作業も、発災直後より取り組まれていることがわかった。

がれき処理は、ライフラインの復旧作業より遅れて、発災から1週間程度経過した頃より始められ、2月に入り活発になった。

なお、災害ごみの処理には、夜間搬送や、鉄道による広域搬送が行われた。

炊き出しの実施や、手袋・懐中電灯・灯油等の生活物資の供給、生活ゴミの収集、等々の支援活動は、発災後、1週間程度経過した頃より始められた。

¹ 国土庁防災局・(財)都市防災研究所(2001):「阪神・淡路大震災教訓情報資料集(阪神・淡路大震災の教訓情報分析・活用調査報告書)」に基づき、第1期から第4期までの区分とした。

保険や住宅、法律相談等の相談支援活動は、発災後10日程度経過した頃に数多く行われている。初期の頃は、会場を設けて各種の電話相談を行う形式のものであったが、その後、弁護士や司法書士等の専門職能家が、各種の団体から派遣され、会場を設けてそこで実際に面談相談を行う形式のものに変化している。

相談支援活動は、個々の専門職能団体等が独自に開催するものもあれば、行政が会場を用意し、そこへ複数の専門職能団体等が相談員を派遣して行うものもあった。これらの相談支援活動は、発災後10日程度経過してから行われているが、その多くは、罹災証明のための相談であった。

相談業務のなかには、平成7年3月31日までは、無料のものが多かったが、それ以降は有料での相談業務として継続された例も見られた。

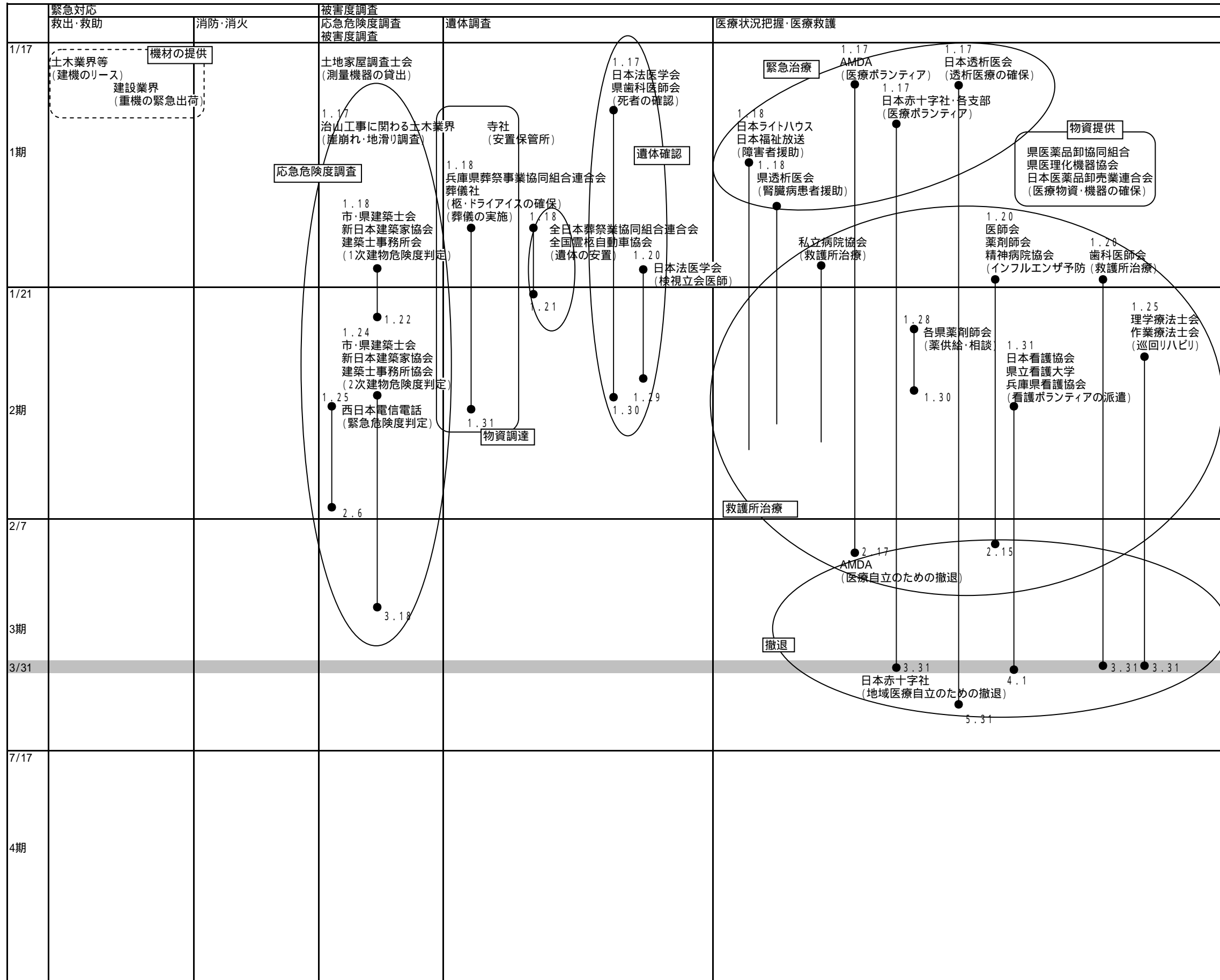
専門職能団体等の支援活動の終了時期に着目すると、医療支援活動や、ライフラインの復旧作業等は、平成6年度末（平成7年3月31日）をもって終了しているものが多く見られた。

また、当初、災害対応業務として行っていた支援活動を、年度替わりを契機に、平常時業務に組み入れ、その後（平成7年度）も継続して支援活動を行っている例も見られた。

まちづくりに関する相談業務は、発災後6ヶ月以上経過するまでほとんど見られなかった。また、様々な相談支援活動は、同一会場で開催されることはあっても、相談対応は各団体で個別にしており、協働して問題解決にあたることは少なかった。しかし、発災後約1年半経過した、平成8年9月には、阪神・淡路まちづくり支援機構が結成され、そこでは、復興まちづくりに係る土地の権利や税務、その他の法律相談等に対し、各種の団体が協働して問題解決に取り組んでいる。

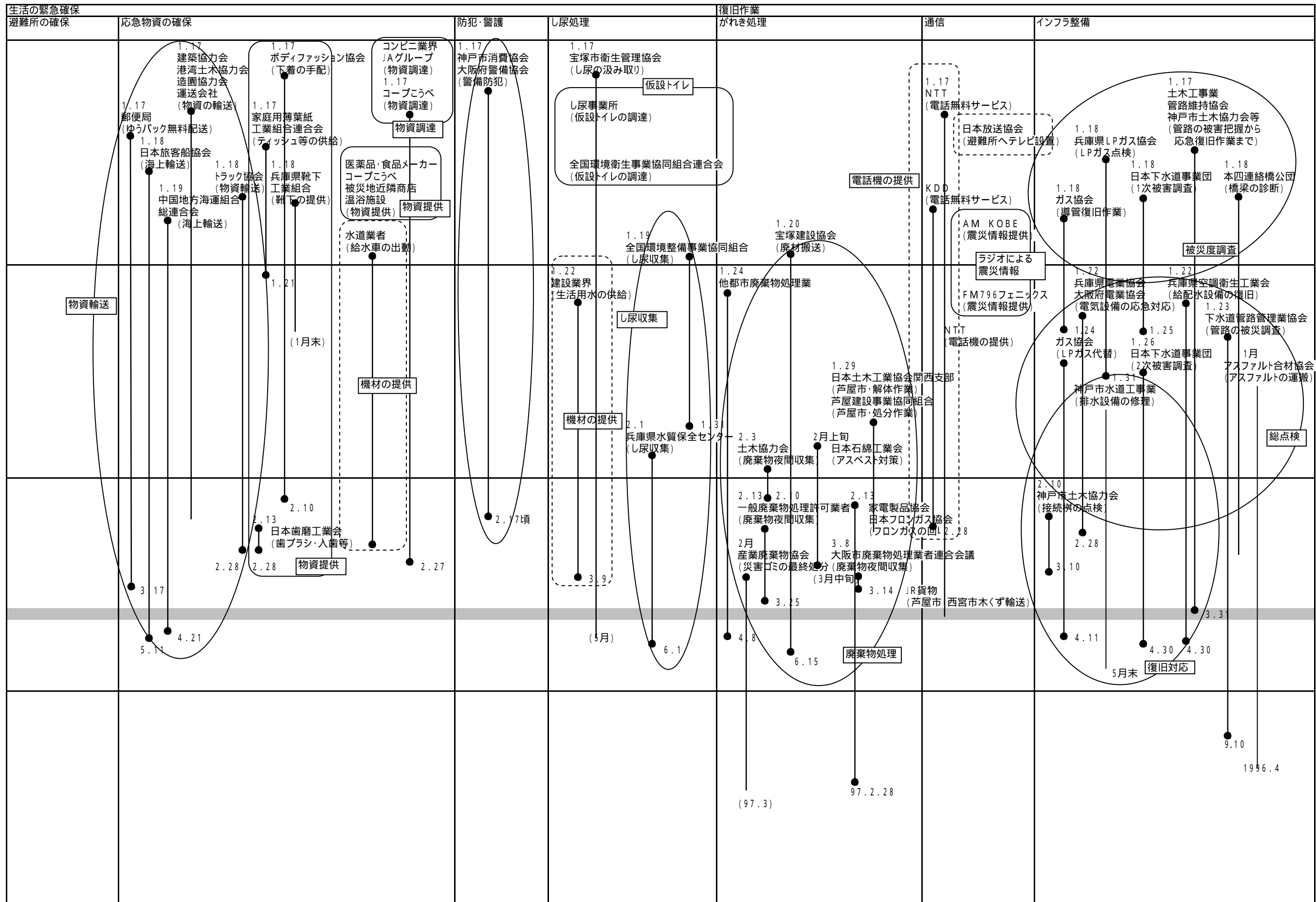
避難生活の長期化に伴い、こころのケアの必要性が指摘されたが、それに関しては、平成7年2月に入り、精神科医等による避難所の巡回診療が行われている。また、平成7年6月には、社会福祉士、精神科医、臨床心理士等の専門職能団体等によって、こころのケアセンターが設立されている。

表 職能団体の活動経緯(阪神・淡路大震災)



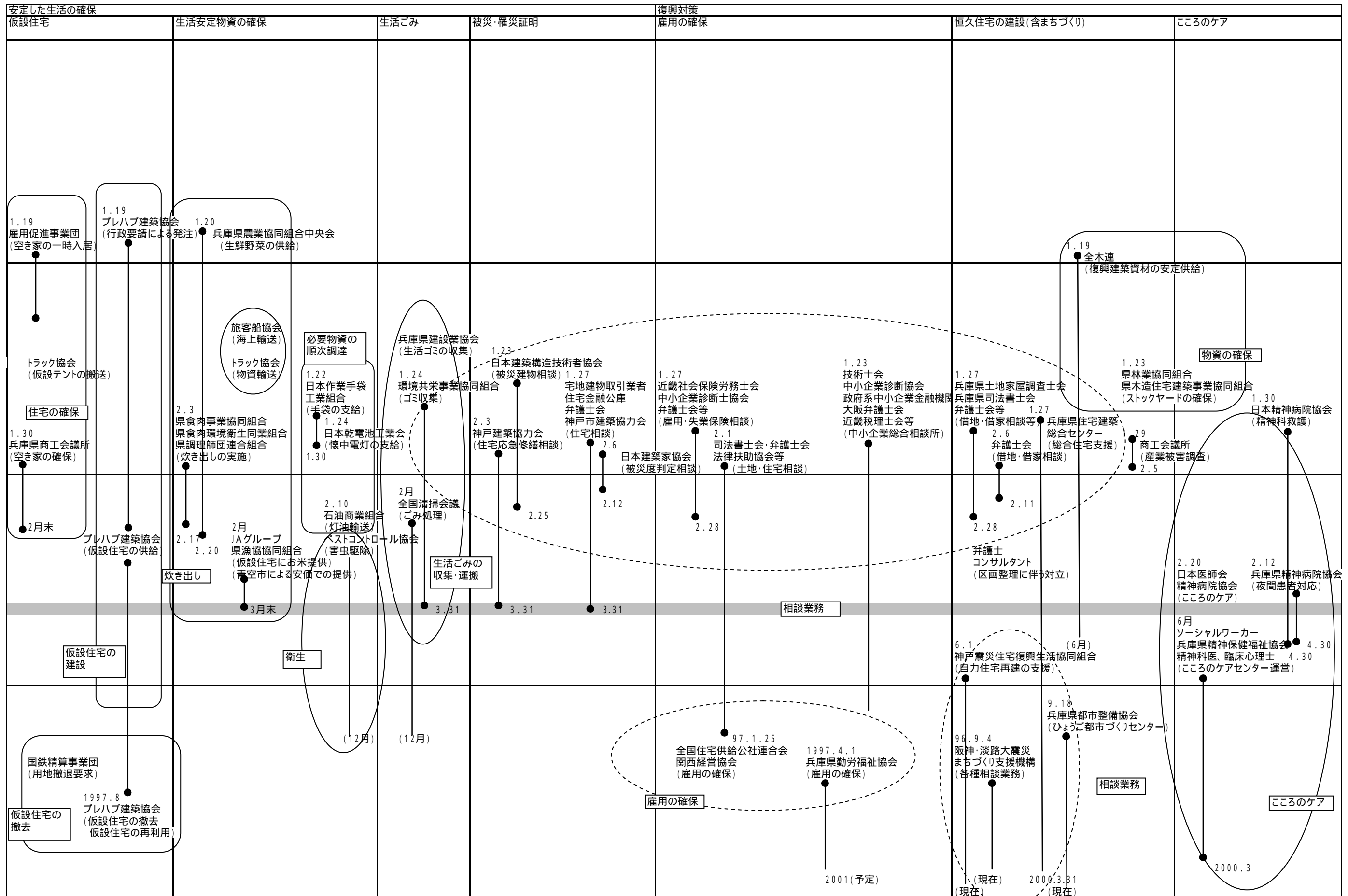
楕円実線囲みは「技術支援」、楕円点線囲みは「知識支援(相談業務)」、丸四角実線囲みは「物資援助」、丸四角点線囲みは「機材の支援」、を表す。
日付のないものは、想定される位置に図示したものとする。

表 職能団体の活動経緯(阪神・淡路大震災)



楕円実線囲みは「技術支援」、楕円点線囲みは「知識支援(相談業務)」、丸四角実線囲みは「物資援助」、丸四角点線囲みは「機材の支援」を表す。日付のないものは、想定される位置に図示したものとす。

表 職能団体の活動経緯(阪神・淡路大震災)



楕円実線囲みは「技術支援」、楕円点線囲みは「知識支援(相談業務)」、丸四角実線囲みは「物資援助」、丸四角点線囲みは「機材の支援」を表す。日付のないものは、想定される位置に図示したものとする。

(2) 有珠山噴火（火山災害）

有珠山噴火では、噴火による被害発生前に避難勧告がなされた。そのため、噴火後を第1期から第4期までとし、噴火前は、「発災以前」として整理した。

有珠山噴火における専門職能団体等の対応には、次の特徴が挙げられる。

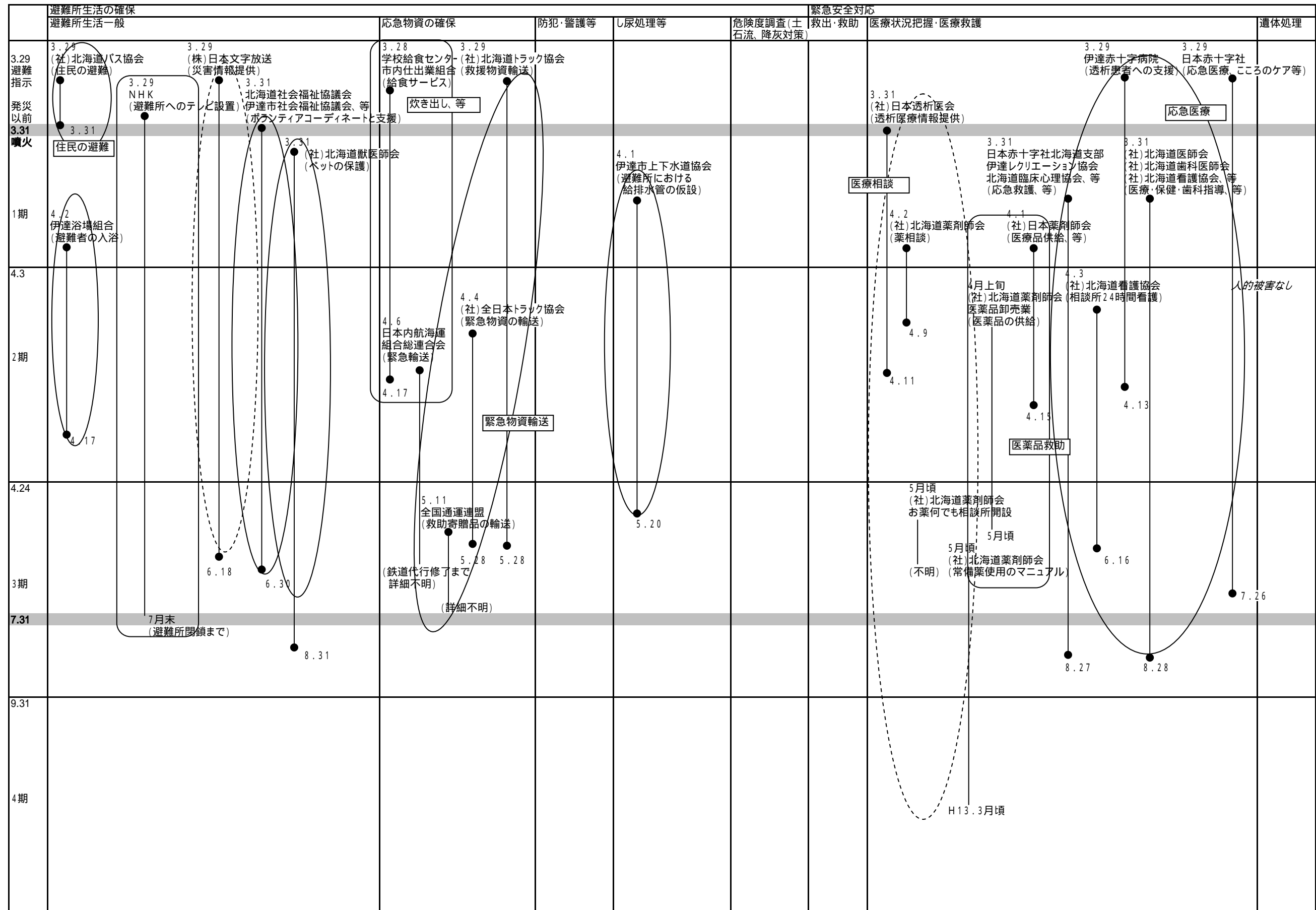
噴火前に避難勧告がなされ、住民の避難が開始された。そのため、発災前より、住民の避難輸送や、避難所の開設、応急物資の確保等の課題に対応する専門職能団体等の支援活動が行われた。

サンプル数は少ないが、阪神・淡路大震災と比較すると復旧作業に多くの日数を要している。これは、一般的に火山噴火災害は、噴火活動が長期にわたって継続することから、避難所生活・仮設住宅生活が長期化する傾向にあり、復旧・復興作業の開始時期が遅くなるためである。

アンケートの自由意見のなかには、被災者が居住地に復帰することができず、復旧・復興作業への行政対応がより困難なものになっているという指摘も見られた。

避難所生活の長期化に伴い、発災後40日程度経過した、平成12年5月には、児童・生徒に対するこころのケアが行われた。

表 活動の経緯 (有珠山噴火)



楕円実線囲みは「技術支援」、楕円点線囲みは「知識支援(相談業務)」、丸四角実線囲みは「物資援助」、丸四角点線囲みは「機材の援助」を表す。日付のないものは、想定される位置に図示したものとする。

表 活動の経緯 (有珠山噴火)

	安定した生活の確保					復旧		復興		
	仮設住宅	生活安定物資の確保	生活ごみ	被災・罹災証明	こころのケア	がれき処理(土石流、降灰処理等)	インフラ整備	土木対策	雇用の確保	恒久住宅の建設 復興まちづくり、等
3.29 避難指示 発災以前 3.31 噴火	3.28 (社)プレハブ建築協会 (仮設住宅の建設)						3.29 NTT (電話サービス)	3.28 北海道電力(株) (電力供給設備の点検等)		
1期								3.31 (社)北海道エルピーガス協会 高圧ガス協会北海道支部、等 (LPガスの安定供給)		
4.3	仮設住宅の 建設			4月上旬 北海道生コンクリート工業組合 (被害状況確認)			4.2 伊達ガス事業協同組合 北海道LPガス協会胆振支部 (一時帰宅・避難指示解除に 合わせてガス点検)			
2期			(詳細不明)				4.14 日本下水道事業団 (下水道対応)			
4.24				5.10 北海道臨床心理士会 (児童生徒のケア)		インフラの復旧		4.24 北海道土地改良事業団体連合会 (用水路の査定設計)		5.20 日本司法書士会連合会 (無料法律相談)
3期	7.21			6.1						5.25 相談業務
7.31										
8月上旬										
9.31							8月上旬			
9.27										
9.20										
4期							(現在)			

楕円実線囲みは「技術支援」、楕円点線囲みは「知識支援(相談業務)」、丸四角実線囲みは「物資援助」、丸四角点線囲みは「機材の援助」を表す。
日付のないものは、想定される位置に図示したものとする。

(3) 東海豪雨（水害）

東海豪雨では、堤防決壊による被害が生じる前に避難勧告がなされた。そのため、実被害が生じた平成12年9月13日時点以降を第1期から第4期までとし、堤防決壊前は、「発災以前」として整理した。

東海豪雨における専門職能団体等の対応には、次の特徴が挙げられる。

堤防決壊前に避難勧告がなされ、住民の避難が開始された。そのため、発災前から、住民の避難輸送や、避難所の開設、応急物資の確保等の課題に対応する専門職能団体等の支援活動が行われた。

土のうづくり等による水害防止対策がなされているが、この土のうづくりには、建設業関連の団体による支援がなされている。

医療救護活動は、避難所が開設された時からなされているが、1ヶ月も経たないうちに終了している。

水害による災害ゴミが大量に発生したが、災害ゴミの搬送には、土木や建設業関連団体の支援活動があった。阪神・淡路大震災の時は発災1週間後から災害ゴミの搬送・処理に対する専門職能団体等の支援活動が開始されたが、東海豪雨では、発災直後から開始されている。

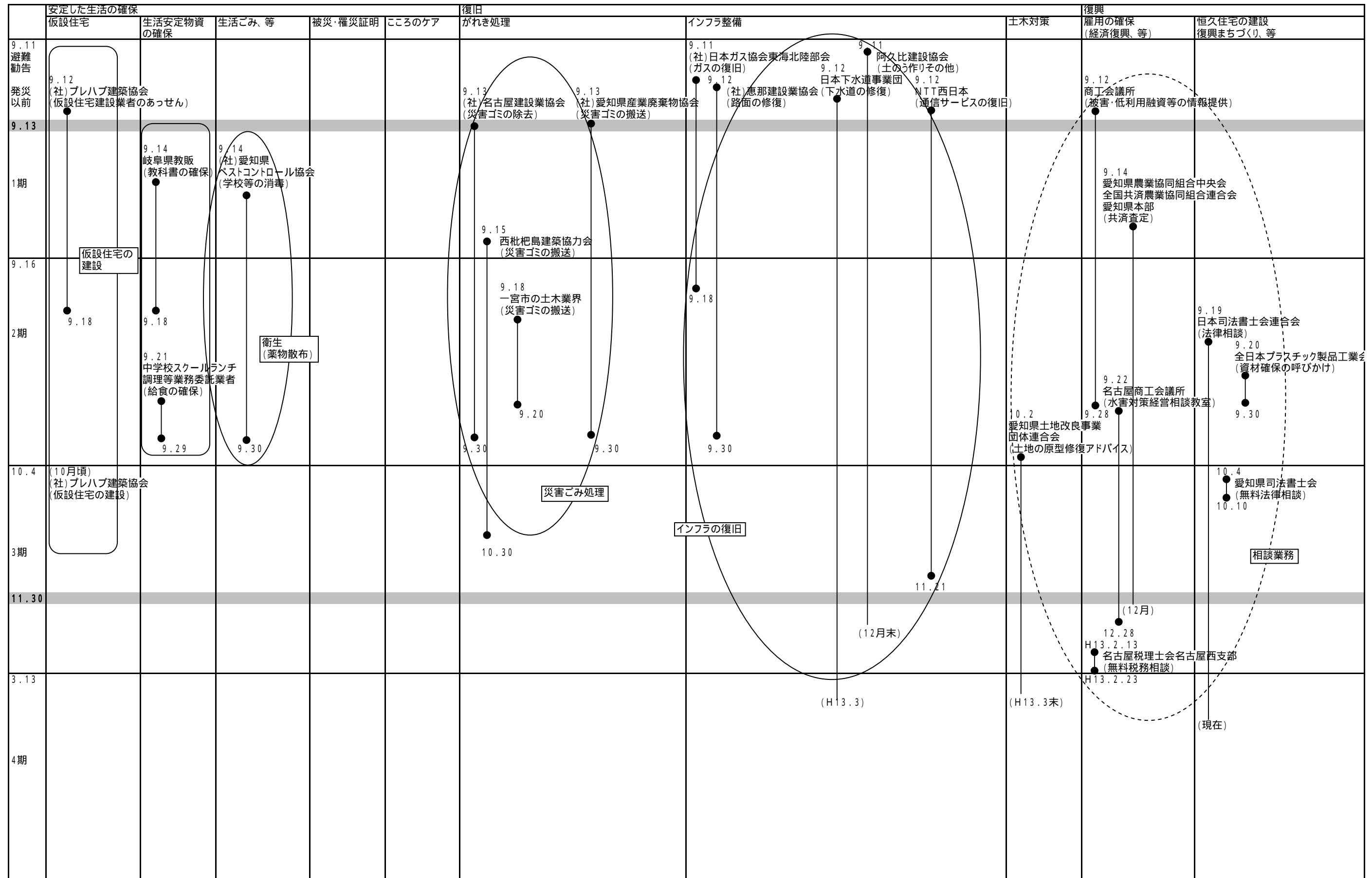
水害は、河川の流量が次第に増していくことがある程度予測することが可能であることから、発災以前に避難対応策や水害防止対策を講じることができる。また、堤防決壊や内水被害等による浸水期間は比較的短いと言える。したがって、初動期や応急対応期における専門職能団体等の支援活動は比較的早く開始されていると言える。

表 活動の経緯 (東海豪雨)

	避難所生活の確保				緊急安全対応		
	避難所生活一般	応急物資の確保	防犯・警護等	し尿処理等	危険度調査 応急被害対策	救出・救助 医療状況把握・医療救護	遺体処理
9.11 避難 勧告	9.11 NHK 避難所 テレビ設置	9.11 (社)愛知県トラック協会 (社)北海道トラック協会 緊急物資(パン)の提供	9.11 名古屋勤労市民生活協同組合 (ゴミ袋・タオル等の支給 緊急物資(パン)の提供)	9.11 し尿くみ取り業 便槽浸水被害 に対する汲取)	9.11 一宮市建設協同組合 一宮市土木協同組合 (土のう積、ポンプ排水)	9.11 日本赤十字社 (救護活動) 応急医療	
9.11 発災 以前	9.12 名古屋市社会福祉協議会 (ボランティアの調整)	9.12 日本赤十字社 兵庫支部 (毛布の搬送)	9.12 東邦ガス(株) (カセットコンロ貸出)		9.12 甚目町土建業 (土砂確保)	9.12 (社)日本透析医会 (透析医療・情報提供)	
9.13					9.13 (社)愛知県エルピーガス協会 (LPガス設備点検)		
1期		9.14 愛知県家庭紙同業会 名古屋家庭金物卸協同組合 (救援物資の確保)			9.15 二次被害対策 (土溜り、添水対)	9.14 (社)愛知県薬剤師会 (社)愛知県医師会 愛知県病院協会、等 (薬の管理と服薬指導 応急救護、等)	9.14 名古屋市学校薬剤師会 (環境衛生検査)
9.16		緊急物資輸送	緊急物資提供	9.19		9.24 医療救護	
2期		9.20				9.24 9.30 9.26	
9.24		9.24					
10.4		10.1					
10.6							
3期							
11.30	避難所閉鎖 (11月末)					11.30	
3.13			(H13.3)				
4期							

楕円実線囲みは「技術支援」、楕円点線囲みは「知識支援(相談業務)」、丸四角実線囲みは「物資援助」、丸四角点線囲みは「機材の援助」を表す。
日付のないものは、想定される位置に図示したとする。

表 活動の経緯 (東海豪雨)



楕円実線囲みは「技術支援」、楕円点線囲みは「知識支援(相談業務)」、丸四角実線囲みは「物資援助」、丸四角点線囲みは「機材の援助」を表す。
日付のないものは、想定される位置に図示したものとす。

(4) 鳥取県西部地震（地震災害）

鳥取県西部地震における専門職能団体等の対応には、次の特徴が挙げられる。

阪神・淡路大震災の時と同様、発災後初期には、建築士会等の建築関連団体による応急危険度判定、赤十字社等の医師団体による緊急医療、運送業団体や建設団体による緊急物資輸送等の支援活動が行われた。それらの支援活動の多くは、第2期で終了していることがわかる。

がれき処理には、発災後2日で開始しており、阪神・淡路大震災と比較すると相当早く開始されていることがわかる。

保険や住宅、法律相談等の相談支援活動は、発災後、1週間程度経過した頃に数多く行われている。

専門職能団体等の支援活動の終了時期に着目すると、その多くが、発災から約1ヶ月半後の平成12年11月中頃までには終了している。

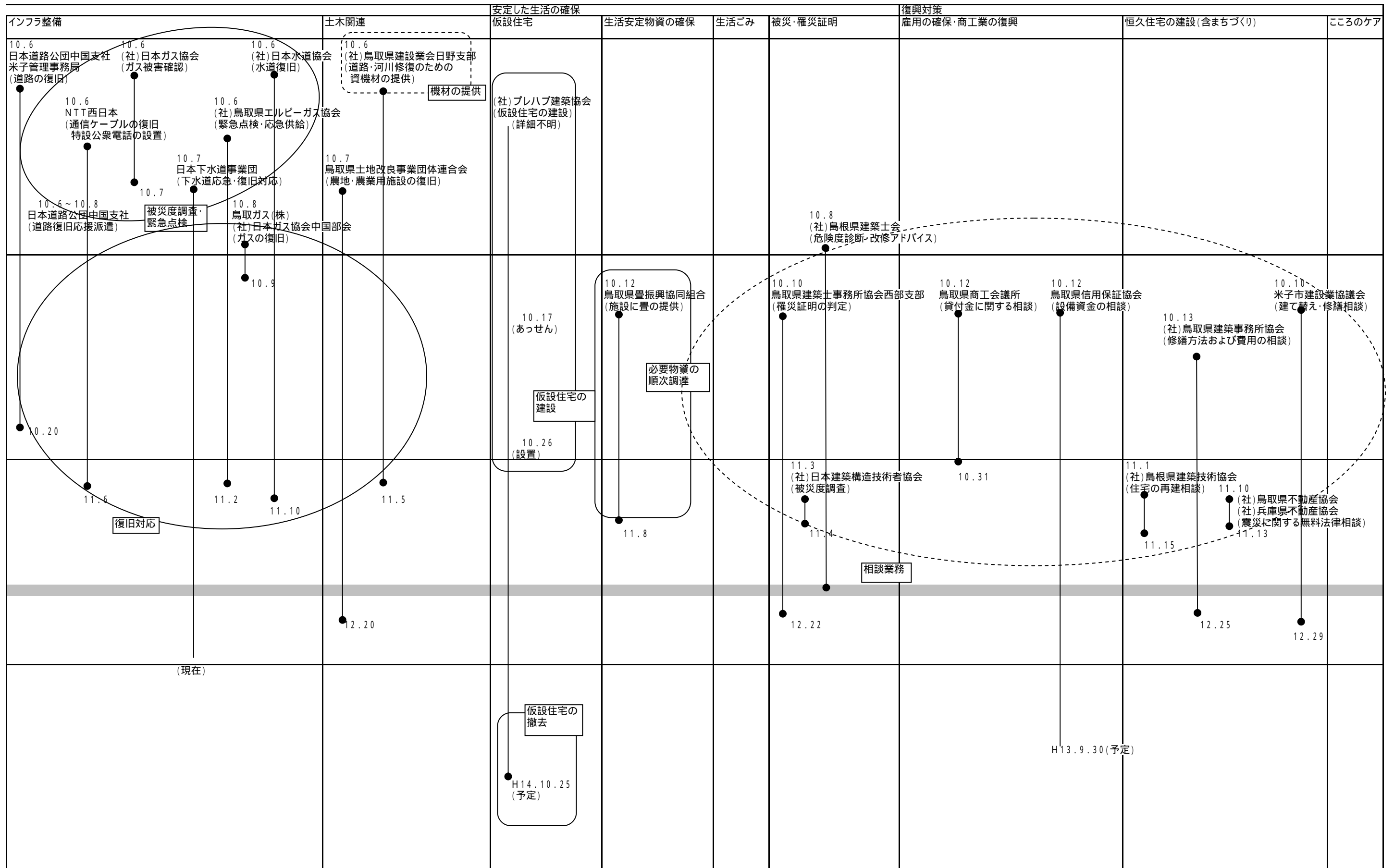
鳥取県西部地震における支援活動の時期は、同じ地震災害である阪神・淡路大震災と比較して、開始時期及び終了時期のいずれも早くなっている。活動開始が早くなった要因としては、被害の規模が小さかったことが大きい。各種専門職能団体の阪神・淡路大震災での活動経験が活かされたとも言える。

表 職能団体の活動経緯(鳥取県西部地震)

期	緊急対応		被害度調査		遺体調査	医療状況把握・医療救護		生活の緊急確保		防犯・警護	し尿処理	復旧作業
	救出・救助	消防・消火	応急危険度調査	被害度調査		医療状況把握	医療救護	避難所の生活一般	応急物資の確保			
H12 10.6			10.6 鳥根県建設業協会能義安来支部 (状況判断のためのパトロール)			10.6 (社)日本透析医会 (透析医療の情報提供)	10.6 日本赤十字社鳥根県支部 (巡回診療)	10.6 社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会 (ボランティアのコーディネート)	10.6 (社)鳥取県トラック協会 (緊急物資輸送)	10.6 日本赤十字社鳥取県支部 (毛布等の配布)	10.6 仮設トイレ等レンタル業者 (仮設トイレの設置)	
1期			10.7 (社)日本建築士会連合会、JIA、等 (応急危険度判定)			10.6 (社)鳥取県医師会 (応急救護)	10.6 日本赤十字社 (医療救護)	10.6 鳥取県医療品卸業協会 (医薬品の調達)	10.6 ホームセンター等の 一般小売業者 (応急修理機材の確保)		10.6 仮設トイレ	
			10.7 鳥取県砂防ボランティア (土砂災害の把握)									10.8 米子建設業協議会 (解体処理)
			10.8 (社)日本建築技術者協会 (被災建築物調査)									
10.9												
2期			10.9			10.10 日本赤十字社鳥根県支部 (避難所における医療救護)		ボランティア コーディネート	物資輸送			
			10.14 鳥取県建築士事務所協会西部支部 (応急危険度判定)			10.11						
						10.12						
			10.20			10.16 (社)鳥取県医師会 (避難所診療)						
			10.21			10.19						
						10.20						
						10.22						
10.27												
3期									10.30 (詳細不明)			
												11.5 廃棄物処理
11.30												
H13 4.6												現在
4期												

楕円実線囲みは「技術支援」、楕円点線囲みは「知識支援(相談業務)」、丸四角実線囲みは「物資援助」、丸四角点線囲みは「機材の支援」を表す。
日付のないものは、想定される位置に図示したものとする。

表 職能団体の活動経緯(鳥取県西部地震)



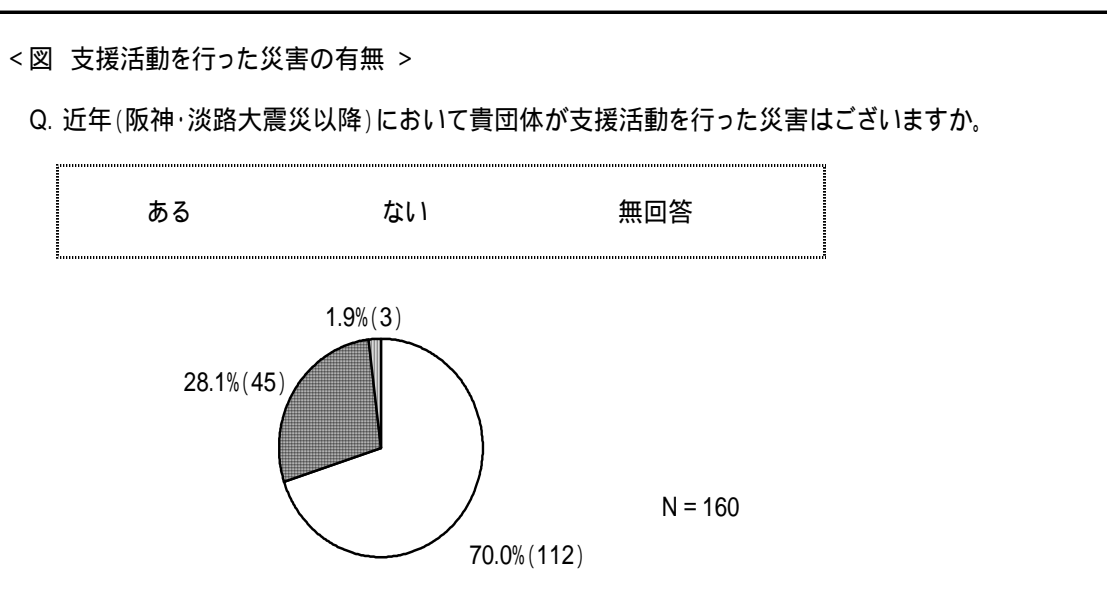
楕円実線囲みは「技術支援」、楕円点線囲みは「知識支援(相談業務)」、丸四角実線囲みは「物資援助」、丸四角点線囲みは「機材の支援」を表す。日付のないものは、想定される位置に図示したものとする。

1.1.2 専門職能団体等における支援活動の状況とその自己評価

阪神・淡路大震災以降に起きた比較的大規模な災害（阪神・淡路大震災、有珠山噴火、東海豪雨、鳥取県西部地震）において、被災した道県に存在する専門職能団体等及びその全国・中央本部組織を抽出し、支援活動の実態とその自己評価に関するアンケート調査を行った。以下にその結果を示す。

(1) 専門職能団体等における大規模災害復旧・復興支援活動の有無について

専門職能団体等に、支援活動を行った災害の有無について尋ねたところ、70.0%（112/160）が「ある」と回答しており、高い割合で支援活動を実施していることが分かった。



(2) 職能団体等の大規模災害復旧・復興支援活動における自己評価

また、災害復旧・復興に対する支援活動を行ったことがあると回答した112の専門職能団体等に対して、支援活動を行ったことにより、その後の日常業務で有益になったことがあるかを尋ねたところ、41.1% (46/112) が「ある」と回答している。

有益になったという点について整理して示すと、概ね以下に示す内容であった。

活動により団体としての信頼を得られた。また、そこで得られた信頼関係によって、仕事を依頼されるようになった。

災害時の支援活動の経験が、その後の災害における支援対応に活かされた。

災害時の支援活動の経験が、さらなる知識の修得や技術の向上に役立った。

災害時の支援活動の経験によって、組織内部の災害対応意識が向上した。

< 図 支援活動が今後の活動に役立ったこと >

Q. 先の災害発生後に職能を活かして実施した活動が、その後の日常の業務で有益なものとなることができましたか。

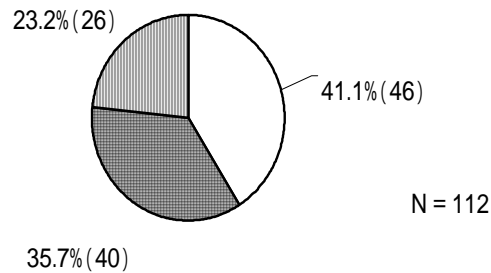
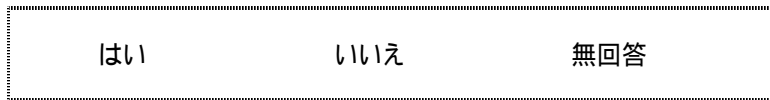


表 支援活動がその後の日常業務で有益になったという回答内容

活動により団体としての信頼を得られた。また、そこで得られた信頼関係によって、仕事を依頼されるようになった

ボランティアの復旧活動の支援やコンサート等のイベント開催、無料プレーカー、配線診断などを実施し、地域の方々に更なる信頼をいただけるように努力した。

測量、設計等を行った際に被災地区の現場を見ているから信頼できるという理由で、その後、行政から実施設計書の作成を頼まれた。

協会としては特にないが、会員は企業として信頼を得て受注につながったと聞いている。

電話回線や専用線サービスの早期回復、臨時電話を設置したことにより、お客様からお礼の言葉や信頼を頂戴した。相談対応の態度、心構え、相談員相互の情報交換の大切さ等がその後の一般相談に活かされている。

建築士を被災者が身近に感じ、地位の向上につながってきた感がある。

協議会会員のほとんどが地域に密着した零細業者であるが、震災発生後、協会から、「被災者にはできる限りの便宜を図るように」と要請したが、要請に積極的に応じた会員は地元住民から一層厚い信頼を得ている。

無料相談及び震災調停²を行った方から、その後具体的解決のための有料の仕事を多数依頼された。

全戸訪問、被災家屋等の被害調査などを通じて信頼関係が築かれ、その後の共済・信用事業の利用が増えてきた。

東海豪雨の相談会の後、同様の相談が寄せられ、登記等の受託に至ることがあった。

医薬分業が急速な進展をしているが、医師、住民(患者)から薬剤師の職能に対する評価が高まっている。

透析医療の災害時情報ネットワーク構築に関し、協力体制が取りやすくなった。

葬祭業の社会的な評価を高めると共に、葬儀に対する偏見や偏った考え方の克服に貢献できたことが成果であった。

災害時の支援活動の経験が、その後の災害における支援対応に活かされた

災害発生時の復旧活動の状況について検討・分析することにより、その後の防災対策の強化に反映した。

災害復旧事業における設計技術の経験は、通常業務の設計技術にも参考となった。

地震発生時における緊急措置及び復旧作業のマニュアル作成に役立った。また、鳥取県西部地震時の緊急措置に救援活動の経験が大いに活かされ、対応がスムーズにできた。

危機管理意識が高まり、震災対策に向けた取組みが進められた。

各患者さんが使用している薬の名称や注意事項等を各患者さんに持ってもらい、日常的に役立ててもらえるよう「お薬手帳」の普及啓発を進めているが、先の災害時にこれら「お薬手帳」が非常に役立ち、その理解・浸透が進んだ。

阪神・淡路大震災後は、国内・国外の災害発生時に、現地の意向を尊重した支援活動を行うための情報収集活動、義援金募金活動をより積極的に早期に行うようになった。

同業団体との連携による支援ボランティアの呼び掛け、受け入れ経験が他の震災支援に活かされた。

災害時の支援活動の経験が、さらなる知識の習得や技術の向上に役立った

港湾における液状化被害や住宅の倒壊に対してセメント系固化材を用いて改良することの有効性が確認された。

当協会の「自然災害調査指標(平成6年10月)」の実施と、現在進めている当協会ボランティアセンター立ち上げへの実効性が確認できた。また、「阪神大震災パネルディスカッション」の実施と提言がアクションプログラムの基本となった。

応急危険度判定、耐震度診断、地震工学等の知識が得られた。

土地の移動に伴う境界確定時における知見が得られた。

災害時の支援活動の経験によって、組織内部の災害対応意識が向上した

社内の防災意識の向上が図られるとともに他社との災害協定の締結など、参考となった。

地域的に差がある調査報告様式を統一しようとする動きが出てきた。

当会の助け合い・共済事業への信頼を高めた。職員と組合員(住民)との信頼関係を高めた。

社員の災害時行動、ボランティアに対する意識が高まった。

少ない使用可能岸壁、乗降施設を最大限活用したので、各事業者間に互助の体制(主として精神面)が強化された。

その他の意見

要請した行政機関から感謝の意があった。

被災者から謝意が寄せられた。

² 震災が原因で発生した調停事件

1.1.3 専門職能団体等の支援活動における行政との連携

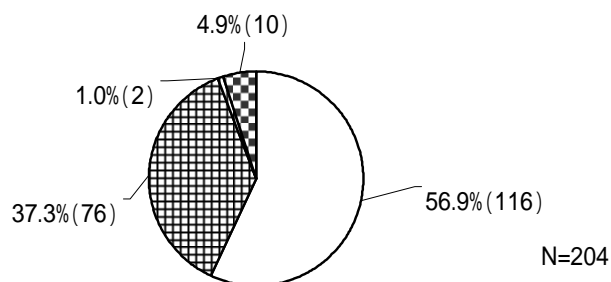
(1) 専門職能団体等が災害復旧・復興活動を行った契機（職能団体向けアンケートより）

既往災害で支援活動を行ったことがある、と回答した専門職能団体等に対して、活動を開始した契機について尋ねたところ、半数以上（56.9%、116/204）が「自主的に活動を開始した」と回答した。また、「行政から要請があった」と回答したのは37.3%（76/204）であった。

< 図 活動を開始した契機 >

Q. 貴団体が活動を開始した契機として当てはまるものにおつけください。

行政や住民からの要請はなかったが、自主的に活動を開始した
行政から要請があって活動を開始した
住民から要請があって活動を開始した
無回答



(2) 専門職能団体等の支援活動における行政との事前協定の有無とその効果

地方公共団体を対象としたアンケート調査において、「災害時に専門職能団体等に支援を要請したことがある」と回答した地方公共団体に、支援要請に関する事前協定の有無について尋ねた。

その結果、事前協定を「結んでいた」と回答した地方公共団体は、わずか15.5%（18/116）であり、多くの専門職能団体等が自主的に支援活動を行っていることがわかった。

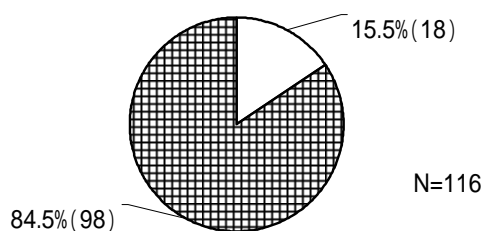
また、事前協定を「結んでいた」と回答した地方公共団体に、事前協定の効果について尋ねたところ、多くは、「団体の方から支援活動の申し出があった」、もしくは「団体からの申し出はなかったが、支援要請を行ったらすぐに活動を開始した」と回答しており、事前協定が有効に機能していることが分かった。

< 図 専門職能団体との事前協定の有無(地方公共団体アンケート) >

Q. 支援を要請した職能団体・業界とは事前に協定を結んでいましたか。

結んでいた

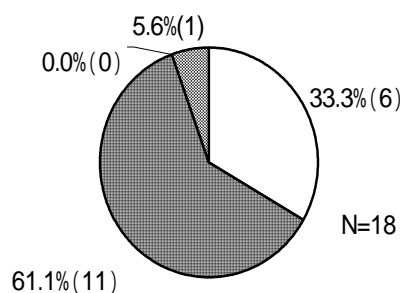
結んでいない



< 図 事前協定の効果 >

Q. 事前協定の効果について次のうち最も当てはまるものを一つ選び数字を で囲んでください。

団体の方から支援活動の申し出があった。
団体からの申し出はなかったが、支援要請を行ったらすぐに活動を開始した。
特に事前の協定の効果は見られなかった。
無回答



(3) 支援活動に際して行政から得られた援助（職能団体アンケートより）

既往災害で支援活動を行ったことがある、と回答した専門職能団体等に対して、行政から得られた援助の有無について尋ねたところ、「行政から援助・サービスが得られた」と回答したのは35.3%（72/204）であった。

行政からの援助に関する意見として、「レンタカーは一般乗用車扱いになるので、被災地救援に使用しにくかった」とか「有料道路の通行料金の負担くらいは免除して欲しい」といった意見が幾つか見られた。

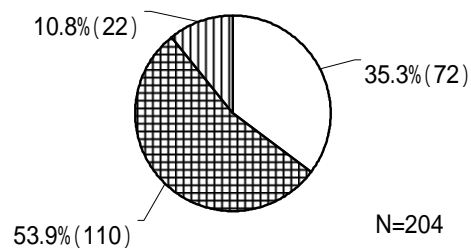
< 図 行政からの援助・サービスの有無 >

Q. 行政から得られた援助・サービスはございますか。

はい

いいえ

無回答

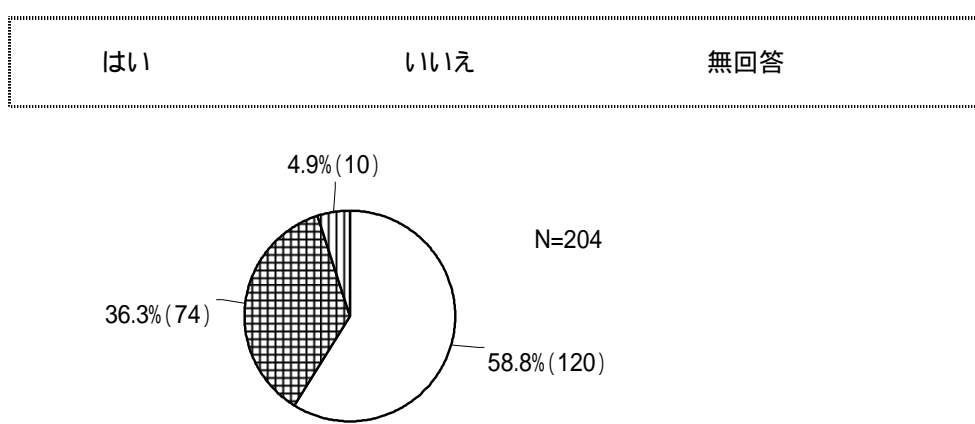


1.1.4 既往災害における専門職能団体間の相互連携の実態

専門職能団体等に、既往災害において、団体間の協力・連携の有無について尋ねたところ、「ある」と回答したのは58.8%（120/204）であった。その際の協力・連携体制の取り方について尋ねたところ、「事前に協定があった」と回答したのは7.5%（9/120）に過ぎず、多くは、「現場で役割分担をする」という回答であり、約半数（46.7%、56/120）を占めている。

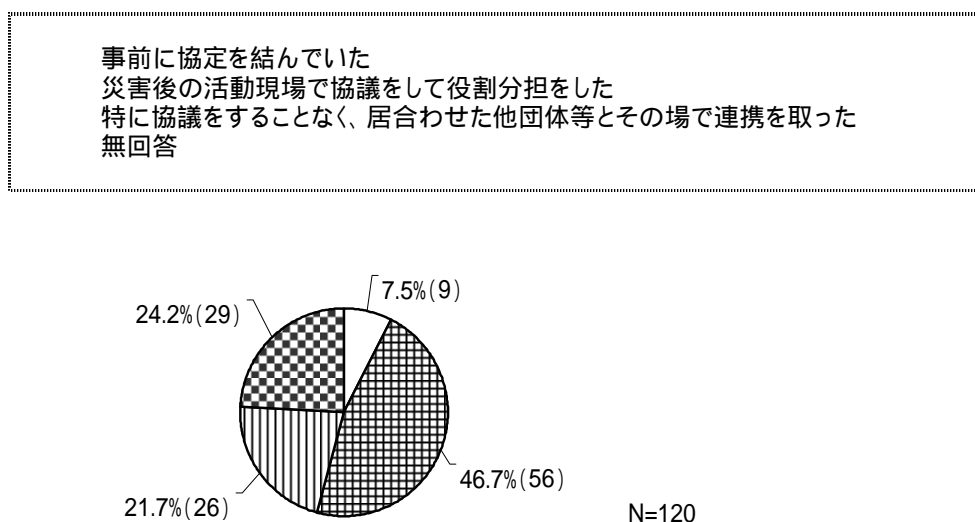
<図 団体間の協力・連携の有無>

Q. 協力・連携した他団体・他業界がございますか。



<図 団体間の協力・連携の取り方>

Q. 他団体・他業界と協力・連携を取った時の体制について次のうち最も適当なものをお選びください。



1.2 支援活動を行った主な団体等の組織及び支援の諸形態

前節においては、既往災害における専門職能団体等の支援活動の実態を把握した。ここでは、既往災害において支援活動を行った主な専門職能団体等の組織形態及び支援の諸形態を示す。

1.2.1 支援活動を行った主な専門職能団体等の組織形態

(1) 全国組織の専門職能団体等

ここでは、全国組織としての専門職能団体等のうち、主な団体の組織形態や運営形態について示す。

組織設置に関する法的な位置づけ

専門職能団体等の中には、職能の持つ性格上、法律でその職能に関する団体の設立を義務づけられているものがある。例えば、弁護士会（弁護士法）、司法書士会（司法書士法）、税理士会（税理士法）、行政書士会（行政書士法）等がこれに該当する。

また、専門職能団体等の中には、職能に関する団体について、民法第34条の規定による法人として設立することを認めているものもある。（社）日本技術士会（技術士法）や、（社）日本建築士会連合会（及び各都道府県建築士会）等がこれに該当する。

専門資格を有している者の加入が義務づけられている団体

専門職能団体等の設置が法的に義務づけられている団体は、専門職能家が、職能を業として使用する場合に、団体への加入が義務化されている。

専門職能団体等の運営と活動資金

災害時には、緊急的に活動資金を要する。弁護士会には、弁護費用を払うことができない人のために立て替える法律扶助協会が外郭団体にあり、薬剤師会は、団体内部に基金を設立しているが、それらが緊急時の財源として活用されている。

組織の構成

各種専門職能団体等は、全国・中央本部組織を有したり、ブロック会や支部会を有するといった階層構成を持つものとそうではないものがある。

例えば、中小企業診断士の場合は、（社）中小企業診断協会の下に各都道府県支部が存在し、医師の場合は、（社）日本医師会が各都道府県医師会の会員によって構成され、かつ、各都道府県医師会は独立の法人組織として存在している。また、（社）都市計画コンサルタント協会は、支部組織を持ち合わせておらず、日本チェーンストア協会は、中央本部組織は法人形態をとって運営されているにも拘わらず、支部組織は法人の形態をとらないばかりか、活動の場としての事務局や理事会を持たずに、会員相互の持ち回りで会長を選任し、その会長の判断によって、支部の活動が行われている。

このように、全国組織の専門職能団体等といっても、多種多様な組織形態や運営形態を有しており、一律ではないことが分かる。

以下に、災害支援活動を行った経験を有する主な全国組織の専門職能団体等について、その組織形態や運営形態の内容を示す。

弁護士会

弁護士会は、弁護士法により、全国・中央組織（日本弁護士会連合会）及び各都道府県支部会の設置が義務づけられている。なお、日本弁護士会連合会は、全国52の弁護士会と個々の弁護士、外国法事務弁護士などで構成される連合組織である。

弁護士となるには、その資格を有し、かつ入会しようとする弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録の請求をしなければならない。

弁護士会の運営は、会費、登録料、寄付金等により行われる。なお、弁護士会の外郭団体として、訴訟や弁護士の費用を払う余裕がない人のために、その費用の立て替えを行う「法律扶助協会」が存在する。法律扶助協会は、弁護士会からの補助の他、国（法務省）からの補助を財源としている。震災後の相談業務における報酬金等には、協会の持つ財源が活用された。

弁護士会は、地方裁判所の管轄区域ごとに設立されており、全部で52会である。また、高等裁判所の管轄区域ごとに、ブロック会が設立されており、四国以外のブロック会には事務局が設けられている。

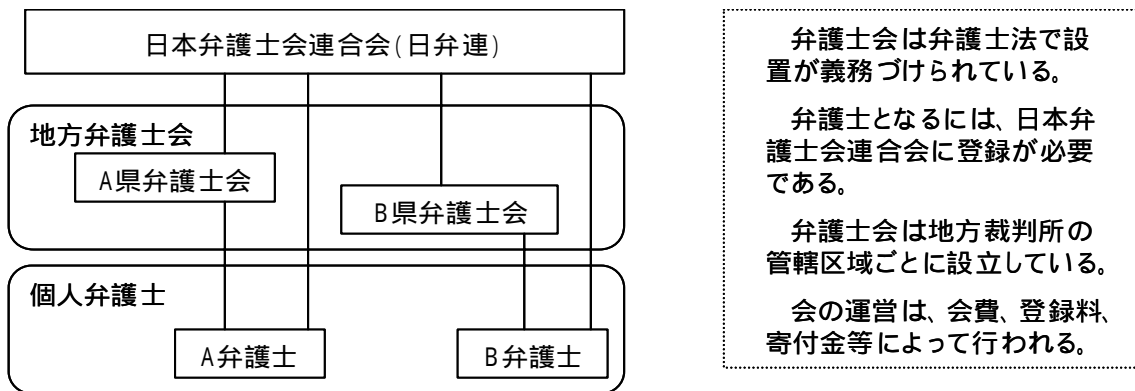


図 弁護士会の組織構成

技術士会

(社)日本技術士会は全国を1区域とする公益法人であり、技術士法で設立が認められている、民法上の団体である。また、(社)日本技術士会の下に、7つの地域支部組織が存在する。

技術士会への登録は、技術士の資格をもって業務を行う上での必須要件ではない。

運営は、会費、事業費、寄付金等によって行われている。

中央組織及び全国7つの地域支部組織のいずれにも事務局が設けられている。また、それぞれの地域支部組織には、支部管轄下の県組織（県技術士会）が設けられているところもある。

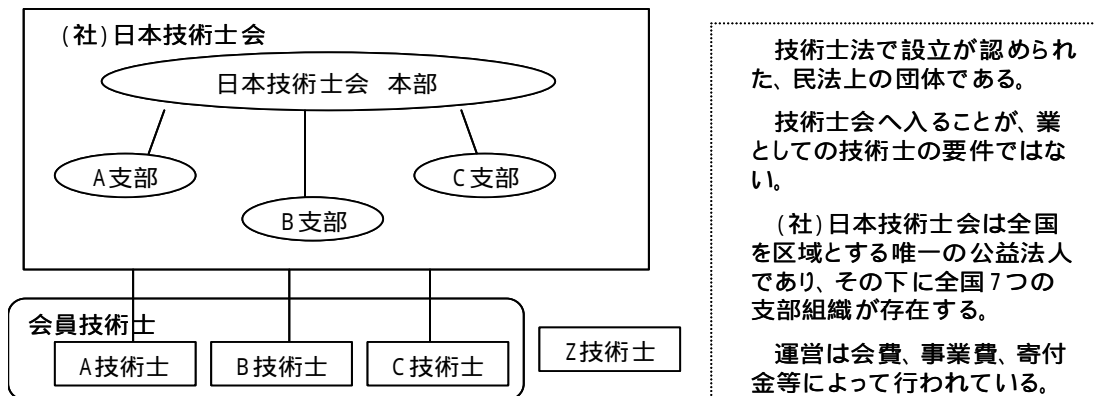


図 技術士会の組織構成

建築士会

中央組織である（社）日本建築士会連合会、及び単位会である各都道府県建築士会のいずれにおいても、建築士法上で設置が許可された任意団体である。

建築士会への登録は、建築士の職能をもって業務を行う上での必須要件ではない。

運営は、会費、事業費、寄付金等によって行われている。

（社）日本建築士会連合会の会則により、北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州のブロック会の設置が定められている。また、都道府県建築士会のなかには、さらに下位の地域支部組織を設置しているところもある。

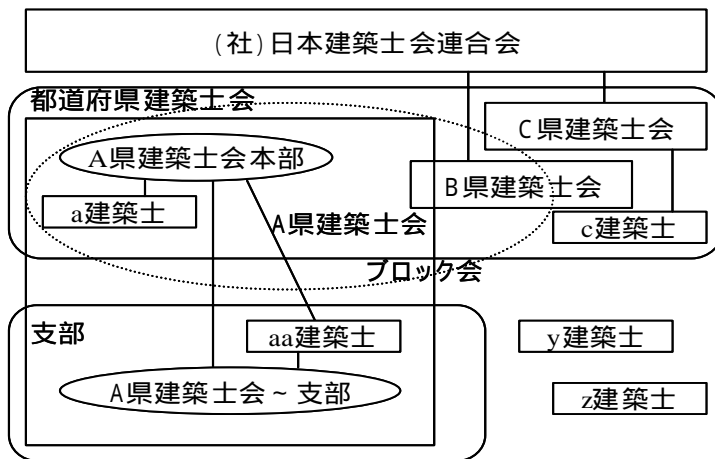


図 建築士会の組織構成

（社）日本建築士会連合会は、都道府県ごとに設立している建築士会により組織している。

運営は、会費、寄付金、資産による収入、事業による収入等によって行われる。

北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州の地区にブロック会を置く。

各都道府県建築士会のなかには、支部組織を置くものもある。

薬剤師会

中央組織である（社）日本薬剤師会、及び単位会である各都道府県薬剤師会のいずれも民設の団体である。

薬剤師会への登録は、薬剤士の職能をもって業務を行う上での必須要件ではない。

運営は、会費、事業費、寄付金等によって行われている。また、財産の一部を基金に充てることができるという規定を有している。

（社）日本薬剤師会は、都道府県薬剤師会の会員をもって構成する。また、都道府県薬剤師会の管轄下で、地区薬剤師会を設置しているところもある。

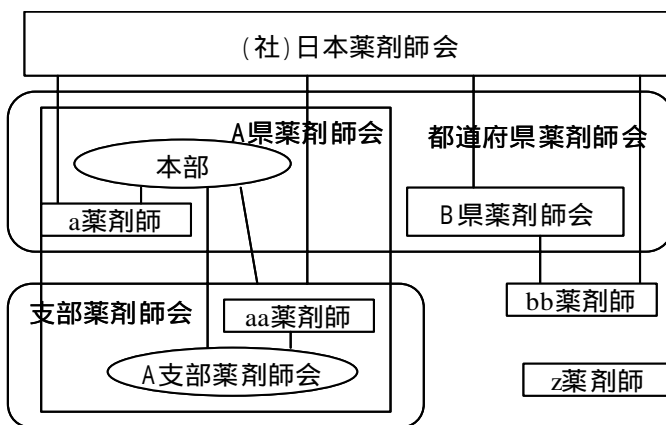


図 薬剤師会の組織構成

（社）日本薬剤師会は全国を区域として、都道府県薬剤師会の会員によって構成される民設の団体である。

運営は、会費、特別会費、寄付金等によって行われる。また、財産の一部を基金にあてることができる。

各都道府県の薬剤師会の管轄下で、地区薬剤師会をおくことがある。

日本チェーンストア協会

日本チェーンストア協会は、チェーンストアの発展を目的として設立された民営の団体である。一定要件（規模等）を満たしたチェーンストアのうち、協会設立の趣旨に賛同したものが会員となることができる。

運営は会費等によって行われる。会費の運用は、全国・中央本部組織により行われ、支部組織には、会費の運用にかかる意志決定機能を持っていない。

北海道、東北、関東、中部、関西、中国、四国、九州の8つのブロックに支部が設置されている。全国・中央本部組織には事務局があり様々な事業を展開しているが、支部組織の事務局は1年ごとの持ち回りであり連絡調整の業務が主な活動となっている。

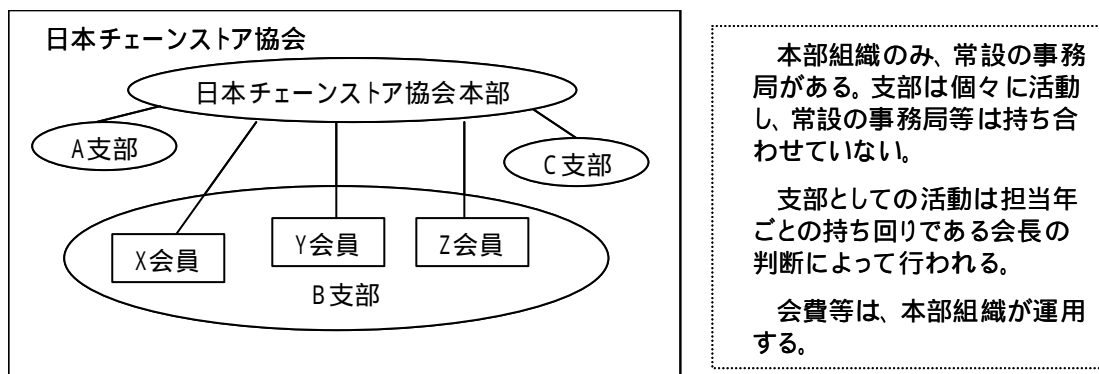


図 日本チェーンストア協会の組織構成

(2) 行政によって設立された復興支援専門職能団体・組織

ここでは、行政によって設立された復興支援団体の設立経緯及び組織形態について紹介する。「こうべ・すまいまちづくり人材センター」、「ひょうご都市づくりセンター」、「ひょうご・フェニックス救護隊」の3事例を整理し示す。

こうべ・すまいまちづくり人材センター

神戸市は、震災以前から、まちづくり大学や講演会の実施、まちづくり資料の収集等を、「こうべまちづくりセンター」において行っていたが、阪神・淡路大震災が発生し、すまいやまちの復興に関する住民の相談ニーズが激増したことに伴い、従来市が実施していた専門家派遣制度を一元化させ、平成7年7月、神戸市都市整備公社内に、「こうべ・すまいまちづくり人材センター」を発足させた。

平成9年度末において、建築・都市計画コンサルタント、約250名の他、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、税理士など、合計500名以上の派遣専門家の登録がなされている。

ひょうご都市づくりセンター

ひょうご都市づくりセンターは、阪神・淡路大震災によって被災した市街地の、住民主体のまちづくりを支援するため、専門家派遣やまちづくり助成などを行うことを目的に、(財)兵庫県都市整備協会内に設置された組織である。同センターは平成7年9月に開設され、活動を開始した。当初3ヶ月の間だけ活動を行う予定であったが、そのニーズが高かったことから、3年間延長され、さらに平成16年度までの、9年間も延長され、様々な活動を展開した。

ひょうご都市づくりセンターには、専門家派遣やまちづくり助成に対応するための、都市計画家、区画整理士、再開発プランナー、一級建築士、不動産鑑定士等の専門職能家が多数登録されている。

平成10年現在における登録人数は、アドバイザーが298名、コンサルタントが117名となっている。

また、同センターが実施する復興まちづくり支援事業に要する経費は(財)阪神・淡路大震災復興基金が負担している。

ひょうご・フェニックス救援隊

阪神・淡路大震災において、専門性を有するボランティアの必要性が強く認識された。兵庫県では、ボランティア活動の高まりを引き続き維持、発展させるとともに、国内外から寄せられたボランティアの支援に対して、未永く感謝、返礼していくため、阪神・淡路大震災1周年にあたる平成8年1月17日に兵庫県災害救援専門ボランティアを発足させた。

なお、派遣者の参集に係る交通費及び派遣中の食費等は、原則として兵庫県が負担する。また、救急・救助ボランティア用の資機材についても、兵庫県が用意することになっている。一方、救助等に必要個人装備については、原則として、専門ボランティア各自がそれぞれ用意することとなっている。

(3) 専門職能団体等の協働による団体・組織

ここでは、専門職能団体等の協働により組織された支援団体である「阪神・淡路まちづくり支援機構」の設立経緯及び組織形態について紹介する。

阪神・淡路まちづくり支援機構

「専門家によるまちづくり支援機構」は、大阪弁護士会の震災対策プロジェクトにおいて、平成7年3月28日に作成された「阪神・淡路大震災の被災者救援のための提言の検討結果」の中で、弁護士会が対立する行政と市民の距離を縮め、被災者に役立つための組織として提案された。

その後、支援機構の設立準備に向けて、平成7年8月4日、大阪弁護士会会長と神戸弁護士会会長の連名により、関係学会あるいは近畿地区の税理士、土地家屋調査士等、専門家職能団体に、阪神・淡路大震災の被災市民のためのまちづくり支援に関する懇談会の開催を呼びかけた。さらに、学際的、職能的協力を図り、また行政とは独立しつつも協力するという視点から、被災地域の復興・まちづくりのための組織作りを目指し、懇談会を重ねた。

懇談会の中で、支援機構を具体的に設立するためには、組織体制、事務局の設置、財政的裏付けの3点についての課題をクリアする必要性が指摘された。検討の結果、

組織体制に関しては、一つの独立した法人としての体制づくりを図る案もあったが、支援機構で生じた問題を各団体で処理し切れるのか、責任の所在をどうするのか、という問題を克服する必要があり、最終的には各職能団体を構成団体の会員とする連合体的な機関とすることとした。

事務局に関しては、第三者機関・団体の協力も考えられたが、予想される課題の複雑さ等から、最終的には構成団体内に事務局を設置する方が良いという結論に達し、神戸弁護士会内に設けられることとなった。

財政的な裏付けにおいては、支援機構に登録している専門家を、同時にひょうご都市づくりセンター等の専門家派遣登録し、間接的に阪神・淡路大震災復興基金を利用するという工夫がなされた。

以上のような経緯で、平成8年9月4日、下記の各種構成団体の参加のもとに設立総会が開催され設立が決定した。

構成団体

神戸弁護士会、 大阪弁護士会、 近畿税理士会、
土地家屋調査士会近畿ブロック協議会、 日本不動産鑑定士協会近畿会、
近畿建築士会協議会、 近畿司法書士会連合会、
建築士事務所協会近畿ブロック協議会、 日本建築家協会近畿支部

協力団体

日本建築学会近畿支部、 都市住宅学会関西支部、 日本土地法学会

なお、阪神・淡路まちづくり支援機構の事務局や運営委員は、この組織とは別の本来業務を抱えているため、ボランティア的な活動となり、即時対応ができない等の運営上の問題が指摘されている。

(4) 専門家のネットワークによる組織

阪神・淡路大震災の復興においては、阪神・淡路まちづくり支援機構のような団体が結成される以前より、専門家の日常のつながりからネットワーク組織として活動していた例がある。

これらは、各種の専門家が個人的なつながりで情報交換等をしたものから、一般的に支援活動を行ったものまで様々であり、専門家が個人として支援を行う組織となっている。

このような組織には、以前から神戸のまちづくりに関わりのあった都市計画家、建築家、大学研究者たちが連絡を取り、平成7年1月27日までに約50人の呼びかけがあつてできた「阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク」がある。

「阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワークは」、神戸市内の東部、西部、都心の3地区にそれぞれ世話人を置き、運営・統括にあたつた。

この他にも、研究者やジャーナリストによる組織である「神戸復興塾」、「市外・県外避難者ネットワークりんりん」等がある。

これらの活動は、ボランティア的な活動が多いため、運営のための財源確保が課題となるが、阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク」や「神戸復興塾」においては、阪神・淡路ルネッサンスファンド（HAR基金）から助成を受けている。

(5) 基金

ここでは、阪神・淡路大震災を契機に設立された基金である「阪神・淡路大震災復興基金」及び「HAR基金」について、その設立経緯及び組織形態について紹介する。

阪神・淡路大震災復興基金（行政主導の基金）

震災復興に際し、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅地区改良事業といった、住宅やまちづくりに関する法定事業は、都市計画決定を経て、行政主導で事業が行われる。また、その費用は行政によって保証されている。

一方、法定事業以外の任意事業や、事業決定前の調査等にかかる費用などは、行政による出資の手段が乏しかった。そこで、これらの諸事業に対応すべく「阪神・淡路大震災復興基金」が、行政によって、平成7年4月に設立された。

基金の基本財源は、200億円で、そのうち兵庫県が3分の2、神戸市が3分の1を出捐している。また、兵庫県及び神戸市が地方債を発行し、運用財源として8,800億円を無利子で基金に貸し付けている。なお、地方債にかかる利払いの一定割合については、国から地方交付税により措置されている。

HAR基金（民設民営の基金）

民設の基金には、「HAR基金」の他に、「六甲アイランド基金」や「HAC基金」など、いくつかある。「六甲アイランド基金」は、平成8年7月に六甲アイランドを中心としたまちづくりのために、積水ハウス（株）とP & G（株）が公益信託し、設立した基金である。

「HAC基金」は、被災者の心身のケアを行うボランティア活動への支援を主として、日本財団により設立された。

一方、上記のような資金力のある民間団体により設立された基金とは異なり、HAR基金は、民間の有志によって設立された基金である。

具体的には、日本青年会議所に設置されている「まちづくり市民財団」に特別基金を置くという形で設置された。資金は、全国の個人や地域組織あるいは職場組織に寄付を募り、最終的に6000万円を超える寄付金が集まり、それを財源とした。基金の運営事務は、まちづくり市民財団が行い、被災地の現地事務は、前出の「阪神大震災市民まちづくり支援ネットワーク」によって行われた。

「HAR基金」は、当初より5年間の活動期間を設け、設立から5年経過した平成12年度をもって活動を終了した。5年間に、7回の助成募集を行い、延べ95件（53団体、ただし複数回の助成を受けた団体もある。）の復興支援活動への助成を行った。

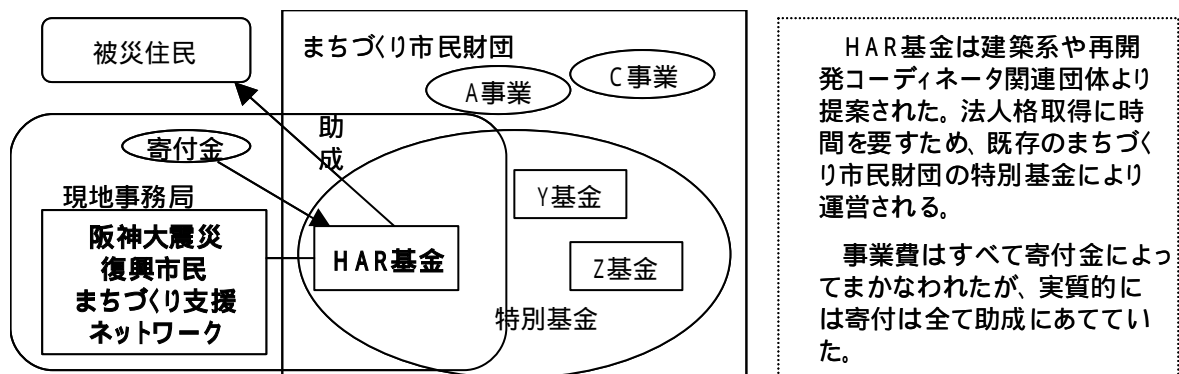


図 HAR基金の支援事業の流れ

1.2.2 支援活動を行った主な団体等の支援の諸形態

(1) 既存の専門職能団体等

既存の専門職能団体等における支援には、各団体の専門職能や技術を活かした具体的作業（運搬・修理・建設・医療・衛生・理容、等）各団体の専門職能や技術を活かした相談活動（カウンセリング・法務・税務・手話、等）物的支援、資金援助、情報提供などがある。なかには、例えば、ミキサー車を利用した給水活動や、土木機械等を利用した救出救助活動等、日常業務において用いている資機材を活用した支援もあった。

なお、専門職能団体等の支援においては、他団体と各種の協働体制によって支援活動を行った事例も見られた。この他団体との協働体制には2つの種類があり、一つは、同業種団体との協働体制による支援活動である。例えば、阪神・淡路大震災においては、応急危険度判定に際し、建築関連4団体（兵庫県建築士会、兵庫県建築士事務所協会、日本建築家協会、兵庫県設計監理協会）があらかじめ協議・役割分担を行った上で支援活動に取り組んでいる。もう一つは、異業種との協働体制による支援活動である。「阪神・淡路大震災まちづくり支援機構」などがその例であるが、阪神・淡路大震災においては、この種の支援活動は、発災初期よりも、時間が経過するに従って行われた支援活動の形態である。

次に、専門職能団体等の支援活動における被災地の支部組織、ブロック組織と全国・中央本部組の活動状況を、弁護士会及び薬剤師会を例に紹介する。

日本弁護士会連合会

日本弁護士会連合会（日弁連、全国・中央本部組織）では、阪神・淡路大震災の発生から3日後の平成7年1月20日に、日弁連阪神・淡路大震災緊急対策本部を理事会の承認のもと立ち上げた。翌21日には、全国の弁護士会に義捐金の募集の依頼書を発送した。また、1月31日には、震災被災者のための無料法律相談を早急に実施すべきとの緊急提言が出された。その他、官庁（法務省、最高裁判所等）との連絡調整を行っている。

一方、近畿弁護士会連合会では、阪神・淡路大震災の発生の翌日である平成7年1月18日に「阪神・淡路大震災緊急対策本部」を設置し、被災地会員及び家族の安否確認、義援金活動、近畿弁護士会内各単体会における「地震」電話相談の開設、被災者向け無料相談のための弁護士派遣、臨時一斉法律相談の実施を掲げる緊急支援体制を発足させた。

被災地弁護士会である神戸弁護士会では、被災地地方公共団体より法律相談開設の依頼を受けるが、地震による被害に関する特有の法律相談は全く経験がなかったため、近畿弁護士会連合会に相談マニュアルの作成を依頼し、それに基づいて法律相談を実施した。また、道路や鉄道が復旧する以前の平成7年2月1日より、面談による法律相談を実施したが、その担当弁護士の半数以上は、近畿弁護士会連合会からの応援による派遣弁護士であった。さらに、神戸弁護士会の常設自治体法律相談所の担当弁護士派遣も、例えば、東灘区役所は京都弁護士会、川西市役所は奈良弁護士会、宝塚市役所は和歌山弁護士会、芦屋市役所は滋賀弁護士会、といったように近畿弁護士会連合会の各府県弁護士会で担当を割り振り、代替派遣を実施した。

近畿弁護士会連合会以外からの弁護士会からも応援の打診はあったが、現地には、宿泊の準備や

その他一切の費用負担ができないという障害があり、受け入れは困難であった。

以上、弁護士会においては、全国・中央本部組織の特別法律相談実施の提言以前に、既にブロック会でその活動に取り組んでいたことから明らかなように、被災地単位会の支援活動の支援に際し、ブロック会が発災後初期より円滑に災害対応をしていることがわかる。また、特別法律相談の実施には、自治体からの要請や弁護士会会員に対する参加要請、参加名簿の作成、相談場所への割り振り等、通常業務の他に膨大な事務作業が必要となり、ブロック内の単位会が相互に支援し、協力することが重要であることが分かる。

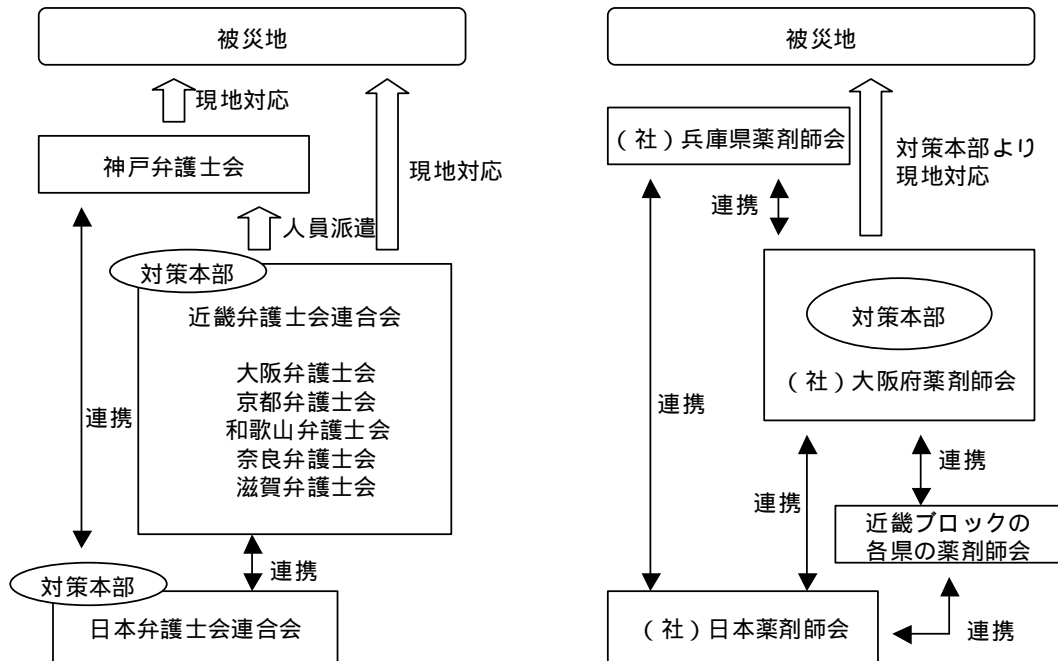


図 弁護士会（左）及び薬剤師会（右）における団体内の全国・中央本部組織及び近畿支部組織の連携状況

日本薬剤師会

日本薬剤師会は、ブロック協議会でブロック構成都道府県間の連絡調整を行っている団体である。日本薬剤師会（全国・中央本部組織）は、阪神・淡路大震災直後より、兵庫県薬剤師会との連絡をとり情報収集に努めようとしたが、兵庫県薬剤師会の被害が甚大だったため連絡がとれなかった。

このような中で、震災翌日（平成7年1月18日）、東京で定例の地方連絡協議会（都道府県薬剤師会会長会）で、被災市民に対する薬剤師会としての社会的支援活動と、兵庫県薬剤師会及び会員薬局・薬店に対する会内支援活動の2つの側面から支援活動することを決定した。

このような方針のもとで、1月20日には、大阪府薬剤師会内に「兵庫県南部地震救援対策本部」を設置し、大阪府薬剤師会を拠点とし、大阪府及び兵庫県薬剤師会と日本薬剤師会が連携を取りつつ、災害対応に取り組むことが決定した。また、同日、大阪府薬剤師会は、大阪府薬務課を通じて兵庫県薬務課と接触し、県消防学校のグラウンドに山積みになっている医薬品の分類積み出し作業の依頼を受け、それを日本薬剤師会に報告した。日本薬剤師会は、近畿ブロック各県（滋賀、京都、奈良、和歌山）及び鳥取、岡山の各県に救援活動の依頼文を発送し、支援の要請を行った。翌日（21日）より大阪府薬剤師会及び岡山県薬剤師会による薬剤師ボランティア活動が県消防学校で開始された。23日には、大阪府薬剤師会の呼びかけで近畿ブロック協議会が開催され、薬剤師会の窓口を大阪府薬剤師会に設置された対策本部に集約することが合意された。

(2) 行政による団体・組織

ここでは、行政により組織された支援団体の支援の諸様態について、「こうべ・すまいまちづくり人材センター」、「ひょうご都市づくりセンター」、「ひょうご・フェニックス救護隊」の3事例を整理する。

こうべ・すまいまちづくり人材センター

こうべ・すまいまちづくり人材センターでは、次の支援事業を行っている。

専門家派遣

アドバイザー派遣

すまい・まちづくりに関する勉強会への地元からの要請に応じ、登録専門家（コンサルタント、弁護士等）をアドバイザーとして派遣し、「すまい・まち」の復興に、住民が主体的に取り組む上で必要となる基本的な知識や情報を提供するとともに、権利関係の調整支援を行っている。

コンサルタント派遣

地元からの要請に応じて、復興まちづくりに関する基本構想案や基本計画案等の策定作業を支援するとともに、その作業を通して、事業化に向けての解決策を見いだし、権利者間の合意形成が円滑に進むよう助力する支援を行っている。

活動助成

まちづくり協議会等、まちづくり活動団体に助成を行う。（1 団体 20 万円～100 万円、3 年を限度とする。）

表 神戸市の専門家派遣制度

種別	内容	対象	団体要件	委託料
アドバイザー派遣（1次）	まちづくり勉強会（原則5回）	共同化、マンション再建、まちづくり	複数の権利者	3万円×5回
アドバイザー派遣（2次）	より具体化するための勉強会	共同化・協調化、マンション再建 まちづくり計画	権利者の約1/2 概ね500m ² 以上の区域の地区を代表する組織	1件50万円
コンサルタント派遣（1次・2次）	（1次） 基本構想案、基本計画案の作成	共同化・協調化	要件に適合する建物共同化計画をする土地所有者等の団体	500万円以下
	（2次） 実行計画案の作成	マンション再建	権利者の2/3以上の同意（2次派遣は3/4以上）	
	（1次） 住民の意向調査、まちづくり方針案の作成 （2次） 計画案の作成	まちづくり計画	概ね500m ² 以上の区域の地区を代表する組織	

出典：阪神・淡路まちづくり支援機構付属研究会編：提言 大震災に学ぶ住宅とまちづくり、東方出版、p158、1999.3

ひょうご都市づくりセンター

ひょうご都市づくりセンターは、次の事業（復興まちづくり支援事業という）を行っている。

専門家派遣

まちづくりアドバイザー派遣

災害救助法適用市町に係る地区に対し、初期のまちづくりを立ち上げ、専門的・技術的な支援を行い、次の助成制度を受けられる体勢にすることを目的に専門家を派遣する制度である。

派遣対象は、「地区のまちづくり」、「建築の共同化・協調化」、「コーポラティブ住宅建設」、「被災マンション建替」、「関連する法律問題」等に対する相談学習会への対応である。

派遣回数、原則として5回以内であり、補助額は1人1回5万円が限度である。

まちづくりコンサルタント派遣

災害救助法適用市町に係る地区に対し、建築物の共同化・協調化等を主体としたまちづくり計画の策定を支援し、事業実施に向けての体勢を育てることを目的としている。

派遣対象は、「建築物共同化・協調化」、「コーポラティブ住宅建設」、「被災マンション建替」、「まちづくり（おおむね0.5ha以上を一単位とする街区）」の各種計画策定である。

また、補助額は、1地区150万円を上限としている。（ただし、7人以上で構成される住民団体等による申請、または被災マンション建替計画にかかる申請については、300万円を上限としている）

まちづくり活動助成

災害救助法適用市町に係る地域で、地区の復興に向けて、各種のまちづくり計画を検討する住民団体等の活動費、計画策定費の一部を助成し、まちづくり事業実施に結びつけることを目的とした制度である。

助成対象は、「広報紙、パンフレット等の作成費」、「会場使用料、視察経費、資料作成費等」、「まちづくりの基本構想、事業手法の検討等についてのコンサルタント委託費」、「協議会運営事務費等」である。

また、助成金の限度額は、1地区300万円（3カ年の合計）を限度としている。

なお、ひょうご都市づくりセンターやこうべすまい・まちづくり人材センターにおける復興まちづくり事業に関する費用は、全て（財）阪神・淡路大震災復興基金の補助金によっている。支援対象事業の決定は、ひょうご都市づくりセンターやこうべ・すまいまちづくり人材センターによる審査が行われる。

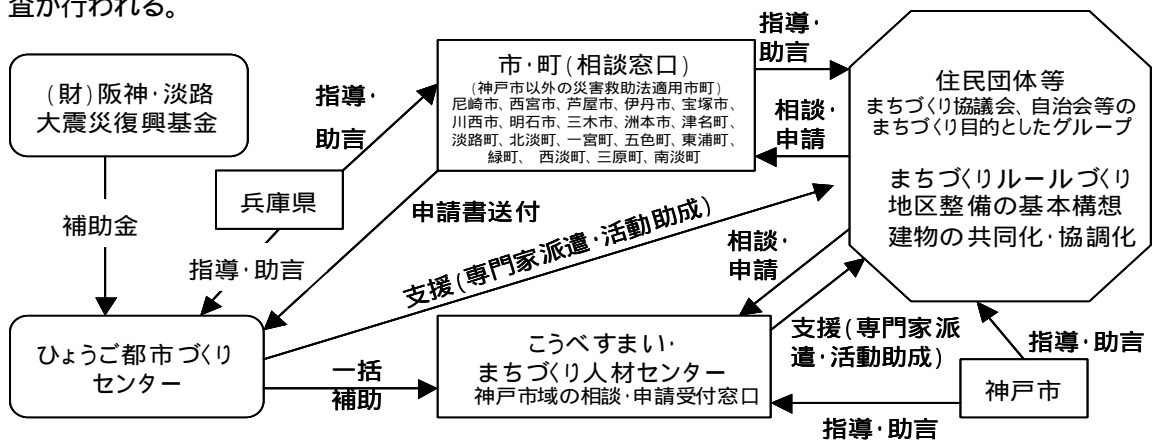


図 ひょうご都市づくりセンターおよびこうべすまい・まちづくり人材センターにおける復興まちづくり支援事業の流れ(出典:ひょうご都市づくりセンター(1998):復興まちづくりのあゆみ)

ひょうご・フェニックス救援隊

兵庫県内または兵庫県外で大規模自然災害、大規模事故等が発生し、専門ボランティアの派遣が必要と認められる時は、兵庫県から各所管団体に派遣を要請する。各所管団体は専門ボランティアに対し、その旨連絡を行う。

連絡を受けた専門ボランティアは、指定する場所に参集し、輸送ボランティアの車両等により被災地へ赴く。資機材等は、トラックにより輸送する。

表 ひょうご・フェニックス救援隊における活動内容

分野	活動内容	資格要件	登録人員	募集・研修・登録・派遣に当たる所管団体	
救急・救助ボランティア	被災者の救急・救助活動 その他避難誘導等の支援活動に当たる。	消防・警察業務に知識、経験を有する者	201名	県消防協会 県警友会	
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動に当たる。	医師及び看護職等	チーム 医師 1 看護職 3 事務職 1	14 チーム	県私立病院協会
			個人	医師 62名 看護職 224名	県医師会 県看護協会
		歯科医師 歯科衛生 歯科技工	個人	歯科医師 55名 歯科衛生 59名 歯科技工 28名	県歯科医師会
		薬剤師	個人	112名	県薬剤師会
		理学療法	個人	46名	県理学療法士会
		作業療法	個人	13名	県作業療法士会
介護ボランティア	避難所等における要介護者への対応、一般ボランティアへの介護指導等に当たる。	介護福祉士、寮母等	111名	県社会福祉協議会	
手話通訳ボランティア	災害発生時、避難所等における聴覚障害者の通訳にあたる。	手話上級コース修了相当の手話能力を有する者	58名	県聴覚障害者協会	
建物判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否の判定に当たる。	応急危険度判定士	163名	県住宅建築総合センター	
ボランティア・コーディネータ	災害発生時の避難所等におけるボランティアの指導、調整等に当たる。	ボランティア団体や青少年団体等でリーダー等として一定の活動経験を有する者	80名	県青少年団体連絡協議会 県社会福祉協議会	
輸送ボランティア	バス及び船舶により専門ボランティア等の要員の搬送に当たる。 トラックにより資機材、義援物資等の輸送に当たる。	トラック(貨客兼用車を含む。)	50社 121台	県トラック協会	
		バス	11社 11台	県バス協会	
		船舶	1社 2隻	県防災企画課	

総数 1,212名、医療 14 チ-ム、トラック 121 台、バス 11 台、船舶 2 隻
 出典：兵庫県庁HP (<http://web.pref.hyogo.jp/>、2000年)

(3) 専門職能団体等の協働による団体・組織

ここでは、専門職能団体等の協働により組織された団体の支援内容及び諸様態について、「阪神・淡路まちづくり支援機構」の事例を整理する。

阪神・淡路まちづくり支援機構

阪神・淡路まちづくり支援機構では、次の支援事業を行っている。

専門家派遣

阪神・淡路まちづくり支援機構では、相談、学習講師、アドバイザー、コンサルタント等の派遣を行っている。派遣される専門家にとっては業として成り立つ費用が支給されるわけではないが、完全に無償でもない。

専門家派遣は、事務局に寄せられた相談、出張相談、各構成団体やその構成員に寄せられた相談を集約し、事務局委員会の審議を経て、専門家派遣に適したものを選定する。

なお、専門家は複数の職能を組み合わせることで派遣する。

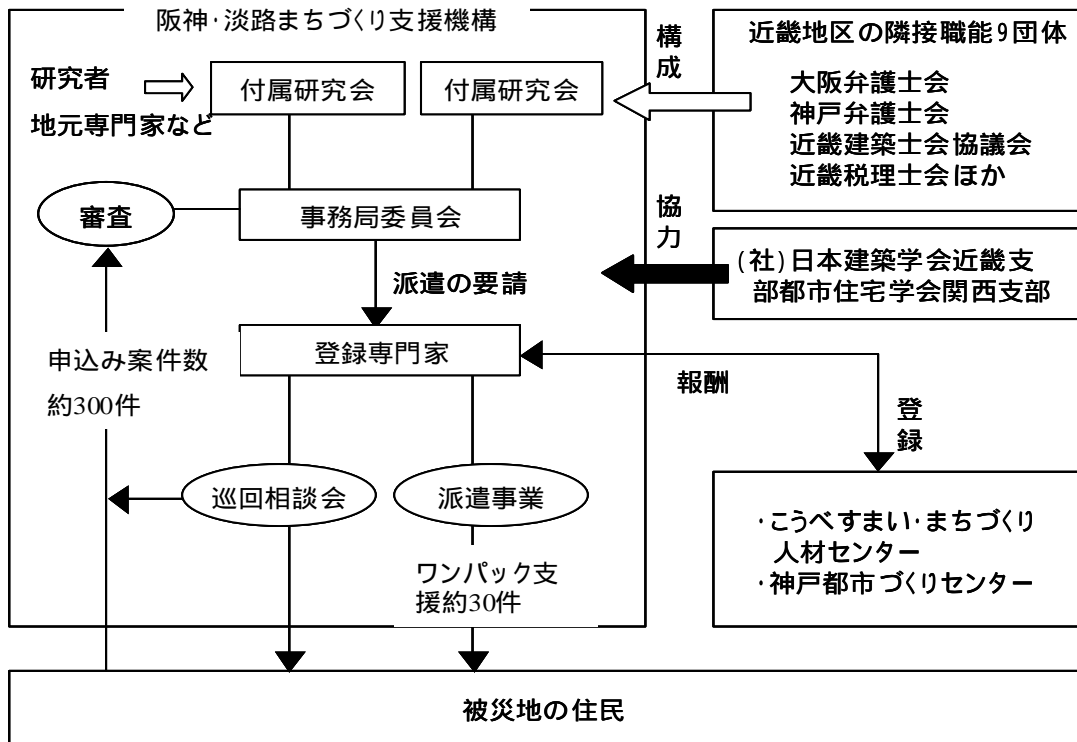


図 阪神・淡路まちづくり支援機構の活動図 (出典: 高見沢他 (1999) 「震災被災地における住宅市街地再建への専門家による支援活動、総合都市研究第68号、東京都立大学都市研究所」)

また、阪神・淡路まちづくり支援機構の主たる活動状況は、下表の通りである。これによると、西宮市における地盤移動に伴う境界確定の事例のように、異種専門職能の協働による支援活動が有効であったことがわかる。

しかしながら、神戸市垂水区におけるグループホーム建設運営の事例のように、組織の運営・経営に係るアドバイスや高齢者福祉関連分野に関するアドバイスを同時にできる機能が求められていたにも拘わらず、それに的確に対応できる支援体制が用意されていなかったことは、教訓とすべきである。

表 阪神・淡路まちづくり支援機構の主たる活動記録

地区	派遣専門家	概要	経過
神戸市 長田区	弁護士 建築士	擁壁が震災で損壊したため、隣接地住民が共同して擁壁の復旧を実現し、又境界の確認をしたいとする支援要請があった。	当該擁壁で支持された地盤上の建物(半壊状態)の撤去を要するにもかかわらず、当該建物は借地権者の所有であり、土地所有者、建物所有者間の権利調整が整わず、訴訟提起を要するに至った。
西宮市	建築士 土地家屋調査士 司法書士 弁護士	広範な地域全体の地盤が数十センチメートル移動し、当該地区においては広域的な地盤の移動にあたるものとして、移動後の境界を新たな境界として再確定をしようとする住民の要望があった。	対象地区内住民の大多数の同意を得られに至り、西宮市との協議もなっており、平成 10 年 1 月には、市道位置指定のための官民境界確認となり、同年 6 月には、地区土地問題協議会の設立を実現した。
神戸市 垂水区	弁護士 税理士 建築士	被災高齢者がグループで共同生活を送り、これをボランティアが支えるという、グループホーム建設のプランがもち上がり、土地の権利関係の調整、グループホーム建設運営に関する税務、法務等のアドバイスをを行った。	この支援は、現状一時中断状況にある(平成 12 年時点)。問題点はきめこまかなグループホーム運営をめぐるソフト面での支援も必要であって、ハード面の物的なまちづくりを主眼とする支援機構の支援に限界があったことである。
神戸市 長田区	弁護士 土地家屋調査士	一本の細街路をはさむ東西各 7 軒の世帯間で、道路を 4m 幅員に拡張し、建築基準法上の道路幅員の要件を確保して再建を図る。	派遣専門家のアドバイス、住民間の協議を経て、全世帯が道路中心線から等距離に敷地境界を後退させて、公平に境界確認をすることが合意され共同再建が実施されることとなった。
神戸市 兵庫区	不動産鑑定士 弁護士	管理組合の要請で方針決定の参考に供するため、主として損壊状況が建物価格の 2 分の 1 以上の減失にあたるか否か、また補修に過分の費用を要するかどうか等、建替要件について、鑑定意見が求められた。	調査した結果、支援機構派遣の不動産鑑定士が、2 分の 1 以上の減失であるか否かの点については、これを肯定する鑑定意見書を提供したが、補修に過分の費用を要する点については、資料不十分のため判断を控えた。
芦屋市	不動産鑑定士 弁護士 建築士	区分所有者の内、かなりの割合が高齢者であって、経済的窮迫のため資産的価値を重視して建替えるというよりも、補修して居住できれば足りるという意見も多く、建替えと補修がほぼ半々という意見調整が困難な状態であり、アドバイスをを行った。	1 団地内連棟の 2 棟のマンションであったが、1 棟を補修、1 棟を建替えにできないかというプランも含め、総合的に復興方針を検討するためのアドバイス、調査等に関与したが、結局、本格的に支援に入ることができなかった。
神戸市 灘区	不動産鑑定士 弁護士	マンション建替え決議に伴い、反対者への売渡請求についての価格鑑定の依頼があった。	価格鑑定を実施した。

表 阪神・淡路まちづくり支援組織の主たる活動記録（続き）

地区	派遣専門家	概要	経過
神戸市 灘区	建築士 弁護士 税理士 司法書士	重点復興地域からはずれた市場の再建を図るのに、元の借地の占有部分の範囲の確定に困難を極め、かつ借地権割合をどう評価するかの点等が、再建後の建物の権利関係(持分比率等)を画することから、地権者間でこの権利調整に努めてきた。当初より中心になって支援してきたコンサルタントに加え、当支援機構から弁護士、税理士、司法書士の派遣をすることとなり、検討会、相談会を重ねた。	その結果借地割合を5割とする権利調整が実現し、鉄筋 5 階建て、延べ床面積 1,600 m ² (再開店舗は店主らの高齢化のため 5 店舗に減少したが 2 階以上は住宅の用途となった)の、優良建築物等整備事業の補助を受けられるに至り、建築も完了した。
神戸市 長田区	弁護士 税理士(チーム)	8名の地権者が、約730m ² の敷地に、共同住宅を建設しようとの計画を立てているところ、共同化の結果生じる土地建物の持分比率の調整に伴う譲渡所得税、あるいは土地の共有化に伴う特有の課税上の問題が生じた。	共同化に伴う税務、法務の問題について、派遣専門家によるアドバイスを行った。
神戸市 兵庫区	弁護士 税理士(チーム) 司法書士 土地家屋調査士	湊川町東部地区(同町 1~4 丁目)が重点復興地域、密集住宅市街地整備促進事業の対象地区の追加指定を受けた。港川町 1、2 丁目では、組合施行の土地区画整理事業を行うと共に、港川町共同住宅建設組合を事業主体として、共同住宅建設事業を実施している。	この事業化の過程では、弁護士他各種専門家の尽力があったが、更に共同住宅建設事業の実施について、3 棟の建物のうち、1 棟については税理士の一斉派遣による地権者の事務相談、1 棟については司法書士による登記関係の一斉調査等々、各区域毎にニーズに対応した専門家の派遣を行った。

以下の参考文献より編集

兵庫県土地家屋士協会：震災から復興への記録 土地家屋調査士の活動と地元復興への足跡、1998.1

兵庫県弁護士会：阪神・淡路大震災 From'95.1.17 被災地弁護士会の活動の軌跡、ぎょうせい、2000.11

(4) 専門家のネットワークによる組織

阪神・淡路大震災の復興において支援活動を行った専門家ネットワーク組織の代表的な事例として、阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワークの活動を見る。

活動内容は、第1に、月1回程度のネットワーク連絡会議の実施、第2に、震災情報の収集・整理・発信として機関誌「きんもくせい」の発刊、第3に、行政との連携窓口としてこうべすまい・まちづくり人材センターの相談協力、第4に、各種イベントの企画、第5に、HAR基金の現地事務局等である。

このような専門家のネットワークによる組織が行う支援活動は、通常からのネットワークが派生して災害対応を行うため、取り組みが早く、また、活動の自由度も高いと言える。特に、現地の情報発信として行った「きんもくせい」は、発災後1ヶ月も経ず、平成7年2月10日に第1号を発刊している。

なお、阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワークの活動を図示すると、次ページのようになる。

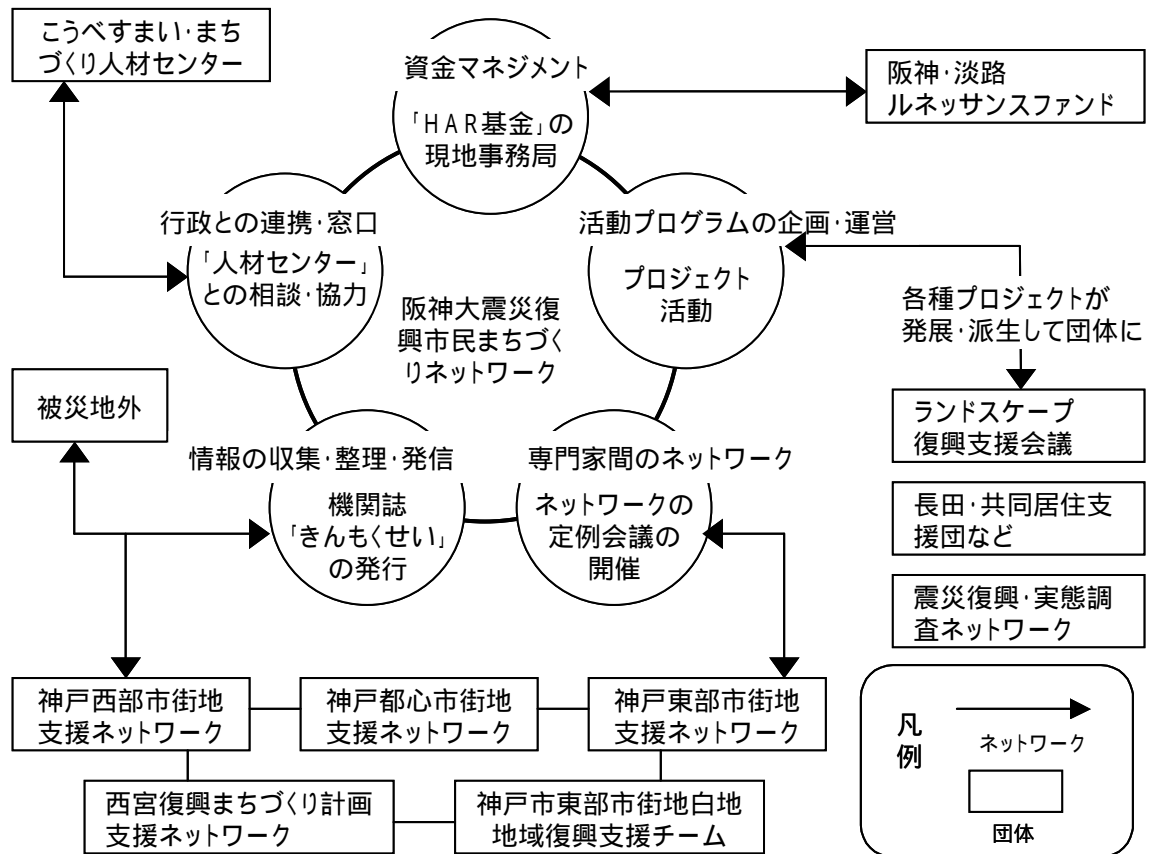


図 阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワークの活動(出典:高見沢他(1999)「震災被災地における住宅市街地再建への専門家による支援活動、総合都市研究第68号、東京都立大学都市研究所」)

(5) 基金

ここでは、阪神・淡路大震災を契機に設立された基金である「(財)阪神・淡路大震災復興基金」及び「HAR基金」を事例に、支援の内容及び諸様態について整理する。

(財) 阪神・淡路大震災復興基金 (行政主導の基金)

(財) 阪神・淡路大震災復興基金においては、「被災者の住宅の再建等、住宅の復興を支援する事業(33事業)」、「被災者の生活の安定・自立及び健康・福祉の増進を支援する事業(33事業)」、「被害を受けた中小企業者の事業再開等、産業の復興を支援する事業(32事業)」、「被害を受けた私立学校の再建等、教育・文化の復興を支援する事業(11事業)」、「その他、被災地域の早期かつ総合的な復興に資する事業(4事業)」の合計113事業において、基金を運用した資金援助を行っている。なお、資金援助対象を見ると、ハード事業に結びつくものが比較的多いことがわかる。

前述のように、ひょうご都市づくりセンターやこうべすまい・まちづくり人材センターが行う専門家派遣における専門家の支援活動費用は、(財)阪神・淡路大震災復興基金により出資されるが、基金ができるまでは、被災市民が組織をつくってまちづくり活動を行う際に支援活動を行う専門職能家に対して、財政的な支援を行う仕組みが全くなかった。行政による法定事業以外にも、復興事業を進めるには、調査費、調整費、宣伝費といった費用が必要であり、それらを資金援助という形で後方支援を行った(財)阪神・淡路大震災復興基金の意義は大きいと言える。

HAR基金（行政主導の基金）

HAR基金においては、「住民自身の自主的な活動や組織への支援」、「専門家が中心となってネットワークをつくる組織への支援」、「復興まちづくりのための研修活動への支援」、「その他、各種の研究などへの支援」等に基金を運用した資金援助を行っている。

なお、助成費用は、活動を行う住民組織への「活動費」として支援されるため、費用の使用については、自由度が大きいと言える。そのため、支援対象団体や事業も、被災情報紙の発刊等、ハード事業に直結しないものも含んでおり、（財）阪神・淡路大震災復興基金等においては助成対象とならない活動や事業に対しても幅広く助成している。

なお、阪神・淡路大震災において活動した諸団体について、団体間の連携状況を整理すると、下図のようになる。この図からも明らかなように、各種団体の活動資金は、（財）阪神・淡路大震災復興基金やHAR基金等からの支援となっていることがわかる。

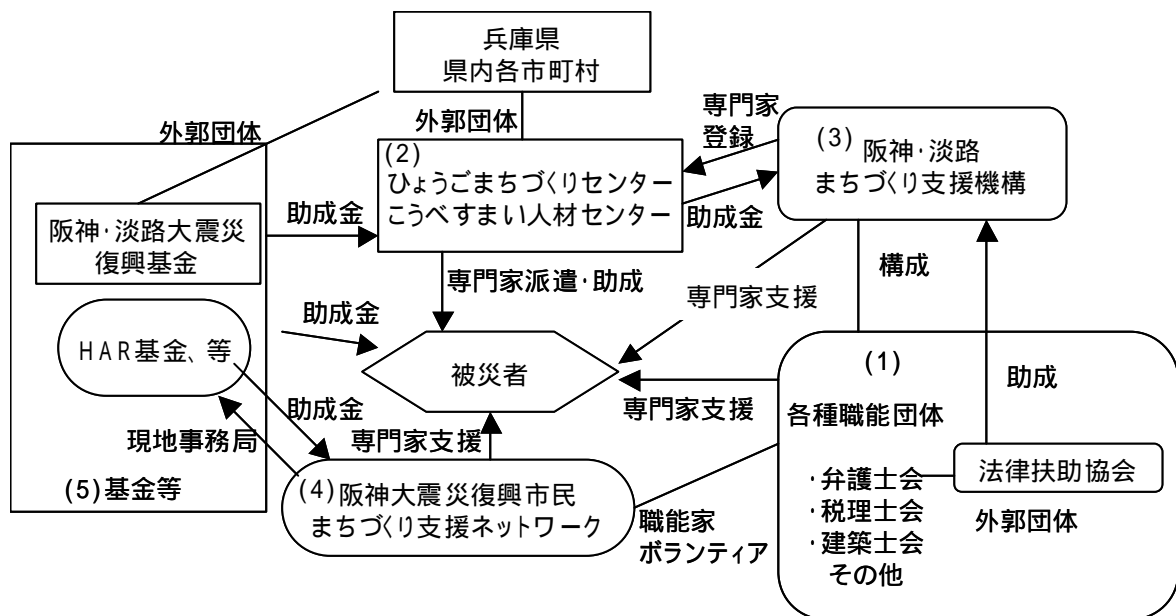


図 各種団体による支援活動の関係

1.2.3 専門職能団体等の支援活動のまとめ

1 専門職能団体等の支援活動の状況

阪神・淡路大震災以後の大規模災害では、災害後の支援活動に様々な分野の専門職能団体等の関与が認められた。専門職能団体等の支援は、専門職能や技術を活かした具体的作業や相談活動、物的支援、資金援助、情報提供等であったが、なかには、ミキサー車を利用した給水活動や、土木機械等を利用した救出救助活動等、日常業務において用いる資機材を活用した支援もあった。

専門職能団体等の支援活動期間について見ると、阪神・淡路大震災と比較して、以後の災害では活動の開始時期及び終了時期のいずれも早くなっていることがわかった。活動開始が早くなった要因としては、被害の規模が小さかったことが大きい。各種専門職能団体等の阪神・淡路大震災での活動経験が活かされたとも言える。

専門職能団体等に対して実施したアンケート調査では、大規模災害において支援活動を行った専門職能団体等のうちの41.1%が、災害対応における活動がその後の日常業務で有益なものとなったと回答している。有益になった点の具体的な内容は、災害時の支援活動の経験が、その後の災害における支援対応に活かされた、さらなる知識の習得や技術に役立った、組織内部の災害対応意識が向上した等であった。

2 専門職能団体間の連携による支援状況

阪神・淡路大震災後の専門職能団体等支援活動には、次のような事例が見られた。

第1に、専門職能団体等が、自系列団体の縦のつながりを活かすとともに、業務上、既に協働体制が確保されている団体との連携により、独自に支援活動を行った事例が見られた。

第2に、公共性があり行政の活動に準じた支援を行う団体や多分野の専門家が連携体制を取り、新たに組織化を図って活動を行う事例が見られた。

第3に、阪神・淡路大震災において、新しく組織化された団体間同士が連携を取って活動行う事例が見られた。そこでは、例えば各団体の活動資金について、どの団体の活動にもその基金が適用されるような体制が確保されている。

また、これらの活動を見ることにより、大規模災害の対応には、各種の専門職能団体等の支援活動は、被災者の復興支援として有効であること、その活動は、他団体との協働体制を確保することが効果的であることが把握できる。

3 専門職能団体等の諸形態

大規模災害の支援活動を実施した組織の諸形態を見ると、支援活動を行う専門家不足や対応できない専門領域を補うために、以下のような活動を行っていることを把握した。

第1に、阪神・淡路大震災における既存の専門職能団体等の支援活動を見ると、宿泊の準備や支援活動にかかるその他一切の費用負担ができないといった状況の中で、ブロック会や構成単位会が、被災地団体では人員が足りずに十分な対応ができなかった専門家支援や事務作業を補助していた。

第2に、行政は、災害時の専門職能家による支援活動を実施するために、専門家派遣制度を設け、様々な分野の専門職能家を登録する体制を整備した。

第3に、阪神・淡路大震災後には、前述のように異種の専門職能家が災害対応のために協働体制を確保するといった事例が見られた。

なお、災害後の協働体制を確保することは効果的であったことは前述の通りであるが、その一方で、活動実態より、さらに異種の専門家との連携が必要であるといった教訓も見られた。

4 専門職能団体等の支援活動に求められる対応課題

専門職能団体等の支援活動実態の把握と分析により、復興支援活動をより迅速かつ的確に、かつ効果的に行うためには、以下のような課題があることが分かった。

第1は、異種の専門職能団体等が協働体制を取りつつ対応する必要性である。このような協働体制を確保することによって、各種職能団体における支援対応に対する考え方の違いを未然に防ぐことができるとともに、対応の一元化が図られ、情報提供の錯綜を防ぐことができるものと考えられる。

第2は、事前の訓練や学習の必要性である。如何に専門職能家と言えども、例えば、激甚災害指定下における税の減免措置や災害補償措置といった災害時対応に関する専門的知識を所持しているとは限らない。したがって、平常時における専門的知識を災害時においてより有効に発揮するための事前の訓練や学習が求められるのである。

第2章 専門職能団体等及び地方公共団体の災害時における対応体制と復興支援組織の設立可能性に関する検討

1 専門職能団体等及び地方公共団体の 災害時における対応体制

本節では、専門職能団体等及び地方公共団体の災害時における対応体制や課題について、アンケート調査の結果をもとに把握する。

1.1 専門職能団体等の災害時における対応体制

1.1.1 専門職能団体等の災害時における事前準備体制

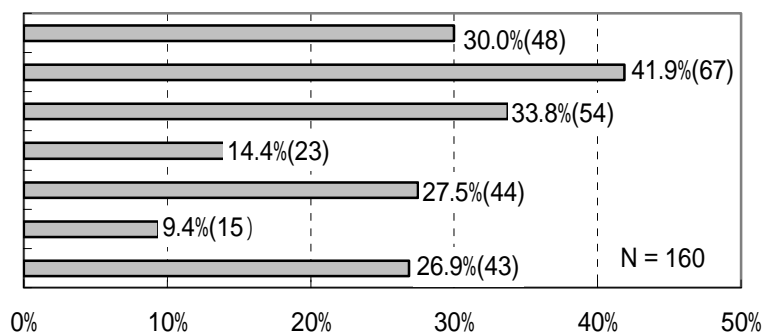
専門職能団体等に対し、災害時に備えて具体的に講じている対策について尋ねたところ、41.9% (67/160) が「災害対応マニュアル等の災害発生時における活動方策を整備している」と回答している。

一方、「既に関係自治体と応援協定を結んでいる」と回答した割合は14.4% (23/160) であり、また、「協定は結んでいないが被災地自治体から要請があれば支援できるように事前から準備している」は27.5% (44/160) であり、専門職能団体等と行政との協力体制に関しては、十分に整備されているとは言い難い状況にある。

< 図 災害発生時に備えて具体的に準備をしていること >

Q. 貴団体では、災害発生時に備えて具体的にどのような対策を講じていますか。以下の選択肢の中から当てはまるものを全て選んでください。

- 災害時にそなえて資機材を備蓄している
- 災害対応マニュアル等の災害発生時における活動方策を整備している
- 定期的に訓練を行っている
- 既に関係自治体と応援協定を結んでいる
- 協定は結んでいないが被災地自治体から要請があれば支援できるように事前からの準備を整えている
- その他
- 特に何もしていない



その他の意見は以下の通りである。

- 指定公共機関として防災業務計画を作成し公表。
- 国の機関(北海道開発局)と災害応急対策業務協定を結んでいる。
- 地方整備局との災害支援協定。
- 本部と連絡、支部会員の連絡ネット。
- その都度判断し、対応を考える。
- 会員会社において定期的に訓練している。
- 本年度、災害看護活動組織委員会を設置したので今後検討していく。
- 国民に対し、防災啓発活動を行っている。
- 応援協定の推進を図っている。
- 事態に応じて早急に活動できる非常連絡網を整備。

1.1.2 専門職能団体等の災害時における意思決定体制

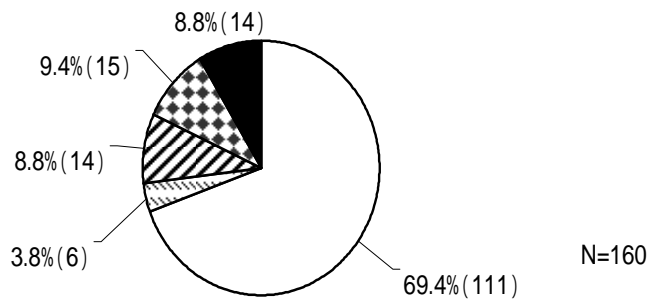
専門職能団体等に対し、大規模災害発生時における被災地での活動実施に対する意思決定体制を尋ねたところ、「全国・中央本部組織の指示がなくても支部としての活動が自由にできる」と回答した団体は69.4% (111/160)であり、「支部は全国・中央本部組織の指示がないと活動はできない」と回答した団体は3.8% (6/160)であった。これは、被災した地域に所在する団体の多くは、全国・中央本部組織の了解無しで、各支部の活動を自由に決定できることを示している。

災害発生後に被災地の支部組織が独自に活動できる利点は、被災地での迅速な災害対応が可能な点にあるが、支部組織に意志決定権がなく、全国・中央本部組織の指示に従わざるを得ない場合は、支部組織との協力・支援要請のための事前提携を明確に定めておく必要がある。

< 図 災害発生時における被災地の団体の行動形態 >

Q. 貴団体に全国・中央本部組織、もしくは支部組織等が存在する場合、災害発生時における被災地での行動形態はどのようなものになっていますか。

全国・中央本部組織の指示がなくとも支部としての活動が自由ができる
 支部は全国・中央本部組織の指示がないと活動できない
 全国・中央本部組織、もしくは支部組織等は存在しない
 その他
 無回答



その他の意見は以下の通りである。

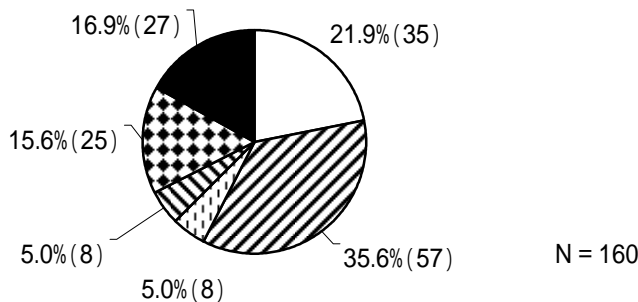
農地等災害応援推進対策実施要綱に基づく。
 本部と協議の上、対応することになると考える。
 地方部会が本部組織と協議し、地方部会のみで対応する体制か地方部会及び本部組織で対応する体制化を決定し、それに基づき行動する。
 活動の内容により と の場合がある。
 災害発生時の対応方針は本店が決めているが、その下で具体的に支店がどのように対応するかについては、支店にも裁量権が認められている。
 本部組織と連携を取りながら対応。
 各組織が独自で取り組むより全国、県、郡、市の各組織はそれぞれ行政と協議調整を行い、行政を窓口として取り組むシステム構築が必要である。
 支援協定に基づく出動要請により活動を行う。

また、専門職能団体等に対し、被災地の支部組織が被災地外の支部組織等へ応援要請することに関して尋ねたところ、35.6% (57/160) が「支部から全国・中央本部組織を経由して応援要請をする」と回答し、「支部が直接自由に応援要請をする」の21.9% (35/160) を上回っていた。被災地の支部組織は、全国・中央本部組織の指示がなくとも独自に活動はできるが、応援要請に関しては、支部から全国・中央本部組織を経由しなければならないことが多い状態にあることが分かった。

< 図 災害発生時における被災地外の団体の応援要請体制 >

Q. 貴団体に全国・中央本部組織、もしくは支部組織等が存在する場合、災害発生時における被災地外のそれらの団体からの応援体制のシステムはどのようになっていますか。

- 支部から直接自由に応援要請をする
- 支部から全国・中央本部組織を経由して応援要請をする
- 全国・中央本部組織が独自に応援要請をする
- 全国・中央本部組織、もしくは支部組織等は存在しない
- その他
- 無回答



その他の意見は以下の通りである。

- 地方の県や市や行政課ら要請を受け、規模の大きさに応じて対応する。
- 災害規模により上記 あるいは を選択。
- 応援要請をする組織ではない。
- 特に定めていない。
- 支部が直接、隣接支部へ応援要請ができるが、被災エリアが広範囲に及ぶ場合は全国・中央支部組織を経由して応援要請をする。
- 地方部会が本部組織と協議し、地方部会のみで対応する体制か地方部会及び本部組織で対応する体制かを決定し、それに基づき行動する。
- 所定の手続きに則る場合は、支店がその裁量により支援要請を行うことができる。
- 特に定められていないが、本部と支部が連絡を取り合いながらケースバイケースで対応することになる。
- 本部・支部ではないが、47都道府県に法人格をもった協会があり、連携を取る。
- 被災地支部は近接の支部に対しては直接応援要請をする。ただし近接支部は、必要と認める場合は独自の判断で応援を派遣できる。近接支部以外については、被災地支部は本社に応援要請をなし、本社は応援支部を選定し、応援の命令をする。
- 応援体制のシステムがない。
- 11ブロックより当協会に直接要請できる。
- 基本的には本会を通じて応援要請をする。

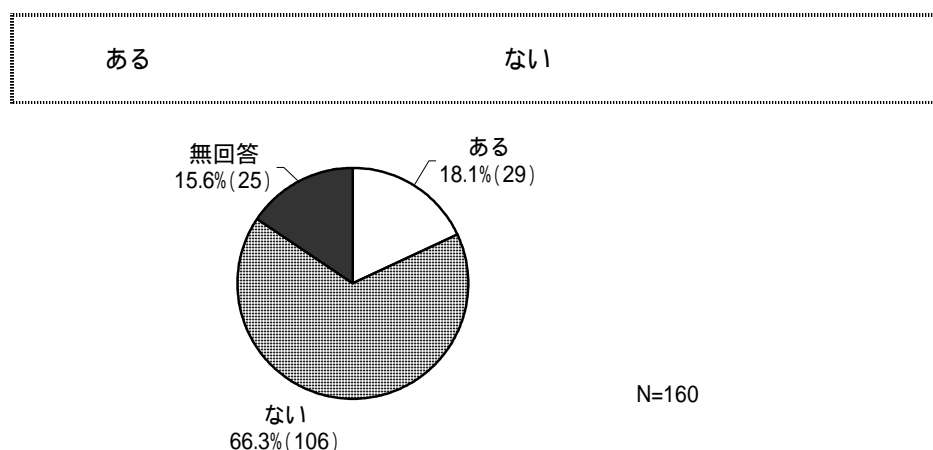
1.1.3 専門職能団体等の災害時における相互協力・協働体制

前章においては、分野の異なる様々な専門職能団体等の相互協力・協働体制による支援活動が有効であることが分かった。ここでは、専門職能団体等が、応援要請先として自団体系列組織以外の団体と事前に契約・協定等を結んでいるかどうかを把握し、分野の異なる専門職能団体間の相互協力・協働体制の実態を把握する。

専門職能団体等に対し、災害発生時に関する自団体の系列組織以外の団体や業界と相互に協力・協働関係を取っている組織の存在の有無について尋ねたところ、「ある」と回答した団体は18.1% (29/160)、「ない」と回答したのは66.3% (106/160)であった。それぞれの応援要請先を具体的にみると、医療の分野では、「緊急に薬が必要となるため」薬品販売関連団体と相互協力関係を結んでいるといった、通常業務上のつながりから提携を結んでいる事例があった。

< 図 自団体系列組織以外への応援要請先の有無 >

Q. 災害発生時のために、貴団体が貴団体の全国・中央本部組織、もしくは他都道府県支部以外の団体や業界と協力関係を取っている組織はございますか。



1.2 地方公共団体における専門職能団体等との連携状況

阪神・淡路大震災における専門職能団体等の活動事例の中には、「支援要請があったときのために出動の準備をしていたが、なかなか要請が出なかった。」といったような事例もあった。

専門職能団体等が発災後に迅速な活動を開始するためには、支援要請を行う地方公共団体が、支援要請先の専門職能団体等と事前に協定等を結ぶなどして、平常時から連携体制を確保しておくことが重要である。また、支援要請先の団体が、どの程度の物資供給や人員派遣が可能であるのかを把握しておくことも重要である。

そこで、本節においては、地方公共団体が、事前にリストを作成する等により、支援要請団体等を把握しているのか、また、当該団体の供給可能な物資の種類や量、及び派遣可能な人員数等を把握しているかどうか、という点についてアンケート調査を行ったので、その結果を紹介する。

なお、本節以降の、地方公共団体に対するアンケート調査の分析に際しては、近年において大規模災害を経験した団体（阪神・淡路大震災、有珠山噴火、東海豪雨、鳥取県西部地震において災害救助法が適用された地方公共団体。以下「被災地」と呼ぶ）とそれ以外の都道府県（以下、「非被災地」と呼ぶ）に分けて示すものとする。

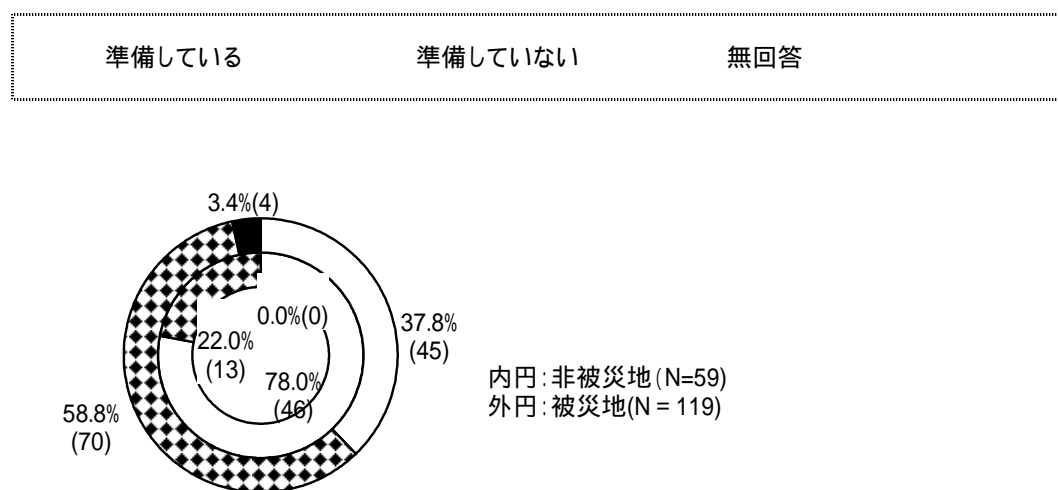
1.2.1 地方公共団体における支援要請先団体リストの整備状況

地方公共団体に対し、災害発生時における支援要請リストを準備しているかどうかを尋ねたところ、「準備している」は、被災地で37.8% (45/119)であったのに対し、非被災地では78.0% (46/59)という割合であった。

これは、被災地が防災担当課のみを調査対象としたのに対して、非被災地は都道府県や政令指定都市、中核市等の比較的大きな都市が調査対象となっていることや、防災業務の所管部局以外の部局も調査対象となっていることなどから、非被災地におけるリスト整備の割合が高くなったものと考えられる。

< 図 支援要請先の整備 >

Q. 貴課では災害が発生した時の諸問題に対応するための専門職団体・業界に対する独自の支援要請リストは準備していますか(例えば、仮設住宅の確保のための建設業界と提携している、等。)



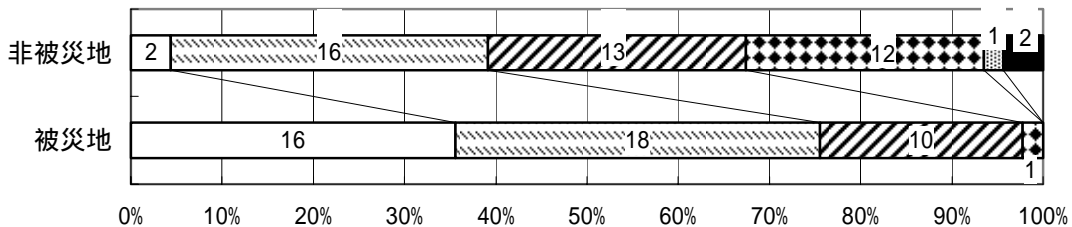
1.2.2 地方公共団体における支援要請先の物資・人員供給量の把握状況

地方公共団体に対し、支援要請先の団体・業界が災害時に供給可能な物資の種類や量、また、派遣可能な人員数を把握しているかを尋ねたところ、被災地では、「把握している」と「だいたい把握している」をあわせると75.6%（34/45）であり、非被災地では39.1%（18/46）であった。

< 図 支援要請先の団体・業界の物資・人員の供給量の把握 >

Q. 貴課では、支援要請先の団体・業界が災害時にどの程度の物資や人員派遣が供給可能かを把握していますか。

把握している だいたいは把握している 少しは把握している
 ほとんど把握していない 全く把握していない



なお、物資供給を行う団体には、団体事務局の所在地とは異なる場所に物資を保管している場合が多い。例えば、救出・救助等に必要とされる重機等は、一般的には郊外部に保管されることが多いが、それを所有するリース会社は都心部に存在することが多い。

このような場合、地方公共団体は、リース会社の所在地のみに着目して、提携を結ぶことは防ぐべきである。何故ならば、実際の災害時において、いざ、重機の支援を行おうとした場合、近傍に重機が無く、救出・救助活動が行えない場合もあり得ることから、実態に即した事前協定等を結んでおくことが重要である。

2 復興支援組織設立に関する 専門職能団体等及び地方公共団体の意向

第1章においては、災害発生後、迅速かつ効果的に復興支援活動を展開するためには、各種専門職能団体等が、「協働体制の確保」や「事前の訓練や学習」が必要であることを明らかにした。

本節においては、専門職能団体等及び地方公共団体に対し、復興支援組織の設立に関する意向を尋ねた結果を紹介し、復興支援組織の設立の可能性及び設立に向けた課題について述べる。

2.1 専門職能団体等における復興支援組織の必要性

2.1.1 復興支援組織の必要性に関する意向

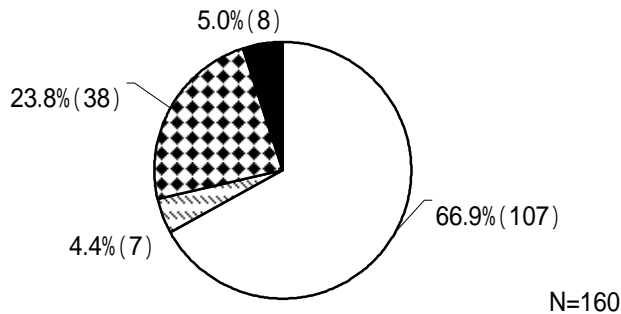
専門職能団体等に対し、復興支援組織の必要性について尋ねたところ、66.9% (107/160) が「あった方が良い」と回答した。一方、「必要ない」と回答したものは33.1% (53/160) であった。

「必要ない」と回答したものの主な理由は、「事前組織結成により柔軟性がなくなる」、「ボランティアで十分だと考える」、「行政マニュアルを逸脱して独自に組織を構成するのは混乱を招く」などというものであった。

< 図 復興支援組織の必要性に関する意向 >

Q. 事前に様々な職能団体が連携し、災害発生時における各種の問題に対応するような支援組織の必要性について、どのように考えますか。

あった方が良い 必要ない どちらともいえない 無回答



「必要ない」と回答した理由は以下の通りである。

臨機応変のボランティア活動でよい。事前の打ち合わせ、訓練に参加する余裕がない。
災害発生時は労使が争っている。あるいはそれについて相談して対応するような時間は無い
のではないかと。
行政に一任すべき。
県及び組織の災害対策マニュアルに沿って行動することになっており、各団体が独自に連
携組織を作るとは混乱する。
事前に組織することは固定化して柔軟な対応ができなくなると考えるから。

2.1.2 災害時における復興支援組織への協力に対する意向

専門職能団体等に対し、復興支援組織の設立に協力する用意があるかどうか、その意向について尋ねたところ、60.0%（96/160）が「協力しても良い」と回答し、「協力できない」と回答したのは1.9%（3/160）であった。

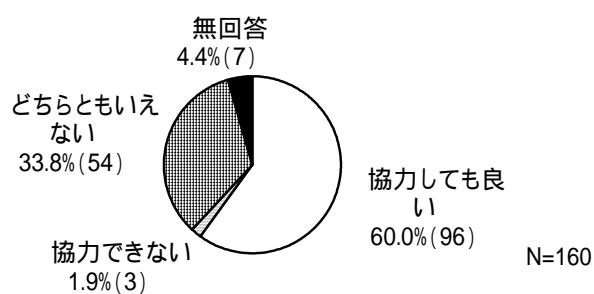
極めて多くの専門職能団体等が、復興支援組織の設立に賛意を示していることが分かった。

なお、「協力できない」という回答を示した団体の主な理由は、「今の体制では人材不足」、「具体的に協力できる体制にはなっていない」というものであった。

< 図 支援組織に対する協力の意向 >

Q. もし仮に、このような支援組織が準備された場合、災害発生時に貴団体はご協力頂けますか。

協力しても良い 協力できない どちらともいえない 無回答



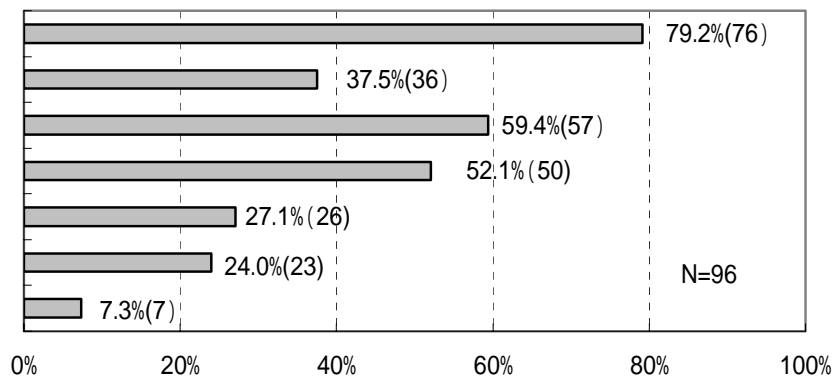
また、復興支援組織の設立に賛意を示した団体に対し、その理由を尋ねたところ、「専門職能家の責務として当然やるべきだと思うから」と回答した割合は79.2% (74/96)であったが、「専門職能団体等としての社会的信頼性がより得られるから」が59.4% (57/96)、「災害発生時に行政との連携が取りやすくなり、迅速な復旧・復興活動ができるようになるから」が52.1% (50/96)であり、いずれも半数を超える割合を示していた。

以上の結果から、専門職能団体等は、災害復旧・復興時において自ら果たすべき役割の重大さを自覚し、事態に的確に対応しようとしていることが分かった。

< 図 復興支援組織に協力しても良い理由 >

Q. 復興支援組織に協力しても良い理由を全て選んでください。

専門家の責務として当然やるべきだと思うから
 災害復旧・復興に貢献するのは仕事としてやりがいがあるから
 専門的団体としての社会的信頼性がより得られるから
 災害発生時に行政との連携が取りやすくなり、迅速な復旧・復興活動ができるようになるから
 災害復旧・復興を視点に入れた自分の職能の知識を向上させることができるから
 協同することによって新しい知見やテーマが得られるから
 その他



その他の意見は以下の通りである。

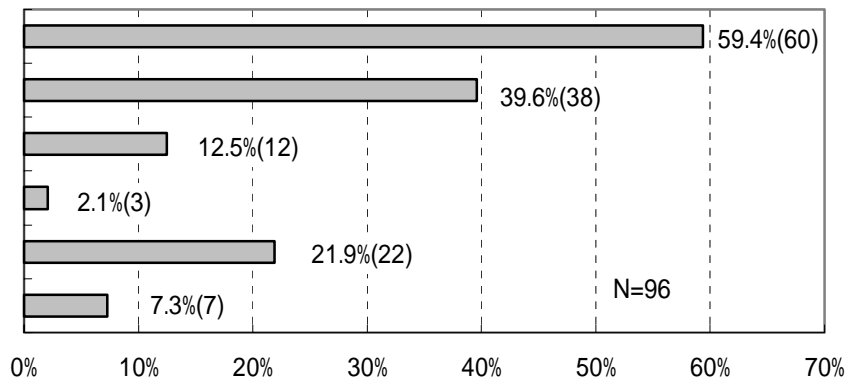
各団体の重複が調整できる。
 職能に見合った事業にかかるもの。
 職能の性格上、災害時自社付近で発生した場合は協力できないがそれ以外は協力できる。
 作業手袋(軍手)は災害即必要品だから、協力する。
 他団体との協力により、被災者の救護を行うのは職能の当然の責務であるから。
 指定公共機関としての責務だから。

さらに、その協力支援の形態について尋ねたところ、「職能・技術を活かした具体的作業」と回答をしたものが59.4%(57/96)であり、「職能・技術を活かした相談活動」と回答をしたものが39.6% (38/96)であった。

< 図 協力が考えられる支援形態 >

Q. 協力が考えられる場合の支援形態はどのようなものですか。当てはまるもの全てを選んでください。

- 職能・技術を活かした具体的作業(運搬・修理・建設・医療・衛生・理容等)
- 職能・技術を活かした相談活動(カウンセリング・法務・税務・手話等)
- 人員は派遣できないが、物的支援ならばできる
- 人員は派遣できないが、資金援助ならばできる
- 資料等の情報提供支援ならばできる(マニュアル・パンフレット、等)
- その他



その他の意見は以下の通りである。

具体的な要請条件がないと判断が難しい。
 県内農業を本会がまとめ、上記項目の支援活動も対応可能である。しかし、市町行政(リーダー)が管内市支部と連携するほうが有効ではないか。

さらにまた、その場合における費用負担について尋ねたところ、34.4% (33/96) が「ボランティアで協力できる」と回答し、12.5% (12/96) が「人件費を除く費用弁済のみ」と回答している。これらの回答を全体的に受け止めれば、復興支援組織の設立に賛意を示した専門職能団体等のうちの約半数は人件費の負担なしでも支援をすると回答しているとも捉えることができる。

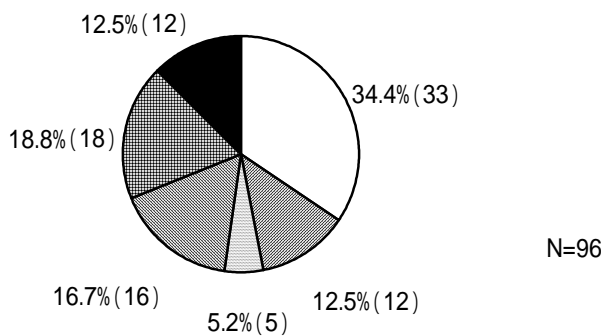
しかしながら、協力するためには何らかの費用負担が必要と考えている団体の回答（「人件費を除く費用弁済のみ」、「被災時料金をあらかじめ検討しておき、それによる契約行為」、「通常と同様の費用負担（契約行為に基づく）」の合計）を合計すると34.4%であり、ボランティアで協力できる回答した団体と同じ割合であった。

なお、アンケートの自由意見には、「有料の橋を渡る料金くらいは負担して欲しい」という意見もあり、道路や施設使用料に対する行政等からの費用負担を求める声があることも想定される。

< 図 協力が得られる場合の費用負担に対する考え >

Q. 協力が得られる場合の費用負担として、どの程度のものが考えられますか。

ボランティアで協力できる
 人件費を除く費用弁済のみ
 被災時料金をあらかじめ検討しておき、それによる契約行為
 通常と同様の費用負担(契約行為に基づく)
 その他
 無回答



その他の意見は以下の通りである。

業界内規で定めている。
 具体的な要請条件がないと判断が難しい。
 初期活動、調査費用。
 その内容にもよるが、通常と同じ程度の原価を考えている。
 被災の大小により可能な限りは業界が負担。
 組合員に無償提供又は実費製造原価で提供する。
 相談会開催費用報酬相当額。
 当団体に、「市民救援基金」があり、被災者に対する手数料と支援活動費の援助をしている。
 基本的にはボランティアであるが、期間、場所等災害の態様による。
 状況に応じて対応。
 阪神・淡路大震災時はボランティアとして実施。

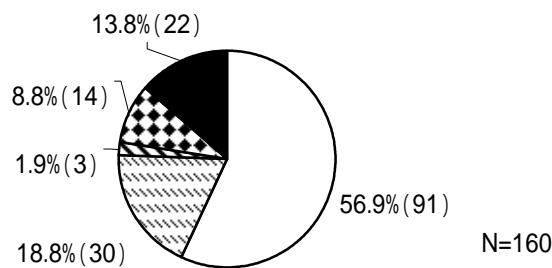
2.1.3 復興支援組織の運営形態に関する意向

専門職能団体等に対し、復興支援組織の運営形態の意向について尋ねたところ、「地方公共団体との協定で共同による運営」(56.9%、91/160)を求める回答が最も多く、次いで「参加団体および会員のボランティアによる運営」(18.8%、30/160)を求める回答が多かった。

< 図 復興支援組織の運営形態に関する意向 >

Q. 各種職能団体と行政が連携をとる復興支援組織の運営形態としては、どのようなものが適当だとお考えになりますか。

地方公共団体との協定で共同による運営
 参加団体および会員のボランティアによる運営
 NPO法人として事業を行い、その収益による運営
 その他
 無回答



その他の意見は以下の通りである。

行政主導による運営。
 円滑な運営が行える形態であれば良い。
 具体的にはよく分からない。
 実際は だが にならざるを得ない。
 運営による長所、短所等が良く分からない。
 現時点では思いつかない。
 行政からの要請に基づく協力体制。
 地方公共団体を中心の地域防災計画。
 支援の対象、内容が不明なので、答えられない。
 物的支援である関係上、災害の状況において判断できる。
 国、地方公共団体。
 官民の各構成団体が平等な立場で、ゆるやかな連携を図り運営。

2.1.4 平常時の訓練等に対する参加意向

復興支援組織には、迅速かつ柔軟な対応が求められるが、そのためには、平常時の訓練や学習が必要である。

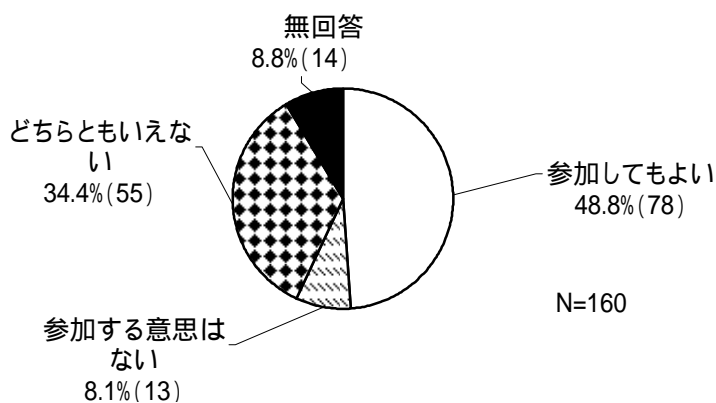
専門職能団体等に対し、日常からの訓練や災害時対応のための学習活動等に対する参加意向を尋ねた。その結果、「参加しても良い」という回答は全体の48.8% (78/160)であり、「参加する意思はない」(8.1%、13/160)と比較して、非常に高い割合を示していることがわかった。

また、事前訓練や学習活動に参加する条件について尋ねたところ、「内容を問わず、無料であること」が42.3% (33/78)、「訓練や学習活動の内容如何によっては応分な費用負担があっても構わない」が37.2% (29/78)であった。

< 図 事前訓練や学習活動の参加に対する意向 >

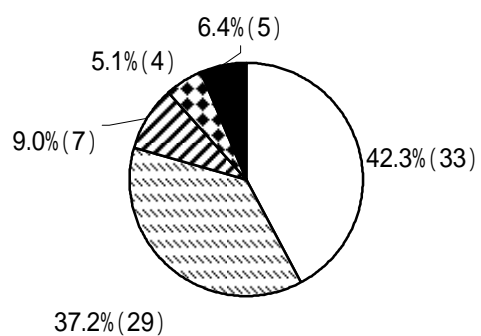
- Q. もし支援組織が準備された場合、災害時に備えて、日常から訓練や災害時対応のための学習活動等が必要になるものと思われます。貴団体はこうした事前の訓練や学習活動へのご参加をどのように考えますか。

参加しても良い 参加する意思はない どちらともいえない 無回答



< 図 事前訓練や学習活動に参加するための必要な条件 >

内容を問わず、無料であること
訓練や学習活動の内容如何によっては応分な費用負担があっても構わない
必要な負担は厭わないので、有益な訓練や学習カリキュラムを組んで欲しい
その他
無回答



N=78

その他の意見は以下のようなものである。

原則として無料。
活動の内容が不明なので、答えられない。
訓練の内容による。

2.2 地方公共団体に対する意向調査

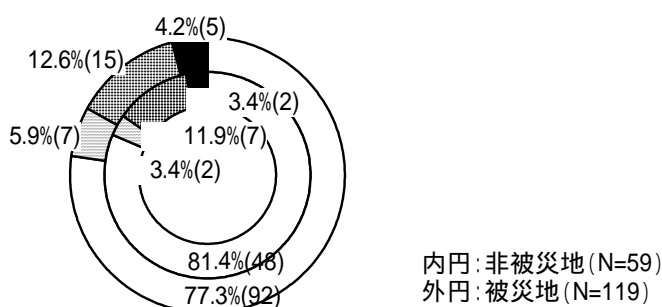
2.2.1 復興支援組織の必要性に関する意向

地方公共団体に対し、復興支援組織の必要性について尋ねたところ、被災地で77.3%（92/119）、非被災地で81.4%（48/59）が「あった方が良い」と回答した。この結果からも明らかのように、被災地、非被災地のいずれにおいても、専門職能団体等による復興支援組織の必要性が高く認識されていることが分かった。

< 図 復興支援組織の必要性に関する意向 >

Q. 事前に様々な職能団体が連携し、災害発生時における各種の問題に対応するような支援組織の必要性についてどのように考えますか。

あった方が良い 必要ない どちらともいえない 無回答



「必要ない」と回答した理由は、以下の通りである。

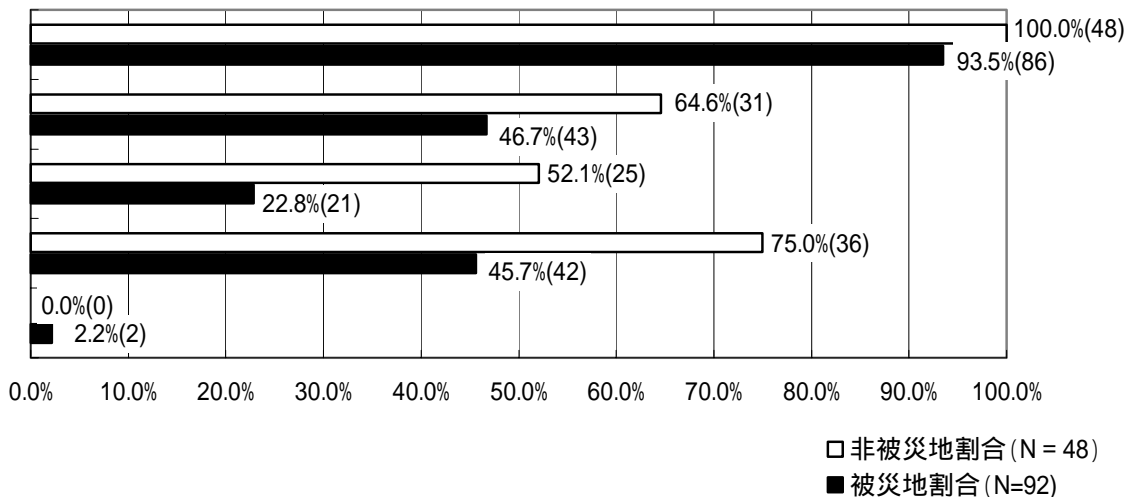
法律、政令、規則に基づく公共土木施設の災害復旧業務を行っており、支援の必要がない。
 医療保険分野としては、上級機関からの助言を受けたかなどの取扱いとなり、医師会等既存団体への周知等で足りると思われる。
 本市では既に、建築・建設をはじめ各種団体・企業等を協定を結んでおり、支援を受け得る体制を確立しているため。
 応急仮設住宅に関して、民間の専門職能団体が災害時を想定して常時連携することは有意義と考えるが、1つの組織として運営したりその組織の設立や運営に行政が積極的に関与することには私益と公益のバランス上疑問がある。
 商工業者からの貸付金の相談対応、被災状況の把握などは地域の経済団体である商工会議所、商工会の本来業務であること。通常から業務の連携がある程度取れていること。
 当課(経営商業課)の業務の場合、平常業務も災害時の業務も、内容的には同じであり、普段から連携は取れている。
 復興支援組織の常設や、その組織への支援は県レベルでは必要ないと考える。職能団体に対して、支援レベルの均一化等を求めるのであれば全国に一つあれば足りると思われる。
 農業災害の対策は、試験場・農業改良普及センター等内部の組織で対応が可能な場合が多いほか、農業団体等とは、常に連絡体制が整っているため、災害発生後の対応で十分である。
 総務局の業務では、支援組織は必要ないと思われる。(職員の応援派遣など)

「復興支援組織は必要である」と回答した地方公共団体に対し、その理由を尋ねたところ、「事前に組織してあると迅速な対応が可能となるから」という回答が、被災地で93.5%（86/92）、非被災地で100.0%（48/48）と、最も高かった。その他の回答項目を比較すると、被災地及び非被災地のいずれにおいても、「専門職能団体等が個別的に活動するよりも協働することによって柔軟かつ総合的な対応が可能となるから」、「支援組織としての窓口を一本化することで情報の錯綜を防げるから」、「専門職能団体等との連携が平常時から取れるから」という回答が順に続いた。

< 図 復興支援組織があった方が良い理由 >

Q. 上記で「あった方が良い」とご回答の理由であてはまるものを全て選んでください。

事前に組織してあると迅速な対応が可能となるから
 支援組織としての窓口を一本化することで情報の錯綜性を防げるから
 専門職能団体との連携が平常時から取れるから
 専門職能団体等が個別的に活動するよりも協働することによって柔軟かつ総合的な対応が可能となるから
 その他



その他の意見は以下の通りである。

災害発生時の対応について具体的な体制が整備できる。
 一般的には協定を多く結んで災害への対応力を強化させるべきだと言われているが、実際には顔と顔が見られるような組織の存在がないと、いざというときに対応できないのではないかと
 思う(非被災地)。

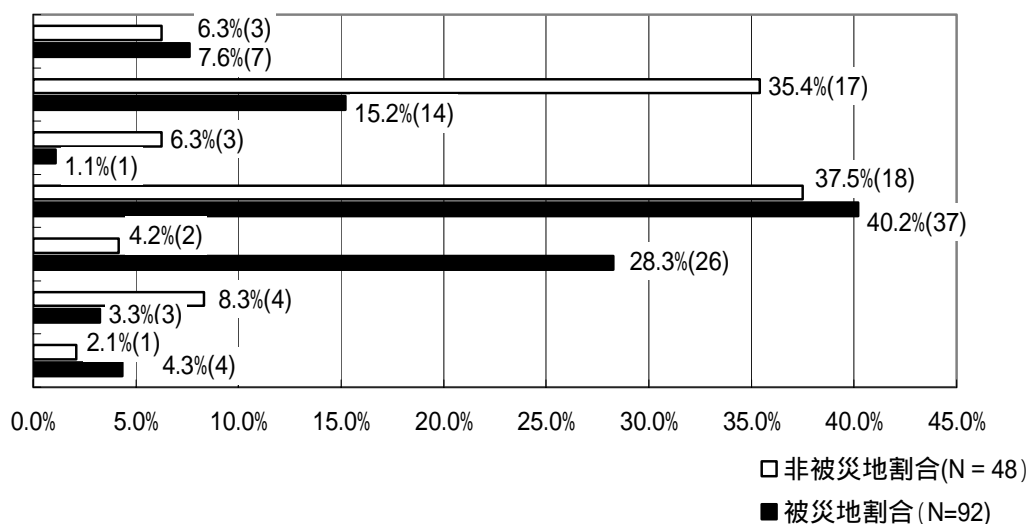
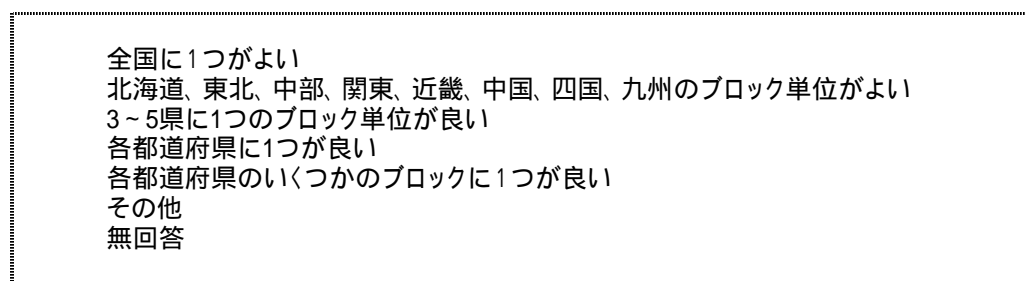
2.2.2 復興支援組織の組織単位に関する意向

「復興支援組織は必要である」と回答した地方公共団体に対し、仮に地方公共団体の責任において復興支援組織を設置するとすればどのような地域単位で設けるのが良いかを尋ねたところ、被災地及び非被災地のいずれにおいても「各都道府県に1つが良い」(被災地：40.2%、37/92、非被災地：37.5%、18/48)という回答が最も高かった。次いで、被災地においては「数都道府県のブロックに1つが良い」(28.3%、26/92)が、一方、非被災地においては「北海道、東北、中部、関東、近畿、中国、四国、九州のブロック単位が良い」(35.4%、17/48)という回答が多かった。

このことから、被災地の方が細かい単位で組織することを求めていることが分かった。

< 図 復興支援組織の組織単位に関する意向 >

Q. 地方公共団体の責任において復興支援組織を設置するとすれば、どの程度の単位で設けるのが良いとお考えになりますか。



その他の意見は以下の通りである。

政令市に一つ。
 県において防災計画を立てており基本的にはこれにより対応すべきものであり、また災害の規模等により個別に判断すべきであり一概には言えない。
 全国組織の中に関東ブロック等支部組織を設ける。
 全国組織とし、のブロック単位に支部組織を設けるのがよい。
 災害の程度にもあるがまず市。
 県単位で統轄、災害時市町村と連携しやすいブロックを作っておく。

2.2.3 復興支援組織に対する協力に関する意向

地方公共団体に対し、復興支援組織が準備された場合の支援可能な方策について尋ねたところ、「訓練の場所や機会の提供」（被災地：31.9%、38/119、非被災地：69.5%、41/59）が高い割合を示した。また、次に多かったのは、「訓練や講習等の講師の派遣」が、被災地で23.5%（28/119）、非被災地で37.3%（22/59）であった。

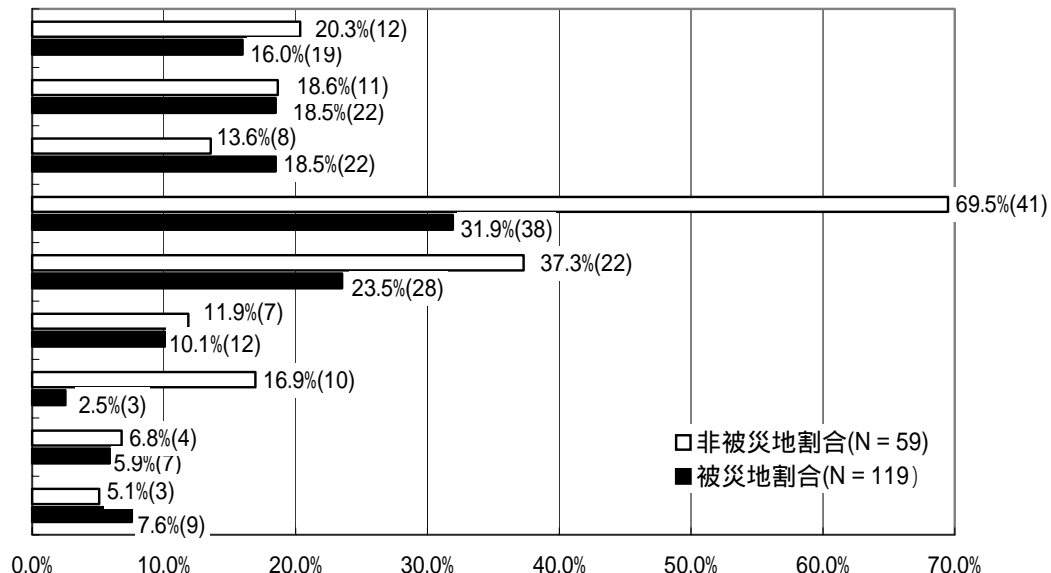
このように、訓練に関する支援を提供する意向が比較的多いことが分かった。しかしながら、「事務局の施設提供」や「専従職員の派遣」、「運営設備（コピー・電話・パソコン等）の提供」等、物質面に関する支援の意向は比較的低かった。

なお、「専従職員の派遣」については、他の回答項目と異なり、非被災地より被災地の回答割合の方が高く、実際に災害を体験した地方公共団体における人的体制確保の必要性の重みが反映されているものと考えられる。

< 図 想定できる支援形態 >

Q. もし仮にこのような支援組織が準備された場合、どのような支援をすることが可能とお考えになりますか。想定できる支援内容を全て選んでください。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 事務局の施設提供 | 活動資金の援助 |
| 運営設備(コピー・電話・パソコン等)の提供 | 消防学校の利用 |
| 専従職員の派遣 | 防災用品や防災技術の開発・研究支援 |
| 訓練の場所や機会の提供 | その他 |
| 訓練や講習等の講師の派遣 | |



その他の意見は以下のようなものである。

- 災害情報等の提供。
- 現時点では不明。
- 動物救護センターの設置。
- 支援活動をすることが出来ない。
- 協定の中で規定する。支援要請の際、委託料額を決める。

2.2.4 復興支援組織の運営形態に関する意向

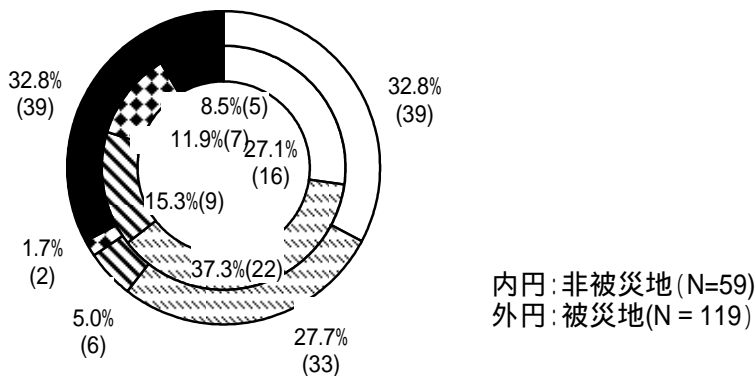
地方公共団体に対し、専門職能団体等と行政が連携を取る復興支援組織の運営形態について尋ねたところ、「地方公共団体との協定で共同による運営」(被災地:32.8%、39/119、非被災地:27.1%、16/59)や、「参加団体および会員のボランティアによる運営」(被災地:27.7%、33/119、非被災地:37.3%、22/59)を求める回答が、比較的高い割合を示した。

専門職能団体等に対して実施した同様の設問に対する結果(2.1.3参照)と比較すると、専門職能団体等が地方公共団体との共同運営を求めているのに対して、地方公共団体はボランティアによる運営を求める意向が大きくあることが分かった。

< 図 復興支援組織の運営形態に関する意向 >

Q. 行政が各種職能団体と連携をとる復興支援組織の運営形態としては、どのようなものが適当だとお考えになりますか。

地方公共団体との協定で共同による運営
 参加団体および会員のボランティアによる運営
 NPO法人として事業を行い、その収益による運営
 その他
 無回答



その他の意見は以下のようなものである。

国の支援に基づき参加団体により運営される形態。
 現時点では不明。
 分野ごとの特性もあると考えられるので、一概にはいえない。
 協議会を設置し、地方公共団体が運営する。
 支援組織で自主的に運営。
 NPO法人としてその収益及び公共団体の助成による運営。

3 復興支援組織の設立可能性の検討

本章においては、各種の専門職能団体等及び地方公共団体に対し復興支援組織の設立に関する意向調査の結果を示し、復興支援組織の設立可能性に関する検討を行った。

1 専門職能団体等と地方公共団体との災害対応状況

専門職能団体等に対し、災害発生時に備えて講じている対策について尋ねたところ、「既に関係自治体と応援協定を結んでいる」と回答した割合が14.4%であり、また、「協定は結んでいないが被災地自治体から要請があれば支援できるように事前から準備している」と回答した割合は27.5%であった。

一方、地方公共団体において、支援要請先の団体・業界が災害時に供給可能な物資の種類や量、及び派遣可能な人員数等を把握しているかを尋ねたところ、特に、被災地では75.6%、非被災地においては39.1%であり、低い割合であった。

この結果からも明らかなように、専門職能団体等と地方公共団体との連携体制をもっと強化する必要があることが分かった。

2 復興支援組織の必要性に関する意向

大規模災害時における復興支援組織の必要性に関する意向を、専門職能団体等と地方公共団体に尋ねた。

その結果、専門職能団体等においては、66.9%が必要であると回答し、また、設立に際しての協力意向を示したものは60.0%であった。

一方、地方公共団体においては、被災地で77.3%、非被災地で81.4%が必要であると回答した。

3 復興支援組織の設立形態と組織単位

復興支援組織の設立形態について尋ねたところ、専門職能団体等では「地方公共団体との協定による共同による運営」を求める回答が56.9%であった。これに対し、地方公共団体における同様の回答は、被災地で32.8%、非被災地で27.1%であり、「参加団体及び会員のボランティアによる運営」を求める回答も、被災地で37.3%、非被災地で27.7%であった。

つまり、専門職能団体等が地方公共団体との共同運営を求めているのに対し、地方公共団体はボランティアによる運営を求めている傾向が強いことが分かった。

また、仮に地方公共団体の責任において支援組織を設置するとすれば、どのような地域単位で設けるのが良いかを尋ねたところ、「都道府県にひとつが良い」とする回答が、被災地で40.2%、非被災地で37.5%であり、都道府県単位の設置を望む意向が比較的多いことが分かった。

4 復興支援組織への参加意向と行政の支援意向

各種専門職能団体等に対し、復興支援組織が設立された場合、学習や訓練等への参加意志を尋ねたところ、48.8%が「参加しても良い」と回答した。

一方、地方公共団体に対し、支援組織が結成された場合の支援方策を尋ねたところ、「訓練の場所や機会の提供」や「訓練や講習等の講師の派遣」の回答割合が高く、「事務局の施設提供」や「専従職員の派遣」、「運営設備(コピー・電話・パソコン等)の提供」等に対する支援意向は低かった。

この結果、復興支援組織の設立に関する意向は、専門職能団体等及び地方公共団体のいずれにおいても高いが、実際の運営を巡る意向においては、専門職能団体等が例えばボランティアでも、としているのに対し、地方公共団体は場の提供や講師派遣といったソフト支援を掲げる傾向が強く、資金や物資の支援に対しては消極的な姿勢にあることが分かった。

その他、アンケート調査の自由意見欄には、復興支援組織設立に際して、下表に示すような様々な提言があったので、その詳細を紹介する。

表 職能団体向けアンケート自由意見からみた復興支援組織への提言

事前に支援組織を作っておいても、長年の間に形骸化する。何が必要か、その時点で判断、決断すればよい。災害発生時に支援組織に協力するか否かは、団体として必要に応じ、その都度判断し、会員に協力要請する立場にある。
復興支援組織は、地域防災計画とどう異なるのか。本来業務として防災に関わっている者が、別途ボランティア組織のようなものがある必要なのか。仮にボランティアであれば、団体ではなく個人を対象とすべきである。
阪神大震災では、一般市民の住宅再建(持家、借家、店舗等)が最も重要な課題となったが、行政は、民間の私有財産の問題なのでタッチしないという姿勢で介入せず、多くの問題を残している。事前の体制作りと、起こり得る問題点のマニュアル化が絶対に必要であると考えている。 (例えば、建築基準法における災害時の特別措置 区画整理事業の凍結(被災後5年間) 上下水道整備に関する被災者負担の軽減 借家(木造)の再建支援に関する法整備 融資保証人制度の見直し、等)
固定的な組織としてよりも、情報支援やいざという時の相互理解にもとづく協力がスムーズにできるための場としてスタートしたほうが参加しやすいと思う。
復興支援組織の必要性については、とにかく受け皿、対応窓口の一本化が全ての支援行動を円滑にする。全てに行政がリーダーとして対応するシステム作りを望む。
個人ボランティアならともかく、団体として災害支援する場合には、交通費や通信費・事務経費等最低限の資金手当てが出ないと活動できないのではないと思われる。寄付金に頼るだけでは、恒常的な支援組織は維持できないと思われる。
災害・復興支援に協力しようとする意欲は、まず何はさておき、現場を見て、体験するところから生まれる。現場に立てば、すべき事、必要とされていることが見えてくる。誰もが、無理な負担なく参加できる組織が必要である。
実際に大規模災害が発生した際、スムーズな復興支援を行うためには、平時から様々な関係者、関係団体間の連携を密にし、いざという時に備えておくことが必要だ。その為には、今回起案の復興支援組織は有益である。
ただし、設立に当たっては、行政からボランティアまで、全てを包含した組織であることが望ましいこと、中央レベルのみならず、少なくとも都道府県レベルにおいて同様の組織を構築する必要があること、を配慮する必要がある。

表 地方公共団体向けアンケート自由意見からみた復興支援組織への提言

<p>東海豪雨を経験して、いざと言う時に対応すべき事柄が千差万別に多くあることを思い知らされ、その対策をしっかり整理しなければと、取り組んでいる。基本的な考え方も十分確立出来ていない。支援組織を通じて、色々と勉強できることも多いと思う。</p>
<p>今回の東海豪雨災害では、本町は土砂災害が多く、全戸が被災する程ではなかったが、日頃の支援組織との連携の大切さは十分に感じた。田舎なので復旧の作業も近所、親戚に頼るケースが多く、「知らない方に作業をしてもらうのはちょっと」という声もあるようだ。</p>
<p>当町は、平成12年9月の集中豪雨により、過去最大の被害を受け多くの方に助けていただいた。その際多くの皆様のボランティア活動により、住家をはじめとする生活施設の応急復旧ができた。それから推測するに、何といっても住民の生活をそれなりに安定させ、復旧への意欲を持ってもらうことが初期における重要なことと思った。従って、そういった業務にかかる専門家集団の活動に期待する。(へき地ではそれら専門家が少ないため)</p>
<p>大規模災害発生時には、単独の市町村では行政の機能がマヒしてしまい、復旧活動が十分に行えないおそれが多分にあると思われる。また、県庁所在地で災害が発生した場合、県、市共に機能がマヒするおそれがあるため、支援体制は、都道府県を越え、より広いブロックで整備することが望ましいと思われる。</p>
<p>本県において、ライフライン連絡協議会や非常通信協議会などの組織はあるが、応急対応の色が濃く、今後、中長期的な復旧対応の連携システムを充実していく必要があると思う。</p>
<p>復興支援組織は常設の組織だと思われるが、災害のない時の業務や各分野からの人材の提供を受けられるのか、財政面はどうか等の課題は多いと思う。人材は登録のみとし、平常時は活動しないとなれば、ボランティアとかわりがないと思う。</p>
<p>組織には応援要請側、応援側、支援組織間の定期的な意見調整、訓練の実施が必要と考える。</p>
<p>国により有資格者への研修、啓発を行い、災害時等においては、公共の福祉のため率先し、貢献しうる人材を育成する必要がある。</p>
<p>県内に在住する外国人が近年急増し、また国籍も多様化してきている。これらのなかには、日本語が十分でない者も少なからず、含まれている。これらの者が被災した場合、現在県内にいる国際交流員や把握している語学ボランティアだけでは十分対応できない。全国的な派遣が可能な支援組織があればよいと考える。</p>
<p>職能団体の有するノウハウは多様で応急復興等に際して、その有効活用が期待される。支援組織はできる限り単純なものが良いが、職能別、業界別毎に組織化せざるを得ないとは思いますが、できる限り大きくくりでの結成を期待したい。</p>
<p>地震が発生すると必ず家屋が損壊する。当然家屋の全壊、半壊、一部損壊の被害認定をしなければならない。この認定については、市町村で行っているが、義援金、支援金、税の免除等、様々なことがこの認定によって決定される。できることなら、このような認定については、専門の建築士等が認定できるような体制を作って欲しい。</p>

第3章 復興支援組織の あり方に関する検討

1 復興支援組織の位置づけと設立意義

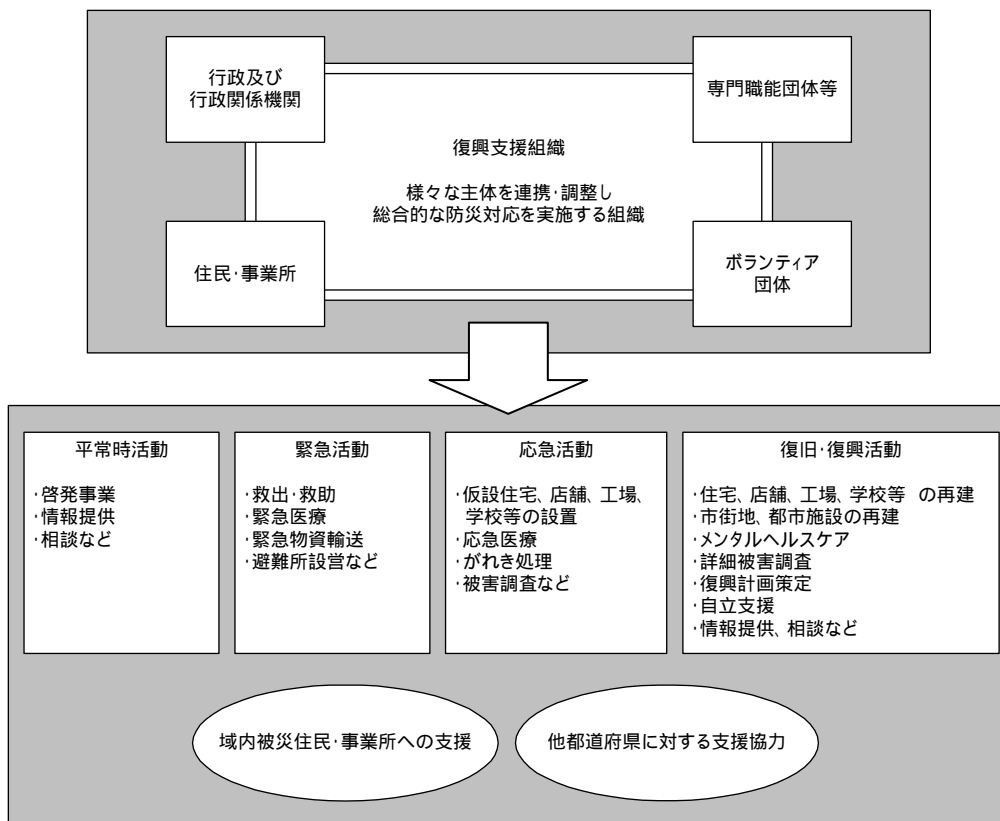
1.1 復興支援組織の位置づけ

専門職能団体等は、いわば社会的信用と責任を有する立場で、自らの専門職能を主体的に活用することができる民間団体・個人であるため、行政やボランティアとは異なる社会的な位置を占めているといえよう。復興支援組織は、この専門職能団体等の有機的連携体制を構築（組織化）し、かつ行政等との協働体制を構築することにより、大規模災害時における各種対応並びに平常時における予防対応を効果的に実施しようとするものである。このため、復興支援組織は、ボランティアでも行政組織でもない組織として位置づけられ、その活動は行政事務事業と民間営利活動の中間に位置するものと言えることから、行政と民間の中立的機関として設立されるべきものと考えられる。

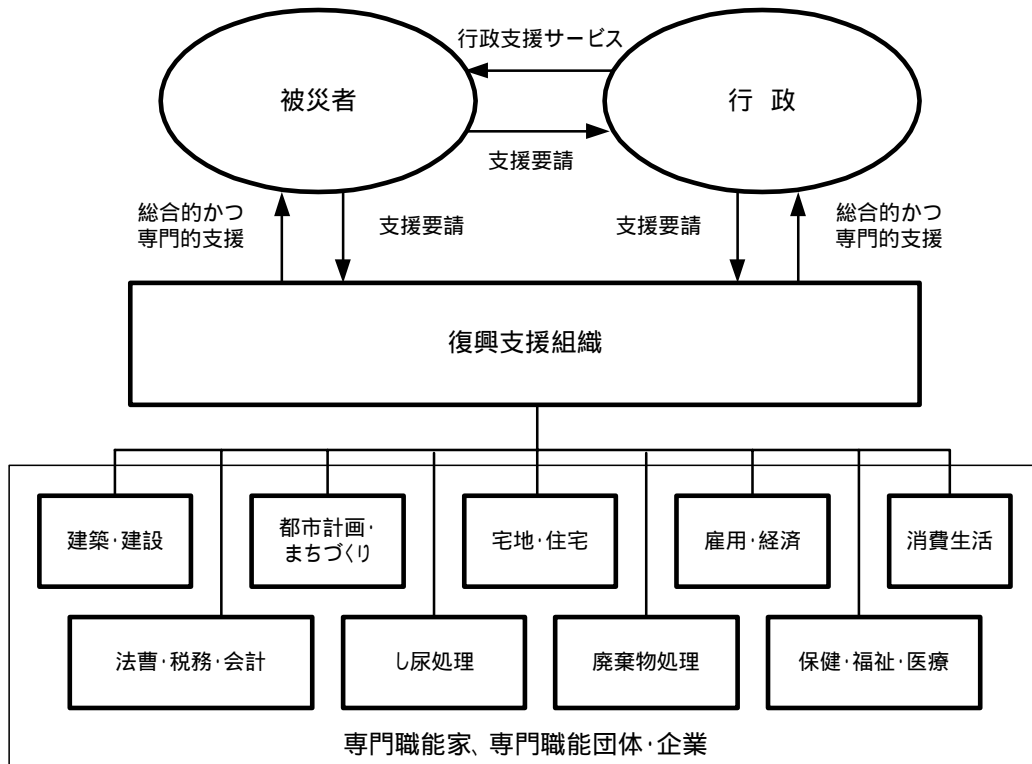
1.2 復興支援組織の全体像

復興支援組織の全体像を図式化すると、次のようになる。

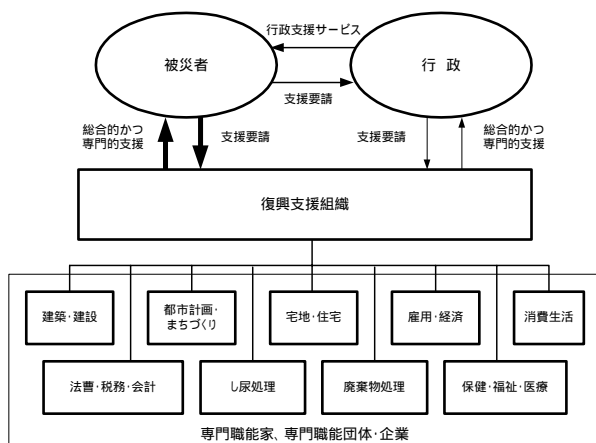
復興支援組織の全体像その1（活動内容との関係）



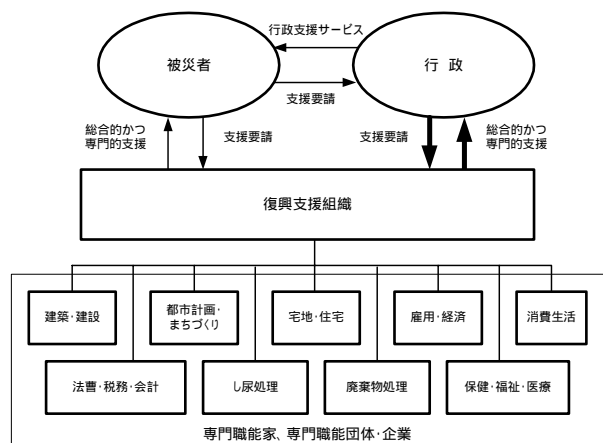
復興支援組織の全体像その2（専門職能団体等、被災者、行政との関係）



【被災者の自立支援を中心とした場合】



【行政の補完的活動の場合（例：復興基金）】



1.3 復興支援組織の意義と役割

大規模災害時における行政業務は、平常時に比べて膨大であり、かつ緊急性を有している。また、平常時において抱えている問題が、災害によって一気に表出することにより、問題の解決を難しくしている場合もある。阪神・淡路大震災の事例（第1章参照）を見ても、災害によって発生する課題が複雑に絡みあい、それらの解決のためには多面的に対応する必要性があることが指摘できよう。

また、大規模災害時においては初期段階から迅速な対応が求められるが、阪神・淡路大震災では、各種の援助物資・応急物資の仕分け・配送時の混乱や基盤整備に係る設備機器の不統一による混乱などが見られ、行政、民間ともに緊急対応のための事前準備の不十分さが露呈した形になった。

大規模災害時における応急、復旧、復興対策を迅速かつ円滑に進めるためには、行政のみの対応だけでなく、専門職能団体等による支援が不可欠であり、また専門職能団体等が個別的・断続的に対応するのではなく、連携協力して対応する形態が必要であり、行政による復旧・復興事業を補完・支援し、かつ被災者の自力復興を支援する組織あるいは機能が求められているといえよう。

そのためにも、あらかじめ専門職能団体等の確保方策と活動体制を確立しておくことは極めて重要であると言える。

このような課題認識のもと、復興支援組織に求められる意義、役割、機能を整理すると次のように考えられる。

復興支援組織の意義

- 復興支援組織は、行政及び被災者の自力復興を支援することにより、都市の復興と被災者の生活の復興を一体的に成し遂げることを目指すものである。

復興支援組織の役割

- 復興支援組織は、行政と専門職能団体等との連携のもと、迅速かつ円滑な災害対応と復旧・復興水準の確保・向上を図る。
- 復興支援組織は、行政と民間との役割分担を踏まえながら、被災者及び被災地の早期復興を図る。

復興支援組織に求められる機能

● 被災者対応窓口の一本化

専門職能団体等により構成される復興支援組織が設立されることにより、被災者対応の窓口を一本化し、被災者対応の迅速化を図ることができる。

● 被災者の様々な状況への対応

専門職能団体等がそれぞれの職能を最大限に活かしながら、他の専門職能団体等と連携することにより、総合的かつ専門的なきめの細かい被災者支援を実施することができる。

● 専門職能団体等、ボランティア、行政等の調整

専門職能団体等により構成される復興支援組織が行政、民間、ボランティア等の意見の相互調整の場として機能することにより、効果的・効率的な被災者対応を図ることができる。

● 被災地の要請への迅速な対応

復興支援組織と行政との協働体制により、被災地（市町村）や被災地を抱える都道府県の要請に迅速かつ適切に対応できる。

● 実行性の高い広域防災体制の整備

複数の復興支援組織間の協力連携体制を構築することにより、行政と民間の協働による広域的な相互支援体制を構築することができ、地域防災計画に基づく広域防災協定の強化にもつながる。

● 人材の確保・育成

復興支援組織において専門職能団体等に係る情報の収集・整理や学習・訓練・研修を行うことにより、災害時に迅速かつ的確に対応できる人材の確保・育成をあらかじめ行うことができる。

1.4 復興支援組織の設立効果

復興支援組織の設立により予想される行政及び民間側の効果を整理すると次のようになると考えられる。

被災者側の効果

- 被災者が自らのニーズやプランに応じた支援・サービスを受けることができる。

行政側の効果

- 専門職能団体等の活用により、迅速かつ効果的に被災者支援を実施することができ、行政サービスの質の確保を図ることができる。
- 専門職能団体等の活用により、大規模災害による行政業務の増大を軽減し、本来業務の円滑な遂行及び突発的事項への迅速な対応ができる。

民間側の効果

- 復興支援組織に参加することにより、専門職能団体等における今後の事業展開の可能性や社会貢献によるイメージの向上など、事業活動の活性化を図ることができる。
- 専門職能団体等の技術・技能水準の向上（特に大規模災害における）を図ることができる。
- 専門職能団体等の防災意識の向上を図ることができる。

2 復興支援組織の活動範囲

2.1 復興支援組織の専門職能領域

大規模災害時においては平常時よりも複雑化した問題が表出し、かつ、それらを迅速かつ適切に解決していくことが求められる。阪神・淡路大震災の事例（第1章参照）を見ても、災害により表出した多様な問題・課題に対して、行政のみでは対応が非常に困難であったことが示唆されていることから、各分野の専門職能団体等の関与が重要であると言える。

そこで、復興支援組織を構成する専門職能領域を整理すると次のとおりになる。

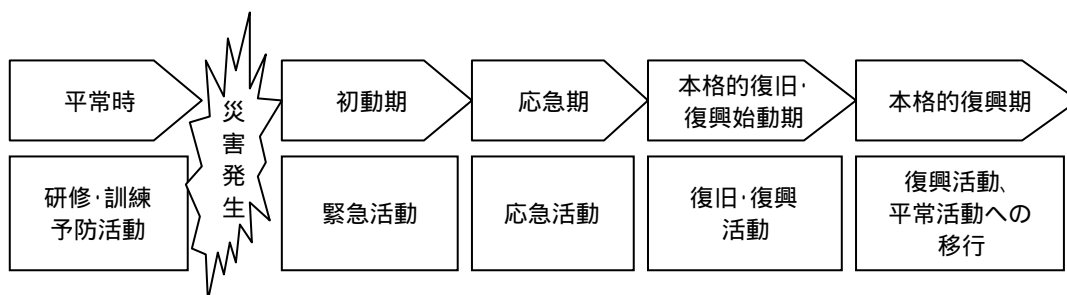
専門職能領域

分野	職能領域
建築・建設 都市計画・まちづくり 宅地・住宅	建築、開発、上水道、下水道、電気、ガス、道路交通、河川整備、 情報通信、都市計画（区画整理・再開発等）、不動産鑑定、 宅地建物取引、土地家屋調査等
雇用・経済	企業診断、経営支援、起業支援、商品開発、流通等
消費生活	各種生活相談
法曹・税務・会計	弁護、税務、会計、弁理、司法、行政手続等
し尿処理	し尿処理、清掃、環境衛生・環境調査等
廃棄物処理	リサイクル、産業廃棄物処理、公害対策等
保健・医療・福祉	医師、看護婦、臨床検査、理学療法、作業療法、児童福祉、 障害者福祉、高齢者福祉、低所得者福祉、介護、通訳等
その他	救助資機材、食品、衣料、医薬品、運輸・流通、保険、 ボランティアコーディネート等

2.2 復興支援組織の活動内容

復興支援組織が対象とする対応範囲は、主として復興期における各種活動とするものの、応急・復旧期の対応がその後の復興期の対応に影響を及ぼすことから、応急・復旧期における各種活動及び平常時の予防活動も対応範囲とすることが望ましいと考えられる。

復興支援組織の活動時期



復興支援組織の活動内容は、大規模災害時には総合的被災者対応窓口の設置による相談の受付及び情報提供、各種被災者支援（他の専門職能団体等との連携、行政、民間、ボランティア等の意見調整等による）被災地（市町村）や被災地を抱える都道府県の応援、平常時には人材の確保・育成等になると考えられる。

平常時における活動内容

- 専門的人材の確保・育成（研修、訓練）
 - 大規模災害に適切に対応できる人材の確保・育成を図るため、研修や訓練を実施する。
 - ・ 各種被害調査及び応急危険度判定活動の訓練
 - ・ 相談対応活動の訓練
 - ・ 市街地や集落復興計画、各種産業復興計画等の策定・推進に係る訓練
 - ・ メンタルヘルスケア等の各種カウンセラー対応活動の訓練
- 人材リストの作成・更新
 - 専門職能団体等に係る情報の収集・整理を行うとともに、行政等との情報の共有化を図る。
- 登録及び認定（登録認定制度が重要）
 - 復興支援組織の実行力を高め、かつ復興支援組織自体の社会的信頼性の確保及び周知を図るため、参加団体の登録認定を行う制度を整備し、その認定及び手続きを行う。
- 啓発・事業活動（住民・行政職員等に対する研修や訓練、啓発書の発行、診断・相談活動等）
 - 行政職員や民間企業、一般住民、ボランティア等を対象とした各種啓発事業（学習会・講演会・研修の開催、機関誌やパンフレットの発行等）
 - 耐震・耐火診断、防災計画書の作成等に関する業務委託の実施、各種相談受託

災害時における活動内容

- 被災者に対する支援（総合的被災者対応窓口機能）

被災者対応の窓口を一本化し、被災者に対する各種情報提供及び相談への対応を行うとともに、様々な分野に及ぶ専門職能団体等や行政、民間、ボランティア等との連携のもと、次のような職能を活かした被災者支援を実施する。

 - ・ 各種被害調査及び応急危険度判定活動
 - ・ 相談対応
 - ・ 医療救護、保健活動
 - ・ 災害弱者支援
 - ・ メンタルヘルスケア等の各種カウンセリング
- 被災地（市町村）や被災地を抱える都道府県に対する応援

当該被災地（市町村）及び被災地を抱える都道府県に対して、専門職能団体等の派遣等の支援を行う。

当該被災地における各種復興計画の策定等の支援を行う。
- 関係機関、行政、民間、ボランティア等との連携及び意見調整

他地域の復興支援組織や専門職能団体等との連携協力体制の構築や行政、民間、ボランティア等の意見調整を行い、被災者支援の適切かつ迅速な実施に資する。

また、これらの専門職能団体等の復興支援組織に対する関与の仕方としては、その専門性が最大限に発揮できる形での関与が求められる。

専門職能団体等の関与方法

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 職能・技術を活かした具体的作業（運搬・修理・建設・医療・衛生・理容等）● 職能・技術を活かした相談活動（カウンセリング・法務・税務・手話等）● 物的支援● 資金援助● 情報提供支援● その他 |
|--|

3 復興支援組織の組織運営

3.1 復興支援組織の設立形態

復興支援組織の組織形態については、大別すると協議会方式と法人方式に分けることができる。協議会方式としては、地方公共団体による協議会、専門職能団体等による協議会、地方公共団体と専門職能団体等の共同による協議会が考えられる。法人方式としては、地方公共団体等の公共部門が主体となって設立する公益法人、地方公共団体と民間の共同出資による第3セクター、特定非営利活動法人（NPO法人）が考えられる。先に整理した復興支援組織の役割や活動内容に鑑みると、独自の自主事業を展開することも想定できることから、その場合は協議会方式よりも法人方式が実行力はあると考えられる。

法人方式では、まず公益法人を新たに設置する場合と、公益法人の付置機関として設置する場合が考えられる。

公益法人を新たに設置する場合は、特に設立資金の確保（施設・基金整備等）が課題となると考えられる。また、公益法人の付置機関として設置する場合は、施設建設を伴う場合は設立資金が大きくなるが、既存施設に設置する場合は設立資金が小さくなると考えられる。いずれの場合であっても、運営資金を確保するための自主事業や受託事業を展開する必要があるとともに、復興支援組織に参加した専門職能団体等の各種自主活動を側面から支援するための助成事業を創設することも重要であろう。なお、公益法人を設置もしくは公益法人の付置機関を設置する場合、兵庫県のように阪神・淡路大震災を機に（財）阪神・淡路大震災記念協会や（財）阪神・淡路産業復興推進機構、（財）21世紀ひょうご創造協会といった公益法人がすでに設立されている地方公共団体と、そうでない地方公共団体では、新設か付置機関にするか対応が異なる。

次に、特定非営利活動法人（NPO法人）の場合、国・地方公共団体と専門職能団体等が共同で設立し、運営は特定非営利活動法人（NPO法人）の自主運営に委ねることによって、積極的に事業展開を図ることが考えられる。この場合、国・地方公共団体は、特定非営利活動法人（NPO法人）設立のための資金支援や情報提供等の環境整備を行うことになると考えられる。特定非営利活動法人（NPO法人）は、一般行政とも民間営利法人とも異なることから、行政と民間との中立的機関となることが期待される方式であるとも考えられる。

「専門職能団体等のネットワーク化」による相談対応及び専門家派遣をする非営利団体の事例……

【阪神・淡路まちづくり支援機構】

団 体 名	阪神・淡路まちづくり支援機構
所 在 地 連 絡 先	〒650-0016 神戸市中央区橋通1-4-3 (兵庫県弁護士会館内) TEL : 078-362-8700 FAX : 078-351-6651 (事務所は神戸弁護士会内、支所事務所として大阪弁護士会と日本青年会議所)
設 立 年 月	平成8年9月4日
設 立 主 体	社団法人日本建築家協会近畿支部、近畿建築士協議会、 建築士事務所協会近畿ブロック協議会、近畿税理士会 土地家屋調査士会近畿ブロック協議会、社団法人 日本不動産鑑定協会近畿会 近畿司法書士会連合会、大坂弁護士会、神戸弁護士会
設 立 趣 旨	阪神・淡路大震災の被災市民の復興・まちづくり、主として、震災復興土地区画整理事業や市街地再開発事業等の都市計画決定地域以外の地域、いわゆる白地地域の復興、まちづくりについて、各種の専門家が協力して、申し込みのあった事例についてこれを支援するとともに、まちづくり、住宅建設等についての制度研究・提言等も行い、もって被災地域の復興と発展に寄与すること。
設 立 経 緯	大坂弁護士会の震災対策プロジェクトにおいて、平成7年3月28日付けで「阪神・淡路大震災の被災者救援のための提言検討結果」を作成、その中において、弁護士会が対立する行政と市民の距離を縮め、被災者の役に立つための「専門家によるまちづくり機構」をつくるべきことを提案。他団体・学会と協議を重ね、設立。
活 動 内 容	具体的な支援、救済の申し込みのあった事例について被災者の要請に対応した複数の専門家チームを編成し、被災者の方々に復興プランづくり等を助言し、この実現に向けて具体的な支援活動を行う。 各地区のまちづくり協議会の施設あるいは仮設住宅のふれあいセンター、集会所等に出向いて、被災者の方々が持っているさまざまな問題について相談を受けて、巡回相談会を実施する。 多くの学者の方々の協力も得て、支援機構附属研究会での研究、討議を重ね、震災復興に向けてさまざまな提言を行う。
既往災害の活動実績	支援派遣活動については、設立後2年余りで相談を受けた件数は約300件。その中で申し込みを受理して専門家派遣を行った事例は30件ある。 事業は、専門家にとっては業として成り立つ費用が支給されるわけではないが、完全に無償で行うというものでもない。
組 織 体 制	職員数：専従職員として事務局員数名 加盟団体・個人数：構成団体の他に、日本建築学会近畿支部、都市住宅学会関西支部、日本土地法学会が協力団体として加盟。 加入形態：機構の目的に賛同する専門家（団体）で、個人正会員は会費年3000円、団体会員及び賛助会員は、それぞれ運営委員会で定められる負担金及び賛助金を払う。 意志決定機関：運営の重要な事項の決定は会員をもって構成される総会により行われる。業務執行の指揮監督は、運営委員会により行われる。 組織構成図：役員…代表委員2人、運営委員10名以上20名未満 運営委員会…代表委員及び運営委員 事務局委員会…事務局長、事務局次長、事務局委員、 団体連絡調整担当運営委員 総会…会員

「基金による助成事業」を実施する公益法人の事例……………【阪神・淡路ルネッサンスファンド】

団 体 名	阪神・淡路ルネッサンスファンド (HAR基金)
法 人 形 態	財団法人まちづくり市民財団の特別基金
所 在 地 連 絡 先	事務局 財団法人 まちづくり市民財団 〒102 東京都千代田区平河町2-14-8 青年会議所会館内 TEL.03-3234-2607 FAX.03-3234-5770 現地運営事務局 阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク事務局 〒657 神戸市灘区楠丘町2-5-20 まちづくり(株)コー・プラン内 TEL.078-842-3563 FAX.078-842-2203
設 立 年 月	平成7年12月
設 立 主 体	財団法人まちづくり市民財団
設 立 経 緯	平成7年9月28日、準備委員会設置(代表:田村明氏(当時法政大学教授)) 平成7年12月、まちづくり市民財団(平成3年、青年会議所が創立40周年を迎えるに際して設立した、まちづくりの研究・交流・助成を目的とする財団)の理事会において、財団内に「HAR基金」を設置することが正式に承認(追認) 広原盛明氏(当時:京都府立大学学長)を委員長とする、基金運営のための特別委員会が発足。集まった寄付金を取り崩しながら、復興まちづくり活動助成事業を展開。 平成11年9月の第7回まで延べ95件(53団体、ただし複数回の助成を受けた団体もある)の復興支援活動への助成を行ってきた。 HAR基金は、当初予定通り5年間を経過した平成11年度(平成11年9月の第7回助成)をもって終了。
活 動 内 容 (助成実績)	助成事業(募集・審査の結果、助成団体・個人を決定) 第1回:平成7.12 申請33件、助成11件(助成総額600万円) 第2回:平成8.6 申請32件、助成16件(助成総額1,100万円) 第3回:平成8.12 申請24件、助成14件(助成総額800万円) 第4回:平成9.6 申請17件、助成16件(助成総額735万円) 第5回:平成9.12 申請20件、助成11件(助成総額449万円) 第6回:平成10.9 申請15件、助成10件(助成総額546万円) 第7回:平成11.9 申請21件、助成13件(助成総額500万円)
助 成 審 査 の 方 法	助成部会(林泰義部会長)がHAR基金特別委員会委員及び外部の関係者(現地ジャーナリストなど)から10名程度の審査委員を選定した(委員には審査に先立って応募用紙を配布) 審査会は公開で行い、まず応募団体代表者による3~4分程度の発表を順次に依頼。 休憩後、審査委員からの質問を経て、各審査委員は正面に貼り出された団体一覧表に、配布された5枚の赤丸シール(特に助成したい活動団体用:例えば2点に換算)と、5枚の緑丸シール(助成してもいいと思われる場合用:例えば1点に換算)を貼る。 この結果を集計し、多くの赤丸あるいは合計得点を得た数団体については助成決定(一次審査)。次いで残った団体の得点を総合的に点検し、助成すべき全団体を決定(二次審査) その際に、各団体の希望する助成金額を足し合わせると、一般的には予定助成額を超えてしまうこともある。そこで活動内容や助成金の用途などについて、審査委員と各団体がオープンなやりとりをして、多少の減額等を行い、最終的な助成団体数と各々への助成金額を決定。

「専門職能団体等のネットワーク化」による相談対応及び専門家派遣を実施する公益法人の付置機関の事例.....【ひょうごまちづくりセンター、こうべすまい・まちづくりセンター】

団 体 名	ひょうごまちづくりセンター
法 人 形 態	財団法人兵庫県都市整備協会の付置機関
所 在 地 連 絡 先	〒650-0011 神戸市中央区下山手通り4-18-2 財団法人兵庫県都市整備協会内 TEL 078-232-9671
設 立 年 月	平成7年9月18日
設 立 主 体	財団法人兵庫県都市整備協会
設 立 趣 旨	阪神・淡路大震災によって被災した市街地において展開される住民主体のまちづくりの支援拠点となり、専門家の派遣やまちづくり活動助成などの復興まちづくり支援事業を実施する。
設 立 経 緯	平成7年9月にセンター開設。当初3カ年の予定であったが、平成12年度まで、3年間延長されることになり、さらに平成16年度まで事業は延長となった。
活 動 内 容	震災復興に際し、まちづくり計画等について、専門家派遣を行う。 まちづくり活動に際し、支援事業として助成金を支給する。 一般の方々のまちづくり意識を高めるための普及啓発・人材育成活動を行う。 まちづくりに関する情報を提供する。
既往災害の 活 動 実 績	阪神・淡路大震災の復興活動において、平成10年3月末までに339地区に対し支援を行い、そのうち53地区で共同化・協調化による住宅再建が事業化したり、12地区で地区計画につながる「まちづくり計画」を作成する。
事 業 内 容	まちづくりアドバイザー派遣事業（受託） まちづくりコンサルタント派遣事業（受託） まちづくり支援事業（助成） アドバイザー用務報酬、コンサルタント報酬は、限度額までひょうごまちづくり支援センターが負担する。 まちづくり支援事業は、（財）阪神・淡路大震災復興基金より復興まちづくり支援事業の補助金交付を受けて実施される。 センターが実施する復興まちづくり支援事業に要する経費は、（財）阪神・淡路大震災復興基金をもってあてる。
組 織 体 制	専門職能／活動分野：都市計画の専門家、区画整理士、再開発プランナー、一級建築士、不動産鑑定士等 加盟団体・個人数：アドバイザー：298名、コンサルタント117名が登録（平成10年3月31日） 相談窓口：尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、三木市、洲本市、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、五色町、東浦町、緑町、西淡町、三原町、南淡町の担当課。ただし、神戸市のみこうべすまい・まちづくり人材センター。

団 体 名	こうべすまい・まちづくり人材センター
法 人 形 態	財団法人神戸市都市整備公社の付置機関
所 在 地 連 絡 先	〒650-0022 神戸市中央区元町通4-2-14 (財)神戸市都市整備公社内 TEL 078-361-4377
設 立 年 月	平成7年7月7日(ただし、こうべまちづくりセンターは平成5年11月)
設 立 主 体	神戸市都市整備公社
設 立 趣 旨	阪神・淡路大震災におけるすまい・まちの復興に関する住民の相談需要の増大に伴う対応。 従来神戸市が実施していた専門家の派遣制度(アドバイザー・コンサルタント派遣制度)の一元化
設 立 経 緯	震災前にまちづくり大学や講演会の実施、まちづくり資料の収集等、後方支援的な業務が中心であったが、阪神・淡路大震災の発生にともない、震災復興に際し、住民からの要請に機動的かつ効果的に専門家を派遣する制度を必要とした。
事 業 内 容	アドバイザー派遣(受託) コンサルタント派遣(受託) まちづくり活動支援助成(助成)
組 織 体 制	専門職能/活動分野: 建築・都市計画コンサルタント、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、税理士等 加盟団体・個人数: 登録人数は500名以上(平成10年) 加入形態: 専門家登録

「広域支援」「人材育成」「調査研究」「交流・ネットワーク」の機能を持つ施設の事例...【阪神・淡路大震災メモリアルセンター（仮称）】

施設名	阪神・淡路大震災メモリアルセンター（仮称）
所在地	神戸東部新都心（神戸市中央区脇浜海岸通1丁目）
連絡先	兵庫県阪神・淡路大震災復興本部総括部復興企画課メモリアルセンター整備室 電話 078-362-9346 FAX 078-362-4459
開館年月	平成14年度開館予定
設立主体	兵庫県
設立趣旨	阪神・淡路大震災の経験と教訓を風化させることなく絶えず内外に発信し、次世代へ継承するとともに、地震による被害の軽減に貢献することを目指す。
センターの機能	<p>1.広域支援機能 震災対策に関する幅広い知識を有し、地震の被災地における一定の活動経験を有する専門家を被災地に派遣し、震災発生直後における被害調査や専門的な助言等の支援を行う。</p> <p>2.人材育成機能 阪神・淡路大震災で得られた経験と教訓を、人から人への継承し、発展させることにより、地震災害の軽減に貢献できる人材の育成を行う。</p> <p>3.調査研究機能 阪神・淡路大震災をはじめとする地震災害の経験、教訓やノウハウについて、研究員が防災関係機関の専門家や震災対策経験職員等から資料収集や詳細な聞き取りを行うなどの方法により、実践的・総合的な調査研究を行い、総合防災学とも言うべき知識体系の確立を図る。</p> <p>4.交流・ネットワーク機能 メモリアルセンターを中心に、防災に関する人と情報が交流するシステムを構築し、阪神・淡路大震災の経験と教訓を絶えず内外に発信していく。</p>
施設内容	展示部門（シアター、展示室等） 研究部門（研究室、共同研究室、プレゼンテーション室等） 研修部門（セミナー室、ワークステーション室等） 交流部門（交流サロン、サーバー室等情報システム等） 資料部門（資料室、収蔵庫等） 大震災に係る慰霊のモニュメントの設置、来館者のためレストラン、ミュージアムショップ

3.2 復興支援組織の事業運営

復興支援組織の事業運営については、設立形態によって若干異なるが、会費収入（入会金収入を含む）、事業収入、寄付金（品）収入、資産収入（資産運用益等）、その他の収入に分けることができる。

協議会方式の場合は、法人格を持たないことによる資産保有や資産運用、税制面での優遇措置の適用、受託活動の困難さ等の問題があると考えられる。

公益法人を新たに設置する場合及び公益法人の付置機関として設置する場合は、法人格を有することから、資産保有や資産運用、税制面での優遇措置の適用、受託活動の容易性等が確保されるという利点があり、協議会方式に比べて自立経営的組織運営の可能性が高まるが、公的依存性が強くなることも懸念されるとともに、親法人の定款による活動の制約性が伴うなどの問題が考えられる。

特定非営利活動法人（NPO法人）の場合は、上記の2つの場合と異なり、資産保有や資産運用、税制面の優遇措置の適用、受託活動の容易性等が確保されるばかりでなく、自主的・自立的・中立的立場からの経営や組織運営が可能であるが、それだけに自立的な運営資金の確保が要求されることになる。

3.3 復興支援組織の設立単位

復興支援組織の設立単位については、市町村単位、複数市町村にまたがる広域行政圏単位、都道府県単位、3～5県単位、北海道や九州、東北、四国といった地方ブロック単位など、様々な単位が考えられるが、専門職能団体等の集積の度合いから考えると、基本的には都道府県単位あるいは地方ブロック単位での設立が現実的と考えられる。

3～5県又は地方ブロック単位の場合

【長所】

大規模災害が発生した場合、専門職能団体等のみならず、医療施設、研究機関、各種資機材等の地域資源の配置状況によっては単独の都道府県で対応することが困難な場合が想定されるが、3～5県単位又はブロック単位であれば、あらかじめ復興支援組織が広域的な対応措置も視野に入れることができる。

地域住民の日常生活圏やその生活を支える地域経済圏の早期復興を進めるに当たって、地方ブロック単位であれば関係都府県が相互連携を図りながら一体的に復興を進めることができる。

【短所】

人材育成や地域行政、企業、住民、ボランティアの連携といった点できめ細かい対応が困難になることが懸念される。

設立にあたっての呼びかけ主体が不明確となる場合がある。

都道府県単位の場合

【長所】

設立にあたっての呼びかけ主体や参加主体が明確である。

人材育成や地域行政、企業、住民、ボランティアの連携といった点できめ細かい対応が期待できる。

必要に応じて、都道府県内をいくつかのブロック（例えば広域行政圏単位）で分け、都道府県復興支援組織の支部組織を設置することも考えられる。

都道府県等の消防学校との連携やボランティアセンター、都道府県社会福祉協議会等といった既存の行政関係機関と図りながら、運営していくことが期待できる。

【短所】

大規模災害を経験した地域や今後発生する可能性が大きい地域と、そうでない地域では、復興支援組織の設立に対して温度差があるものと考えられ、すべての都道府県で同時期に設立することは困難であると考えられる。

このようなことから、復興支援組織の設立単位については、都道府県単位での設置を基本とし、その発展形態として地方ブロック単位での合同組織化が考えられる。

3.4 復興支援組織相互及び行政・民間・ボランティアとの連携

(1) 復興支援組織相互の連携

復興支援組織が大規模災害時において総合的な被災者対応窓口としての役割を果たし、また被災者への専門的対応、様々な主体の調整、被災地（他地域）の要請への迅速な対応を行うためには、復興支援組織相互の連携は不可欠である。このため、平常時から人材情報の共有化や共同事業の実施、連絡会議の定期的開催等により連携体制を構築しておくことが必要である。

また、災害時において各地の復興支援組織が円滑に現場対応を行うことができるよう、現地の復興支援組織と応援の復興支援組織との役割分担や連絡調整の方法などを現地活動指針（あるいはマニュアル）の形であらかじめ整理しておくことが必要である。

(2) 行政・民間・ボランティアとの連携

先の復興支援組織の意義で触れたように、「行政が取り組むべき事項」「被災者が取り組むべき事項（自力復興）」「行政と被災者が協働で取り組むべき事項」を支援することにより、都市の復興と被災者の生活の復興を一体的に成し遂げることを目指すためには、行政、民間事業者、被災者、そして被災者を支えるボランティア団体等の各主体と連携は不可欠である。

3.5 復興支援組織に対する支援方策

国・地方公共団体の復興支援組織に対する支援については、まず地方公共団体が復興支援組織の設立に積極的に取り組むことができ、かつ設立後においても復興支援組織と連携を図りながら防災対策を実施することができるよう、地域防災計画等において復興支援組織を位置づけることが重要である。

次に、設立準備段階及び運営段階における支援方策として、国及び地方公共団体による場所・人材の確保や設備機器の整備等に係る設立資金に対する支援、必要な物品・施設の提供、職員の派遣、調査研究支援、各種調整支援等が考えられる。特に、実際に設立されたときの運営資金（維持費や諸経費）についても、当初は事業収入や会費収入が十分に見込めないことが想定できることから、当面の運営資金に対する支援も必要になると考えられる。

加えて、復興支援組織の具体的な運営指針の策定支援や登録認定制度の創設等も支援方策として挙げられる。

国あるいは地方公共団体による復興支援組織に対する支援方策例

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 訓練や講習等の講師の派遣● 訓練の場所・機会の提供● 事務局の施設提供● 運営設備（コピー・電話・パソコン等）の提供● 訓練カリキュラムや災害種別復興活動対応マニュアルの作成支援● 復興対応研究支援● 設立に際しての資金的支援● 登録認定制度の創設及び認定支援● （専従職員の派遣） | 等 |
|---|---|

終わりに

第2章で整理した通り、地方公共団体、専門職能団体等とも復興支援組織の設立に関しては必要性を感じており、設立の可能性はあるといえよう。今後、復興支援組織を設立するに当たって国として検討すべき課題を整理すると、次のようになる。

- 登録認定制度の内容検討及び運営指針・活動マニュアル等の作成

登録認定制度の内容等を具体的に検討するとともに、運営指針や活動マニュアル等を作成する必要がある。

- 復興支援組織設立のための事業制度の整備

地域防災計画への位置づけ等、現行法における復興支援組織の位置づけを明確にするとともに、復興支援組織の設立の円滑化並びに復興支援組織の諸活動の積極的展開を図るための事業制度等の支援方策を検討する必要がある。

補論 復興支援組織設立の一例

はじめに

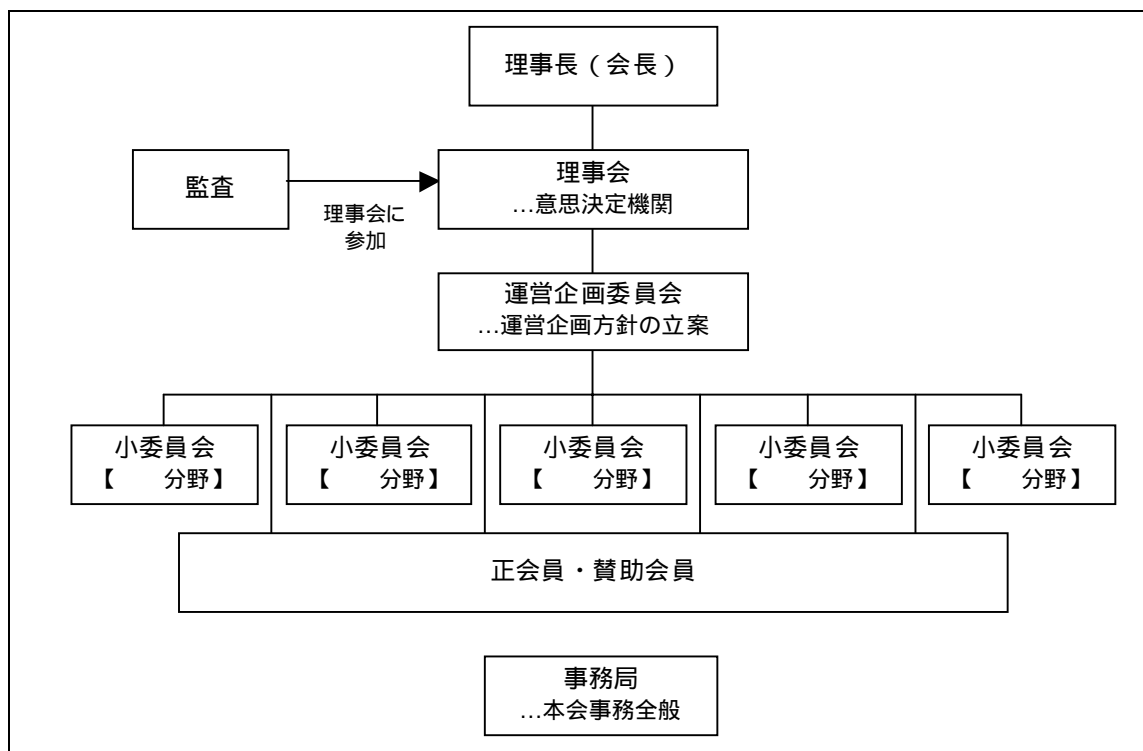
本論では、既往災害における専門職能団体等の活動実態及び各種専門職能団体、都道府県、災害経験公共団体に対する意向調査の結果を踏まえ、復興支援組織の設立可能性を把握するとともに、復興支援組織のあり方を検討した。

ここでは、先の本論を踏まえ、地方公共団体が復興支援組織を設立するに当たっての一例を示す。

1 復興支援組織の組織体制案の作成

復興支援組織の設立準備にあたっては、当該地方公共団体における復興支援組織の体制をどのようなものにするか、あらかじめ関係機関や復興支援組織設立準備会などで検討しておく。復興支援組織の体制としては、基本的には以下のような体制が考えられるが、復興支援組織と外部団体(行政、民間事業者、NPO、ボランティア団体等)との連携体制を構築するため、復興支援組織活動への外部団体の参加あるいは外部団体活動への復興支援組織の参加方策についても検討しておくことが重要であり、外部団体の参加を委員会に設けるなども一つである。

組織体制例



2 復興支援組織の活動方針及び活動計画案の作成

復興支援組織設立準備会等において、復興支援組織の活動方針や中期的な事業内容を示した活動計画案を作成する。これら活動方針及び活動計画案に基づき、当該年度の事業計画及び収支計画を、復興支援組織設立後作成することになる。

復興支援組織がNPOの場合などは、自立的な運営資金の確保が必要であることから、活動計画、事業計画等にも事業収入の確保が可能な項目を盛り込むことが必要である。

活動計画例

(1) 専門的人材の確保・養成に関する事業

資料収集事業

関連図書等の収集及び専門職能団体等の人材情報の収集並びに更新を行う。

研究事業

専門職能団体等の技術水準の向上並びに復興対策の一層の向上を図るため、本会に研究会を設置し、本会の目的に即した調査研究に取り組む。

研修事業

専門職能団体等の技術水準の向上並びに災害時における迅速かつ円滑な諸対応を実現するため、本会の正会員及び賛助会員、並びにその他参加を希望する者を対象とした研修会・講習会を開催する。

交流事業

専門職能団体等の相互交流を図るため、正会員及び賛助会員、並びにその他参加を希望する者を対象とした交流会を開催する。

受託事業

専門職能団体等の活用方策や復興対策に関する多様な研究的養成に応えるため、行政、企業、住民等から依頼される調査研究事業を受託し、本会の会員から関係専門家を選任し、調査研究を実施する。

(2) 専門的人材の登録認定に関する事業

研修事業

本会認定の専門家となることを希望する者に対して、登録認定を与えるための研修を実施する。

登録認定事務

専門家登録認定に必要な事務を行う。

(3) 専門職能を活用した相談業務、支援業務、並びに広域支援

相談事業

被災者の早期復興を支援するため、関係専門家による相談事業を実施する。

受託事業

迅速かつ円滑な復興対策の実施に寄与すべく、行政、企業、住民等から依頼される各種支援事業を受託し、本会の会員から関係専門家を選任し、各種支援を実施する。

広域支援事業

管轄区域外で発生した大規模災害に対して、被災地内の復興支援組織等との連携・調整を図りながら、被災地・被災者支援を実施する。

(4) その他本会の目的に即した事業

啓発・セミナー事業

広く一般に防災知識・防災技術を普及し、防災意識を啓発するため、本会の会員から関係専門家を講師として選任し、行政、企業、住民等を対象とする啓発・セミナーを実施する。

出版事業

本会における研究成果等の各種取り組みを紹介することにより、本会の設立趣旨及び意義を広く普及するため、ニュースレターや不定期刊行物の発刊を行う。

3 復興支援組織の定款（規約）案の作成

復興支援組織設立準備会等において、規約や定款の案を作成する。復興支援組織をNPO法人とする場合は、併せてNPO法人設立の準備も進めておく必要がある。

ここでは内閣府国民生活局市民活動促進課「特定非営利活動法人の設立の手引き」で示されている特定非営利活動法人定款例を示す。

定款（規約）例

<p>第1章 総則 (名称) 第1条 この法人は、特定非営利活動法人 〇〇 〇〇 〇〇 という。 (事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を 〇〇 県 〇〇 市 〇〇 町 〇〇 丁目 〇〇 番 〇〇 号に置く。 2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を 〇〇 県 〇〇 市 〇〇 町 〇〇 丁目 〇〇 番 〇〇 号、...に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業 (目的) 第3条 この法人は、[〇〇]に対して、[〇〇]に関する事業を行い、 〇〇 に寄与することを目的とする。 (特定非営利活動の種類) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) (事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 (2) 収益事業 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</p> <p>第3章 会員 (種別) 第6条 この法人の会員は、次の 〇〇 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。 (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体 (2) (入会) 正会員の入会についての条件等を特に定めない場合 第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。 正会員の入会についての条件を定める場合 第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。 (1) 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。 、 共通 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。</p>
--

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して一年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 人
- (2) 監事 人

2 理事のうち、1人を理事長、 人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員は、 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の 分の 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年 月 日に始まり翌年 月 日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7) ……

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

<p>3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。 (残余財産の帰属) 第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、[]に譲渡するものとする。 (合併) 第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>第9章 公告の方法 (公告の方法) 第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、新聞に掲載して行う。</p> <p>第10章 雑則 (細則) 第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。</p> <p>附 則 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。 理事長 副理事長 理事 同 …… 監事 同 ……</p> <p>3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から 年 月 日までとする。 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から 年 月 日までとする。 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。 (1) 入会金 円 (2) 年会費 円</p>

注：内閣府国民生活局市民活動促進課「NPO 関係ホームページ」特定非営利活動法人の設立の手引き引用

特定非営利活動法人（NPO法人）の設立手続に関する事項

特定非営利活動法人（NPO法人）を設立するためには、法律に定められた書類（下記参照）を添付した申請書を、所管庁（事務所が所在する都道府県の知事。但し、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する場合は経済企画庁長官）に提出し、設立の認証を受けることが必要である。提出された書類の一部は受理した日から2ヶ月間縦覧される（定款、役員名簿、設立趣旨書、設立の初年及び翌年の事業計画書、設立の初年及び翌年の収支予算書）。所管庁は、申請書の受理後4ヶ月以内に認証又は不認証の決定を行う。設立承認後、登記をすることにより法人として成立する。

【申請時に提出する書類】

- | | |
|-----------------------------------|----|
| ・ 申請書 | 1部 |
| ・ 定款 | 2部 |
| ・ 役員名簿 | 2部 |
| ・ 就任承諾書 | 1部 |
| ・ 役員の住所又は居所を証する書面（施行規則第2条第2項） | 1部 |
| ・ 宣誓書 | 1部 |
| ・ 社員のうち報酬を受ける者の名簿 | 1部 |
| ・ 社員のうち10人以上の者の名簿 | 1部 |
| ・ 確認書 | 1部 |
| ・ 設立趣旨書 | 2部 |
| ・ 設立者名簿 | 1部 |
| ・ 設立についての意思の決定を証する議事録 | 1部 |
| ・ 設立当初の財産目録 | 1部 |
| ・ 設立当初の事業年度を記載した書面（事業年度を設ける場合のみ） | 1部 |
| ・ 設立の初年及び翌年（当初の事業年度及び翌事業年度）の事業計画書 | 2部 |
| ・ 設立の初年及び翌年（当初の事業年度及び翌事業年度）の収支予算書 | 2部 |

【毎年（毎事業年度）終了後に作成する書類】

- ・ 事業報告書
- ・ 財産目録
- ・ 貸借対照表
- ・ 収支計算書
- ・ 前年において役員であったことがある者全員の名簿及びそのうち前年において報酬を受けたことのある者全員の名簿
- ・ 社員のうち10人以上の者の名簿

4 復興支援組織の設立趣旨書（案）の作成

復興支援組織設立準備会等において、広く関係団体や個人に呼びかける設立趣旨書（案）を作成する。

復興支援組織をNPO法人とする場合は、認可申請の書類として設立趣旨書が必要となることから、事前に準備をしておく必要がある。

ここでは、参考までに、第3章で示した復興支援組織設立の目的等を踏まえた設立趣旨書の一例を示す。

設立趣旨書例

設立趣旨書

大規模災害における緊急・応急事業や復興事業を迅速かつ円滑に進めるためには、行政のみならず、数多くの専門知識を有する民間の個人・団体等の支援を欠かすことはできません。

例えば、復興計画を策定するための基礎となる、応急危険度判定や罹災証明の発行に係る判定など、各種被害調査に関わる専門的人材の確保が必要で、同時に各種の被害調査の調整を事前に十分に検討しておき、実際の被災時における混乱を来たさないようにしておく必要もあります。

また、被災者からの様々な相談に対応する専門的人材も多数必要となります。阪神・淡路大震災においても「震災なんでも相談所」などが数多く開設され、各種資格証の再発行（年金証書、運転免許証等）、税の減免措置、住宅の建て替えや補修資金、罹災証明の発行手続、事業再開、借地・借家、建物登記など、多種多様な相談活動が必要となり、多くのボランティアを含む専門家の協力のもとに展開されましたし、市街地や集落復興計画の策定と事業推進においても多くの専門的人材が必要とされました。

したがって、このような専門的人材を事前に認定登録をしておき、いざというときの活動の仕組みをつくっておく必要がありますし、各種産業復興計画の策定と事業推進に関わる専門的人材も必要となります。特に、地域の経済を支える中小企業等の復興に関しては、業種業態等によって対応策も異なりますが、複雑多岐に渡る中小企業の復興再建方策に関する適切な支援を行う体制の整備が必要であり、事業主等に適切な助言指導を行うことができる専門機関や専門家の派遣体制をあらかじめ用意しておく必要があります。

また、被災者に対するメンタルヘルスケアや高齢者や障害者等の自立支援に向けた各種カウンセラーなどの専門的人材も多数必要となります。

一方、専門的資格を有するといえども、災害時における専門的活動は通常時におけるそれとは異なり、災害時特有の条件の下での活動が要求されます。被災者のおかれている心理的・物理的条件の考慮はもとより、各種の法制度における災害特例制度の理解なども必要となります。

また、災害時において必要とされるそれぞれの課題に対しても、専門的人材が個別的・断続的に対応するのではなく、相互に連携調整を図り継続的に対応する必要があります。このことによって、諸課題に対して一元的かつ統一的に対応をすることが可能となり、諸処のトラブルをできるかぎり防ぎ、迅速かつ効果的な災害支援対応を図ることが期待されます。

さらに、本会のような復興支援組織の設立が、他の自治体においても広くなされれば、相互の広域的な支援が可能となり、専門的人材の集積格差に関係なく、被災地復興が円滑に進められることにもなります。

阪神・淡路大震災の事例からみましても、予防、応急、復旧・復興対策を迅速かつ円滑に進めるためには、事前から専門的人材を組織し、復興に係る支援体制を確立しておくことは極めて重要な課題であります。

そこで、本復興組織設立準備会は、大規模地震災害等において、必要な時に、必要なチーム編成をし、必要な地域や必要な人々のところへ、専門的支援を行うことができる総合的な復興支援体制とその運営体制を確立すべく、ここに 県（都府道）復興支援組織を設立するものです。

5 復興支援組織の設立準備と設立までの流れ

以上を整理すると、復興支援組織の設立に向けた進め方としては、次に沿った流れが考えられる。

1 専門職能団体等に関する情報の収集整理

都道府県防災担当課において、当該地域内の復興支援に係る各種専門職能団体等の情報を収集し、リストを作成する。

2 設立準備会の立ち上げ

都道府県防災担当課から各種専門職能団体等に復興支援組織設立を呼びかけ、賛同団体・個人を募り、復興支援組織設立準備会を立ち上げる。

3 復興支援組織設立のための組織体制案及び規約、活動方針・活動計画案等の作成

復興支援組織設立準備会等において、復興支援組織の設立趣旨書、組織形態、役員、会計、人事案件案を検討するとともに、当面の事業計画案についても検討し、原案を作成する。

また、規約や定款についても、その原案を検討、作成しておく。規約・定款には、「総則」(組織名称、所在、目的、事業等)「会員」(資格、入会金及び会費、退会等)「役員」(役員の種類及び数、選任、任期、職務等)「会議」(総会の開催、総会の種類、招集、議事、理事会等)「会計(資産・財産)」(資産管理、経費支弁、収支予算、収支決算、事業年度等)「委員会」(組織内に委員会や分科会等を設置する場合)「事務局」(事務局体制等)「雑則」を記載する。

当該年度の事業計画案を作成し、訓練や研修等の事業及び予算の収支計画を立案する。なお、特定非営利活動法人(NPO法人)を設立する場合には認可手続き等を進めておく。

4 設立総会の開催

復興支援組織設立準備会より、当該地域内の復興支援に係る各種専門職能団体等に対して、あらかじめ準備検討された「設立趣旨書」「組織体制案」「活動方針案」「規約・定款案等」を示し、復興支援組織設立総会の案内を出し、広く賛同者を募る。

設立総会を開催し、設立趣旨書、組織体制、活動方針、規約・定款等を決定する。

5 活動の開始

事業計画に添って、活動を開始する。

資料

1 アンケート調査の概要

アンケート調査の概要

本調査では、主に災害復旧・復興期に活動する職能団体と、近年の災害で被災した地方公共団体並びに被災していない都道府県・政令指定都市・中核市を対象にアンケート調査を行う。災害時の活動においては、両者を職能団体として活動する側と、行政として職能団体に要請する側とに分けられるという主旨から、職能団体向けのアンケート調査票と地方公共団体向けアンケート調査票の2種を用意し、実施した。

なお、本アンケート調査では、「職能」をいわゆる「職務に有効な能力」に限らず、例えば救援物資の調達では物資の確保を行う団体・業界から運搬・輸送を行う団体・業界まで、災害発生後に必要とされる業務に関わる職種全般を指すものとして定義している。

A 専門職能団体向けアンケート調査

1 調査項目

- (1) 職能団体の組織体制等について尋ねる設問
- (2) 職能団体が災害発生時に行った活動について尋ねる設問
- (3) 職能団体の災害時の対応について尋ねる設問
- (4) 復興支援組織の必要性や可能性についての意向を尋ねる設問

2 対象の抽出

アンケート調査対象の抽出は以下のように行った。

文献調査を行い、既往災害である阪神・淡路大震災で活動した記述のある職能団体を抽出する。

文献調査によって抽出された職能団体の、「全国・中央本部組織」「北海道支部組織」「東海支部組織」「愛知県支部組織」「名古屋支部組織」「近畿支部組織」「兵庫県支部組織」「神戸支部組織」「中国支部組織」「鳥取県支部組織」を取り上げ、対象とした。

「北海道」「愛知県」「兵庫県」「鳥取県」の地域防災計画において、指定公共機関として定められている団体を、アンケート対象として加えた。

アンケート調査対象団体は、発送後に回答を他支部組織への依頼や支部組織の意見を本部組織で集約するということが一部の職能団体で行われたため、最終的に「建築・建設」「都市計画・まちづくり」「宅地・住宅」「雇用・経済」「消費生活」「法曹・税務・会計」「廃棄物処理」「し尿処理」「保健・医療・福祉」「その他」各分野の合計で368団体を対象とした。

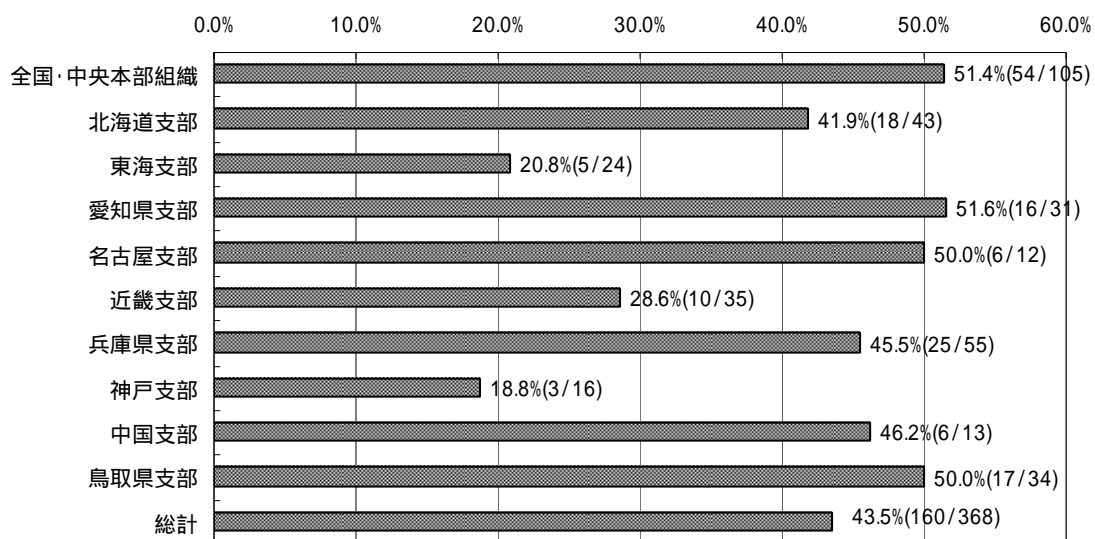
3 アンケート調査方法

アンケート調査票は、郵送配付、郵送返却によって行った。

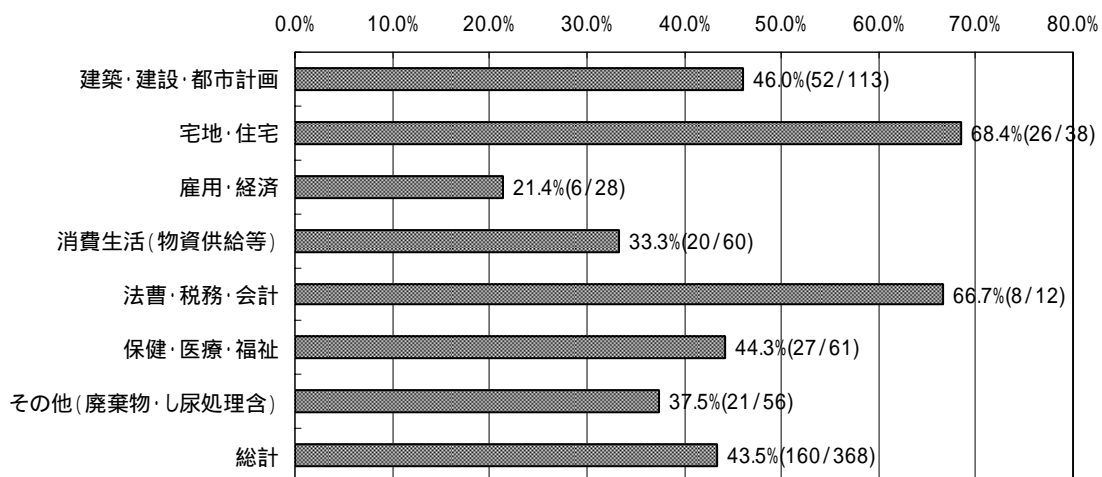
4 回収結果

有効アンケート回答数は、160団体(ただし、活動記録のシートのみ回答があった1団体を含む)である。これより、回収率は43.5%である。

組織ごとに見たアンケート回収結果



分野ごとに見たアンケート回収結果



B 地方公共団体向けアンケート調査

1 調査項目

- (1) 対象課が阪神・淡路大震災において職能団体へ要請した活動の内容について尋ねる設問（ただし、近年の災害である阪神・淡路大震災、有珠山噴火、東海豪雨、鳥取県西部地震により被災した地方公共団体のみを対象とする）
- (2) 対象課の災害発生時の業務内容について尋ねる設問
- (3) 復興支援組織の必要性や可能性についての意向を尋ねる設問

2 対象の抽出

アンケート調査対象は以下のように決定した。

阪神・淡路大震災、有珠山噴火、東海豪雨、鳥取県西部地震の4種の既往災害において、災害救助法の適用地域とされた地方公共団体を、被災地地方公共団体として59団体を対象とする。

被災地地方公共団体以外の、都道府県、政令市、並びに中核市を非被災地地方公共団体と位置づけ、78団体を対象とする。

被災地地方公共団体においては災害対応を行った課（ただし、北海道においては部）を対象とし、非被災地地方公共団体においては、災害担当課を対象としている。

3 アンケート調査方法

アンケート調査票は、郵送配付、郵送返却によって行った。

4 回収結果

被災地公共団体における有効アンケート回答数は30団体で回収率は50.8%である。

非被災地公共団体における有効アンケート回答数は59団体で回収率は75.6%である。

被災地公共団体において得られた各課の回答の総計数は、119課である。

5 アンケート送付先地方公共団体一覧

都道府県名	被災市町村				政令指定都市	中核市
北海道	伊達市	虻田町	壮瞥町		札幌市	旭川市
青森県			有珠山噴火被災地			
岩手県					仙台市	
宮城県						秋田市
秋田県						
山形県						郡山市
福島県						いわき市
茨城県						宇都宮市
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県					千葉市	
東京都						
神奈川県					横浜市 川崎市	
新潟県						新潟市
富山県						富山市
石川県						金沢市
福井県						
山梨県						
長野県						長野市
静岡県						静岡市 浜松市
愛知県	師勝町	豊明市	西枇杷島町	豊山町	名古屋市	豊橋市
	新川町	半田市	刈谷市	大府市		豊田市
	岩倉市	美浜町	西春町	清洲町		
	甚目寺町	大治町	東浦町	春日井市		
	一宮市	東海市	阿久比町	稲武町		
岐阜県	上矢作町			東海豪雨被災地	岐阜市	
三重県						
滋賀県						
京都府					京都市	
大阪府					大阪市	高槻市
兵庫県	津名町	淡路町	北淡町	一宮町	神戸市	姫路市
	東浦町	尼崎市	西宮市	芦屋市		
	伊丹市	宝塚市	川西市	明石市		
	五色町	三木市	洲本市	西淡町		
	三原町	緑町	南淡町			阪神淡路大震災被災地
奈良県						
和歌山県						和歌山市
岡山県						倉敷市
広島県					広島市	福山市
鳥取県	米子市	境港市	西伯町	会見町		
島根県	日野町	溝口町			鳥取県西部地震被災地	
山口県	安来市	伯太町				
徳島県						
香川県						高松市
愛媛県						松山市
高知県						高知市
福岡県					北九州市 福岡市	
佐賀県						
長崎県						長崎市
熊本県						熊本市
大分県						大分市
宮崎県						宮崎市
鹿児島県						鹿児島市
沖縄県						

2 アンケート調査票

復興支援組織の可能性に関するアンケート調査

内閣府
財団法人 日本システム開発研究所

- アンケート調査の趣旨 -

阪神・淡路大震災においては、専門職能を持つ様々な団体や業界、あるいはボランティア組織が大きな支援活動を展開しました。

< 事例紹介 >

阪神・淡路大震災で専門職能を持ったいくつかの団体が協働して活動を行った事例として、次のようなものがありました。

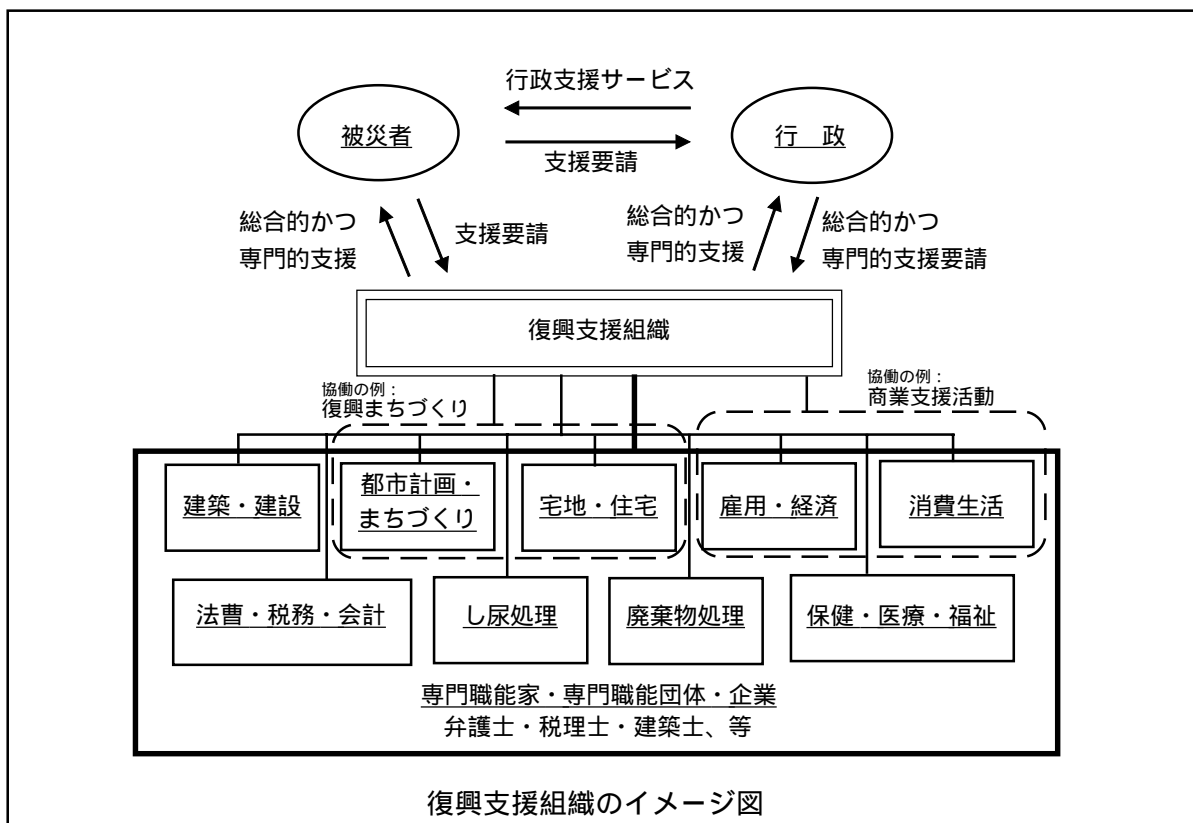
地震により地盤が移動したため、土地境界を再確認する際に、建築士、土地家屋調査士、司法書士、弁護士が協働してアドバイス支援を行った。

震災復興時に共同住宅を建設しようと計画を立てているところ、土地の共有化に伴う課税上の問題が生じたため、弁護士、税理士が協働して税務・法務に関するアドバイス支援を行った。

共同建物の復興の際、経済的窮迫のため資産的価値を重視して建て替えるよりも補修して居住できれば足りるという意見があり、両者の調整のため、不動産鑑定士、弁護士、建築士が協働してアドバイス支援を行った。

建築基準法に対応するため道路幅員を4mに拡張する際に、敷地境界後退の問題が生じたため、弁護士、土地家屋調査士、測量士が協働して支援を行った。

内閣府においては、専門職能団体の災害復旧や復興事業を円滑に立ち上げるために、必要な時に必要なチームを編成し専門職能家による支援を行えるよう、事前からこれらの専門職能団体との連携を密にする「復興支援組織」を設けておくべきではないか、という考えに基づいて、その必要性や可能性についての検討を行っています。



本アンケート調査は、復興支援組織設立の可能性を検討するために、大別して以下の4つの設問を掲げています。

- 1．貴団体の組織体制等についてお尋ねする設問
- 2．貴団体が災害発生時に行った活動についてお尋ねする設問
- 3．貴団体の災害時のご対応についてお尋ねする設問
- 4．復興支援組織の必要性や可能性について貴団体のお考えをお尋ねする設問

なお、本アンケート調査におきましては、災害発生時に各種の団体や業界が協働して活動を行うことにより災害からの復興が円滑に進むことを目的として、復興支援組織を事前に設立させようとする考えに基づいております。したがって用語の定義等は下記のように考えておりますので、ご回答の際にはご留意くださるようお願い致します。

本アンケート調査における「職能」とは、いわゆる「職務に特有な能力」に限らず、例えば救援物資の調達では物資の確保を行う団体・業界から運搬・輸送を行う団体・業界まで、災害発生後に必要とされる業務に関わる職種全般を指していること

本アンケート調査では、「復興」が迅速かつ円滑に行われることを検討対象としていることから、お尋ねする災害発生後の活動については復興時の活動に限らず、復興に至るまでの災害発生後の初動・応急対応から、復旧時の活動も含まれること

- アンケートご回答に際してのご注意 -

このアンケート調査は内閣府の委託を受け、財団法人 日本システム開発研究所が行っております。

回答欄に選択肢が記載してある場合、当てはまるご回答の番号を で囲んでください。その他の形式の設問については、それぞれの設問にしたがってご回答ください。

質問は「1」から順番にご回答を頂きたいと思いますが、矢印()で次の質問番号を示してあるものにつきましては、その指示の番号に進んでください。

ご不明な点がございましたら下記までご遠慮なくお問い合わせください。

住所 〒162-0067
東京都新宿区富久町16-5 新宿高砂ビル
財団法人 日本システム開発研究所
研究部 まちづくり・防災研究室
TEL/FAX 03-5379-5912/03-5379-5908
担当者 ・古賀 裕子 ・上田 和孝 ・山田 美由紀

設問 1 -1 ~ 1-6 に関しては、貴団体の定款または寄付行為等が示してあるパンフレット等がございましたら、それらの書類を同封して頂きたく存じます。
貴団体のホームページがございましたら、貴団体のホームページアドレスをご記入ください。

貴団体ホームページアドレス：

1-1. 貴団体の正式名称をご記入ください。

1-2. 貴団体の設立目的をご記入ください。

1-3. 貴団体はどのような形態の団体ですか。当てはまるもの一つ選び数字を で囲んでください。

1. 財団法人	4. NPO法人
2. 社団法人	5. 営利法人
3. 協同組合	6. その他()

1-4. 貴団体の会員数等をお教えてください。

会 員 数	約	_____	名
専従職員数	約	_____	名
登録業者数	約	_____	名

1-5. 差し支えなければ、概ねの年間の活動予算の規模をお教えてください。

活動予算 年間 約 _____

1-6. 貴団体の平常時の業務内容についてご記入ください。(箇条書きをお願いします)

2-1. 近年（阪神・淡路大震災以後）において貴団体が支援活動を行った災害はございますか。

1. ある	2. ない
-------	-------

↓

3-1. へ

設問2-1. で「1. ある」とご回答の方にお尋ねします。

2-1-1. 近年において貴団体が支援活動を行った災害について、別紙の「災害発生時の活動調査シート」に、次ページの例にならい活動内容をご記入ください。

シート記入上の注意

災害種ごとに活動シートを分けてご記入ください。

1つの災害種に対して多岐に渡る活動を行った場合は、シートを数枚に分けてご記入頂いても結構です。

同封したシートの枚数が足りない場合は、お手数をおかけしますが、同封したシートをコピーし、ご記入ください。



活動を行った災害名をお選びください

- ① 阪神・淡路大震災 2. 有珠山噴火 3. 東海豪雨
- 4. 鳥取県西部地震 5. その他 ()

行った活動の内容をご記入ください。

どんな課題に対して:	損壊した住宅が建っていた敷地に共同住宅を建設しようと計画を立てたところ、共有化に伴う課税上の問題が生じた
どう取り組んだか:	共同化に伴う税務、法務の問題について、派遣専門家によるアドバイスを行った

活動を行った時期はいつ頃からいつ頃までですか。

1996年 12月 10日 頃 ~ 1997年 3月 末日 頃まで

貴団体が活動を開始した契機として当てはまるものに をおつけください。

- 1. 行政や住民からの要請はなかったが、自主的に活動を開始した
- ② 行政から要請があって活動を開始した →
- 3. 住民から要請があって活動を開始した

「2」をお選びの方は要請があった行政機関をご記入ください。

神戸市住宅局住宅部計画課

協力・連携した他団体・他業界はございますか。

- ① はい →
- 2. いいえ

「1」をお選びの方は協力・連携をした他団体・他業界名をご記入ください。

兵庫県弁護士会、兵庫県不動産鑑定士協会

他団体・他業界と協力・連携を取った時の体制について次のうち最も適当なものをお選びください。

- 1. 事前に協定を結んでいた
- ② 災害後の活動現場で協議をして役割分担をした
- 3. 特に協議をすることなく、居合わせた他団体等とその場で連携を取った

行政から得られた援助・サービスははございますか。

- ① はい →
- 2. いいえ

「1」をお選びの方は行政から得られた援助・サービスについて具体的にご記入ください。

公図及び地権者の権利パターン図等の資料提供

上記活動を行ったことに際して、意見・提言等がございましたらご記入ください。

法務・税務の相談を協働で行うことにより、その後の住宅建設までの経過が円滑に進んだと思われる

2-2. 先の災害発生後に職能を活かして実施した活動が、その後の日常の業務で有益なものとなることをごいましたか。

1. はい	2. いいえ
-------	--------

↓

設問2-2. で「1. はい」とご回答の方にお尋ねします。

2-2-1. どのような点で有益なものとなりましたか。例にならうご記入ください。

例 ボランティアで応急危険度相談を行った方から、その数年後に改築の設計を頼まれた。
理由は、震災直後の危険度判定の様子を間近で見ているから信頼できる、というものだった。

FD ◀M'c'Î,Î•EÖ••,Î'Ë••,É,Â,ç,Ä,"•q,Ë,ù,Û,••B

3-1. 貴団体では、災害発生時に備えて具体的にどのような対策を講じていますか。以下の選択肢の中から当てはまるものを**全て**選び数字を で囲んでください。

1. 災害時にそなえて資機材を備蓄している
2. 災害対応マニュアル等の災害発生時における活動方を整備している
3. 定期的に訓練を行っている

具体的にどのような訓練ですか：

4. 既に関係自治体と応援協定を結んでいる
5. 協定は結んでいないが被災地自治体から要請があれば支援できるように事前からの準備を整えている
6. その他()
7. 特に何もしていない

3-2. 貴団体に全国・中央本部組織、もしくは支部組織等が存在する場合、災害発生時における被災地での行動形態はどのようなものになっていますか。以下の選択肢の中から当てはまるものを**一つ**選び数字を で囲んでください。

1. 全国・中央本部組織の指示をなくとも支部としての活動が自由にできる
2. 支部は全国・中央本部組織の指示がないと活動できない
3. 全国・中央本部組織、もしくは支部組織等は存在しない
4. その他 ()

3-3. 貴団体に全国・中央本部組織、もしくは支部組織等が存在する場合、災害発生時における被災地外のそれらの団体からの応援体制のシステムはどのようになっていますか。以下の選択肢の中から当てはまるものを一つ選び数字を で囲んでください。

1. 支部が直接自由に応援要請をする 2. 支部から全国・中央本部組織を経由して応援要請をする 3. 全国・中央本部組織が独自に応援要請をする 4. 全国・中央本部組織、もしくは支部組織等は存在しない 5. その他 ()

3-4. 災害発生時のために、貴団体が貴団体の全国・中央本部組織、もしくは他都道府県支部以外の団体や業界と協力関係を取っている組織はございますか。

1. ある	2. ない
-------	-------

設問3-3. で「1. ある」とご回答の方にお尋ねします。

3-4-1. 差し支えなければ、貴団体にある応援要請先の一覧をコピーし、協定を結んでいる団体には を、その中でも、阪神・淡路大震災以降に発生した災害を契機に協定を結んだ団体には をご記入ください。

応援要請先のリストが存在しない場合は、ご面倒をおかけしますが、下表にご記入ください。

名称	協定	住所	電話番号

- 4-1. 事前に様々な職能団体が連携し、災害発生時における各種の問題に対応するような支援組織の必要性について、どのように考えますか。

1. あった方が良い

2. 必要ない

3. どちらともいえない

設問4-1. で「2. 必要ない」とご回答の方にお尋ねします。

- 4-1-1. 上記のご回答の理由を例にならにご記入ください。

例

災害は起きてみないとわからないから。
事前に組織することは固定化して柔軟な対応が逆にできなくなると考えるから。

- 4-2. もし仮に、このような支援組織が準備された場合、災害発生時に貴団体はご協力頂けますか。

1. 協力しても良い

2. 協力できない

3. どちらともいえない

4-2-4. へ

4-3. へ

設問4-2. で「1. 協力しても良い」とご回答の方にお尋ねします。

- 4-2-1. 上記回答理由で当てはまるものを全て選び数字を で囲んでください。

1. 専門家の責務として当然やるべきだと思うから
2. 災害復旧・復興に貢献するのは仕事としてやりがいがあるから
3. 専門的団体としての社会的信頼性がより得られるから
4. 災害発生時に行政との連携が取りやすくなり、迅速な復旧・復興活動ができるようになるから
5. 災害復旧・復興を視点に入れた自分の職能の知識を向上させることができるから
6. 協働することによって新しい知見やテーマが得られるから
7. その他 ()

4-2-2. 協力が考えられる場合の支援形態はどのようなものですか。以下の中から当てはまるものを全て選び数字を で囲んでください。

1. 職能・技術を活かした具体的作業（運搬・修理・建設・医療・衛生・理容等）
2. 職能・技術を活かした相談活動（カウンセリング・法務・税務・手話等）
3. 人員は派遣できないが、物的支援ならばできる
4. 人員は派遣できないが、資金援助ならばできる
5. 資料等の情報提供支援ならばできる（マニュアル・パンフレット、等）
6. その他（)

4-2-3. 協力が得られる場合の費用負担として、どの程度のものが考えられますか。以下の中から当てはまるものを一つ選び数字を で囲んでください。
「3」をお選びの方は 内に数値をご記入ください。

1. ボランティアで協力できる
2. 人件費を除く費用弁償のみ
3. 被災時料金をあらかじめ検討しておき、それによる契約行為

被災時料金は、おいくらくらいをご想定されますか

通常料金の %ぐらい

4. 通常と同様の費用負担（契約行為に基づく）
5. その他（)

設問4-2. で「2. 協力できない」とご回答の方にお尋ねします。

4-2-4. 協力が考えられない理由はどのようなものですか。以下の中から当てはまるものを全て選び数字を で囲んでください。

1. 報酬が期待できない仕事はできれば控えたいから
2. 今の体制では人材不足で協力できそうにもないから
3. 契約等に基づかない専門的職能活動は責任の所在が不明確になりがちだから
4. 競合関係にある団体との協力・協働関係は困難だから
5. 既に行政との協力関係が樹立されており、その協力関係を変更してまで参加する必要性は感じられないから
6. その他（)

4-3. 各種職能団体と行政が連携をとる復興支援組織の運営形態としては、どのようなものが
適当だとお考えになりますか。以下の選択肢の中からお考えに最も近いものを一つ選び
数字を で囲んでください。

1. 地方公共団体との協定で共同による運営
2. 参加団体および会員のボランティアによる運営
3. NPO法人として事業を行い、その収益による運営
4. その他 ()

4-4. もし支援組織が準備された場合、災害時に備えて、日常から訓練や災害時対応のための
学習活動等が必要になるものと思われます。貴団体はこうした事前の訓練や学習活動へ
のご参加をどのように考えますか。

1. 参加しても良い

2. 参加する意志はない

3. どちらともいえない

設問4-4. で「1. 参加しても良い」とご回答の方にお尋ねします。

4-4-1. ご参加頂ける場合、どのような条件が必要だと考えますか。選択肢の中から
貴団体のお考えに近いものを一つ選び数字を で囲んでください。

1. 内容を問わず、無料であること
2. 訓練や学習活動の内容如何によっては応分な費用負担があっても構わない
3. 必要な負担は厭わないので、有益な訓練や学習カリキュラムを組んで欲しい
4. その他 ()



5-1. このアンケート調査および復興支援組織に関しまして、ご意見等がございましたらご自由にご記入ください。

【資料送付のお願い】

ご面倒ですが、貴団体の
定款または寄付行為等が示してあるパンフレット
防災マニュアル
災害発生時に協働する団体のリスト
阪神・淡路大震災、有珠山噴火、愛知水害、鳥取西部地震、その他災害における活動記録
等がございましたら、アンケートと同封の上、送付して頂きたいと存じます。
なお、送付につきましては着払いで結構ですのでよろしく申し上げます。

送付先 〒162-0067 東京都新宿区富久町16番5号 新宿高砂ビル2階
財団法人 日本システム開発研究所 まちづくり・防災研究室
TEL 03 (5379) 5912 FAX 03 (5379) 5908

復興支援組織の可能性に関するアンケート調査

内閣府
財団法人 日本システム開発研究所

- アンケート調査の趣旨 -

阪神・淡路大震災においては、専門職能を持つ様々な団体や業界、あるいはボランティア組織が大きな支援活動を展開しました。

< 事例紹介 >

阪神・淡路大震災で専門職能を持ったいくつかの団体が協働して活動を行った事例として、次のようなものがありました。

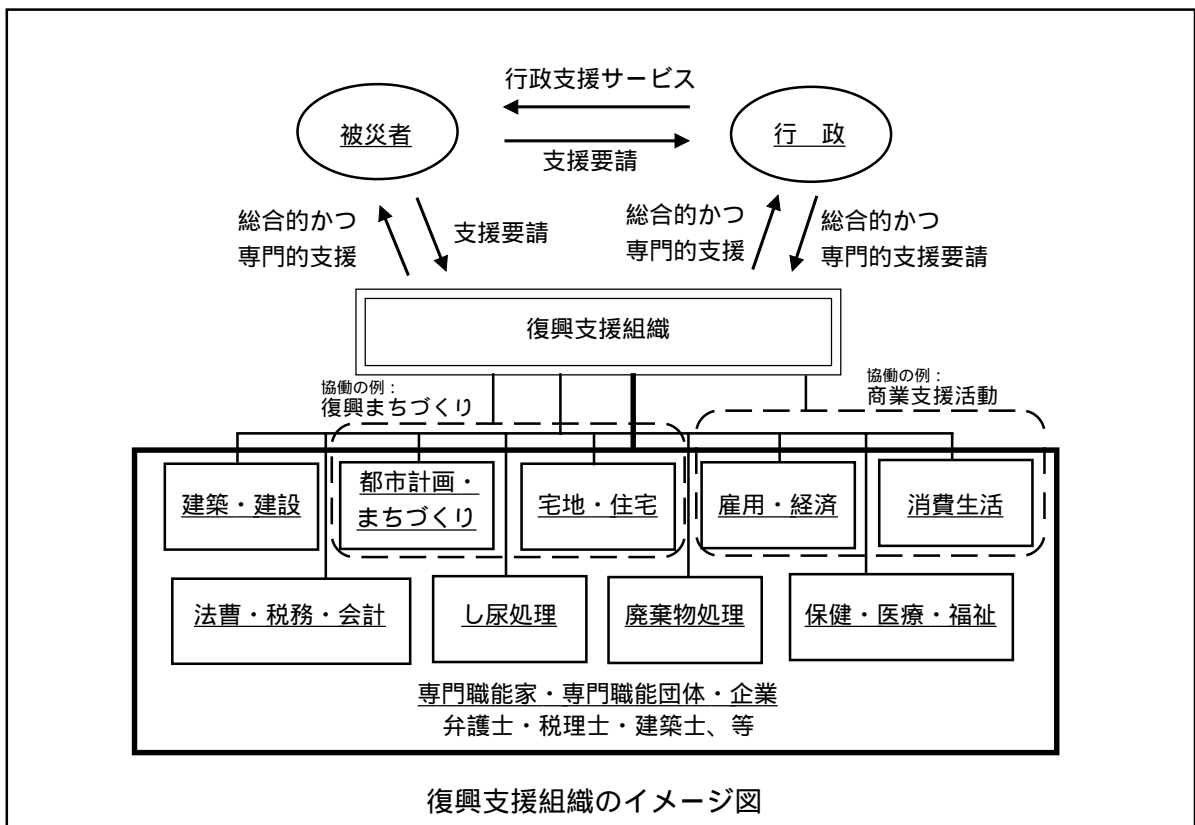
地震により地盤が移動したため、土地境界を再確認する際に、建築士、土地家屋調査士、司法書士、弁護士が協働してアドバイス支援を行った。

震災復興時に共同住宅を建設しようと計画を立てているところ、土地の共有化に伴う課税上の問題が生じたため、弁護士、税理士が協働して税務・法務に関するアドバイス支援を行った。

共同建物の復興の際、経済的窮迫のため資産的価値を重視して建て替えるよりも補修して居住できれば足りるという意見があり、両者の調整のため、不動産鑑定士、弁護士、建築士が協働してアドバイス支援を行った。

建築基準法に対応するため道路幅員を4mに拡張する際に、敷地境界後退の問題が生じたため、弁護士、土地家屋調査士、測量士が協働して支援を行った。

内閣府においては、専門職能団体の災害復旧や復興事業を円滑に立ち上げるために、必要な時に必要なチームを編成し専門職能家による支援を行えるよう、事前からこれらの専門職能団体との連携を密にする「復興支援組織」を設けておくべきではないか、という考えに基づいて、その必要性や可能性についての検討を行っています。



本アンケート調査は、復興支援組織設立の可能性を検討するために、大別して以下の3つの設問を掲げています。

- 1．貴課が阪神・淡路大震災において職能団体へ要請した活動の内容をお尋ねする設問
- 2．貴課の災害発生時の業務内容についてお尋ねする設問
- 3．復興支援組織の必要性や可能性について貴課のお考えをお尋ねする設問

なお、本アンケート調査におきましては、災害発生時に各種の団体や業界が協働して活動を行うことにより災害からの復興が円滑に進むことを目的として、復興支援組織を事前に設立させようとする考えに基づいております。したがって用語の定義等は下記のように考えておりますので、ご回答の際にはご留意くださるようお願い致します。

本アンケート調査における「職能」とは、いわゆる「職務に特有な能力」に限らず、例えば救援物資の調達では物資の確保を行う団体・業界から運搬・輸送を行う団体・業界まで、災害発生後に必要とされる業務に関わる職種全般を指していること

本アンケート調査では、「復興」が迅速かつ円滑に行われることを検討対象としていることから、お尋ねする災害発生後の活動については復興時の活動に限らず、復興に至るまでの災害発生後の初動・応急対応から、復旧時の活動も含まれること

- アンケートご回答に際してのご注意 -

このアンケート調査は内閣府の委託を受け、財団法人 日本システム開発研究所が行っております。

回答欄に選択肢が記載してある場合、当てはまるご回答の番号を で囲んでください。その他の形式の設問については、それぞれの設問にしたがってご回答ください。

質問は「1」から順番にご回答を頂きたいと思いますが、矢印()で次の質問番号を示してあるものにつきましては、その指示の番号に進んでください。

ご不明な点がございましたら下記までご遠慮なくお問い合わせください。

住所 〒162-0067
東京都新宿区富久町16-5 新宿高砂ビル
財団法人 日本システム開発研究所
研究部 まちづくり・防災研究室
TEL/FAX 03-5379-5912/03-5379-5908
担当者 ・古賀 裕子 ・上田 和孝 ・山田 美由紀

- 1-1. 貴課が阪神・淡路大震災において専門職能を持つ団体・業界に対して、問題解決のための業務発注もしくは支援要請を行った内容についてお尋ねします。その活動内容について次ページの例にならい、別紙の「阪神・淡路大震災における職能団体・業界活動調査シート」にご記入ください。

シート記入上の注意

各活動ごとにシートを分けてご記入ください。(3種の異なる活動を職能団体または業界に支援要請を行った時は、3枚のシートに分けて、それぞれの活動ごとに記入ください。)

同封したシートの枚数が足りない場合は、お手数をおかけしますが、同封したシートをコピーし、ご記入ください。



業務発注や支援要請を行った職能団体・業界名をご記入ください。

近畿税理士会

職能団体・業界が行った活動の内容をご記入ください。

どんな課題に対して： 損壊した住宅が建っていた敷地に共同住宅を建設しようと計画を立てたところ、共有化に伴う課税上の問題が生じた

どう取り組んだか： 共同化に伴う税務、法務の問題について、派遣専門家によるアドバイスをを行った

職能団体・業界が活動を行った時期はいつ頃からいつ頃までですか。

1996年 12月 10日 頃 ~ 1997年 3月 末日 頃まで

支援を要請した職能団体・業界とは事前に協定を結んでいましたか。

- ① 結んでいた →
2. 結んでいない

「1」をお選びの方は、事前協定の効果について次のうち最も当てはまるものを一つ選び数字を で囲んでください。

- ① 団体の方から支援活動の申し出があった
2. 団体からの申し出はなかったが、支援要請を行ったらすぐに活動を開始した
3. 特に事前の協定の効果は見られなかった

支援要請をした職能団体・業界と協力・連携した他団体・他業界はございましたか。

- ① あった →
2. なかった

「1」をお選びの方は協力・連携をした他団体・他業界名をご記入ください。

兵庫県弁護士会、兵庫県不動産鑑定士協会

他団体・他業界と協力・連携を取った時の体制について次のうち最も適当なものを一つ選び数字を で囲んでください。

1. 職能団体・業界の間で事前に協定を結んでいた
② 災害後の活動現場で協議をして役割分担をした
3. 特に協議をすることなく、それぞれが独自に活動を行った

貴課が職能団体・業界の活動に際し行った援助・サービスはございますか。

- ① はい →
2. いいえ

「1」をお選びの方は貴課が行った援助・サービスについて具体的にご記入ください。

交通費等の費用弁償を行った。

上記の業務発注もしくは支援要請活動を行ったことに関して、良かったと思われる点や改善すべき点など、ご意見・ご提言等がございましたらご自由にご記入ください。

法務・税務の相談を各団体が協働で行ったため、その後の住宅建設までの経過が円滑に進んだと思われる

2-1. 貴課では災害が発生した時の諸問題に対応するための専門職能団体・業界に対する独自の支援要請リストは準備していますか(例えば、仮設住宅の確保のため建設業界と提携している、等)

1. 準備している	2. 準備していない
-----------	------------

↓ 3-1. へ

2-1-1. 支援の要請先は、どのような分野の団体・業界ですか。下表の中で当てはまるものを**全て**選び、空欄にご記入ください。またその中で、特に**阪神・淡路大震災を契機に要請先としたものには** をご記入ください。

分野 団体の 組織概要	建築・建設	まちづくり	都市計画・	宅地・住宅	雇用・経済	消費生活 (生活物資等)	会計	法曹・税務・	廃棄物処理	し尿処理	福祉	保健・医療・	その他
全国・中央本部組織													
ブロック圏域もしくは県組織													
市町村もしくは区組織													
その他													

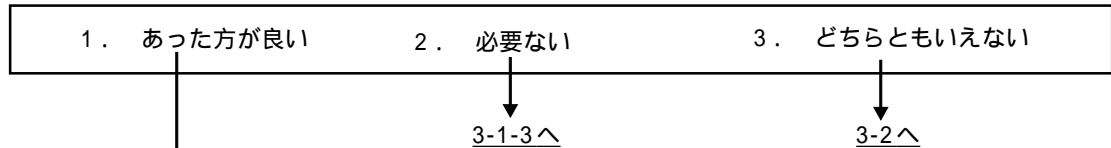
2-1-2. 貴課では、支援要請先の団体・業界が災害時にどの程度の物資や人員派遣が供給可能かを把握していますか。次の選択肢の中から当てはまるものを**一つ**選び数字を で囲んでください。

- 1. 把握している
- 2. だいたい把握している
- 3. 少しは把握している
- 4. ほとんど把握していない
- 5. 全く把握していない

2-1-3. 差し支えなければ、貴課にある支援要請先の一覧をコピーし、協定を結んでいる団体は を、その中でも、阪神・淡路大震災を経験して協定を結んだ団体には をおつけください。
 支援要請先のリストが存在しない場合、お手数をおかけしますが、下表にご記入ください。

対処する問題	応援要請先	協定	住所	電話番号

3-1. 事前に様々な職能団体が連携し、災害発生時における各種の問題に対応するような支援組織の必要性についてどのように考えますか。



3-1-1. 上記で「あった方が良い」とご回答の理由であてはまるものを**全て**選び数字をで囲んでください。

1. 事前に組織してあると迅速な対応が可能となるから
2. 支援組織としての窓口を一本化することで情報の錯綜性を防げるから
3. 専門職能団体との連携が平常時から取れるから
4. 専門職能団体が個別的に活動するよりも協働することによって柔軟かつ総合的な対応が可能となるから
5. その他 ()

3-1-2. 地方公共団体の責任において復興支援組織を設置するとすれば、どの程度の単位で設けるのが良いとお考えになりますか。以下の選択肢の中からお考えに最も近いものを**一つ**選び数字を で囲んでください。

1. 全国に1つが良い
2. 北海道、東北、中部、関東、北陸、近畿、中国、四国、九州のブロック単位が良い
3. 3～5県に1つのブロック単位が良い
4. 各都道府県に1つが良い
5. 各都道府県内のいくつかのブロックに1つが良い
6. その他 ()

設問3-1. で「2. 必要ない」とご回答の方にお尋ねします。

3-1-3. 上記のご回答の理由をご記入ください。

3-2. もし仮にこのような支援組織が準備された場合、どのような支援をすることが可能とお考えになりますか。想定できる支援内容について当てはまるものを全て選び数字を で囲んでください。

1. 事務局の施設提供	6. 活動資金の援助
2. 運営設備（コピー・電話・パソコン等）の提供	7. 消防学校の利用
3. 専従職員の派遣	8. 防災用品や防災技術の開発・研究支援
4. 訓練の場所や機会の提供	9. その他
5. 訓練や講習等の講師の派遣	()

3-3. 行政が各種職能団体と連携をとる復興支援組織の運営形態としては、どのようなものが適当だとお考えになりますか。以下の選択肢の中からお考えに最も近いものを一つ選び数字を で囲んでください。

1. 地方公共団体との協定で共同による運営
2. 参加団体および会員のボランティアによる運営
3. NPO 法人として事業を行い、その収益による運営
4. その他 ()

4・D ◎意見

4-1. このアンケート調査に関しまして、および復興支援組織に関しましてご意見等がございましたらご自由にご記入ください

アンケートにご協力頂き大変ありがとうございました。このアンケートの結果は、有効に活用させていただきます。最後に、今回のアンケートにご回答くださった方のお名前・所属先等をお教えてください。

地方公共 団体名	
所属課名	
ご連絡先	電話 _____ FAX _____ E-mail _____
お名前	
役 職	

【資料送付のお願い】

ご面倒ですが、貴課の
 災害発生時に協働する団体のリスト（貴課でご使用のもの）
 阪神・淡路大震災、その他の災害における活動記録
 等がございましたら、アンケートと同封の上、送付して頂きたいと存じます。
 なお、送付につきましては着払いで結構ですのでよろしくお願い致します。

送付先 〒162-0067 東京都新宿区富久町16番5号 新宿高砂ビル2階
 財団法人 日本システム開発研究所 まちづくり・防災研究室
 TEL 03 (5379) 5912 FAX 03 (5379) 5908



3 アンケートの対象とした 専門職能団体等のリスト

アンケート対象職能団体等リスト(No .1)

KDDI株式会社			
住所: 〒106-0023 東京都新宿区西新宿2-3-2			
TEL: 03-3347-7274	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 01.全国組織
社団法人建設コンサルタンツ協会			
住所: 〒102-0083 東京都千代田区麹町1-6相互麹町第2ビル6階			
TEL: 03-3239-7992	FAX: 03-3239-1869	分野: 01.建築・建設	組織: 01.全国組織
社団法人全国土木コンクリートブロック協会			
住所: 〒113-0033 東京都文京区本郷3-17-13			
TEL: 03-5689-0491	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 01.全国組織
社団法人全国木材組合連合会			
住所: 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3			
TEL: 03-3580-3215	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 01.全国組織
全国建設労働組合総連合			
住所: 〒169-8650 東京都高田馬場2-7-15 全建総連会館			
TEL: 03-3200-6221	FAX: 03-3209-0538	分野: 01.建築・建設	組織: 01.全国組織
社団法人都市計画コンサルタント協会			
住所: 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-12-18 ハイツ ニュー平河 3階			
TEL: 03-3261-6058	FAX: 03-3261-5082	分野: 01.建築・建設	組織: 01.全国組織
全国生コンクリート工業組合連合会			
住所: 〒104-0032 東京都中央区八丁堀1-6-1協栄ビル4階			
TEL: 03-3553-6248	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 01.全国組織
社団法人日本アスファルト合材協会			
住所: 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館内			
TEL: 090-3553-3746	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 01.全国組織
社団法人日本エルピーガス連合会			
住所: 〒105-0004 東京都港区新橋1-18-6 共栄火災ビル7階			
TEL: 03-3593-3500	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 01.全国組織
社団法人日本ガス協会			
住所: 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-12			
TEL: 03-3502-0111	FAX: 03-3593-1311	分野: 01.建築・建設	組織: 01.全国組織
社団法人日本セメント協会			
住所: 〒104-0031 東京都中央区京橋1-10-3			
TEL: 03-3561-8633	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 01.全国組織

アンケート対象職能団体等リスト(No .2)

社団法人日本下水道管路管理業協会			
住所: 〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-3-6 共栄ボンピアンビル7階			
TEL: 03-3865-3461	FAX: 03-3865-3463	分野: 01.建築・建設	組織: 01.全国組織

社団法人日本橋梁建設協会			
住所: 〒104-0061 東京都中央区銀座2-2-18			
TEL: 03-3561-5225	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 01.全国組織

社団法人日本建設業団体連合会			
住所: 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1東京建設会館8階			
TEL: 03-3553-0701	FAX: 03-3552-2360	分野: 01.建築・建設	組織: 01.全国組織

社団法人日本砂利協会			
住所: 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-1日光ビル			
TEL: 03-5283-3451	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 01.全国組織

社団法人日本碎石協会			
住所: 〒108-0014 東京都港区芝5-26-20			
TEL: 03-3456-1371	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 01.全国組織

社団法人日本水道協会			
住所: 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-9			
TEL: 03-3264-2359	FAX: 03-3264-2205	分野: 01.建築・建設	組織: 01.全国組織

社団法人日本電機工業会			
住所: 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-15			
TEL: 03-3581-4841	FAX: 03-3593-3198	分野: 01.建築・建設	組織: 01.全国組織

社団法人日本土木工業協会			
住所: 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1東京建設会館			
TEL: 03-3552-3201	FAX: 03-3552-3206	分野: 01.建築・建設	組織: 01.全国組織

日本下水道事業団			
住所: 〒107-0052 東京都港区赤坂6-1-20 国際新赤坂ビル西館			
TEL: 03-5572-1818	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 01.全国組織

日本貨物鉄道株式会社			
住所: 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-13-1			
TEL: 03-3239-9111	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 01.全国組織

日本鉄道建設公団国鉄清算事業本部中部支所			
住所: 〒105-8434 東京都港区西新橋2-8-6 住友不動産日比谷ビル			
TEL: 03-3506-2337	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 01.全国組織

アンケート対象職能団体等リスト(No .3)

日本電信電話株式会社			
住所: 〒100-8116 東京都千代田区大手町2-3-1			
TEL:	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 01.全国組織
KDDI株式会社北海道支店			
住所: 〒060-8507 北海道札幌市中央区北1条西3-3 札幌MNビル9階			
TEL:	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 02.北海道支部
社団法人建設コンサルタンツ協会北海道支部			
住所: 〒004-0051 北海道札幌市厚別区中央一条5-4-1北海道開発コンサルタント(株)内			
TEL: 011-801-1596	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 02.北海道支部
電源開発株式会社 北海道支社 総務グループ			
住所: 〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西3丁目 大同生命ビル			
TEL: 011-221-8445	FAX: 011-221-8443	分野: 01.建築・建設	組織: 02.北海道支部
社団法人日本砂利協会 北海道支部			
住所: 〒060-0001 北海道札幌市中央区北一条10-1原田ビル			
TEL: 0155-22-6478	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 02.北海道支部
社団法人日本ガス協会北海道部会			
住所: 〒060-0033 北海道札幌市中央区北三条東5 北ガス不動産ビル2階			
TEL: 011-221-7791	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 02.北海道支部
社団法人日本土木工業協会北海道支部			
住所: 〒060-0004 北海道札幌市中央区北四条西3北海道建設会館内			
TEL: 011-261-6243	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 02.北海道支部
日本貨物鉄道株式会社北海道支社 保全室			
住所: 〒060-0011 北海道札幌市中央区北11条西15丁目1-1			
TEL: 011-737-2719	FAX: 011-737-2730	分野: 01.建築・建設	組織: 02.北海道支部
日本鉄道建設公団国鉄清算事業本部北海道支所			
住所: 〒060-0005 北海道札幌市中央区北五条西5丁目			
TEL: 011-222-7122	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 02.北海道支部
日本道路公団北海道支社 保全課			
住所: 〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西5丁目12-30			
TEL: 011-896-5892	FAX: 011-896-5880	分野: 01.建築・建設	組織: 02.北海道支部
東日本電信電話株式会社)北海道支店			
住所: 〒060-8519 北海道札幌市中央区北1条西6 NTT北海道支店ビル			
TEL: 011-212-4010	FAX: 011-280-2043	分野: 01.建築・建設	組織: 02.北海道支部

アンケート対象職能団体等リスト(No .4)

社団法人北海道エルピーガス協会			
住所: 〒003-0013 北海道札幌市白石区中央三条3-1-40			
TEL: 011-812-6411	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 02.北海道支部
北海道瓦斯株式会社 総務部総務グループ			
住所: 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西7-3-1 エムズ大通			
TEL: 011-207-2102	FAX: 011-207-2103	分野: 01.建築・建設	組織: 02.北海道支部
北海道生コンクリート工業組合			
住所: 〒003-0001 北海道札幌市白石区東札幌一条4-24-5			
TEL: 011-832-5161	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 02.北海道支部
北海道石油業協同組合連合会			
住所: 〒062-0931 北海道札幌市豊平区平岸一条6-10			
TEL: 011-583-0535	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 02.北海道支部
北海道電力株式会社			
住所: 〒060-0041 北海道札幌市大通東1丁目			
TEL: 011-251-4090	FAX: 011-251-0329	分野: 01.建築・建設	組織: 02.北海道支部
北海道土地改良事業団体連合会			
住所: 〒060-0005 北海道札幌市中央区北5条西6-1-23			
TEL: 011-376-3111	FAX: 011-376-3287	分野: 01.建築・建設	組織: 02.北海道支部
北海道旅客鉄道株式会社 工事課			
住所: 〒060-0011 北海道札幌市中央区北11条西15丁目1-1			
TEL: 011-700-5794	FAX: 011-700-5795	分野: 01.建築・建設	組織: 02.北海道支部
関西電力株式会社東海支社			
住所: 〒461-0001 愛知県名古屋市中区泉2丁目27-14			
TEL: 052-932-7417	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 03.東海支部
KDDI株式会社東海支社			
住所: 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルヂング8階・3階			
TEL:	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 03.東海支部
社団法人建設コンサルタンツ協会中部支部			
住所: 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-7-26森ビル5階			
TEL: 052-953-6361	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 03.東海支部
国鉄清算事業本部中部支所			
住所: 〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅3丁目22-8大東海ビル			
TEL: 052-586-6314	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 03.東海支部

アンケート対象職能団体等リスト(No .5)

水源開発公団中部支社 管理部施設課			
住所: 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-1			
TEL: 052-231-7541	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 03.東海支部
全国生コンクリート工業組合連合会 東海地区本部			
住所: 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦1-8-8生コン会館5階			
TEL:	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 03.東海支部
中部瓦斯株式会社 営業供給本部			
住所: 〒441-8021 愛知県豊橋市白河町100			
TEL: 0532-31-7141	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 03.東海支部
電源開発株式会社中部支社 総務課			
住所: 〒460-0004 愛知県名古屋市中区新栄町1-1 明治生命名古屋ビル内			
TEL: 052-971-2551	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 03.東海支部
東海旅客鉄道株式会社 管理部総務課			
住所: 〒460-0000 愛知県名古屋市中区名駅1-3-4			
TEL: 052-564-2328	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 03.東海支部
社団法人日本ガス協会東海北陸部会			
住所: 〒456-0004 愛知県名古屋市中区熱田区桜田町19-18東邦ガス(株)内			
TEL: 052-872-9292	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 03.東海支部
社団法人日本砂利協会 東海支部			
住所: 〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山2-7-6(財)生活用品振興センタービル3F			
TEL: 052-331-5408	FAX: 052-322-6411	分野: 01.建築・建設	組織: 03.東海支部
社団法人日本水道協会東海検査事業所			
住所: 〒456-0031 愛知県名古屋市中区熱田区神宮4-1-30			
TEL: 052-681-3136	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 03.東海支部
社団法人日本土木工業協会中部支部			
住所: 〒460-0011 愛知県名古屋市中区栄3-28-21愛知建設業会館			
TEL: 052-261-3808	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 03.東海支部
日本貨物鉄道株式会社東海支社			
住所: 〒492-8143 愛知県稲沢市駅前1-9-3			
TEL: 0578-24-3409	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 03.東海支部
愛知県生コンクリート協同組合連合会			
住所: 〒460-0003 愛知県名古屋市中区1-8-8			
TEL: 052-231-1781	FAX: 052-231-6833	分野: 01.建築・建設	組織: 04.愛知県支部

アンケート対象職能団体等リスト(No .6)

愛知県生コンクリート工業組合			
住所: 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦1-8-8生コン会館5階			
TEL: 052-231-1781	FAX: 052-231-6833	分野: 01.建築・建設	組織: 04.愛知県支部
愛知県土地改良事業団体連合会			
住所: 〒451-0052 愛知県名古屋市区栄生1-18-25			
TEL: 052-551-3611	FAX: 052-551-3630	分野: 01.建築・建設	組織: 04.愛知県支部
愛知県尾張水害予防組合			
住所: 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-6-1 愛知県三の丸庁舎4階			
TEL: 052-961-7211	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 04.愛知県支部
社団法人愛知県エルピーガス協会			
住所: 〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須4-15-12 愛知県福利会館内			
TEL: 052-261-2896	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 04.愛知県支部
犬山瓦斯株式会社			
住所: 〒484-0081 愛知県犬山市大字犬山字中野2			
TEL: 0568-61-0002	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 04.愛知県支部
津島瓦斯株式会社			
住所: 〒496-0802 愛知県津島市錦町2			
TEL: 0567-28-1331	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 04.愛知県支部
東邦瓦斯株式会社			
住所: 〒456-8511 愛知県名古屋市中区熱田区桜田町19-18			
TEL: 052-871-3511	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 04.愛知県支部
中部電力株式会社 総務部業務管理課			
住所: 〒461-0006 愛知県名古屋市中区東新町1			
TEL: 052-951-8211	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 05.名古屋支部
名古屋港管理組合			
住所: 〒455-0032 愛知県名古屋市区入船1-8-21			
TEL: 052-654-7825	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 05.名古屋支部
社団法人日本電機工業会名古屋支部			
住所: 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル6階			
TEL: 052-231-5211	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 05.名古屋支部
西日本電信電話会社名古屋支店			
住所: 〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須4-9-60			
TEL:	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 05.名古屋支部

アンケート対象職能団体等リスト(No.7)

日本道路公団中部支部 保全部保全企画課			
住所: 〒491-0824 愛知県名古屋市中区錦2-18-19			
TEL: 052-222-1343	FAX: 052-232-3739	分野: 01.建築・建設	組織: 05.名古屋支部
大阪ガス株式会社兵庫事業本部 設備営業部保安指令センター			
住所: 〒650-0046 兵庫県神戸市中央区港島中町4-5-3			
TEL: 078-303-7777	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 06.近畿支部
近畿四国合板工業組合			
住所: 〒595-0814 大阪府泉北郡忠岡町新浜1-1-20 株式会社トーベック内			
TEL: 0724-38-0301	FAX: 0724-37-1096	分野: 01.建築・建設	組織: 06.近畿支部
KDDI株式会社関西支社			
住所: 〒540-0001 大阪府大阪市中央区城見2-2-72 KDDI大阪ビル10階			
TEL:	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 06.近畿支部
社団法人建設コンサルタンツ協会近畿支部			
住所: 〒540-0005 大阪府大阪市中央区上町A-12建設保証ビル6階			
TEL: 06-6764-5891	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 06.近畿支部
JR西日本神戸支社 施設課			
住所: 〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3-2			
TEL: 078-360-4032	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 06.近畿支部
全国生コンクリート工業組合連合会 近畿地区本部			
住所: 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-1-3大阪駅前第3ビル4階5			
TEL:	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 06.近畿支部
社団法人鉄鋼連盟大阪事務所			
住所: 〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島3-6-32			
TEL: 06-6441-2331	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 06.近畿支部
社団法人日本ガス協会近畿部会			
住所: 〒541-0046 大阪府大阪市中央区平野町4-1-2 大阪ガスビル内			
TEL: 06-6205-4687	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 06.近畿支部
社団法人日本橋梁建設協会関西支部			
住所: 〒550-0005 大阪府大阪市西区本町1-8-2三晃ビル5階			
TEL: 06-6533-3238	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 06.近畿支部
社団法人日本水道協会大阪支所			
住所: 〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原1-19-13 大阪商銀新大阪ビル6階			
TEL: 06-6397-8081	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 06.近畿支部

アンケート対象職能団体等リスト(No .8)

社団法人日本電機工業会大阪支部			
住所: 〒560-0004 大阪府大阪市北区堂島浜2-1-25 中央電機倶楽部内			
TEL: 06-6344-1061	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 06.近畿支部

社団法人日本土木工業協会関西支部			
住所: 〒540-0031 大阪府大阪市中央区北浜東1-30 大阪建設会館内			
TEL: 06-6941-3658	FAX: 06-6942-4031	分野: 01.建築・建設	組織: 06.近畿支部

西日本電信電話株式会社			
住所: 〒540-8511 大阪府大阪市中央区馬場町3-15			
TEL:	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 06.近畿支部

社団法人日本砂利協会 関西支部			
住所: 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-3-1-1000大阪駅前第一ビル			
TEL:	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 06.近畿支部

日本鉄道建設公団国鉄清算事業本部西日本支社			
住所: 〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島2-4-20 中央ビル			
TEL: 06-6304-3799	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 06.近畿支部

日本道路公団大阪管理局 総務課			
住所: 〒565-0805 大阪府吹田市清水15-1			
TEL: 06-6876-2222	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 06.近畿支部

阪神高速道路公団			
住所: 〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪センタービル内			
TEL: 06-6252-8121	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 06.近畿支部

水源開発公団			
住所: 〒666-0153 兵庫県川西市一庫字唐松4-1			
TEL: 0727-94-6671	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 07.兵庫県支部

財団法人兵庫県プロパンガス保安協会			
住所: 〒650-0004 兵庫県神戸市中央区中山手通7-28-33兵庫県立産業会館内			
TEL: 078-361-8064～7	FAX: 078-361-8073	分野: 01.建築・建設	組織: 07.兵庫県支部

財団法人兵庫県公園協会			
住所: 〒673-0847 兵庫県明石市明石公園1-27サービスセンター内			
TEL: 078-912-7600	FAX: 078-913-6620	分野: 01.建築・建設	組織: 07.兵庫県支部

社団法人兵庫県建設業協会			
住所: 〒651-2277 兵庫県神戸市西区美賀多台1-1-2			
TEL: 078-997-2300	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 07.兵庫県支部

アンケート対象職能団体等リスト(No .9)

社団法人兵庫県水質保全センター			
住所: 〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町 3 - 3 - 8			
TEL: 078-306-6020	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 07.兵庫県支部

兵庫県プロパンガス協会			
住所: 〒650-0004 兵庫県神戸市中央区中山手通7-28-33 兵庫県立産業会館内			
TEL: 078-361-8064	FAX: 078-361-8073	分野: 01.建築・建設	組織: 07.兵庫県支部

兵庫県木材業協同組合連合会			
住所: 〒652-0803 兵庫県神戸市兵庫区大開通2-3-18(神戸木材会館内)			
TEL: 078-577-3175	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 07.兵庫県支部

本州四国連絡橋公団第一管理局			
住所: 〒651-0083 兵庫県神戸市中央区浜辺通5-1-14			
TEL: 078-251-6622	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 07.兵庫県支部

関西電力株式会社 神戸支店長室			
住所: 〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通25			
TEL: 078-391-7211	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 08.神戸支部

KDDI株式会社関西支社神戸支店			
住所: 〒675-0034 兵庫県神戸市中央区京町83KDD神戸ビル			
TEL:	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 08.神戸支部

神戸市管工事協同組合			
住所: 〒652-0047 兵庫県神戸市兵庫区下沢通3丁目4 - 25			
TEL: 078-575-0965	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 08.神戸支部

神戸市土木協力会			
住所: 〒650-0046 兵庫県神戸市中央区港島中町4-1-1			
TEL: 078-302-0993	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 08.神戸支部

西日本電信電話株式会社神戸支店 総務部総務担当			
住所: 〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通11			
TEL: 078-326-6365	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 08.神戸支部

阪神高速道路公団神戸管理部 総務課			
住所: 〒650-0041 兵庫県神戸市中央区新港町16-1			
TEL: 078-331-9801	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 08.神戸支部

社団法人建設コンサルタンツ協会中国支部			
住所: 〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀1-8衛エイトビル8階			
TEL: 082-227-1593	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 09.中国支部

アンケート対象職能団体等リスト（No.10）

全国生コンクリート工業組合連合会 中国地区本部			
住所: 〒754-0014 山口県吉敷郡小郡町高砂町3-6			
TEL:	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 09.中国支部
社団法人日本ガス協会中国部会			
住所: 〒734-0007 広島県広島市南区皆実町2-7-1 広島ガス(株)内			
TEL: 082-252-3080	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 09.中国支部
社団法人日本土木工業協会中国支部			
住所: 〒730-0042 広島県広島市中区国泰町1-5-25広島建設会館内			
TEL: 082-243-3017	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 09.中国支部
日本道路公団中国支社			
住所: 〒731-0103 広島県広島市安佐南区緑井2-26-1			
TEL: 082-879-3331	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 09.中国支部
NTT西日本鳥取支店 総務部総務課			
住所: 〒680-0007 鳥取県鳥取市湯所町2-258			
TEL: 0857-27-9246	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 10.鳥取県支部
KDDI株式会社鳥取支店			
住所: 〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町58 ナカヤビル2階			
TEL:	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 10.鳥取県支部
中国電力株式会社鳥取支店			
住所: 〒680-0812 鳥取県鳥取市新品町1-2			
TEL: 0857-24-2241	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 10.鳥取県支部
社団法人鳥取県エルピーガス協会			
住所: 〒680-0803 鳥取県鳥取市田園町3-124			
TEL: 0857-22-3319	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 10.鳥取県支部
鳥取瓦斯株式会社			
住所: 〒680-0932 鳥取県鳥取市五反田町6番地			
TEL: 0857-28-8811	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 10.鳥取県支部
鳥取県生コンクリート工業組合			
住所: 〒680-0911 鳥取県鳥取市千代水2-35			
TEL: 0857-32-0577	FAX: 0857-38-3352	分野: 01.建築・建設	組織: 10.鳥取県支部
西日本旅客鉄道株式会社鳥取駅			
住所: 〒680-0835 鳥取県鳥取市東品治町			
TEL: 0857-26-2060	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 10.鳥取県支部

アンケート対象職能団体等リスト(No.11)

西日本旅客鉄道株式会社米子支社			
住所: 〒683-0036 鳥取県米子市弥生町2			
TEL: 0859-32-0222	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 10.鳥取県支部
日本道路公団中国支社米子管理事務所			
住所: 〒683-0064 鳥取県米子市赤出井962-2			
TEL: 0859-27-2181	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 10.鳥取県支部
米子瓦斯株式会社			
住所: 〒683-0845 鳥取県米子市旗ヶ崎2200			
TEL: 0859-23-0111	FAX:	分野: 01.建築・建設	組織: 10.鳥取県支部
全国板ガラス卸商業組合			
住所: 〒105-0023 東京都港区芝浦3-6-7			
TEL: 03-3451-2140	FAX:	分野: 02.宅地・住宅	組織: 01.全国組織
全国建築工事金物協同組合連合会			
住所: 〒135-0007 東京都江東区新大橋3-14-7 新大橋K.Tビル502号			
TEL: 03-3635-3016	FAX:	分野: 02.宅地・住宅	組織: 01.全国組織
社団法人住宅生産団体連合会			
住所: 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-6-6			
TEL: 03-3592-6441	FAX: 03-3592-6464	分野: 02.宅地・住宅	組織: 01.全国組織
全日本畳組合連合会			
住所: 〒101-0021 東京都千代田区神田5-6-7片柳ビル2階			
TEL:	FAX:	分野: 02.宅地・住宅	組織: 01.全国組織
社団法人日本建築家協会			
住所: 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-3-18 JIA館			
TEL: 03-3408-7125	FAX: 03-3408-7129	分野: 02.宅地・住宅	組織: 01.全国組織
社団法人日本建築構造技術者協会			
住所: 〒102-0073 東京都千代田区九段北1-3-5九段iSビル			
TEL: 03-3262-8498	FAX: 03-3262-8486	分野: 02.宅地・住宅	組織: 01.全国組織
社団法人日本建築士会連合会			
住所: 〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 建築会館5階			
TEL: 03-3456-2061	FAX: 03-3456-2067	分野: 02.宅地・住宅	組織: 01.全国組織
社団法人日本建築士事務所協会連合会			
住所: 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-21-6八丁堀NFビル6階			
TEL: 03-3352-1281	FAX: 03-3552-2066	分野: 02.宅地・住宅	組織: 01.全国組織

アンケート対象職能団体等リスト(No.12)

社団法人日本不動産鑑定士協会			
住所: 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル9階			
TEL: 03-3434-2301	FAX: 03-3436-6450	分野: 02.宅地・住宅	組織: 01.全国組織

日本土地家屋調査士会連合会			
住所: 〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2F204号			
TEL: 03-3942-0050	FAX: 03-3942-0197	分野: 02.宅地・住宅	組織: 01.全国組織

社団法人プレハブ建築協会			
住所: 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-5東京倶楽部ビル			
TEL: 03-3502-9451	FAX: 03-3502-9455	分野: 02.宅地・住宅	組織: 01.全国組織

社団法人北海道建築士会			
住所: 〒060-0004 北海道札幌市中央区北四条西5-1三井生命札幌共同ビル			
TEL: 011-251-6076	FAX:	分野: 02.宅地・住宅	組織: 02.北海道支部

社団法人日本建築家協会北海道支部			
住所: 〒060-0051 北海道札幌市中央区南一条東3北海道日伊文化会館新館			
TEL: 011-261-7708	FAX:	分野: 02.宅地・住宅	組織: 02.北海道支部

社団法人日本建築構造技術者協会北海道支部			
住所: 〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西2第2カミヤマビル(株)福本構造設計内			
TEL: 011-221-3303	FAX:	分野: 02.宅地・住宅	組織: 02.北海道支部

北海道畳組合連合会			
住所: 〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西14-2白熊ビル			
TEL:	FAX:	分野: 02.宅地・住宅	組織: 02.北海道支部

社団法人日本建築家協会東海支部			
住所: 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-3-26昭和ビル			
TEL: 052-263-4636	FAX:	分野: 02.宅地・住宅	組織: 03.東海支部

社団法人日本建築構造技術者協会中部支部			
住所: 〒464-0075 愛知県名古屋市中種区内山1-17-17(有)野田建築事務所内			
TEL: 052-734-0449	FAX:	分野: 02.宅地・住宅	組織: 03.東海支部

愛知県畳組合連合会			
住所: 〒451-0042 愛知県名古屋市中区那古野1-34-13			
TEL:	FAX:	分野: 02.宅地・住宅	組織: 04.愛知県支部

愛知県土地家屋調査士会			
住所: 〒461-0018 愛知県名古屋市中区主税町2-3			
TEL: 052-971-4230	FAX:	分野: 02.宅地・住宅	組織: 04.愛知県支部

アンケート対象職能団体等リスト（No.13）

社団法人愛知県建築士会			
住所: 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-3-26昭和ビル			
TEL: 052-261-1451	FAX:	分野: 02.宅地・住宅	組織: 04.愛知県支部
社団法人愛知県不動産鑑定士協会			
住所: 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-3-26昭和ビル3階			
TEL: 052-241-6636	FAX: 052-241-6680	分野: 02.宅地・住宅	組織: 04.愛知県支部
建築士事務所協議会近畿ブロック協議会			
住所: 〒540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋2-1-10 大阪建築会館2階			
TEL: 03-6946-7065	FAX: 06-6946-0004	分野: 02.宅地・住宅	組織: 06.近畿支部
社団法人日本建築家協会近畿支部			
住所: 〒541-0056 大阪府大阪市中央区備後町2-5-8錦業会館			
TEL: 06-6229-3371	FAX:	分野: 02.宅地・住宅	組織: 06.近畿支部
社団法人日本建築構造技術者協会関西支部			
住所: 〒540-0031 大阪府大阪市中央区伏見町4-4-10(株)東畑建築事務所構造部内			
TEL: 06-6202-0391	FAX:	分野: 02.宅地・住宅	組織: 06.近畿支部
兵庫県土地家屋調査士会			
住所: 〒650-0015 兵庫県神戸市中央区多聞通3-3-7			
TEL: 078-341-8180	FAX:	分野: 02.宅地・住宅	組織: 07.兵庫県支部
財団法人兵庫県住宅建築総合センター			
住所: 〒651-0096 兵庫県神戸市中央区雲井通5-3-1サンバル6階			
TEL: 078-252-3983	FAX:	分野: 02.宅地・住宅	組織: 07.兵庫県支部
社団法人兵庫県建築士会			
住所: 〒650-0012 兵庫県神戸市中央区北長狭通4-3-8神戸総合速記ビル3階			
TEL: 078-327-0885	FAX: 078-327-0887	分野: 02.宅地・住宅	組織: 07.兵庫県支部
社団法人兵庫県建築士事務所協会			
住所: 〒650-0012 兵庫県神戸市中央区北長狭通5-5-18 兵庫県林業会館3階			
TEL: 078-351-6779	FAX: 078-371-7913	分野: 02.宅地・住宅	組織: 07.兵庫県支部
社団法人兵庫県宅地建物取引業協会			
住所: 〒650-0012 兵庫県神戸市中央区北長狭5-5-26兵庫県不動産会館			
TEL: 078-382-0141	FAX:	分野: 02.宅地・住宅	組織: 07.兵庫県支部
社団法人兵庫県不動産鑑定士協会			
住所: 〒651-0085 兵庫県神戸市中央区八幡通4丁目2番18号 郵船航空福本ビル9階			
TEL: 078-232-4511	FAX: 078-232-1773	分野: 02.宅地・住宅	組織: 07.兵庫県支部

アンケート対象職能団体等リスト(No.14)

兵庫県豊商工業組合連合会			
住所: 〒650-0025 兵庫県神戸市中央区相生町1-1-17松栄ビル5階			
TEL: 078-361-2356	FAX:	分野: 02.宅地・住宅	組織: 07.兵庫県支部
神戸震災住宅復興生活協同組合			
住所: 〒650-0031 兵庫県神戸市中央区東町116			
TEL: 078-391-3910	FAX:	分野: 02.宅地・住宅	組織: 08.神戸支部
社団法人日本建築家協会中国支部			
住所: 〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀5-23 オガワビル2階			
TEL: 082-222-8810	FAX: 082-222-8755	分野: 02.宅地・住宅	組織: 09.中国支部
社団法人日本建築技術者協会中国支部			
住所: 〒730-0051 広島県広島市中区大手町4-1-22平岡ビル(株)ナカイ建築構造事務所内			
TEL: 082-248-4103	FAX:	分野: 02.宅地・住宅	組織: 09.中国支部
社団法人鳥取県建築士会			
住所: 〒680-0011 鳥取県鳥取市東町1-271鳥取県庁第2庁舎8階			
TEL: 0857-26-8390	FAX:	分野: 02.宅地・住宅	組織: 10.鳥取県支部
社団法人鳥取県不動産鑑定士協会			
住所: 〒680-0011 鳥取県鳥取市東町3丁目171			
TEL: 0857-29-3074	FAX: 0857-29-3071	分野: 02.宅地・住宅	組織: 10.鳥取県支部
鳥取県豊振興協同組合			
住所: 〒680-0813 鳥取県鳥取市寿町920			
TEL: 0857-21-3758	FAX:	分野: 02.宅地・住宅	組織: 10.鳥取県支部
鳥取県土地家屋調査士会			
住所: 〒680-0022 鳥取県鳥取市西町1-314-1			
TEL: 0857-22-7038	FAX:	分野: 02.宅地・住宅	組織: 10.鳥取県支部
社団法人中小企業診断協会			
住所: 〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-11 銀松ビル			
TEL: 03-3563-0851	FAX:	分野: 03.雇用・経済	組織: 01.全国組織
中小企業事業団			
住所: 〒100-0004 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル			
TEL: 03-3433-8811	FAX:	分野: 03.雇用・経済	組織: 01.全国組織
日本チェーンストア協会			
住所: 〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40森ビル6階(総務広報グループ)			
TEL: 03-3433-1290	FAX: 03-3433-1297	分野: 03.雇用・経済	組織: 01.全国組織

アンケート対象職能団体等リスト（No.15）

日本経営者団体連盟			
住所: 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-4-6			
TEL: 03-3213-4474	FAX: 03-3213-4451	分野: 03.雇用・経済	組織: 01.全国組織
日本商工会議所			
住所: 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2			
TEL: 03-3283-7823	FAX: 03-3211-4859	分野: 03.雇用・経済	組織: 01.全国組織
日本チェーンストア協会北海道支部			
住所: 〒003-0001 北海道札幌市白石区東札幌一条1-1-7 (株)定鉄商事内			
TEL: 011-842-3246	FAX:	分野: 03.雇用・経済	組織: 02.北海道支部
日本銀行札幌支店 文書課			
住所: 〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西1-1			
TEL: 011-241-5231	FAX: 011-210-2331	分野: 03.雇用・経済	組織: 02.北海道支部
北海道経営者協会			
住所: 〒060-0001 北海道札幌市中央区北一条2北海道経済センタービル7階			
TEL: 011-231-1122	FAX: 011-231-2311	分野: 03.雇用・経済	組織: 02.北海道支部
北海道商工会議所連合会			
住所: 〒060-0001 北海道札幌市中央区北一条2-2-1北海道経済センタービル2階			
TEL: 011-231-1122	FAX: 011-231-0726	分野: 03.雇用・経済	組織: 02.北海道支部
日本チェーンストア協会中部支部			
住所: 〒461-0004 愛知県名古屋市東区葵3-15-31(株)ヤマナカ内			
TEL: 052-937-9320	FAX:	分野: 03.雇用・経済	組織: 03.東海支部
愛知県経営者協会			
住所: 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-10-19名古屋商工会議所ビル7階			
TEL: 052-221-1931	FAX: 052-221-1935	分野: 03.雇用・経済	組織: 04.愛知県支部
愛知県商工会議所連合会			
住所: 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-10-19			
TEL: 052-223-5611	FAX: 052-231-5213	分野: 03.雇用・経済	組織: 04.愛知県支部
社団法人中小企業診断協会愛知県支部			
住所: 〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-3-10東海ビル201			
TEL: 052-581-0924	FAX: 052-581-7889	分野: 03.雇用・経済	組織: 04.愛知県支部
名古屋商工会議所			
住所: 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-10-19			
TEL: 052-223-5611	FAX: 052-231-5213	分野: 03.雇用・経済	組織: 05.名古屋支部

アンケート対象職能団体等リスト（No.16）

日本銀行名古屋支店 文書課総務係			
住所: 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-1-1			
TEL: 052-222-2031	FAX:	分野: 03.雇用・経済	組織: 05.名古屋支部
関西経営者協会			
住所: 〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町2-5-28			
TEL: 06-6253-2351	FAX: 06-6253-1678	分野: 03.雇用・経済	組織: 06.近畿支部
近畿商工会議所連合会			
住所: 〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所内			
TEL: 06-6944-6215	FAX: 06-6944-6250	分野: 03.雇用・経済	組織: 06.近畿支部
日本チェーンストア協会関西支部			
住所: 〒557-0615 大阪府大阪市西成区花園東1-4-4 イズミヤ(株)内			
TEL: 06-6657-3323	FAX:	分野: 03.雇用・経済	組織: 06.近畿支部
中小企業診断協会兵庫県支部			
住所: 〒650-0004 兵庫県神戸市中央区中山手通7-28-33 兵庫県立産業会館内			
TEL: 078-361-8034	FAX: 078-361-8722	分野: 03.雇用・経済	組織: 07.兵庫県支部
兵庫県経営者協会			
住所: 〒650-0037 兵庫県神戸市中央区明石町31-1 住友生命神戸ビル4F			
TEL: 078-321 0051	FAX: 078-321 0166	分野: 03.雇用・経済	組織: 07.兵庫県支部
兵庫県商工会議所連合会			
住所: 〒650-0046 兵庫県神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会議所内			
TEL: 078-303-5801	FAX: 078-303-2312	分野: 03.雇用・経済	組織: 07.兵庫県支部
神戸商工会議所			
住所: 〒650-8543 兵庫県神戸市中央区港島中町6-1			
TEL: 078-303-5801	FAX: 078-303-2312	分野: 03.雇用・経済	組織: 08.神戸支部
日本銀行神戸支店			
住所: 〒650-0034 兵庫県神戸市中央区京町81			
TEL: 078-334-1118	FAX:	分野: 03.雇用・経済	組織: 08.神戸支部
日本チェーンストア協会中国支部			
住所: 〒732-0828 広島県広島市南区京橋2-22			
TEL: 082-264-3211	FAX:	分野: 03.雇用・経済	組織: 09.中国支部
社団法人中小企業診断協会鳥取県支部			
住所: 〒683-0064 鳥取県米子市道笑町2-242			
TEL: 0859-32-5060	FAX: 0859-22-8880	分野: 03.雇用・経済	組織: 10.鳥取県支部

アンケート対象職能団体等リスト(No.17)

社団法人鳥取県経営者協会			
住所: 〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町3東栄ビル3階			
TEL: 0857-22-8424 ~ 5	FAX: 0857-24-4174	分野: 03.雇用・経済	組織: 10.鳥取県支部
鳥取県商工会議所連合会			
住所: 〒680-0031 鳥取県鳥取市本町3-102			
TEL: 0857-26-6666	FAX: 0857-22-6939	分野: 03.雇用・経済	組織: 10.鳥取県支部
日本銀行鳥取事務所			
住所: 〒680-0831 鳥取県鳥取市栄町502			
TEL: 0857-22-2194	FAX:	分野: 03.雇用・経済	組織: 10.鳥取県支部
社団法人日本衣料縫製品協会			
住所: 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-4-9			
TEL: 03-3862-8891	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
社団法人 家電製品協会			
住所: 〒105-0002 東京都港区愛宕1-1-11 虎ノ門八束ビル5階			
TEL: 03-3578-1311	FAX: 03-3578-1677	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
静岡県家庭紙工業組合			
住所: 〒417-0801 静岡県富士市大淵2590-1			
TEL: 0545-35-5061	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
石油化学工業協会			
住所: 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビル			
TEL: 03-3501-2151	FAX: 03-3501-3895	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
全国石油商業組合連合会			
住所: 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14 石油会館			
TEL: 03-3593-5811	FAX: 03-3580-9245	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
社団法人全日本文具協会			
住所: 〒111-0052 東京都台東区柳橋1-10-10			
TEL: 03-3837-4001	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
全国ドライアイスディーラー会			
住所: 〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町6-51 田辺商事(株)内			
TEL: 045-201-1134	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
全国家庭用薄葉紙工業組合連合会			
住所: 〒104-0061 東京都中央区銀座3-9-11			
TEL: 03-3249-4861	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織

アンケート対象職能団体等リスト（No.18）

全国割箸協議会			
住所: 〒171-0044 東京都豊島区千早1-5-4			
TEL: 03-3959-3821	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
全国漁業協同組合連合会			
住所: 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル			
TEL: 03-3294-9611	FAX: 03-3294-9609	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
全国農業協同組合中央会			
住所: 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3			
TEL: 03-3245-7570	FAX: 03-5255-7357	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
全日本ベッド工業会			
住所: 〒110-0005 東京都台東区上野3-20-8			
TEL: 03-3832-7833	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
全日本紙器工業組合連合会			
住所: 〒130-0005 東京都墨田区東駒形1-16-1			
TEL: 03-3624-2681	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
社団法人 電池工業会			
住所: 〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機会振興会館内			
TEL: 03-3434-0261	FAX: 03-3434-2691	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
協同組合 日本マッチラテラル			
住所: 〒650-0012 兵庫県神戸市中央区北長狭通5-5-12			
TEL: 078-341-4841	FAX: 078-341-4371	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
社団法人日本ガス石油機器工業会			
住所: 〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-11			
TEL: 03-3252-6101	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
社団法人 日本ボディファッション協会			
住所: 〒135-0063 東京都江東区有明3-1			
TEL: 03-5530-5621	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
日本ゴム工業会			
住所: 〒107-0052 東京都港区赤坂1-5-26			
TEL: 03-3408-7101	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
日本タオル工業組合連合会			
住所: 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-4-5日本タオル会館5階			
TEL: 03-3663-1087	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織

アンケート対象職能団体等リスト(No.19)

日本フラットヤーン工業組合			
住所: 〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-5-9			
TEL: 03-3866-3707	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
日本ポリエチレン製品工業組合連合会			
住所: 〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町5-17			
TEL: 03-3661-3834	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
日本靴下工業組合連合会			
住所: 〒103-0004 東京都中央区日本橋2-27-4靴下会館			
TEL: 03-3863-0650	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
日本作業手袋工業組合連合会			
住所: 〒444 0802 愛知県岡崎市美合町字五本松68-1岡崎市繊維センター内			
TEL: 0564-54-5532	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
日本歯磨工業会			
住所: 〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-4 三報ビル7階			
TEL: 03-3249-2511	FAX: 03-3249-2531	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
日本生花商協会			
住所: 〒166-0003 東京都杉並区高円寺南3-9-7			
TEL: 03-3312-4057	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
日本生活協同組合連合会			
住所: 〒150-8913 東京都渋谷区渋谷3丁目29番8号 コーポラザ			
TEL: 03-5778-8106	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
日本生活協同組合連合会医療部会			
住所: 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-9 南部ビル			
TEL: 03-3947-9177	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
日本石鹼洗剤工業会			
住所: 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-13-11			
TEL: 03-3271-4301	FAX: 03-3281-1870	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
日本麻紡績協会			
住所: 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-1-10			
TEL: 03-3668-4641	FAX: 03-3668-4642	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織
日本毛布工業組合			
住所: 〒595-0025 大阪府泉大津市旭町22-65			
TEL: 0725-33-4185	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 01.全国組織

アンケート対象職能団体等リスト（No.20）

生活クラブ生活協同組合・北海道			
住所: 〒063-0829 北海道札幌市西区発寒9条13丁目1-10三井ビル2階			
TEL: 0154-38-5014	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 02.北海道支部
北海道漁業協同組合連合会			
住所: 〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西7-1 水産ビル			
TEL: 011-231-2161	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 02.北海道支部
北海道作業手袋協議会			
住所: 〒069-1511 北海道夕張郡栗山町中央3			
TEL:	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 02.北海道支部
北海道農業協同組合中央会			
住所: 〒060-0004 北海道札幌市中央区北四条西1-3			
TEL: 011-232-6405	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 02.北海道支部
全国石油商業組合連合会中部支部			
住所: 〒460-0024 愛知県名古屋市中区正木3-2-70石油会館			
TEL: 052-321-7760	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 03.東海支部
中部タオル工業組合			
住所: 〒510-8021 三重県四日市市松寺1-5-27			
TEL:	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 03.東海支部
愛知県靴下工業組合			
住所: 〒451-0062 愛知県名古屋市西区花の木3-9-11			
TEL:	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 04.愛知県支部
愛知県作業手袋工業組合			
住所: 〒444-0802 愛知県岡崎市美合町五本松68-1岡崎市繊維センター内			
TEL: 0564-54-5531	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 04.愛知県支部
愛知県石油商業組合			
住所: 〒460-0024 愛知県名古屋市中区正木3-2-70			
TEL: 052-322-1550	FAX: 052-322-5080	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 04.愛知県支部
愛知県農業協同組合中央会			
住所: 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-3-8			
TEL: 052-951-6940	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 04.愛知県支部
全国漁業協同組合連合会 名古屋販売事業所			
住所: 〒456-0073 愛知県名古屋市熱田区千代田町17-8食品ビル2階			
TEL: 052-683-1671	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 05.名古屋支部

アンケート対象職能団体等リスト(No.21)

名古屋勤労市民生活協同組合			
住所: 〒465-0052 愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井掘25-1			
TEL:	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 05.名古屋支部
全国漁業協同組合連合会 大阪事業所			
住所: 〒553-0005 大阪府大阪市福島区野田1-1-86 大阪中央卸売市場内業務管轄棟1203			
TEL: 06-3469-7832	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 06.近畿支部
全国石油商業組合連合会・全国石油業協同組合連合会近畿支部			
住所: 〒565-8501 大阪府大阪市吹田市津雲台7-4-D123-101 大阪石油センター			
TEL: 06-6835-2036	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 06.近畿支部
社団法人西日本プラスチック製品工業協会			
住所: 〒550-0014 大阪府大阪市西区北堀江1-1-27			
TEL: 06-6531-8791	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 06.近畿支部
全国農業協同組合連合会			
住所: 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3			
TEL: 03-3245-7040	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 07.兵庫県支部
兵庫県漁業協同組合連合会			
住所: 〒652-0844 兵庫県神戸市兵庫区中之島2-2-1兵庫県立水産会館			
TEL: 078-652-3424	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 07.兵庫県支部
兵庫県靴下工業組合			
住所: 〒676-0000 兵庫県高砂市米田町神爪1-13-20			
TEL: 0794-32-3665	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 07.兵庫県支部
兵庫県経済農業協同組合連合会			
住所: 〒650-8666 兵庫県神戸市中央区海岸通1			
TEL: 078-333-6085	FAX: 078-333-6072	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 07.兵庫県支部
兵庫県作業手袋工業組合			
住所: 〒675-0000 兵庫県加西市西河原町172			
TEL:	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 07.兵庫県支部
兵庫県食肉環境衛生同業組合			
住所: 〒653-0032 兵庫県神戸市長田区苅藻通7丁目3-12			
TEL: 078-671-6613	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 07.兵庫県支部
兵庫県食肉事業協同組合連合会			
住所: 〒653-0032 兵庫県神戸市長田区刈藻通7-3-12(食肉センター内)			
TEL: 078-671-6613	FAX: 078-652-0929	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 07.兵庫県支部

アンケート対象職能団体等リスト(No.22)

兵庫県石油商業組合			
住所: 〒650-0023 兵庫県神戸市中央区栄町通2-5-1大和銀行神戸ビル5F			
TEL: 078-321-5611	FAX: 078-321-5615	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 07.兵庫県支部
兵庫県線香協同組合			
住所: 〒656-1511 兵庫県津名郡一宮町郡家621			
TEL: 0799-85-1212	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 07.兵庫県支部
兵庫県農業協同組合中央会			
住所: 〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通1			
TEL: 078-333-5870	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 07.兵庫県支部
神戸市消費者協会			
住所: 〒651-0088 兵庫県神戸市中央区橘通3-4-1			
TEL: 078-351-0861	FAX: 078-351-0862	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 08.神戸支部
全国石油業協同組合連合会中国支部			
住所: 〒460-0824 広島県広島市南区的場町1-7-20 広島石油会館2階			
TEL: 082-264-1305	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 09.中国支部
鳥取県漁業協同組合連合会			
住所: 〒680-0802 鳥取県鳥取市青葉町3-111			
TEL: 0857-23-1351	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 10.鳥取県支部
鳥取県生活協同組合			
住所: 〒680-0931 鳥取県鳥取市岩吉175-4			
TEL: 0857-28-7411	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 10.鳥取県支部
鳥取県農業協同組合中央会			
住所: 〒690-0887 鳥取県鳥取市末広温泉町723			
TEL: 0852-31-3512	FAX:	分野: 04.消費生活(物資供給等)	組織: 10.鳥取県支部
社団法人日本損害保険協会			
住所: 〒101-8335 東京都千代田区淡路町2-9			
TEL: 03-3255-1211	FAX:	分野: 05.法曹・税務・会計	組織: 01.全国組織
日本司法書士会連合会			
住所: 〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3			
TEL: 03-3359-4171	FAX: 03-3359-4175	分野: 05.法曹・税務・会計	組織: 01.全国組織
日本税理士会連合会			
住所: 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館			
TEL: 03-5435-0931	FAX: 03-5435-0941	分野: 05.法曹・税務・会計	組織: 01.全国組織

アンケート対象職能団体等リスト(No.23)

日本弁護士会連合会			
住所: 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3			
TEL: 03-3580-9841	FAX: 03-3580-2866	分野: 05.法曹・税務・会計	組織: 01.全国組織
東海税理士会			
住所: 〒450-0033 愛知県名古屋市中区名駅前2-14-19住友生命名古屋ビル22階			
TEL: 052-581-7508	FAX:	分野: 05.法曹・税務・会計	組織: 03.東海支部
愛知県司法書士会			
住所: 〒461-0018 愛知県名古屋市中区熱田区新尾頭1-12-3			
TEL: 052-683-683	FAX:	分野: 05.法曹・税務・会計	組織: 04.愛知県支部
名古屋税理士会			
住所: 〒464-0841 愛知県名古屋市中区千種区覚王山通8-14税理士ビル4階			
TEL: 052-752-7711	FAX:	分野: 05.法曹・税務・会計	組織: 05.名古屋支部
近畿税理士会			
住所: 〒540-0012 大阪府大阪市中央区北谷町1-5-4			
TEL: 06-6941-6886	FAX:	分野: 05.法曹・税務・会計	組織: 06.近畿支部
兵庫県司法書士会			
住所: 〒650-0017 兵庫県神戸市中央区楠町2-2-3			
TEL: 078-341-6554	FAX: 078-341-6567	分野: 05.法曹・税務・会計	組織: 07.兵庫県支部
兵庫県弁護士会			
住所: 〒650-0016 兵庫県中央区橋通1-4-3			
TEL: 078-341-7061	FAX:	分野: 05.法曹・税務・会計	組織: 07.兵庫県支部
中国税理士会			
住所: 〒730-0036 広島県広島市中区袋町4-15			
TEL: 082-246-0088	FAX:	分野: 05.法曹・税務・会計	組織: 09.中国支部
日本司法書士会連合会鳥取県会			
住所: 〒680-0022 鳥取県鳥取市西町2-419山根ビル3階			
TEL: 0857-24-7013	FAX:	分野: 05.法曹・税務・会計	組織: 10.鳥取県支部
社団法人シルバーサービス振興会			
住所: 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5-21 睦ビル			
TEL: 03-5276-1600	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 01.全国組織
社会福祉法人全国社会福祉協議会			
住所: 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2			
TEL: 03-3581-7851	FAX: 03-3581-7854	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 01.全国組織

アンケート対象職能団体等リスト（No.24）

全国保険医団体連合会			
住所: 〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-5-5 新宿農協会館6F			
TEL: 03-3375-5121	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 01.全国組織
社団法人日本医薬品卸売業連合会			
住所: 〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-8井田ビル6階			
TEL: 03-3275-1573	FAX: 03-3273-4648	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 01.全国組織
社団法人日本看護協会			
住所: 〒150-8331 東京都渋谷区神宮前5-8-2			
TEL: 03-3400-8331	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 01.全国組織
社団法人日本歯科医師会			
住所: 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20			
TEL: 03-3262-9321	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 01.全国組織
社団法人日本精神病院協会			
住所: 〒108-0023 東京都港区芝浦3-15-14 日精協会館			
TEL: 03-5232-3311	FAX: 03-5232-3309	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 01.全国組織
社団法人日本透析医会			
住所: 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-15-2 淡路建物ビル			
TEL: 03-3255-6471	FAX: 03-3255-6474	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 01.全国組織
社団法人日本薬剤師会			
住所: 〒150-8389 東京都渋谷区渋谷2-12-15 長井記念館4F			
TEL: 03-3406-1171	FAX: 03-3406-1499	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 01.全国組織
日本介護福祉士会			
住所: 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-13西勘虎ノ門ビル3階			
TEL: 03-3507-0784	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 01.全国組織
日本在宅サービス事業者協会			
住所: 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-18-14 廣田ビル3階			
TEL: 03-3351-2885	FAX: 03-3351-2887	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 01.全国組織
日本製薬団体連合会			
住所: 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-1-5 東京薬業会館			
TEL: 03-3270-0581	FAX: 03-3241-2090	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 01.全国組織
日本赤十字社			
住所: 〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3			
TEL: 03-3488-1311	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 01.全国組織

アンケート対象職能団体等リスト（No.25）

日本福祉用具供給事業者協会			
住所: 〒101-0061 東京都千代田区三崎町3-6-13 寺本ビル3F			
TEL: 03-3234-8281	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 01.全国組織

社団法人日本医師会			
住所: 〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16 日本医師会館			
TEL: 03-3946-2121	FAX: 03-3964-6295	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 01.全国組織

日本赤十字社北海道支部			
住所: 〒060-0001 北海道札幌市中央区北一条西5丁目			
TEL: 011-231-7126	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 02.北海道支部

社団法人 北海道シルバーサービス振興会			
住所: 〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道立社会福祉総合センター4F			
TEL: 011-280-7710	FAX: 011-280-7720	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 02.北海道支部

社団法人北海道医師会			
住所: 〒060-8627 北海道札幌市中央区大通6丁目6番地			
TEL: 011-231-1432	FAX: 011-221-5070	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 02.北海道支部

社団法人北海道看護協会			
住所: 〒003-0027 北海道白石区本通16北6-1			
TEL: 011-863-6731	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 02.北海道支部

社団法人北海道歯科医師会			
住所: 〒060-0031 北海道札幌市中央区北一条東9-11			
TEL: 011-231-0945	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 02.北海道支部

社団法人 北海道薬剤師会			
住所: 〒062-8631 北海道札幌市豊平区平岸一条8-5-12 北海道薬事会館内			
TEL: 011-811-0184	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 02.北海道支部

北海道保険医会			
住所: 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西6-6 北海道医師会館3F			
TEL: 011-231-6281	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 02.北海道支部

愛知県医薬品工業協会			
住所: 〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3-8-8 小島ビル内			
TEL: 052-971-1841	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 04.愛知県支部

愛知県保険医協会			
住所: 〒466-8655 愛知県名古屋市昭和区妙見町19-2 愛知県保険医会館内			
TEL: 052-832-1345	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 04.愛知県支部

アンケート対象職能団体等リスト（No.26）

社団法人愛知県薬剤師会			
住所: 〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-3-1 愛知県薬剤師会館			
TEL: 052-231-2261	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 04.愛知県支部

財団法人 愛知県シルバーサービス振興会			
住所: 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル8F			
TEL: 052-223-6621	FAX: 052-212-1615	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 04.愛知県支部

社団法人愛知県医師会			
住所: 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-14-28			
TEL: 052-241-4136	FAX: 052-241-4130	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 04.愛知県支部

社団法人愛知県看護協会			
住所: 〒466-0054 愛知県名古屋市中区昭和区円上町26-18			
TEL: 052-871-0711	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 04.愛知県支部

社団法人愛知歯科医師会			
住所: 〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3-5-18			
TEL: 052-962-8020	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 04.愛知県支部

日本赤十字社愛知県支部			
住所: 〒461-8561 愛知県名古屋市中区白壁1-50			
TEL: 052-971-1591	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 04.愛知県支部

社団法人日本介護福祉士会兵庫県支部			
住所: 〒651-0062 兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター			
TEL: 078-232-4590	FAX: 078-232-4590	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 07.兵庫県支部

日本赤十字社兵庫県支部			
住所: 〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通5-6-22			
TEL: 078-341-8791	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 07.兵庫県支部

財団法人兵庫県勤労福祉協会			
住所: 〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通6-3-28			
TEL: 078-341-1510	FAX: 078-341-1520	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 07.兵庫県支部

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会			
住所: 〒651-0062 兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内			
TEL: 078-242-4633	FAX: 078-242-4153	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 07.兵庫県支部

社団法人兵庫県ベストコントロール協会			
住所: 〒650-0025 兵庫県神戸市中央区相生町5-12-18 柳ビル内			
TEL: 078-576-2633	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 07.兵庫県支部

アンケート対象職能団体等リスト（No.27）

社団法人兵庫県医師会			
住所: 〒650-0004 兵庫県神戸市中央区中山手通6-1-30			
TEL: 078-371-4114	FAX: 078-371-7550	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 07.兵庫県支部
社団法人兵庫県看護協会			
住所: 〒650-0017 兵庫県神戸市中央区楠町6-11-12			
TEL: 078-341-0190	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 07.兵庫県支部
社団法人兵庫県私立病院協会			
住所: 〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通5-9-18			
TEL: 078-341-6258	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 07.兵庫県支部
社団法人兵庫県歯科医師会			
住所: 〒650-0003 兵庫県神戸市中央区山本通5-7-18 兵庫県歯科医師会館			
TEL: 078-351-4181～8	FAX: 078-351-6655	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 07.兵庫県支部
社団法人兵庫県歯科衛生士会			
住所: 〒650-0003 兵庫県神戸市中央区山本通5-7-18			
TEL: 078-341-6471	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 07.兵庫県支部
社団法人兵庫県獣医師会			
住所: 〒650-0004 兵庫県神戸市中央区中山手通7-28-33			
TEL: 078-361-8153	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 07.兵庫県支部
社団法人兵庫県精神病院協会			
住所: 〒650-0012 兵庫県神戸市中央区北長狭通6-4-19 ウェルビー神戸3階			
TEL: 078-361-6911	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 07.兵庫県支部
姫路医療生活協同組合			
住所: 〒670-0822 兵庫県姫路市市川台3-10			
TEL: 0792-85-3398	FAX: 0792-84-2647	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 07.兵庫県支部
兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会			
住所: 〒651-2134 兵庫県神戸市西区曙町1070 兵庫県立総合リハビリテーションセンター内			
TEL: 078-920-2570	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 07.兵庫県支部
兵庫県医薬品卸協同組合			
住所: 〒650-8503 兵庫県神戸市中央区山本通2-14-1 ((株)クラヤ三星堂内)			
TEL: 078-222-0762	FAX: 078-232-7015	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 07.兵庫県支部
兵庫県医理化機器協会			
住所: 〒650-0017 兵庫県神戸市中央区楠町5丁目4番8号			
TEL:	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 07.兵庫県支部

アンケート対象職能団体等リスト（No.28）

兵庫県社会保険労務士会			
住所: 〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通7丁目10-4			
TEL: 078-360-4864	FAX: 078-360-1588	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 07.兵庫県支部
兵庫県腎友会			
住所: 〒650-0012 兵庫県神戸市中央区北長狭通5丁目4-5			
TEL: 078-371-4382	FAX: 078-371-8840	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 07.兵庫県支部
兵庫県製薬協会			
住所: 〒650-011 兵庫県神戸市中央区下山手通6-4-3 兵庫県薬剤師会内			
TEL:	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 07.兵庫県支部
兵庫県保険医協会			
住所: 〒651-0086 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-30 三宮ワッ生命ビル6F			
TEL: 078-271-3001	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 07.兵庫県支部
兵庫県薬剤師会			
住所: 〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通6-4-3			
TEL: 078-341-7585	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 07.兵庫県支部
社団法人神戸市医師会			
住所: 〒650-0016 兵庫県神戸市中央区橋通4-1-20			
TEL: 078-351-1410	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 08.神戸支部
社団法人神戸市歯科医師会			
住所: 〒650-0003 兵庫県神戸市中央区山本通5-7-17			
TEL: 078-351-0087	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 08.神戸支部
社団法人神戸市獣医師会			
住所: 〒651-0083 兵庫県神戸市中央区浜辺通4-1-23三宮ベンチャービル525号			
TEL: 078-231-1675	FAX: 078-272-2180	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 08.神戸支部
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会			
住所: 〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町21 県民ふれあい会館内			
TEL: 0857-59-6331	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 10.鳥取県支部
社団法人鳥取県医師会			
住所: 〒680-8585 鳥取県鳥取市戒町317			
TEL: 0857-27-5566	FAX: 0857-29-1578	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 10.鳥取県支部
社団法人鳥取県看護協会			
住所: 〒680-0901 鳥取県鳥取市江津318-1			
TEL: 0857-29-8100	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 10.鳥取県支部

アンケート対象職能団体等リスト(No.29)

社団法人鳥取県歯科医師会			
住所: 〒680-0841 鳥取県鳥取市吉方温泉3-751-5			
TEL: 0857-23-2621	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 10.鳥取県支部
鳥取県保険医協会			
住所: 〒683-0804 鳥取県米子市米原5-7-2 丸綜ビル301			
TEL: 0859-34-6201	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 10.鳥取県支部
鳥取県薬剤師会			
住所: 〒680-0841 鳥取県鳥取市吉方温泉3-751 鳥取県薬学総合センター			
TEL: 0857-27-6161	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 10.鳥取県支部
日本赤十字社鳥取県支部			
住所: 〒680-0011 鳥取県鳥取市東町1-271			
TEL: 0857-22-4466	FAX:	分野: 06.保健・医療・福祉	組織: 10.鳥取県支部
社団法人全国レンタカー協会			
住所: 〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-6			
TEL: 03-3262-3076	FAX:	分野: 07.その他	組織: 01.全国組織
社団法人全国産業廃棄物連合会			
住所: 〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17第2ABビル4階			
TEL: 03-3224-0811	FAX: 03-3224-0820	分野: 07.その他	組織: 01.全国組織
社団法人全国霊柩車協会			
住所: 〒160-0004 東京都新宿区新宿四谷3-2 トラック協会内			
TEL: 03-3357-7281	FAX:	分野: 07.その他	組織: 01.全国組織
社団法人全日本トラック協会			
住所: 〒163-1519 東京都新宿区西新宿1-6-1新宿エルタワー19階			
TEL: 03-5323-7109	FAX: 03-5323-7230	分野: 07.その他	組織: 01.全国組織
全国環境整備事業協同組合連合会			
住所: 〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-10 ビルドT9ビル6階			
TEL: 03-3988-9939	FAX: 03-3811-1759	分野: 07.その他	組織: 01.全国組織
全日本プラスチック製品工業連合会			
住所: 〒104-0061 東京都中央区銀座2-3-5			
TEL: 03-3567-4005	FAX:	分野: 07.その他	組織: 01.全国組織
全日本葬祭業協同組合連合会			
住所: 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-3 飛栄九段北ビル6階			
TEL: 03-3222-4370	FAX:	分野: 07.その他	組織: 01.全国組織

アンケート対象職能団体等リスト（No.30）

財団法人日本動物愛護協会			
住所: 〒107-0062 東京都港区南青山7-8-1小田急南青山ビル6階			
TEL: 03-3409-1821	FAX:	分野: 07.その他	組織: 01.全国組織
社団法人日本海難防止協会			
住所: 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-17-1 虎ノ門5森ビル			
TEL: 03-3502-2231	FAX: 03-3581-6136	分野: 07.その他	組織: 01.全国組織
社団法人日本環境斎苑協会			
住所: 〒210-0001 神奈川県川崎市川崎区本町6-3			
TEL: 044-245-0277	FAX:	分野: 07.その他	組織: 01.全国組織
社団法人日本技術士会			
住所: 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-20田中山ビル8階			
TEL: 03-3459-1331	FAX: 03-3459-1338	分野: 07.その他	組織: 01.全国組織
社団法人日本厨房工業会			
住所: 〒106-0044 東京都港区東麻布1-27-8厨房機器会館内			
TEL: 03-3585-7251	FAX:	分野: 07.その他	組織: 01.全国組織
社団法人日本船主協会			
住所: 〒102-8603 東京都千代田区平河町2-6-4 海運ビル			
TEL: 03-3264-7171	FAX: 03-3262-4760	分野: 07.その他	組織: 01.全国組織
社団法人日本動物福祉協会			
住所: 〒106-0046 東京都港区元麻布3-1-38 第5谷沢ビルディング内			
TEL: 03-3405-5681	FAX: 03-3478-1945	分野: 07.その他	組織: 01.全国組織
社団法人日本旅客船協会			
住所: 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビル6階			
TEL: 03-3501-6766	FAX: 03-3580-7842	分野: 07.その他	組織: 01.全国組織
日本内航海運組合総連合会			
住所: 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-4 海運ビル			
TEL: 03-3263-4330	FAX: 03-3263-4330	分野: 07.その他	組織: 01.全国組織
日本放送協会			
住所: 〒150-0041 東京都渋谷区神南2-2-1			
TEL: 03-3465-1111	FAX:	分野: 07.その他	組織: 01.全国組織
社団法人日本技術士会北海道支部			
住所: 〒004-0051 北海道札幌市厚別区中央一条5-4-1北海道開発コンサルタント(株)内			
TEL: 011-801-1617	FAX:	分野: 07.その他	組織: 02.北海道支部

アンケート対象職能団体等リスト(No.31)

社団法人日本厨房工業会 北海道支部			
住所: 〒062-0002 北海道札幌市豊平区美園二条6-3-14北海道日本調理機(株)内			
TEL:	FAX:	分野: 07.その他	組織: 02.北海道支部
日本通運株式会社北海道支店 総務課			
住所: 〒060-0005 北海道札幌市中央区北5条西1丁目			
TEL: 011-261-1140	FAX: 011-222-9750	分野: 07.その他	組織: 02.北海道支部
社団法人北海道トラック協会			
住所: 〒064-0809 北海道札幌市中央区南9条西1丁目			
TEL: 011-531-2215	FAX: 011-521-5810	分野: 07.その他	組織: 02.北海道支部
社団法人北海道ハイヤー無線協会			
住所: 〒064-0808 北海道札幌市中央区南八条西15-4-1			
TEL: 011-561-1175	FAX: 011-551-0161	分野: 07.その他	組織: 02.北海道支部
社団法人北海道警備業協会			
住所: 〒060-0007 北海道札幌市中央区北7条西2丁目			
TEL: 011-716-6533	FAX: 011-747-2533	分野: 07.その他	組織: 02.北海道支部
北海道葬祭業共同組合			
住所: 〒064-0916 北海道札幌市中央区南十六条西9-2-5-304			
TEL: 011-532-5000	FAX:	分野: 07.その他	組織: 02.北海道支部
社団法人中部日本プラスチック成形工業協会			
住所: 〒456-0058 愛知県名古屋市中区熱田区六番町3-4-41名古屋市工業研究所管理棟4階			
TEL: 052-654-8155	FAX:	分野: 07.その他	組織: 03.東海支部
社団法人東海自動車無線協会			
住所: 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-5-1宝第一ビル内			
TEL: 052-231-2545	FAX: 052-231-2545	分野: 07.その他	組織: 03.東海支部
社団法人日本技術士会中部支部			
住所: 〒456-0058 愛知県名古屋市中区熱田区六番町3-4-44名古屋市工業研究所(管理棟4階)			
TEL: 052-654-4881	FAX:	分野: 07.その他	組織: 03.東海支部
社団法人日本厨房工業会 東海北陸支部			
住所: 〒465-0095 愛知県名古屋市中区高社2-97日本厨房工業(株)内			
TEL:	FAX:	分野: 07.その他	組織: 03.東海支部
愛知県葬祭業協同組合			
住所: 〒443-0056 愛知県蒲郡市神明朝14-13蒲郡装具(有)内			
TEL: 0533-68-2444	FAX:	分野: 07.その他	組織: 04.愛知県支部

アンケート対象職能団体等リスト（No.32）

社団法人愛知県トラック協会			
住所: 〒467-0856 愛知県名古屋市瑞穂区新開町12-6愛知県トラック会館内			
TEL: 052-871-1921	FAX: 052-882-1685	分野: 07.その他	組織: 04.愛知県支部

社団法人 愛知県警備業協会			
住所: 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-8-21 新河文・伊勢町ビル3階			
TEL: 052-261-4737	FAX: 052-252-2284	分野: 07.その他	組織: 04.愛知県支部

名古屋葬祭業協同組合			
住所: 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-14-11(株)一柳装具総本店内			
TEL: 052-241-0658	FAX:	分野: 07.その他	組織: 05.名古屋支部

日本通運株式会社名古屋支店 総務課			
住所: 〒460-0000 愛知県名古屋市中区名駅4-11-39 日通ビル			
TEL: 052-551-9851	FAX:	分野: 07.その他	組織: 05.名古屋支部

近畿厨房機器協同組合			
住所: 〒556-0016 大阪府大阪市浪速区元町3-12-25近畿厨房機器協同組合内			
TEL: 06-6649-1291	FAX:	分野: 07.その他	組織: 06.近畿支部

近畿旅客船協会			
住所: 〒552-0007 大阪府大阪市港区弁天6-7-15関西汽船内			
TEL: 06-6574-9100	FAX:	分野: 07.その他	組織: 06.近畿支部

社団法人近畿自動車無線協会			
住所: 〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町1-6-4天満橋八千代ビル4階			
TEL: 06-6941-4600	FAX: 06-6946-1660	分野: 07.その他	組織: 06.近畿支部

社団法人西日本プラスチック製品工業協会			
住所: 〒550-0014 大阪府大阪市西区北堀江1-1-27イマイビル			
TEL: 06-6531-8791	FAX:	分野: 07.その他	組織: 06.近畿支部

社団法人日本船主協会阪神地区事務局			
住所: 〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通5商船三井ビル4階			
TEL: 078-331-3076～9	FAX:	分野: 07.その他	組織: 06.近畿支部

日本技術士会近畿支部			
住所: 〒550-0004 大阪府大阪市西区靱本町1-9-15 近畿富山会館ビル9階			
TEL: 06-6444-3722	FAX:	分野: 07.その他	組織: 06.近畿支部

日本内航海運組合総連合会阪神事務所			
住所: 〒650-024 兵庫県神戸市中央区海岸通5商船三井604			
TEL: 078-391-2011	FAX:	分野: 07.その他	組織: 06.近畿支部

アンケート対象職能団体等リスト(No.33)

阪神葬祭事業協同組合			
住所: 〒661-0026 兵庫県尼崎市水堂町3-19-8			
TEL: 06-6434-3327	FAX: 06-6434-3350	分野: 07.その他	組織: 06.近畿支部
財団法人兵庫県国際交流協会			
住所: 〒651-0073 兵庫県神戸市中央区下脇浜海岸1-5-1国際健康開発センタービル2階			
TEL: 078-230-3260	FAX: 078-230-3280	分野: 07.その他	組織: 07.兵庫県支部
社団法人兵庫県トラック協会			
住所: 〒657-0043 兵庫県神戸市大石東町2-4-27			
TEL: 078-882-5556	FAX: 078-882-5565	分野: 07.その他	組織: 07.兵庫県支部
社団法人 兵庫県警備業協会			
住所: 〒650-0031 兵庫県神戸市中央区東町113-1 大神ビル506			
TEL: 078-391-4782	FAX: 078-391-4771	分野: 07.その他	組織: 07.兵庫県支部
兵庫県葬祭事業協同組合連合会			
住所: 〒661-0026 兵庫県尼崎市水堂町3-19-8			
TEL: 06-6434-3327	FAX: 06-6434-3350	分野: 07.その他	組織: 07.兵庫県支部
神戸葬祭事業協同組合			
住所: 〒651-0066 兵庫県神戸市中央区国香通4-1-2大黒ビル3階301			
TEL: 078-222-1113	FAX:	分野: 07.その他	組織: 08.神戸支部
神戸旅客船協会			
住所: 〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町5-4中突堤中央ビル			
TEL: 078-331-7669	FAX:	分野: 07.その他	組織: 08.神戸支部
日本通運株式会社神戸支社 総務課			
住所: 〒651-0083 兵庫県神戸市中央区浜辺通4-1-21			
TEL: 078-252-2011	FAX:	分野: 07.その他	組織: 08.神戸支部
社団法人中国自動車無線協会			
住所: 〒730-0004 広島県広島市中区東白島町21-16多田ビル3階			
TEL: 082-221-9357	FAX: 082-221-9337	分野: 07.その他	組織: 09.中国支部
中国地方海運組合総連合会			
住所: 〒730-0016 広島県広島市中区鞆町8-20井原ビル204			
TEL: 082-221-3293	FAX:	分野: 07.その他	組織: 09.中国支部
社団法人日本厨房工業会 中国支部			
住所: 〒703-8235 岡山県岡山市原尾島4-10-12(有)厨妍設備内			
TEL:	FAX:	分野: 07.その他	組織: 09.中国支部

アンケート対象職能団体等リスト（No.34）

社団法人鳥取県トラック協会			
住所: 〒680-0006 鳥取県鳥取市丸山町219-1			
TEL: 0857-22-2694	FAX: 0857-27-7051	分野: 07.その他	組織: 10.鳥取県支部

社団法人 鳥取県警備業協会			
住所: 〒680-0845 鳥取県鳥取市富安1-213-3			
TEL: 0857-29-4399	FAX: 0857-29-3672	分野: 07.その他	組織: 10.鳥取県支部

鳥取県技術士会(社団法人日本技術士会中・四国支部)			
住所: 〒730-0052 広島県広島市中区千田町3-13-11 広島発明会館内			
TEL: 082-241-0404	FAX:	分野: 07.その他	組織: 10.鳥取県支部

鳥取県葬祭業協同組合			
住所: 〒683-0814 鳥取県米子市尾高町118			
TEL: 0859-33-8770	FAX:	分野: 07.その他	組織: 10.鳥取県支部

日本通運株式会社鳥取支店			
住所: 〒680-0904 鳥取県鳥取市湖山町東5-216			
TEL: 0857-28-0202	FAX:	分野: 07.その他	組織: 10.鳥取県支部

4 アンケートの回答があった 専門職能団体等の概要

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.1)

愛知県経営者協会			愛知県
TEL: 052-221-1931	FAX: 052-221-1935	URL: http://www.tcp-met.ad.jp/aea	
目的	経営・労務人事管理上の資料頒布、情報交換、講演その他の方法により経営者相互の連携と啓発を行うこと。	組織形態:	任意団体
		会員数:	1,030 人
		専従職員数:	16 人
		登録業者数:	人
		活動予算:	1.6億円
業務内容	人事労務関係の相談、調査、講習会、会員相互の情報交換を行う。		

愛知県量組組合連合会			愛知県
TEL:	FAX:	URL:	
目的	会員及びその組合員の相互扶助の精神に基づき、所属員のために、必要な協同事業を行い、もって所属員の自主的な経済活動を促進し、且つその経済的地位の向上を図ること。	組織形態:	組合連合会
		会員数:	340 人
		専従職員数:	1 人
		登録業者数:	340 人
		活動予算:	270万円
業務内容	所属員の事業に関する共同事業 所属員の事業に関する技術の改善向上又は知識の普及を図るための教育及び情報の提供 所属員の福利厚生に関する事業 前各号の事業に附帯する事業		

愛知県生コンクリート協同組合連合会			愛知県
TEL: 052-231-1781	FAX: 052-231-6833	URL: http://www.aiweb.ro.jp/namacon/	
目的	所属員の相互扶助の精神に基づき、必要な共同事業を行い、自主的な経済活動を促進し、経済的地位の向上を図る。	組織形態:	協同組合
		会員数:	5 人
		専従職員数:	人
		登録業者数:	人
		活動予算:	円
業務内容	生コンクリートの製造、販売に関する各種の共同事業。		

愛知県生コンクリート工業組合			愛知県
TEL: 052-231-1781	FAX: 052-231-6833	URL: http://www.aiweb.or.jp/namacon/	
目的	生コンクリート製造業者の改善発達を図るための事業を行い、公正な経済活動の機会を確保し、経営の安定及び合理化を図る。	組織形態:	商工組合
		会員数:	95 人
		専従職員数:	8 人
		登録業者数:	人
		活動予算:	円
業務内容	生コンクリート製造に関する指導、教育事業 安定事業及び合理化事業 生コンクリートの品質管理の改善強化 公害防止、安全衛生・福利厚生事業		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.2)

愛知県土地改良事業団体連合会			愛知県
TEL: 052-551-3611	FAX: 052-551-3630	URL: http://www.sichi-doren.or.jp/	
目的	土地改良事業を行う者の共同組織により土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進すること。	組織形態:	その他
		会員数:	252人
		専従職員数:	119人
		登録業者数:	82人
		活動予算:	23億円
業務内容	会員の行う土地改良事業(付帯する事業を含む)災害復旧事業に関する技術的な指導その他の援助 土地改良事業に関する教育及び情報の提供 土地改良事業に関する調査及び研究 国又は県の行う土地改良事業に対する協力		

愛知県農業協同組合中央会			愛知県
TEL: 052-951-6940	FAX:	URL:	
目的	農協の組織・事業・経営指導、農協の監査 農協役職員の教育 他	組織形態:	協同組合
		会員数:	36人
		専従職員数:	人
		登録業者数:	人
		活動予算:	183.7万円
業務内容	農協の組織・事業・経営指導、農協の監査 農協役職員の教育 他		

愛知県尾張水害予防組合			愛知県
TEL: 052-961-7211	FAX:	URL:	
目的	水害の防御。	組織形態:	その他
		会員数:	人
		専従職員数:	2人
		登録業者数:	人
		活動予算:	3,248万円
業務内容	水防計画の策定 水防訓練の実施 水防施設、資機材の整備 治水工事即死陳情の実施		

社団法人愛知県薬剤師会			愛知県
TEL: 052-231-2261	FAX:	URL: http://www.mmjp.or.jp/APA/	
目的	本会は、薬学薬業の進歩発達及び公衆衛生の普及向上を図るとともに、会員の倫理的及び学術的水準を高め、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	5,094人
		専従職員数:	73人
		登録業者数:	人
		活動予算:	149万円
業務内容	薬学薬業の進歩発達に関する事。 公衆衛生の普及向上に関する事。 薬事衛生及び食品衛生の改善発達に関する事。 薬事制度の改善に関する事。 医薬品情報の収集及び伝達に関する事。 環境整備及び公害検査に関する事。 工場、学校その他の施設の環境衛生の改善に関する事。 優良医薬品、医療用具及び化粧品等の生産助長と不良医薬品等の排除に関する事。		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.3)

社団法人愛知県エルピーガス協会			愛知県
TEL: 052-261-2896	FAX:	URL: http://www.aichilpg.or.jp	
目的	LPガスの一般消費者等に対するLPガスの知識を普及啓発し、事故災害等の発生防止に努め、もって県民の一般文化生活的向上と福利の増進に寄与する。	組織形態:	社団法人
		会員数:	1,350人
		専従職員数:	6人
		登録業者数:	1,100人
		活動予算:	2億9,840万円
業務内容	販売事業者の保安に関する技術向上のための指導 資格取得のための講習会の開催 一般消費者への知識の普及啓発 賠償保険業務等		

社団法人愛知県医師会			愛知県
TEL: 052-241-4136	FAX: 052-241-4130	URL: http://wwwinfo.aichi.med.or.jp/	
目的	医道の昂揚医学医術の発達普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進する事を目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	7,600人
		専従職員数:	75人
		登録業者数:	人
		活動予算:	10億円
業務内容	医道の高揚に関する事項 医学教育の向上に関する事項 医学と関連科学との総合進歩に関する事項 医師の生涯研修に関する事項 医学及び医療の国際交流に関する事項 公衆衛生の指導啓発に関する事項 地域医療の推進発展に関する事項 地域保健の向上に関する事項		

社団法人愛知県看護協会			愛知県
TEL: 052-871-0711	FAX:	URL:	
目的	保健婦及び保健士、助産婦、看護婦及び看護師並びに准看護婦及び准看護士の自治により、その職業倫理及び資質の向上、並びに就業促進を図り、県民の健康と福祉の増進に寄与する。	組織形態:	社団法人
		会員数:	24,841人
		専従職員数:	15人
		登録業者数:	人
		活動予算:	2億円
業務内容	看護教育・研修 35コース(看護管理、看護教育、看護研究、看護実践) ナースバンク事業。未就業看護職員の実態調査、就業促進のための講習会、就業相談並びに無料職業紹介 地域での看護普及活動、講習会、講演会、イベントへの参画		

社団法人愛知県不動産鑑定士協会			愛知県
TEL: 052-241-6636	FAX: 052-241-6680	URL: http://www.sun-inet.or.jp/kantei/	
目的	不動産鑑定士・鑑定士補の品位の保持・資質の向上、並びに不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善を図り、もって不動産鑑定評価の制度の発展と土地等の適正な価格の形成に資すること。	組織形態:	社団法人
		会員数:	246人
		専従職員数:	4人
		登録業者数:	146人
		活動予算:	1億4,687万円
業務内容	公的評価(土地)業務の委託。		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.4)

犬山瓦斯株式会社			愛知県
TEL: 0568-61-0002	FAX:	URL:	
目的	都市ガスの販売。	組織形態:	営利法人
		会員数:	人
		専従職員数:	人
		登録業者数:	人
		活動予算:	円
業務内容	都市ガスの販売。		

全国板ガラス卸商業組合			東京都
TEL: 03-3451-2140	FAX:	URL:	
目的	本会は板硝子卸売業の中小企業者の改善発達を図るために必要な事業を行い、会員及び所属員の公正な経済活動の機会を確保する。	組織形態:	商工組合
		会員数:	9人
		専従職員数:	0人
		登録業者数:	298人
		活動予算:	785万円
業務内容	指導・連絡(会員へ対して) 指導・教育 情報又は資料の収集及び提供 調査・研究 福利厚生		

大阪ガス株式会社兵庫事業本部 設備営業部保安指令センター			兵庫県
TEL: 078-303-7777	FAX:	URL:	
目的	兵庫県下の都市ガス供給に関わるガス導管の安定供給・保安に伴う工事及び維持管理を行うことを目的とする。	組織形態:	営利法人
		会員数:	人
		専従職員数:	400人
		登録業者数:	人
		活動予算:	100億円
業務内容	都市ガス供給に関わるガス導管の敷設・撤去工事 都市ガス供給に関わるガス導管の修理		

関西電力株式会社東海支社			愛知県
TEL: 052-932-7417	FAX:	URL: http://www.kepco.co.jp/info/tokai/home.htm	
目的	電力の供給。	組織形態:	
		会員数:	548人
		専従職員数:	人
		登録業者数:	人
		活動予算:	円
業務内容	木曽川水系で水力発電を行い、その電力および当社北陸支社等からの電力を関西地域へ送電する役割ならびに、新規電源開発を基本的任務とする。なお東海支社の発電電力の約3割を中部電力に融通している。		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.5)

近畿厨房機器協同組合			大阪府
TEL: 06-6649-1291	FAX:	URL: http://www.chubo.or.jp/	
目的	共同仕入れ、購入、販売等。	組織形態:	協同組合
		会員数:	47人
		専従職員数:	2人
		登録業者数:	49人
		活動予算:	2,000万円
業務内容	組合員への連絡、通知 福利厚生 教育事業 共同宣伝		

近畿税理士会			大阪府
TEL: 06-6941-6886	FAX:	URL: http://www.kinzei.or.jp/	
目的	税理士の使命及び職責に鑑み、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、支部及び会員に対する指導、連絡及び監督に関する業務を行う。	組織形態:	その他
		会員数:	12,375人
		専従職員数:	35人
		登録業者数:	人
		活動予算:	12億円
業務内容	会員の品位保持に関する諸施策を実施すること 会員の業務に関する研修を行う等会員の資質の向上を図る諸施策を実施すること 会員の業務に対する報酬に関する諸施策を実施すること 会員の相互扶助に関する諸施策を実施すること 小規模零細納税者に対する税理士の業務に関する諸施策を実施すること 日本税理士会連合会が行う税理士の登録その他の事業に関し必要な事務を行うこと 本会及び会員の業務に関し連合会及び税務官公署と連絡協議すること		

社団法人建設コンサルタンツ協会近畿支部			大阪府
TEL: 06-6764-5891	FAX:	URL:	
目的	本協会は国民の要請に的確に対応し、かつ、環境の保全・創造に配慮した優れた社会資本の整備並びにその活用に貢献するため、建設コンサルタンツの資質と技術力の向上を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	150人
		専従職員数:	4人
		登録業者数:	150人
		活動予算:	1億円
業務内容	会員会社業務 社会資本整備(主に公共事業)の調査、立案、設計		

社団法人建設コンサルタンツ協会中部支部			愛知県
TEL: 052-953-6361	FAX:	URL:	
目的	国民の要請に的確に対応し、かつ環境の保全・創造に配慮した優れた社会資本の整備並びにその活用に貢献するため、建設コンサルタンツの資質と技術力の向上を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	119人
		専従職員数:	3人
		登録業者数:	人
		活動予算:	4,540万円
業務内容	本部事業の支部における活動支援 広報活動 コンサルタント業務に関する調査研究 会員の技術力の向上に関する調査研究		

アンケートの回答があった専門職団体等の概要(No.6)

社団法人北海道建築士会		北海道
TEL: 011-251-6076	FAX:	URL: http://www.infosnow.ne.jp/kenchiku/
目的	建築士の品位の保持、技術向上及び業務の進歩、社会公共の福祉増進及び北方建築文化の進展に寄与することを目的とする。	組織形態: 社団法人
		会員数: 8,000人
		専従職員数: 5人
		登録業者数: 人
		活動予算: 1.2億円
業務内容	建築士の教育に関する業務 建築行政等の協力業務 会員の組織の強化業務 社会貢献に関する業務	

全国建築工事金物協同組合連合会		東京都
TEL: 03-3635-3016	FAX:	URL:
目的	会員の相互扶助の精神に基づき、会員及びその組合員(以下「所属員」という)のために必要な共同事業を行い、もって所属員の自主的な経済活動を促進し、かつその経済的地位の向上を図ることを目的とする。	組織形態: 協同組合
		会員数: 359人
		専従職員数: 1人
		登録業者数: 人
		活動予算: 400万円
業務内容	親睦と情報交換のための全国大会の開催 業界の情報、研修などの連絡事項の業務	

社団法人神戸市歯科医師会		兵庫県
TEL: 078-351-0087	FAX:	URL: http://www.kcc.zaq.ne.jp/kda/
目的	神戸市民に対する歯科医療、保健、福祉の向上。	組織形態: 社団法人
		会員数: 970人
		専従職員数: 8人
		登録業者数: 人
		活動予算: 1.2億円
業務内容	会員に対する研修、福祉、情報伝達市民に対する保健事業歯科医介補者の養成	

神戸震災住宅復興生活協同組合		兵庫県
TEL: 078-391-3910	FAX:	URL:
目的	被災地における被災者の住宅再建支援 被災地の一日も早い復興を目指し、経済活性化を支援	組織形態: 協同組合
		会員数: 430人
		専従職員数: 5人
		登録業者数: 人
		活動予算: 3,000万円
業務内容	被災者の住宅再建に関するコンサルティング(法曹会、行政とも連携) 安価かつ安全な住宅建設(大手資材・設備メーカーへも支援・協力要請) 海外及び国内から、被災地への企業誘致(地元での雇用、ビジネスチャンスの拡大) 用地、施設確保のためのコンサルティング(事業用) 上記業務に関し、状況に応じて行政への支援要請	

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.7)

神戸旅客船協会		兵庫県	
TEL: 078-331-7669		FAX:	URL:
目的	神戸海運監理部管内における旅客航路事業の改善発達を図ることにより、国内の交通及び観光の振興に資すること。	組織形態:	任意団体
		会員数:	30人
		専従職員数:	1人
		登録業者数:	人
		活動予算:	1,500万円
業務内容	会員相互間並びに日本旅客船協会及び地区協会との連絡、関係官庁その他関係機関に対する意見の 関係陳情要望、並びに連絡調整 旅客航路事業に関する情報の収集頒布、並びに指導、調査、研究 海上観光を含む旅客航路事業の振興にかかる事業		

社団法人シルバーサービス振興会		東京都	
TEL: 03-5276-1600		FAX:	URL: http://www.linkstar.ne.jp/silver/
目的	民間のシルバーサービスの振興。 (各業界の横継的連絡調整、情報提供など)	組織形態:	社団法人
		会員数:	165人
		専従職員数:	32人
		登録業者数:	人
		活動予算:	7.3億円
業務内容	シルバーサービスに関する調査・研究 シルバーサービスに関する情報提供・啓発普及 シルバーサービス従事者の研修 シルバーマーク制度の運営 健康長寿のまちづくり推進		

社団法人住宅生産団体連合会		東京都	
TEL: 03-3592-6441		FAX: 03-3592-6464	URL: http://www.judanren.or.jp
目的	住宅生産供給に付随する課題に関する調整及び研究を行うと共に団体間の意見を調整及び取りまとめを行い、住宅生産供給の合理化を図り、もって住宅の質の向上と住生活の向上に寄与する。	組織形態:	社団法人
		会員数:	37人
		専従職員数:	16人
		登録業者数:	人
		活動予算:	3億2,000万円
業務内容	住宅生産供給に関する工法の調査研究 住宅生産供給に関する団体間の意見の調整 住宅生産供給に関する国際交流 住宅生産供給に共通する情報の提供、提言等 住情報の提供		

水源開発公団		兵庫県	
TEL: 0727-94-6671		FAX:	URL:
目的	ダム及び水路施設の維持・管理。	組織形態:	特殊法人
		会員数:	1,900人
		専従職員数:	人
		登録業者数:	人
		活動予算:	円
業務内容	ダムの管理及び水路施設管理 ダムの建設及び水路の維持補修		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.8)

社団法人全国レンタカー協会		東京都
TEL: 03-3262-3076	FAX:	URL: http://www.rentacar.or.jp
目的	わが国におけるレンタカー事業の適性な運営と利用者サービスの改善を通じて、事業の健全な発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与するとともに、事業の社会的経済的地位の向上を図る。	組織形態: 社団法人
		会員数: 140人
		専従職員数: 人
		登録業者数: 3,986人
		活動予算: 9,900万円
業務内容	レンタカー事業に関する指導、調査及び研究 レンタカー事業に関する知識の普及、広報及び宣伝 レンタカー事業に関する意見の公表並びに国会、行政庁等に対する連絡、協力及び建議 その他	

社団法人全国土木コンクリートブロック協会		東京都
TEL: 03-5689-0491	FAX:	URL:
目的	土木用コンクリートブロックの生産の改善・合理化及び当該製品の建設工事にかかる施工技術の研究向上等を図ることにより、会員企業の健全な発展及び我が国の土木事業の推進並びに国土の保全に寄与することを目的とする。	組織形態: 社団法人
		会員数: 228人
		専従職員数: 3人
		登録業者数: 200人
		活動予算: 3,500万円
業務内容	土木用コンクリートブロックの製造技術の改善向上に関する調査研究及び指導 土木用コンクリートブロックの製造技術及び施工技術に関する情報、資料の収集 土木用コンクリートに製造技術及び施工技術に関する講習会、講演会、研究会等の開催 土木用コンクリートブロック技士の認定、登録及び証明等 土木用コンクリートブロック製造業の企業経営の合理化に関する調査研究及び指導 土木用コンクリートブロックに関する機関紙及び出版物の刊行	

社団法人全国木材組合連合会		東京都
TEL: 03-3580-3215	FAX:	URL:
目的	全国の木材業者及び製材業者の間に緊密な連絡を保持して、その資質と識見の向上に努めるとともに、業界の世論を結集して、これを代表して木材業及びその関連諸産業の健全な発展を図り、もって国民経済の発展に寄与することを目的とする。	組織形態: 社団法人
		会員数: 人
		専従職員数: 7人
		登録業者数: 28,000人
		活動予算: 3億円
業務内容	要望・意見・情報の収集・提供・調整 提言・陳述・建議 調整・研究 製材品の日本農林規格の実施 普及・広報ほか	

社団法人全日本トラック協会		東京都
TEL: 03-5323-7109	FAX: 03-5323-7230	URL: http://www.jta.or.jp
目的	トラック運送事業の適正な運営、健全な発展の促進及び、公共の福祉に寄与するための施策の実施並びに、事業者の社会的、経済的地位の向上と会員間の連携、協調の緊密化を図る。	組織形態: 社団法人
		会員数: 438人
		専従職員数: 55人
		登録業者数: 人
		活動予算: 72億円
業務内容	広報活動 緊急輸送対策 近代化対策 労働対策 環境対策及び省エネルギー対策 交通安全対策 消費者対策 輸送効率化対策	

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.9)

全国ドライアイスディーラー会			神奈川県
TEL: 045-201-1134	FAX:	URL:	
目的	会員相互の親睦と瓦斯業の健全なる発展を図ること。	組織形態:	営利法人
		会員数:	65人
		専従職員数:	0人
		登録業者数:	65人
		活動予算:	100万円
業務内容	流通段階における安全確保の啓蒙 加工段階における安全対策 事故及び災害時の緊急対応 新規用途の開発及び普及 食品の品温管理における普及宣伝活動		

全国家庭用薄葉紙工業組合連合会			東京都
TEL: 03-3249-4861	FAX:	URL:	
目的	家庭用衛生用紙製造の中小業者の改善発達を図るための必要な事業を行い、会費及び組合費の経営の安定及び合理化を図ること。	組織形態:	協同組合
		会員数:	71人
		専従職員数:	2人
		登録業者数:	人
		活動予算:	1,816万2千円
業務内容	家庭用衛生用紙製造に関する指導及び教育 情報の収集及び提供、資料の公開 衛生用紙製造に関する調査研究		

全国漁業協同組合連合会 大阪事業所			大阪府
TEL: 06-3469-7832	FAX:	URL:	
目的	海洋の平和、海洋資源の持続可能な開発、海洋環境の保全などをめざす国連海洋法条約の精神のもと、海洋国家として、漁業国として、漁業資源の管理や環境保全などに国際的な責務を果たす。	組織形態:	協同組合
		会員数:	78人
		専従職員数:	7人
		登録業者数:	人
		活動予算:	25億円
業務内容	生産・生活資材の供給(購買事業) 水産物の共販と加工・流通と安定供給(販売事業) 制作活動と漁協経営基盤の安定(指導事業)		

全国生コンクリート工業組合連合会 中国地区本部			山口県
TEL:	FAX:	URL:	
目的	生コンクリート製造業に関する指導及び教育 生コンクリート製造業に関する情報又は資料の収集及び提供 生コンクリート製造業に関する調査研究 生コンクリート製造業に関する構造改革計画の作成、推進、指導	組織形態:	工業組合
		会員数:	人
		専従職員数:	人
		登録業者数:	276人
		活動予算:	1,800万円
業務内容	設立目的に関連する業務		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.10)

全国農業協同組合中央会			東京都
TEL: 03-3245-7570	FAX: 03-5255-7357	URL: http://www.zenchu-ja.org/	
目的	会員団体に対する監査・指導等	組織形態:	協同組合
		会員数:	人
		専従職員数:	150人
		登録業者数:	人
		活動予算:	円
業務内容	会員団体に対する監査・指導等		

全国農業協同組合連合会			東京都
TEL: 03-3245-7040	FAX:	URL:	
目的	農家組合員の農業の生産能率を上げ、経済状態を改善し、社会的地位を高めるのに寄与することを目的とする。	組織形態:	協同組合
		会員数:	29人
		専従職員数:	455人
		登録業者数:	人
		活動予算:	円
業務内容	農家組合員の事業若しくは生活に必要な物資の供給 農家組合員の生産する物資の運搬・加工・貯蔵または販売 農家組合員の事業もしくは生活に必要な共同利用施設の設置		

全日本プラスチック製品工業連合会			東京都
TEL: 03-3567-4005	FAX:	URL:	
目的	プラスチック製品製造業の全国各地区4団体の共通課題につき、積極的に対応することを目的とする。	組織形態:	任意団体
		会員数:	4人
		専従職員数:	1人
		登録業者数:	1,229人
		活動予算:	1万円
業務内容	官庁、関係業界団体との意見交換。 アジア地域の同業界団体との交流 技能検討事業 その他		

全日本ベッド工業会			東京都
TEL: 03-3832-7833	FAX:	URL:	
目的	業界の発展を目的とした製造業者の任意団体。	組織形態:	任意団体
		会員数:	人
		専従職員数:	人
		登録業者数:	人
		活動予算:	1,200万円
業務内容	業界全体の問題点への対策(環境、リサイクル、消費税等) 生産実績集計 官庁への対応		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.11)

全日本葬祭業協同組合連合会		東京都
TEL: 03-3222-4370	FAX:	URL: http://www.zensoren.or.jp
目的	葬祭業分野を確保するために、所属員経営の自己革新をすると共に、共同事業の活性化で各々の経営基盤の強化に貢献すること。	組織形態: 協同組合
		会員数: 57人
		専従職員数: 6人
		登録業者数: 1,600人
		活動予算: 3億4,000万円
業務内容	葬儀の企画運営 葬儀式場の選定・手配・管理運営 僧侶、神官、神父、牧師の紹介 写真の引き伸ばし、録音、ビデオ・写真撮影等の取扱 会葬礼状等の葬儀に関する印刷物の取扱 テント、椅子、テーブル、マイク等の設備設営 供花の手配 新聞への死亡広告掲載の手配	
中国税理士会		広島県
TEL: 082-246-0088	FAX:	URL: http://www.chuzei.or.jp/
目的	税理士法に基づく特殊法人。	組織形態: その他
		会員数: 3,000人
		専従職員数: 人
		登録業者数: 人
		活動予算: 4億2,000万円
業務内容	支部及び会員に対する指導・連絡及び監督に関する事務を行う	
中国地方海運組合総連合会		広島県
TEL: 082-221-3293	FAX:	URL:
目的	内航海運組合法第8条第1項第1号から第6号までに掲げる事業に関する会員の調整規程等の総合調整並びに会員たる海運組合の組合員のため調整規程等の設定及び実施することにより、その組合員の経済的地位の改善を図ること。	組織形態: その他
		会員数: 672人
		専従職員数: 人
		登録業者数: 人
		活動予算: 4,000万円
業務内容	内航海運組合法第8条第1項第7号第13号までに掲げる事業	
津島瓦斯株式会社		愛知県
TEL: 0567-28-1331	FAX:	URL:
目的	都市ガスの製造、供給、販売。	組織形態: 営利法人
		会員数: 50人
		専従職員数: 人
		登録業者数: 人
		活動予算: 円
業務内容	都市ガスの製造・供給販売、それに付随する事業並びに簡易ガス事業、リフォーム事業。	

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.12)

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会			鳥取県
TEL: 0857-59-6331	FAX:	URL:	
目的	鳥取県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	組織形態:	社会福祉法人
		会員数:	215人
		専従職員数:	60人
		登録業者数:	人
		活動予算:	16億4,123万円
業務内容	社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助 社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及・宣伝・連絡・調整及び助成 その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業		
社団法人鳥取県エルピーガス協会			鳥取県
TEL: 0857-22-3319	FAX:	URL:	
目的		組織形態:	社団法人
		会員数:	202人
		専従職員数:	6人
		登録業者数:	人
		活動予算:	3,500万円
業務内容	液化石油ガスの消費者に対する事故防止のための啓蒙及び指導 液化石油ガスに係る製造及び販売並びに設備の工事、点検等の業務を行うものに対する指導 液化石油ガス事故の発生原因、防止対策等の調査及び研究 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適性化に関する情報及び資料の収集及び提供 その他この法人の目的を達成するために必要な事業		
社団法人鳥取県トラック協会			鳥取県
TEL: 0857-22-2694	FAX: 0857-27-7051	URL:	
目的	関係官庁及び関係団体と連絡協調し、事業の健全な発達と公共の福祉に寄与し、輸送秩序の確立及び社会的、経済的地位の向上を図ることを目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	389人
		専従職員数:	10人
		登録業者数:	人
		活動予算:	5,000万円
業務内容	関係官庁が行う法令施行のための措置に対する協力 貨物自動車運送事業の近代化、合理化のための事業 貨物自動車運送事業の近代化、合理化のための事業を行う貨物自動車運送事業者の全国団体に対する出捐 貨物自動車運送事業又は同事業にかかる貨物運送取扱い事業の指導並びに調査研究 貨物自動車運送事業法に基づく地方貨物自動車運送適正化事業 関係官庁及び関係団体との連絡 その他本会の目的を達成するために必要な事業		
社団法人鳥取県医師会			鳥取県
TEL: 0857-27-5566	FAX: 0857-29-1578	URL:	
目的	医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進すること。	組織形態:	社団法人
		会員数:	1,100人
		専従職員数:	9人
		登録業者数:	人
		活動予算:	2.5億円
業務内容	会員研修 広報 対外的な教育活動 他団体との連携 検討の精度管理		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.13)

社団法人鳥取県経営者協会			鳥取県
TEL: 0857-22-8424 ~ 5		FAX: 0857-24-4174	URL:
目的	労働及び経営に関する諸問題を調査研究し、労働関係の安定を図り、もってわが国経済の興隆と地域産業並びに企業の発展に寄与する。	組織形態:	社団法人
		会員数:	210人
		専従職員数:	3人
		登録業者数:	人
		活動予算:	2,200万円
業務内容	賃金情報の収集、提供 人事・労務関連事項についての勉強会・研究会の主催、同セミナー開催 会員の親睦文化体育活動支援 地域の労資問題等各種委員会、協議会等委員		

社団法人鳥取県建築士会			鳥取県
TEL: 0857-26-8390		FAX:	URL:
目的	この会は、会員の協力によって建築士の業務の進歩改善と品位の保持向上を図り、建築文化の進展に寄与し、社会の福祉を増進することを目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	1,601人
		専従職員数:	1人
		登録業者数:	人
		活動予算:	1,601万円
業務内容	各委員会(事業)の連絡調整 他団体との連絡調整 行政機関からの業務委託の推進 住宅性能保証機構の住宅登録業務 建築士試験業務一式		

社団法人鳥取県歯科医師会			鳥取県
TEL: 0857-23-2621		FAX:	URL: http://www4.ocn.ne.jp/~ttrda/ondex.htm
目的	医道の高揚、歯科医学及び歯科医術の振興並びに公衆衛生の普及向上を図り、社会福祉の増進に寄与することを目的している。	組織形態:	社団法人
		会員数:	290人
		専従職員数:	人
		登録業者数:	人
		活動予算:	1億円
業務内容	医道の高揚に関する事業 歯科医学および歯科医術の振興に関する事業 歯科医療の普及指導および歯科医業経営の改善に関する事業 公衆衛生の普及指導に関する事業 予防歯科医学に係る調査研究に関する事業 歯科医療資材の改良および検定に関する事業 歯科衛生士養成所の運営に関する事業 鳥取県口腔総合保健センターの運営に関する事業		

社団法人都市計画コンサルタント協会			東京都
TEL: 03-3261-6058		FAX: 03-3261-5082	URL: http://www.toshicon.or.jp/
目的	都市計画技術の向上並びに都市計画コンサルタント業務の健全な発展を図り、都市計画事業の進捗発展に寄与すること。	組織形態:	社団法人
		会員数:	184人
		専従職員数:	3人
		登録業者数:	179人
		活動予算:	5,000万円
業務内容	都市計画に関する講習会、研修会、見学階会、海外視察、説明会 都市計画に関する諸資料の策定・改訂等 都市計画事業の円滑な推進を図るための啓蒙活動・意見交換等 都市計画・都市計画事業推進の協賛・協力等 機関誌の発行、都市計画に関する新刊図書の案内等 その他協会並びに業界の発展に関する各種業務の実施		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.14)

鳥取瓦斯株式会社			鳥取県
TEL: 0857-28-8811	FAX:	URL: http://www.tottorigas.co.jp/	
目的	都市ガス事業	組織形態:	営利法人
		会員数:	人
		専従職員数:	60人
		登録業者数:	人
		活動予算:	円
業務内容	ガス事業 ガス器具の販売 都市ガス工事 簡易ガス事業 その他の関連事業		

鳥取県技術士会(社団法人日本技術士会中・四国支部)			広島県
TEL: 082-241-0404	FAX:	URL:	
目的	本会は、会員の資質向上及び連携を図り、日本技術士会中・四国本部と協力して、制度の普及並びに技術振興を図り、地域発展に寄与することを目的とする。	組織形態:	その他
		会員数:	82人
		専従職員数:	0人
		登録業者数:	0人
		活動予算:	75万円
業務内容	会員の連絡と協力 会員相互の技術の啓発 各機関との連絡と情報交換		

鳥取県量振興協同組合			鳥取県
TEL: 0857-21-3758	FAX:	URL:	
目的	組合員のために必要な共同事業を行い、自主的な経済活動を促進し、かつ経済的地位の向上を図る。	組織形態:	協同組合
		会員数:	35人
		専従職員数:	1人
		登録業者数:	人
		活動予算:	320万円
業務内容	鳥取県技能祭参加、技能向上訓練、ボランティア活動(平成元年より)、研修会		

鳥取県生コンクリート工業組合			鳥取県
TEL: 0857-32-0577	FAX: 0857-38-3352	URL: http://www3.ocn.ne.jp/~con21/	
目的	生コンクリート業界の指導育成。	組織形態:	商工組合
		会員数:	27人
		専従職員数:	3人
		登録業者数:	人
		活動予算:	3,400万円
業務内容	出荷状況・資材状況の把握 品質管理監査の実施 新技術の研修 教育、指導 需要拡大運動 取引の改善 福祉の向上 環境保全運動		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.15)

鳥取県土地家屋調査士会			鳥取県
TEL: 0857-22-7038		FAX:	URL:
目的	土地家屋調査士の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。	組織形態:	その他
		会員数:	98人
		専従職員数:	2人
		登録業者数:	人
		活動予算:	1,700万円
業務内容	上部団体(日本土地家屋調査士会連合会)及び監督官庁(鳥取県地方務局)と会員への連絡指導、伝達事務 総会、役員会、研修会、広報活動など、本会事業の執行に係る業務 土地家屋調査士の登録及び入会に関する事務など(脱会、登録取り消しも同じ)		

鳥取県農業協同組合中央会			鳥取県
TEL: 0852-31-3512		FAX:	URL:
目的	鳥取県内の農業協同組合及び農業協同組合の健全な発達を図ることを目的とする。	組織形態:	協同組合
		会員数:	10人
		専従職員数:	37人
		登録業者数:	人
		活動予算:	6億9,500万円
業務内容	組合の組織、事業及び運営の指導 組合の監査 組合に関する教育及び情報の提供 組合に関する事項について関係行政庁への建議		

東邦瓦斯株式会社			愛知県
TEL: 052-871-3511		FAX:	URL: http://www.tohogas.co.jp/
目的	ガスの供給並びにそれに付随する機器の販売。	組織形態:	営利団体
		会員数:	人
		専従職員数:	3,334人
		登録業者数:	人
		活動予算:	円
業務内容	ガス事業 熱供給事業 電気供給事業 液化天然ガス・液化石油ガス・液化炭酸ガス等の高圧ガスの製造、輸送および販売 コークス・タール製品・石油製品の販売ならびにメタノール・可塑剤等の各種化学工業製品の製造および販売 ガス機器・空調設備機器・厨房設備機器・給排水設備機器・家庭用電気機器の製作および販売等。		

兵庫県土地家屋調査士会			兵庫県
TEL: 078-341-8180		FAX:	URL: http://www.chosashi-hyogo.or.jp/
目的	土地家屋調査士の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員指導及び連絡に関する事務を行う。	組織形態:	その他
		会員数:	782人
		専従職員数:	5人
		登録業者数:	782人
		活動予算:	1億2,000万円
業務内容	会員の指導、研修 広報活動 業務の研究、改善 会員の福利厚生		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.16)

全国生コンクリート工業組合連合会			東京都
TEL: 03-3553-6248	FAX:	URL: http://www.zennama.or.jp/	
目的	生コンクリート製造業の中小企業者の改善発達を図るための必要な事業を行い、会員及びその組合員の経営の安定及び合理化を図る。	組織形態:	その他
		会員数:	46人
		専従職員数:	20人
		登録業者数:	2,774人
		活動予算:	円
業務内容	会員たる工業組合の事業についての指導及び連絡 生コンクリート製造業に関する指導及び教育 生コンクリート製造業に関する情報または資料の収集及び提供		

名古屋勤労市民生活協同組合			愛知県
TEL:	FAX:	URL: http://www1.tcoop.or.jp/nagoya/	
目的	協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ること	組織形態:	協同組合
		会員数:	210,000人
		専従職員数:	580人
		登録業者数:	160人
		活動予算:	1億54万円
業務内容	生活に必要な物資を供給する事業 老人保健・福祉に関する事業 生活の共済を図る事業 旅行法に基づく旅行業		

名古屋港管理組合			愛知県
TEL: 052-654-7825	FAX:	URL: http://www.port-authority.nagoya.jp/	
目的	名古屋港の開発発展に利用の促進を図り、管理運営を確立し、もって国際的重要港湾となすことを目的とする。	組織形態:	その他
		会員数:	人
		専従職員数:	693人
		登録業者数:	人
		活動予算:	508億円
業務内容	港湾法の規定による港湾管理者の業務及びその他の事務		

名古屋商工会議所			愛知県
TEL: 052-223-5611	FAX: 052-231-5213	URL: http://www.nagoya-cci.or.jp	
目的	地区内における商工業の振興発展に努めると共に、地域の商工業者の世論を代表し地域の発展のために活動する地域総合経済団体。	組織形態:	特別認可法人
		会員数:	19,000人
		専従職員数:	204人
		登録業者数:	人
		活動予算:	円
業務内容	建議要望活動 商工業振興活動 地域振興活動 国際経済文化活動 調査活動 情報提供活動 経営改善普及活動		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.17)

名古屋葬祭業協同組合			愛知県
TEL: 052-241-0658	FAX:	URL:	
目的	本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする	組織形態:	協同組合
		会員数:	29人
		専従職員数:	0人
		登録業者数:	29人
		活動予算:	700万円
業務内容	組合員の取扱う葬祭具の共同購買及び斡旋 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結 組合員の事業に関する経営及び技術の向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 組合員の福利厚生に関する事業 全各号の事業に付帯する事業		
社団法人日本砂利協会 北海道支部			北海道
TEL: 0155-22-6478	FAX:	URL:	
目的	砂利資源の確保、開発及び流通に関する調査研究。	組織形態:	社団法人
		会員数:	507人
		専従職員数:	人
		登録業者数:	人
		活動予算:	1,400万円
業務内容	砂利採取業に関する指導及び教育 協会本部(東京)との連絡調整		
社団法人日本アスファルト合材協会			東京都
TEL: 090-3553-3746	FAX:	URL: http://www.jam-a.or.jp	
目的	アスファルト混合物に関する製造技術及び施工技術の調査研究、需要の調査等を行うことにより、アスファルト混合物業界及び関連産業の健全な発展を図り、もってわが国経済及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	66人
		専従職員数:	7人
		登録業者数:	人
		活動予算:	円
業務内容	アスファルト混合物に関する需要調査 アスファルト混合物の製造技術及び施工技術に関する情報の収集及び提供 アスファルト混合物に関する出版物の刊行 アスファルト混合物の製造に関する公害防止対策の調査研究		
社団法人日本エルピーガス連合会			東京都
TEL: 03-3593-3500	FAX:	URL:	
目的	LPガスの安全の確保と販売業の総合的発展により、国民生活の向上に寄与する。	組織形態:	社団法人
		会員数:	30,000人
		専従職員数:	16人
		登録業者数:	人
		活動予算:	6億円
業務内容	保安情報の提供 取引適正化に関する情報の提供		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.18)

社団法人日本ガス協会			東京都
TEL: 03-3502-0111	FAX: 03-3593-1311	URL: http://www.gas.or.jp	
目的	本会は、一般ガス事業及び一般ガス事業者の行う大口ガス事業の健全な発展を図るとともに、産業の振興と文化の進展に寄与することを目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	236人
		専従職員数:	153人
		登録業者数:	人
		活動予算:	84億円
業務内容	一般ガス事業、一般ガス事業者の行う大口ガス事業及びこれに付帯する事業に関する企画・調査・研究 ガス、ガス副産物等に関する知識の普及、啓発 ガス、ガス副産物等に関する技術の調査、開発、実用化、普及 一般ガス事業等に関する情報の収集提供、教育指導 一般ガス事業等に関する図書の出版 一般ガス事業等に関する内外関係機関との交流、協力 日本ガス協会ビルディングの管理、運営		

社団法人日本ガス協会東海北陸部会			愛知県
TEL: 052-872-9292	FAX:	URL:	
目的	一般ガス事業の健全な発展を図ると共に、産業の振興と文化の進展に寄与すること。	組織形態:	社団法人
		会員数:	15人
		専従職員数:	4人
		登録業者数:	人
		活動予算:	2,400万円
業務内容	日本ガス協会本部及び東海北陸部会の15事業者間の連絡、調整を行う。		

社団法人日本セメント協会			東京都
TEL: 03-3561-8633	FAX:	URL: http://www.jcassoc.or.jp	
目的	ポルトランドセメント及び同系に属する各種セメントの生産、流通及び消費の増進並びに改善を図り、もってわが国産業の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	20人
		専従職員数:	69人
		登録業者数:	人
		活動予算:	13億2,000万円
業務内容	セメントの生産、流通及び消費に関する調査 セメント産業の合理化方策の推進 セメントに関する広報 セメント及びコンクリートに関する学術的・技術的調査、試験および研究 セメント及びコンクリートに関する技術的指導 国会、政府等に対する具申又は答申等		

社団法人 日本ボディファッション協会			東京都
TEL: 03-5530-5621	FAX:	URL: http://www.nbf.or.jp/	
目的	ファンデーション、ランジェリー、アンダーウェア、ナイトウェア等婦人・女兒の体型・着装の補整及び装飾並びにその寛ぎの増進の各機能を有する衣料品の生産、流通及び消費の改善・合理化を図ることにより、豊かな衣生活に資するとともに、関連産業の健全な発展に寄与すること。	組織形態:	社団法人
		会員数:	71人
		専従職員数:	1人
		登録業者数:	人
		活動予算:	7,565万円
業務内容	ボディファッションの生産、流通、貿易及び消費に関する調査 ボディファッションの機能に関する調査、研究、試験 ボディファッションに関する規格、基準の策定、普及 ボディファッションの家庭用品品質表示法に基づく品質表示等適正な流通施策の研究、推進 ボディファッションの構成、機能、管理、使用等に関する資料、情報の展示、提供 ボディファッションに係る苦情の解決に関する仲介、斡旋		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.19)

社団法人日本下水道管路管理業協会			東京都
TEL: 03-3865-3461	FAX: 03-3865-3463	URL: http://www.member.nifty.ne.jp/jascoma/	
目的	下水道管路施設の管理に関する調査研究等を行い、その成果を普及することにより、下水道管路施設管理業の健全な発展を図ると共に、下水道管路施設の適性な管理に貢献し、もって公共の福祉の増進に寄与する。	組織形態:	社団法人
		会員数:	399人
		専従職員数:	5人
		登録業者数:	人
		活動予算:	1億9,600万円
業務内容	下水道管路管理の技術向上に関する調査・研究 管理技術者の養成(管路技工資格制度) 講習会・研修会の実施 図書の刊行等		

社団法人日本介護福祉士会兵庫県支部			兵庫県
TEL: 078-232-4590	FAX: 078-232-4590	URL:	
目的	介護福祉士の職業倫理の向上、介護福祉に関する専門的知識の修得、自己研鑽の場とし、その専門性の向上を目指し福祉貢献に寄与することを目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	1,380人
		専従職員数:	人
		登録業者数:	人
		活動予算:	1,760万円
業務内容	介護福祉士の資質の向上を図るための研修、研究に関する事業 介護福祉の推進に必要な調査・研究に関する事業 介護福祉のための啓発に関する事業		

社団法人日本海難防止協会			東京都
TEL: 03-3502-2231	FAX: 03-3581-6136	URL:	
目的	海難防止及び船舶等による海洋の汚染の防止に関する事項の調査研究、周知宣伝その他海難防止及び船舶等による海洋の汚染の防止に必要な事業を行い、もって船舶の航行安全及び船舶等による海洋の汚染の防止に寄与する。	組織形態:	社団法人
		会員数:	116人
		専従職員数:	30人
		登録業者数:	人
		活動予算:	5億9,500万円
業務内容	海難防止の調査研究(船舶の安全、海上交通の安全) 汚染防止の調査研究(海洋汚染、海洋環境のアセスメント) 広報活動(海難防止を強調するための全国キャンペーン、講習会等の開催、出版物等の刊行、情報の収集・提供・サービス) 国際活動(国際海事機関の国際会議への参加、国際情報収集活動、ODAの参加)		

社団法人日本看護協会			東京都
TEL: 03-3400-8331	FAX:	URL: http://www.nurse.or.jp	
目的	助産婦、看護婦及び保健婦の特性、知識及び技能の増進並びに相互の親睦を図ると共に、その教育機関及び団体の向上進歩に努め、以って国民医療の向上並びに公衆衛生の発達に寄与する事を目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	504,000人
		専従職員数:	人
		登録業者数:	人
		活動予算:	58億5,703万円
業務内容	看護業務、看護制度の開発、改善等に関する事業 継続教育等看護教育に関する事業 訪問看護の推進等保健医療、福祉の連携の推進に関する事業 日本看護学会の開催等学術研究の振興に関する事業 看護業務、看護職員の労働環境等の調査に関する事業 機関紙、その他必要な図書の出版に関する事業 看護の広報等に関する事業 都道府県ナースセンターの支援に関する事業		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.20)

社団法人日本建設業団体連合会			東京都
TEL: 03-3553-0701	FAX: 03-3552-2360	URL: http://www.nikkenren.com	
目的	建設業界に共通する基本的な重要問題について公正な意見を取りまとめ、その実現に努力し、建設産業の健全な発展を図り、これを通じて社会公共の福祉増進に寄与すること。	組織形態:	社団法人
		会員数:	65人
		専従職員数:	21人
		登録業者数:	人
		活動予算:	4億1,812万円
業務内容	委員会を設置する等により、建設産業界に共通する基本的な重要問題について、関係団体の意見を調整し、統一意見を確立すること 建設産業界の健全な発展とその事業遂行のため必要とする諸制度の確立及び改善に努めるとともに、政府の諸計画の円滑な遂行に協力すること 建設産業界の実情等を紹介し、国の内外の産業経済団体と緊密に連絡すること 建設産業及びこれに関連する産業経済の諸問題に関する調査研究、統計の作成および資料の収集を行うこと		

社団法人日本建築家協会北海道支部			北海道
TEL: 011-261-7708	FAX:	URL: http://www.jia-hok.gr.jp	
目的	本部回答参照	組織形態:	社団法人
		会員数:	194人
		専従職員数:	1人
		登録業者数:	人
		活動予算:	900万円
業務内容	本部回答参照		

社団法人日本建築技術者協会中国支部			広島県
TEL: 082-248-4103	FAX:	URL:	
目的	本協会は、建築構造の設計に関する学術・技術の発展を図ることにより、建築物の質の向上に貢献し、もって社会公共の福祉増進に寄与することを目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	185人
		専従職員数:	人
		登録業者数:	46人
		活動予算:	350万円
業務内容	建築構造の設計に関する調査研究 建築構造の設計に関する基準の作成 建築構造の設計に関する技術書の刊行・会誌の発行 建築構造技術の向上に関する国際交流の推進 建築行政への協力及び提言 関係諸団体との相互交流 その他本協会の目的を達成するために必要な事業		

社団法人日本建築構造技術者協会			東京都
TEL: 03-3262-8498	FAX: 03-3262-8486	URL: http://www.jsca.or.jp	
目的	本協会は、建築構造の設計、工事管理に関する学術、技術の発展を図ることにより、建築物の質の向上に貢献し、もって社会公共の福祉増進に寄与することを目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	3,600人
		専従職員数:	6人
		登録業者数:	人
		活動予算:	2億円
業務内容	建築構造設計・監理に関する技術・広報・啓蒙・会誌編集等委員会活動 建築構造士資格(自主認定資格)の認定・更新・運営 JSCA基準(自主制定の建築構造設計に関する倫理規定、規範、設計基準等)の制定・改訂・運用 国土交通省、特定行政庁等の委員会への委員派遣、その他の行政支援 建築構造に関する受託研究		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.21)

社団法人日本建築構造技術者協会関西支部			大阪府
TEL: 06-6202-0391	FAX:	URL: http://www.mmjp.or.jp/jsca-kansai/	
目的	建築構造の設計、工事管理等に関する学術、技術の発展を図ることにより建築物の質の向上に貢献し、もって社会公共の福祉増進に寄与すること。	組織形態:	社団法人
		会員数:	3,740 人
		専従職員数:	8 人
		登録業者数:	人
		活動予算:	700万円
業務内容	建築構造の設計・工事管理等に関する調査・研究。 建築構造の設計・工事管理等に関する技術書の刊行及び会誌の発行 建築構造の設計・工事管理等に関する国際交流の推進 建築行政への協力及び提言 建築関係団体との相互交流		
社団法人日本建築構造技術者協会中部支部			愛知県
TEL: 052-734-0449	FAX:	URL: http://www.jsca-chubu.com	
目的	構造設計技術者の地位向上等。	組織形態:	社団法人
		会員数:	380 人
		専従職員数:	人
		登録業者数:	人
		活動予算:	700万円
業務内容	技術向上用講習会、見学会開催 行政との協力で構造面(耐震補強含)のアドバイス 市民との無料耐震相談(月1回)		
社団法人日本建築構造技術者協会北海道支部			北海道
TEL: 011-221-3303	FAX:	URL:	
目的	職能の確立、社会への貢献。	組織形態:	社団法人
		会員数:	125 人
		専従職員数:	1 人
		登録業者数:	人
		活動予算:	120万円
業務内容	建築の構造に関する講習会、講演会、見学会		
社団法人日本建築士会連合会			東京都
TEL: 03-3456-2061	FAX: 03-3456-2067	URL:	
目的	建築士の品位の保持およびその業務の進歩改善を図り、広く社会公共の福祉増進に寄与することを目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	130,000 人
		専従職員数:	14 人
		登録業者数:	人
		活動予算:	7億円
業務内容	建築士のための各種講演会 建築士のための講演会、イベント 建築士による各種委員会活動		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.22)

社団法人日本砂利協会 東海支部			愛知県
TEL: 052-331-5408		FAX: 052-322-6411	URL:
目的	砂利資源の確保、開発及び流通に関する調査研究等を行い、砂利採取業、販売業等の健全な発展を図り、国の経済の発展に寄与すること。	組織形態:	社団法人
		会員数:	288人
		専従職員数:	1人
		登録業者数:	人
		活動予算:	800万円
業務内容	砂利採取に伴う各種施策推進について連絡 砂利資源の確保流通に関する情勢等報告 砂利採取に伴う災害発生事例報告及び防災防止に関する事業活動の実施要請 関係機関からの通達、要請移牒 機関誌等の刊行業務		

社団法人日本水道協会			東京都
TEL: 03-3264-2359		FAX: 03-3264-2205	URL: http://www.jwwa.or.jp/
目的	水道の普及及びその健全な発達を図る。	組織形態:	社団法人
		会員数:	3,500人
		専従職員数:	240人
		登録業者数:	人
		活動予算:	37億円
業務内容	水道について諸般の調査研究を行う 水道用品の規格について研究を行う 委託により水道用品の検査を行う 政府その他に請願・建議等をする 機関雑誌その他水道の参考図書を刊行する 委託により水道の設計及び調査を行う 水道の功績者に表彰する 見学、視察、講演会または講習会を開催する		

社団法人日本精神病院協会			東京都
TEL: 03-5232-3311		FAX: 03-5232-3309	URL: http://www.nisseikyo.or.jp
目的	精神病院その他精神障害者の医療施設の向上発達を図り、社会福祉の増進に寄与する。	組織形態:	社団法人
		会員数:	1,215人
		専従職員数:	18人
		登録業者数:	人
		活動予算:	8億円
業務内容	精神科医療従事者の研修、講習会 精神保健関係の雑誌、会報の発行 精神保健関係法制度の調査研究 精神病院学会の開催		

社団法人日本損害保険協会			東京都
TEL: 03-3255-1211		FAX:	URL: http://www.sonpo.or.jp
目的	わが国における損害保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図ることを目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	30人
		専従職員数:	370人
		登録業者数:	人
		活動予算:	円
業務内容	損害保険業界に関する種々の課題についての業界を代表する意見の開示 海外保険事情の調査、研究、情報の収集及び海外保険関係機関等との交流 防災講演会、学校教育、防災シンポジウムの開催など消費者啓発に関する業務 自治体等への消防自動車・消防機器材・交通事故防止機器材の寄贈など災害防止及び損害軽減に関する相談及び苦情処理 各種損害保険に関する情報提供と意見聴取 損害保険にかかる保険募集に従事する者に対する研修、試験等の実施 損害保険一般に係る各種法令の調査・収集、遵守に関する業務		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.23)

社団法人日本土木工業協会関西支部			大阪府
TEL: 06-6941-3658	FAX: 06-6942-4031	URL:	
目的	土木建設に関する技術の進歩と経営の合理化に努め、社会公共の安寧福祉を増進することを目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	104人
		専従職員数:	3人
		登録業者数:	104人
		活動予算:	7,000万円
業務内容	社会資本整備促進 公共工事の円滑な実施 請負契約制度の改善 積算の適正化 安全対策及び労働力対策の推進 資材対策の推進 技術開発の促進 環境対策の推進		
社団法人日本土木工業協会中国支部			広島県
TEL: 082-243-3017	FAX:	URL:	
目的	土木建設に関する技術の進歩と経営の合理化に努め、社会公共の安寧福祉を増進する。	組織形態:	社団法人
		会員数:	78人
		専従職員数:	2人
		登録業者数:	78人
		活動予算:	3,800万円
業務内容	関係官庁及び他協会団体との連絡調整並びに会員会社との連絡調整		
社団法人日本土木工業協会北海道支部			北海道
TEL: 011-261-6243	FAX:	URL:	
目的	土木建設に関する技術の進歩と経営の合理化に努め、社会公共の安寧福祉を増進することを目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	74人
		専従職員数:	2人
		登録業者数:	人
		活動予算:	2,600万円
業務内容	公共事業の推進 積算の適正化 安全衛生対策及び労働対策の推進 資材対策の推進 環境対策の推進 広報活動の推進 災害対策の推進		
社団法人日本透析医会			東京都
TEL: 03-3255-6471	FAX: 03-3255-6474	URL: http://www.touseki-ikai.or.jp	
目的	適正な人工透析法の普及、技術の向上及び関係者の教育研修を行うとともに、腎不全対策の推進のための事業を行い、もって会員の倫理の昂揚及び資質の向上並びに国民の保健、福祉の向上に寄与する。	組織形態:	社団法人
		会員数:	1,173人
		専従職員数:	4人
		登録業者数:	人
		活動予算:	2億3,240万円
業務内容	人口透析療法の導入及び継続に関し、その適正化を図るための事例検討その他の調査研究 人工透析療法に関する医療従事者の教育及び研修 人工透析療法の安全性及び有効性の向上に関する調査研究及び助成 合併症を有する腎不全患者に対し、医療の確保を図るための調査研究及び助成 腎不全予防、腎移植、その他腎不全対策の推進のため、国、地方公共団体等が行う活動に協力する。		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.24)

社団法人日本動物福祉協会			東京都
TEL: 03-3405-5681	FAX: 03-3478-1945	URL: http://www.corcocu.co.jp/JAWS/	
目的	本協会は、「動物の愛護及び管理に関する法律」の精神に基づいて、動物愛護思想の普及徹底に努め、もって国民の社会的情操的教育の水準の昂揚に寄与することを目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	3,300人
		専従職員数:	4人
		登録業者数:	人
		活動予算:	4,000万円
業務内容	動物愛護法の周知徹底と動物関連法の整備 動物の飼育管理の改善指導 不妊・去勢手術助成金の支給 保護された動物の新しい飼主探し 動物購入によるトラブル相談 動物愛護作文コンテストの実施 動物飼育に関する種々の相談・対応		
社団法人日本不動産鑑定士協会			東京都
TEL: 03-3434-2301	FAX: 03-3436-6450	URL:	
目的	不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の品位の保持及び資質の向上並びに不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善を図るため、不動産の鑑定評価等に関する普及啓発、調査研究、情報提供、研修等の事業を行い、もって兵庫県における不動産鑑定評価制度の発展と土地等の適正な価格の形成に寄与することを目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	人
		専従職員数:	人
		登録業者数:	人
		活動予算:	円
業務内容	不動産及び不動産の鑑定評価等に関する普及啓発(無料相談会等) 不動産の鑑定評価、鑑定業等に関する調査研究 不動産の鑑定評価、鑑定業に関する情報収集提供 地方公共団体等が行う地価等の調査に対する支援 不動産の鑑定評価等に関する研修会、講習会等の開催		
社団法人日本薬剤師会			東京都
TEL: 03-3406-1171	FAX: 03-3406-1499	URL: http://www.nichiyaku.or.jp	
目的	国民の厚生福祉の増進に寄与するため、薬剤師の倫理的及び学術的水準を高め、薬学及び薬業の進歩発展を図ることを目的としている。	組織形態:	社団法人
		会員数:	95,000人
		専従職員数:	40人
		登録業者数:	人
		活動予算:	12億5,000万円
業務内容	薬学の進歩の助成及び薬業の発達に関する事項 薬剤師の職能の向上に関する事項 公衆衛生の普及指導に関する事項 薬事衛生の向上普及に関する事項 優良医薬品の普及及び医薬品の流通の適正化に関する事項 薬事情報の収集及び伝達に関する事項 等		
社団法人日本旅客船協会			東京都
TEL: 03-3501-6766	FAX: 03-3580-7842	URL: http://www.jships.or.jp	
目的	旅客航路事業の改善発達を図ることにより、わが国の海上(河川湖沼を含む)の交通及び観光の振興に資すること。	組織形態:	社団法人
		会員数:	662人
		専従職員数:	10人
		登録業者数:	人
		活動予算:	3億4,000万円
業務内容	旅客航路事業に関する調査研究 旅客航路事業に関する啓蒙、指導ならびに情報の収集及び頒布 旅客航路事業の施設に関する改善 旅客航路事業に関し、国会、関係官庁その他関係機関に対する建議または陳情並びにこれらの機関との連絡 旅客航路事業に関する保険業務 旅客航路事業に関する会員間の連絡調整 海上観光の振興		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.25)

西日本電信電話会社名古屋支店		愛知県
TEL:	FAX:	URL: http://www.ntt-west.co.jp/nagoya/
目的	通信サービスの提供。	組織形態: 営利法人
		会員数: 5,000人
		専従職員数: 5,000人
		登録業者数: 5人
		活動予算: 円
業務内容	日本電信電話株式会社等に関する法律に基づく、西日本地域における地域電気通信業務、地域電気通信業務に付帯する業務及びその他会社の目的を達成するために必要な業務であり、主として電気通信業務(音声伝送サービス、データ伝送サービス、電報サービス等)を行う。	

西日本電信電話株式会社		大阪府
TEL:	FAX:	URL: http://www.ntt-west.co.jp
目的	日本電信電話株式会社等に関する法律に基づく、西日本地域における地域電気通信業務、地域電気通信業務に付帯する業務及びその他会社の目的を達成するために必要な業務を行う。	組織形態: 営利法人
		会員数: 58,000人
		専従職員数: 人
		登録業者数: 人
		活動予算: 3,120億円
業務内容	地域電気通信業務として、音声伝送サービス、データ伝送サービス、専用サービス、電報サービス付帯業務、目的達成業務として、電話機などの販売、情報量回収代行サービス、電気通信コンサルティング、研修、セミナー	

日本下水道事業団		東京都
TEL: 03-5572-1818	FAX:	URL: http://www.jswa.go.jp
目的	下水道事業整備を実施する全ての地方公共団体が必要な技術者を確保することは困難であり、また、効率的でもないという問題から、日本の下水道整備を促進するため、地方公共団体の委託に基づき、地方公共団体に代わって下水道施設の設計、建設を行うことを目的とする。	組織形態: 認可法人
		会員数: 人
		専従職員数: 800人
		登録業者数: 人
		活動予算: 3,487億円
業務内容	地方公共団体の委託に基づく終末処理場、幹線管渠、ポンプ施設等の建設(建設業務) 地方公共団体の委託に基づく下水道施設の設置、改築の設計(計画設計業務・実施設計業務) 地方公共団体の委託に基づく下水道の整備に関する計画の策定、事業の施行及び維持管理に関する技術的援助(技術援助業務) 二つ以上の地方公共団体の終末処理場における下水の処理過程において生じる汚泥等の処理(下水汚泥広域処理業務) 国、地方公共団体等の下水道技術者の養成・訓練(研修業務) 下水道の設計、工事の監督管理、維持管理	

日本貨物鉄道株式会社		東京都
TEL: 03-3239-9111	FAX:	URL: http://www.jrfreight.co.jp/
目的	鉄道物流を中心とする物流事業の遂行。	組織形態: 営利法人
		会員数: 人
		専従職員数: 9,400人
		登録業者数: 人
		活動予算: 円
業務内容	貨物鉄道事業 旅行業 倉庫業	

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.26)

日本銀行神戸支店			兵庫県
TEL: 078-334-1118	FAX:	URL: http://www3.boj.or.jp/kobe	
目的	日本銀行法に定められた銀行券の発行、通貨及び金融の調節、資金決済の円滑の確保、という目的を果たすため。	組織形態:	認可法人
		会員数:	人
		専従職員数:	90人
		登録業者数:	人
		活動予算:	円
業務内容	銀行券の発行 通貨及び金融の調節 資金決済の円滑の確保		

日本銀行鳥取事務所			鳥取県
TEL: 0857-22-2194	FAX:	URL:	
目的	日本銀行法に定められた銀行券の発行、通貨及び金融の調節、資金決済の円滑の確保、という目的を果たすため。	組織形態:	認可法人
		会員数:	人
		専従職員数:	4人
		登録業者数:	人
		活動予算:	円
業務内容	銀行券の発行 通貨及び金融の調節 資金決済の円滑の確保		

日本作業手袋工業組合連合会			愛知県
TEL: 0564-54-5532	FAX:	URL:	
目的	本会は、作業手袋製造業の中小企業者の改善発達を図るための必要な事業を行い、会員及びその組合員の経営の安定及び合理化を図ることを目的とする。	組織形態:	協同組合
		会員数:	300人
		専従職員数:	1人
		登録業者数:	人
		活動予算:	円
業務内容	会員たる工業組合の事業についての指導及び連絡 作業手袋製造業に関する指導及び教育 作業手袋製造業に関する情報または資料の収集及び提供 作業手袋製造業に関する調査研究 安定事業に関する次に掲げる制限の総合調整 会員の組合員の製造する作業手袋の製造数量に関する制限 会員の組合員の製造する作業手袋の製造設備に関する制限 前各号に掲げる総合調整に附帯する事業		

日本司法書士会連合会			東京都
TEL: 03-3359-4171	FAX: 03-3359-4175	URL:	
目的	司法書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、司法書士会及びその会員の指導及び連絡並びに司法書士の登録に関する事務を行うことを目的とする。	組織形態:	その他
		会員数:	人
		専従職員数:	人
		登録業者数:	人
		活動予算:	3,250万円
業務内容	司法書士会の指導及び連絡 司法書士の品位を保持するための指導及び連絡 司法書士の登録 研修 業務関係法規の調査及び研究 業務関係図書及び用品の購入のあっせん頒布 福利厚生及び共済 業務の改善		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.27)

愛知県司法書士会			愛知県
TEL: 052-683-683	FAX:	URL: http://member.nifty.ne.jp/aichi-shiho-shoshi/	
目的	司法書士の品位を維持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。	組織形態:	その他
		会員数:	790人
		専従職員数:	8人
		登録業者数:	790人
		活動予算:	1.37億円
業務内容	会員の指導及び連絡 業務に関する会員のための研修会開催 無料相談会、消費者問題等の市民教室、公開講座等の社会貢献事業		
日本歯磨工業会			東京都
TEL: 03-3249-2511	FAX: 03-3249-2531	URL:	
目的	国民の口腔衛生の普及・向上に寄与するとともに歯磨及び関連業界の発展を図り、もって会員相互の利益増進を図る。	組織形態:	任意団体
		会員数:	14人
		専従職員数:	3人
		登録業者数:	人
		活動予算:	8,000万円
業務内容	会議(総会、理事会、委員会等)の開催 関係行政機関との連絡、調整、報告 関係団体との連絡、調整 会員に対する通知、報告、意見の聴取		
日本生活協同組合連合会			東京都
TEL: 03-5778-8106	FAX:	URL: http://www.co-op.or.jp/jccu/	
目的	購買・共済・医療・住宅等の事業を行う生活協同組合及び生活協同組合連合会の全国的統一と団結を堅持し、民主的運営により、事業の発展を図り、勤労大衆の生活の向上と世界平和に寄与すること。	組織形態:	協同組合
		会員数:	611人
		専従職員数:	882人
		登録業者数:	人
		活動予算:	444億円
業務内容	会員生協の組織及び会員に対する指導、連絡並びに調整 会員生協の事業に必要な物資の供給 会員生協の組合員の生活の共済をはかる事業 会員生協の役員に対する組合事業及び運営についての教育 会員生協の事業に必要な調査・研究・出版及び一般的情報・資料の提供・斡旋他		
日本生活協同組合連合会医療部会			東京都
TEL: 03-3947-9177	FAX:	URL: http://www.healthcoop.dion.ne.jp	
目的	地域の人々が健康と医療と暮らしに関する問題をもとより、組織をつくり、医療機関を持ち、運営をするために生協法にもとづく協同の組織を設立している。	組織形態:	協同組合
		会員数:	2,300,000人
		専従職員数:	人
		登録業者数:	119人
		活動予算:	円
業務内容	入院、外来診療活動 介護保険事業者、及び支持事業者活動 ボランティア活動 健診等健康づくり活動 会員生協向け雑誌ニュースの発行 医療の質向上のための各種研修会 組合員学習活動		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.28)

日本製薬団体連合会			東京都
TEL: 03-3270-0581	FAX: 03-3241-2090	URL: http://www.fpmi.gr.jp	
目的	本会は医薬品工業の発達に必要な事項について調査研究し、業界の公正な意見をとりまとめその実現に努力するとともに、会員相互の親睦、連絡及び啓発をはかり、会員たる加盟団体構成員の事業に共通の利益を増進し、もって医薬品工業の健全なる発達ならびに国民生活の向上に寄与するを目的とする。	組織形態: 任意団体	
		会員数: 37人	
		専従職員数: 14人	
		登録業者数: 0人	
		活動予算: 円	
業務内容	関係資料を蒐集し、これを加盟団体を経て会員に提供し又は公刊する 委員会、審議会及び懇談会等の設置により、業界の共通事項について調査研究し、企業運営の刷新、製薬技術の振興を図る 業界の公正な世論を取りまとめ、決議を行い必要に応じ政府又はその他の関係機関に意見を具申する 医薬品及びその原材料の品質の改善、規格の改良又は生産若しくは流通の能率向上を図る 機関紙の発行並びに講演会、研究会、懇話会及び見学会等を開催する 会員相互の親睦及び連絡の緊密化を図る		

日本税理士会連合会			東京都
TEL: 03-5435-0931	FAX: 03-5435-0941	URL: http://www.nichizeiren.or.jp	
目的	税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うこと。	組織形態: 認可法人	
		会員数: 15人	
		専従職員数: 40人	
		登録業者数: 65,124人	
		活動予算: 20億円	
業務内容	税理士及びその会員に対する指導、連絡 租税等の調査研究 税理士の登録 公報 会員の研修 広報活動等		

日本石鹼洗剤工業会			東京都
TEL: 03-3271-4301	FAX: 03-3281-1870	URL: http://www.jsda.org	
目的	会員相互の親睦、連絡及び啓発を図り、会員の事業に共通の利益を増進し、油脂化学工業及び洗剤工業の健全な発達に必要な事項について、業界の公正なる意見をとりまとめ、その実現に努力し、もって国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。	組織形態: 任意団体	
		会員数: 25人	
		専従職員数: 10人	
		登録業者数: 10人	
		活動予算: 1.5億円	
業務内容	上記目的に沿った部会・委員会活動。		

日本赤十字社			東京都
TEL: 03-3488-1311	FAX:	URL: http://www.jrc.or.jp/	
目的	赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成すること。	組織形態: その他	
		会員数: 17,140,000人	
		専従職員数: 53,866人	
		登録業者数: 人	
		活動予算: 8,471億3千万円	
業務内容	国際活動、災害救護活動、医療事業、看護婦養成、血液事業、救急法・家庭看護法の講習、赤十字奉仕団活動、青少年赤十字活動、社会福祉活動等。		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.29)

日本赤十字社鳥取県支部			鳥取県
TEL: 0857-22-4466		FAX:	URL:
目的	赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。	組織形態:	その他
		会員数:	人
		専従職員数:	7人
		登録業者数:	人
		活動予算:	1億3,000万円
業務内容	災害救護、救護看護婦の育成、救急法・家庭看護法等の講習普及、青少年の育成、奉仕団の普及と活動推進、血液事業の推進。		

日本赤十字社兵庫県支部			兵庫県
TEL: 078-341-8791		FAX:	URL:
目的	赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神に則り、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。	組織形態:	その他
		会員数:	502,836人
		専従職員数:	23人
		登録業者数:	人
		活動予算:	6億2,000万円
業務内容	災害救護員の研修・訓練及び資機材の整備 救急法、家庭看護法等の普及、講習 ボランティアの養成、活動支援 青少年赤十字の育成等		

日本赤十字社北海道支部			北海道
TEL: 011-231-7126		FAX:	URL: http://www.hokkaido.jrc.or.jp/
目的	赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神に則り、赤十字の理想とする人道的任務を達成すること。	組織形態:	その他
		会員数:	17,500,000人
		専従職員数:	53,900人
		登録業者数:	人
		活動予算:	円
業務内容	医療事業 血液事業 救急法等講習普及事業 看護婦等養成 社会福祉事業 国際活動等		

日本鉄道建設公団国鉄清算事業本部中部支所			東京都
TEL: 03-3506-2337		FAX:	URL:
目的	国鉄債務償還。	組織形態:	その他
		会員数:	人
		専従職員数:	20人
		登録業者数:	人
		活動予算:	円
業務内容	用地売却、貸付を行う。		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.30)

日本電信電話株式会社		東京都
TEL:	FAX:	URL: http://www.ntt.co.jp/
目的	NTT東日本、NTT西日本の株式を保有し、両社の電気通信役務の提供を図ること。 電気通信技術に関する研究を行うこと。	組織形態: 営利法人
		会員数: 3,314 人
		専従職員数: 人
		登録業者数: 人
		活動予算: 3,230億円
業務内容	地域会社が発行する株式の引き受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利を行使すること 地域会社に対して必要な助言あつせんその他援助を行うこと 電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと 上記に付帯する業務・目的達成業務を行うこと	

日本土地家屋調査士会連合会		東京都
TEL: 03-3942-0050	FAX: 03-3942-0197	URL: http://www.chosashi.or.jp
目的	土地家屋調査士会(以下「調査士会」という。)に所属する土地家屋調査士(以下「調査士」という)の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに調査士の登録に関する事務を行うことを目的とする。	組織形態: その他
		会員数: 18,717 人
		専従職員数: 12 人
		登録業者数: 18,717 人
		活動予算: 4億円
業務内容	調査士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、調査士会及び会員の指導及び連絡に関する事項 表示に関する登記及び土地家屋調査士制度の改善に関する事項 業務の改善進歩に関する調査、研究及び統計に関する事項 調査士の登録に関する事項 会報の発行及び制度の広報に関する事項 調査士会の会員の研修に関する事項	

日本道路公団中国支社		広島県
TEL: 082-879-3331	FAX:	URL: http://www.japan-highway.go.jp/chugoku/
目的	高速道路の建設・管理。	組織形態: 特殊法人
		会員数: 人
		専従職員数: 200 人
		登録業者数: 人
		活動予算: 円
業務内容	中国地方の高速道路の建設・管理	

日本道路公団中国支社米子管理事務所		鳥取県
TEL: 0859-27-2181	FAX:	URL:
目的	高速道路の管理。	組織形態: 特殊法人
		会員数: 人
		専従職員数: 22 人
		登録業者数: 人
		活動予算: 円
業務内容	高速道路の保全・管理	

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.31)

日本道路公団中部支部 保全部保全企画課			愛知県
TEL: 052-222-1343		FAX: 052-232-3739	URL: http://www.chubu.japan-highway.go.jp/
目的	高速道路及び一般有料道路の建設及び管理を行う。		組織形態: 特殊法人
			会員数: 8,800人
			専従職員数: 人
			登録業者数: 人
			活動予算: 5兆4,000億円
業務内容	高速道路の建設・管理 一般有料道路の建設・管理		

日本内航海運組合総連合会			東京都
TEL: 03-3263-4330		FAX: 03-3263-4330	URL: http://www.naiko-kaiun.or.jp
目的	組合員の経済的地位の改善、相互の思想統一並びに団結の強化を図り、もって内航海運の正常化に資する。		組織形態: その他
			会員数: 人
			専従職員数: 人
			登録業者数: 人
			活動予算: 円
業務内容	調整規定等の総合調整 内航海運にかかる運賃または料金の調整 船舶の船艘の調整 組合員の内航海運事業に関する共同事業 前各号の事業を行うために必要な調査、研究、その他の事業		

日本弁護士会連合会			東京都
TEL: 03-3580-9841		FAX: 03-3580-2866	URL: http://www.nichibenren.or.jp
目的	弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うこと。		組織形態: その他
			会員数: 18,200人
			専従職員数: 100人
			登録業者数: 人
			活動予算: 33億円
業務内容	弁護士及び弁護士会に対する指導 連絡及び監督に関する事務 弁護士の資格審査、登録手続及び弁護士に対する懲戒手続 人権擁護活動 司法制度に関する調査、研究、提言		

日本放送協会			東京都
TEL: 03-3465-1111		FAX:	URL: http://www.nhk.or.jp/
目的	協会は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるよう豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送およびその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送および委託協会国際放送業務を行うことを目的とする。		組織形態: 特殊法人
			会員数: 12,268人
			専従職員数: 人
			登録業者数: 人
			活動予算: 円
業務内容	次に掲げる放送による国内放送を行うこと。 ア 中波放送 イ 超短波放送 ウ テレビジョン放送 テレビジョン放送による委託放送業務(受託国内放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送させるものに限る。以下「委託国内放送業務」という。)を行うこと。 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。 国際放送及び委託協会国際放送業務を行うこと。		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.32)

日本毛布工業組合			大阪府
TEL: 0725-33-4185	FAX:	URL: http://www.japanblanket.com	
目的	業界の安定化。	組織形態:	商工組合
		会員数:	268人
		専従職員数:	4人
		登録業者数:	人
		活動予算:	5,000万円
業務内容	業界の安定・発展・振興諸事業 教育情報事業 品質表示証票発行、共同販売等		

阪神高速道路公団			大阪府
TEL: 06-6252-8121	FAX:	URL: http://www.hepc.go.jp/	
目的	自動車専用道路の新設、改善、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もってこれらの地域における都市の機能の維持及び増進に資すること。	組織形態:	特殊法人
		会員数:	人
		専従職員数:	900人
		登録業者数:	人
		活動予算:	円
業務内容	阪神高速道路の建設・改築・維持・修繕・その他の管理 市街地再開発事業 関連街路の建設 道路に関する調査等 高架下施設の建設等		

財団法人兵庫県住宅建築総合センター			兵庫県
TEL: 078-252-3983	FAX:	URL:	
目的	住宅に関する各種の事業を実施することにより、良好な住宅の建設を推進するとともに、建設業界及び関係業界の健全な振興を図り、県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。	組織形態:	財団法人
		会員数:	人
		専従職員数:	人
		登録業者数:	人
		活動予算:	119万円
業務内容	住宅相談事業 住宅展示事業 住宅の性能保証及び完成保証に関する事業 住宅性能評価に関する事業 建築確認検査に関する事業 特殊建築物の定期報告に関する事業 耐震診断改修計画評価に関する事業 研修事業		

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会			兵庫県
TEL: 078-242-4633	FAX: 078-242-4153	URL:	
目的	地域福祉の推進。	組織形態:	社会福祉法人
		会員数:	人
		専従職員数:	70人
		登録業者数:	人
		活動予算:	円
業務内容	ボランティア活動の振興 その他各種地域福祉推進のための義務		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.33)

社団法人兵庫県トラック協会			兵庫県
TEL: 078-882-5556	FAX: 078-882-5565	URL: http://www3.justnet.ne.jp/hyotokyo/	
目的	本会は、貨物自動車運送事業並びに貨物自動車運送事業に係る貨物運送取扱事業の適正な運営、及び公正な競争を確保することによって、事業の健全な発信を促進し、もって公共の福祉に寄与すると共に、事業の社会的、経済的地位の向上と、会員相互の連絡協調を緊密にすること。	組織形態:	社団法人
		会員数:	2,100人
		専従職員数:	24人
		登録業者数:	人
		活動予算:	8億円
業務内容	交通対策 環境対策 会員の指導 会員の福利厚生		

社団法人兵庫県建築士会			兵庫県
TEL: 078-327-0885	FAX: 078-327-0887	URL: http://homepage2.nifty.com/hyogo-aba/	
目的	建築士の品位の保持とその業務の進歩改善を図り、もって建築文化の進展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	3,300人
		専従職員数:	6人
		登録業者数:	人
		活動予算:	1億7,000万円
業務内容	建築士の社会的地位の向上 建築士の技術の向上及び業務の進歩改善 建築に関する調査研究及び普及宣伝 会員の指導及び会員相互の連絡強調 前各号らに関する印刷物の刊行、頒布 地方公共団体からの建築士試験等業務の受託 その他、この会の目的を達成するために必要な事業		

社団法人兵庫県歯科医師会			兵庫県
TEL: 078-351-4181~8	FAX: 078-351-6655	URL: http://www.had.or.jp/	
目的	本会は、医道の高揚と歯科医学の進歩発達と公衆衛生の普及向上を図り、もって社会及び会員の福祉を増進することを目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	3,000人
		専従職員数:	60人
		登録業者数:	人
		活動予算:	8億円
業務内容	医道高揚に関する事柄 歯科医学及び医術の進歩発達に関する事柄 歯科医事衛生の研究調査に関する事柄 公衆衛生の普及及び予防医学の研究指導に関する事柄 歯科医師の研修教育に関する事柄 社会保障に関する事柄 会員の業権及び福祉に関する事柄 歯科医業の合理化に関する事柄		

社団法人兵庫県歯科衛生士会			兵庫県
TEL: 078-341-6471	FAX:	URL:	
目的	兵庫県における歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上のため、歯科衛生の普及啓発、歯科保健指導等を行うとともに、歯科衛生士の倫理の高揚及び資質の向上を図り、もって地域住民の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	820人
		専従職員数:	2人
		登録業者数:	人
		活動予算:	1,300万円
業務内容	研修会、講習会 歯の衛生週間活動(王子動物園にてイベントを実施) 障害児(者)の施設訪問		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.34)

社団法人兵庫県水質保全センター			兵庫県
TEL: 078-306-6020	FAX:	URL:	
目的	この法人は、浄化槽(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条に規定するものをいう。以下同じ。)の製造、設計・施行、保守点検及び清掃を適性に行うための知識の普及及び技術の向上を図り、もって水質の汚濁を防止し、環境の保全の寄与することを目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	663人
		専従職員数:	31人
		登録業者数:	人
		活動予算:	4億1,000万円
業務内容	浄化槽の製造、設計・施行、保守点検及び清掃の適正化に関する事業 浄化槽法第7条に基づく法定検査及び同法第11条に基づく法定検査に関する事業 浄化槽に係る水質測定に関する事業 浄化槽に関する調査研究及びその受託に関する事業 浄化槽に関する各種の講習会、研修会等の開催 浄化槽の正しい知識の普及に関する事業 浄化槽に関する図書、機関紙等の発行 合併処理浄化槽の機能保証制度及び水質保証制度に係る事業		
社団法人兵庫県宅地建物取引業協会			兵庫県
TEL: 078-382-0141	FAX:	URL: http://www.htk.or.jp	
目的	宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うこと。	組織形態:	社団法人
		会員数:	6,000人
		専従職員数:	50人
		登録業者数:	人
		活動予算:	約10億円
業務内容	不動産流通機構の整備及び近代化に必要な事業 宅地建物取引業務に関する研修会の実施 一般消費者に対する不動産に関する無料相談の実施 機関紙の発行他		
社団法人兵庫県不動産鑑定士協会			兵庫県
TEL: 078-232-4511	FAX: 078-232-1773	URL: http://www.hyokan.org	
目的	不動産鑑定士・鑑定士補の品位の保持・資質の向上、並びに不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善を図り、もって不動産鑑定評価の制度の発展と土地等の適正な価格の形成に資すること。	組織形態:	社団法人
		会員数:	165人
		専従職員数:	5人
		登録業者数:	61人
		活動予算:	6,500万円
業務内容	不動産の鑑定評価等に関する普及啓発 不動産の鑑定評価、不動産鑑定業等に関する調査研究 不動産の鑑定評価、不動産鑑定等に関する情報の収集提供 地方公共団体等が行う地価等の調査に対する支援 不動産の鑑定評価等に関する研修会、講習会等の開催 その他		
姫路医療生活協同組合			兵庫県
TEL: 0792-85-3398	FAX: 0792-84-2647	URL: http://www.himeji-mcoop.or.jp	
目的	協同互助の精神に基づき、組合員の保健医療並びに福祉の増進を図ることにより、生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。	組織形態:	協同組合
		会員数:	20,000人
		専従職員数:	185人
		登録業者数:	人
		活動予算:	1.7億円
業務内容	医療事業 福祉介護事業 保健事業		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.35)

兵庫県医薬品卸協同組合			兵庫県
TEL: 078-222-0762	FAX: 078-232-7015	URL:	
目的	本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき組合のために、必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつその経済地位の向上を図ることを目的とする。	組織形態:	協同組合
		会員数:	11人
		専従職員数:	1人
		登録業者数:	11人
		活動予算:	円
業務内容	組合員の取扱品の共同販売 組合員の取扱品の共同購買 組合員の取扱品の共同保管 組合員の取扱品の共同運送 組合員に対する事業資金の貸付(手形の割引を含む)及び組合員のためにするその借入		

兵庫県医理化機器協会			兵庫県
TEL:	FAX:	URL:	
目的	取扱商品の改良発達に資すること、取扱上の弊害を強制したその改善を図る、前事項に関し関係官庁その他よりの諮問等に対する答申または建議員申、共同仕入、共同販売を斡旋	組織形態:	任意団体
		会員数:	人
		専従職員数:	人
		登録業者数:	人
		活動予算:	800万円
業務内容	商品知識向上のための講習会を開く 会員相互の親睦を図るための諸事業を行う		

兵庫県漁業協同組合連合会			兵庫県
TEL: 078-652-3424	FAX:	URL:	
目的	会員である漁業協同組合が協同して経済活動を行い、漁協の組合員である漁業者の漁業の生産能率の向上等、その事業の振興を図ることにより漁業者の経済的・社会的地位を高めることを目的としている。	組織形態:	協同組合
		会員数:	68人
		専従職員数:	200人
		登録業者数:	人
		活動予算:	15億円
業務内容	漁業用燃油・資材の供給 魚介藻類の販売・加工 関係団体の事務局業務 ガソリンスタンドの運営 漁協の監査・経営指導		

兵庫県靴下工業組合			兵庫県
TEL: 0794-32-3665	FAX:	URL:	
目的	靴下製造業の中小企業者の改善発達を図るための必要な事業を行い、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、その経営の安定および合理化を図ることを目的とする。	組織形態:	工業組合
		会員数:	148人
		専従職員数:	2人
		登録業者数:	148人
		活動予算:	1,800万円
業務内容	指導教育並びに情報、資料の収集提供 産地の振興と育成 共同事業、その他基盤の安定強化		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.36)

兵庫県司法書士会		兵庫県	
TEL: 078-341-6554		FAX: 078-341-6567	
URL: http://www.shiho-shoshi.or.jp/hyogo			
目的	兵庫県司法書士会は、司法書士の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、司法書士事務の改善進歩を図るため、会員指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。	組織形態:	その他
		会員数:	750人
		専従職員数:	6人
		登録業者数:	750人
		活動予算:	2億円
業務内容	司法書士登録事務 会員の指導、連絡事務 会員の研修、執務の指導、事務 相談事業、講演会事務 国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充事務		
兵庫県社会保険労務士会		兵庫県	
TEL: 078-360-4864		FAX: 078-360-1588	
URL: http://www.sr-hyogo.gr.jp/			
目的	社会保険労務士の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため全員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。	組織形態:	その他
		会員数:	930人
		専従職員数:	5人
		登録業者数:	620人
		活動予算:	1.2億円
業務内容	会員の品位を保持するため、会員の指導連絡及び監督を行うこと 会員の資質の向上を図るため、社会保険労務士業務に関する研修講習等を行うこと 社会保険労務士制度の普及宣伝を行うこと 関係行政機関に対する協力及び連絡に関すること 会員の福利厚生に関すること		
兵庫県石油商業組合		兵庫県	
TEL: 078-321-5611		FAX: 078-321-5615	
URL:			
目的	中小企業者の経営の安定と合理化を図る。	組織形態:	協同組合
		会員数:	755人
		専従職員数:	15人
		登録業者数:	822人
		活動予算:	1億6,666万円
業務内容	石油製品等の販売業に関する指導および教育。情報または資料の収集及び提供 構造改善計画の作成と同事業の推進		
兵庫県葬祭事業協同組合連合会		兵庫県	
TEL: 06-6434-3327		FAX: 06-6434-3350	
URL: http://www.cleri-net.or.jp			
目的	葬祭業分野を確保するために、所属員経営の自己革新をすると共に、共同事業の活性化で各々の経営基盤の強化に貢献する。	組織形態:	協同組合
		会員数:	3人
		専従職員数:	12人
		登録業者数:	22人
		活動予算:	3億6,000万円
業務内容	生活協同組合コープこうべとの提携によるレクリ事業の推進 用品、備品、消耗品等の共同購入及び配送オペレーションの実施 会葬返礼品の共同企画、共同仕入れ 自由祭壇等のリース事業他		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.37)

兵庫県農業協同組合中央会		兵庫県
TEL: 078-333-5870	FAX:	URL: http://village.infoweb.ne.jp/jahyogo/
目的	県内単位総合農協等の業務、運営指導並びに各種相談業務を行うことを目的とする。	組織形態: 協同組合
		会員数: 24人
		専従職員数: 71人
		登録業者数: 人
		活動予算: 11.8億円
業務内容	農協の組織、経営管理、業務運営指導 農協合併推進に関する事項 監査実施並びに事後指導 農協の農業経営指導に関する事項 国・県への農政活動に関する事項 組織内、対外広報に関する事項 農協の消費生活文化指導並びに健康管理活動に関する事項 農協の組合員教育並びに土地資産管理指導に関する事項	
社団法人プレハブ建築協会		東京都
TEL: 03-3502-9451	FAX: 03-3502-9455	URL:
目的	プレハブ建築の健全な普及および発展を図ることにより、わが国建築の近代化を推し進め、もって国民経済の反映と国民経済の向上に寄与することを、その目的とする。	組織形態: 社団法人
		会員数: 268人
		専従職員数: 30人
		登録業者数: 人
		活動予算: 円
業務内容	政府、及び関係官公庁への建議・要望等、プレハブ建築促進の働きかけ 各種調査・研究広報活動、PR活動を通しての、消費者とのコミュニケーションの深化 プレハブ住宅の品質向上および省エネルギー化 技術の開発	
社団法人北海道トラック協会		北海道
TEL: 011-531-2215	FAX: 011-521-5810	URL: http://www.hta.or.jp/
目的	貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって事業の健全を促進し、もって公共の福祉に寄与することとともに、事業の社会的、経済的地位の向上と、会員相互の連絡協調を緊密にすることを目的とする。	組織形態: 社団法人
		会員数: 2,804人
		専従職員数: 人
		登録業者数: 人
		活動予算: 18億円
業務内容	貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究。	
社団法人北海道ハイヤー無線協会		北海道
TEL: 011-561-1175	FAX: 011-551-0161	URL:
目的	北海道内のタクシー事業者の無線業務が円滑に実施されることを目的とする	組織形態: 社団法人
		会員数: 334人
		専従職員数: 2人
		登録業者数: 人
		活動予算: 2,390万円
業務内容	タクシー無線に関する行政に対する申請手続き 関係法令の周知 調査研究	

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.38)

社団法人北海道看護協会		北海道
TEL: 011-863-6731	FAX:	URL:
目的	<p>本会は、保健婦・士、助産婦、看護婦・士及び准看護婦・士の職業倫理の向上並びに看護に関する専門的教育及び学術の研究に努めるとともに、看護婦等の就業の促進及び確保を図るための活動を行い、もって道民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>	組織形態: 社団法人
		会員数: 32,154 人
		専従職員数: 人
		登録業者数: 人
		活動予算: 円
業務内容	<p>看護にかかる教育及び研修 看護学会等の実施に関する事業 看護業務にかかる調査 看護業務の開発及び改善 会員の福祉及び労働環境の改善に関する事業 看護婦等、医療機関等に対する求人求職の実態把握、相談及び情報提供 看護婦等の無料職業紹介 看護婦等の無料職業紹介</p>	
社団法人北海道警備業協会		北海道
TEL: 011-716-6533	FAX: 011-747-2533	URL: http://www.hssa.or.jp
目的	<p>警備業務の適正な運営を確保して警備業の健全な発展を図り、もって社会公共の安全に寄与することを目的とする。</p>	組織形態: 社団法人
		会員数: 435 人
		専従職員数: 8 人
		登録業者数: 人
		活動予算: 1億1,000万円
業務内容	<p>警備員及び警備員指導教育責任者等に対する教育訓練並びに研修 警備業務の適正化に関する調査研究 警備技術及び警備用資機材に関する調査研究並びに紹介 法令等に基づく委託事業 地域防災計画等に基づく大規模災害発生時における支援活動 警備業務に関する功労者に対する表彰</p>	
社団法人 北海道薬剤師会		北海道
TEL: 011-811-0184	FAX:	URL: http://doyaku.or.jp
目的	<p>日本薬剤師会と協力し、公衆の厚生福祉の増進に寄与するため、薬剤師の倫理的及び学術的水準を高め、薬学及び薬業の進歩発達を図るをもって目的とする。</p>	組織形態: その他
		会員数: 4,200 人
		専従職員数: 11 人
		登録業者数: 人
		活動予算: 円
業務内容	<p>薬剤師の資質向上に関する研修会・講習会の開催 薬剤師職能PR事業 公衆衛生の普及指導に関する事業 薬事衛生の向上普及に関する事業</p>	
北海道経営者協会		北海道
TEL: 011-231-1122	FAX: 011-231-2311	URL: http://www.keykyoweb.gr.jp/hokkaido/
目的	<p>労働問題に関する経営諸般の課題を調査研究し、会員企業の発展を通して産業・地域社会に貢献することを目的とする。</p>	組織形態: 任意団体
		会員数: 400 人
		専従職員数: 8 人
		登録業者数: 人
		活動予算: 8,000万円
業務内容	<p>労使関係健全化に関する調査研究 企業経営の安定確立に関する調査研究 人材能力開発に関する調査研究</p>	

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.39)

北海道豊組合連合会			北海道
TEL:	FAX:	URL:	
目的	北海道豊業者の社会的経済的地位の向上を促進し、豊業界の健全な発展を図る。	組織形態:	その他
		会員数:	274人
		専従職員数:	1人
		登録業者数:	274人
		活動予算:	548万円
業務内容	経営及び品質管理事業に関する指導ならびに調査研究 広報事業並びに情報の交換、資料の収集 技術向上のための施策(職業訓練・技能検定等の研究) 関係官庁等への建議及び具申 内外関係諸団体との連絡提携 組合員及び従業員の表彰 後継者の指導育成 その他連合会において特に必要と認めた事業		
北海道生コンクリート工業組合			北海道
TEL: 011-832-5161	FAX:	URL:	
目的	生コンクリート製造業の中小企業者の改善発達を図るための必要な事業を行い、これらの者の公正な経済活動の機会を確保することを目的とする。	組織形態:	商工組合
		会員数:	人
		専従職員数:	1,440人
		登録業者数:	人
		活動予算:	6,000万円
業務内容	生コンクリートの製造業に関する指導及び教育 情報又は資料の収集及び提供 研修会・講習会の掲載 品質管理監査の実施 組合員の新たな事業分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓		
北海道石油業協同組合連合会			北海道
TEL: 011-583-0535	FAX:	URL:	
目的	会員及びその組合員の相互扶助の精神に基づき、所属員のために必要な共同事業を行い、もって所属員の自主的な経済活動を促進し、かつその経済的地位の向上を図ることを目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	18人
		専従職員数:	6人
		登録業者数:	人
		活動予算:	8,500万円
業務内容	所属員の事業の用に供する器具、器材並びに消耗品の共同購買 所属員のためにする共済事業の事務代行 所属員に対する事業資金の貸付(手形の割引含む)及び所属員のためにするその借入れ業務 所属員の取り扱う石油製品等納入の共同受注		
北海道電力株式会社			北海道
TEL: 011-251-4090	FAX: 011-251-0329	URL: http://www.hepco.co.jp	
目的	北海道全域における電力の供給。	組織形態:	営利法人
		会員数:	人
		専従職員数:	人
		登録業者数:	人
		活動予算:	円
業務内容	電気事業 電気機械器具の製造、修理、販売及び賃貸 蒸気、温水などによる熱供給事業等		

アンケートの回答があった専門職能団体等の概要(No.40)

北海道土地改良事業団体連合会			北海道
TEL: 011-376-3111		FAX: 011-376-3287	URL:
目的	土地改良事業を行う者の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。	組織形態:	社団法人
		会員数:	435人
		専従職員数:	211人
		登録業者数:	人
		活動予算:	641万円
業務内容	会員の行う土地改良事業 土地改良事業に関する調査及び研究 国又は北海道の行う土地改良事業に対する協力		

北海道保険医会			北海道
TEL: 011-231-6281		FAX:	URL: http://www1.doc-net.or.jp/hokkai-h/
目的	国民の健康を守るため保険医療の改善を期し、併せて保険医の生活安定を実現すること。	組織形態:	その他
		会員数:	13,800人
		専従職員数:	人
		登録業者数:	人
		活動予算:	円
業務内容	保険医療改善にむけた運動対策。		

本州四国連絡橋公団第一管理局			兵庫県
TEL: 078-251-6622		FAX:	URL:
目的	本州四国連絡橋公団は、本州と四国の連絡橋に係る有料の道路及び鉄道の建設及び管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、本州と四国間の交通の円滑化を図り、もって国土の均衡ある発展と国民経済の発展に資することを目的としている。	組織形態:	特殊法人
		会員数:	117人
		専従職員数:	人
		登録業者数:	人
		活動予算:	円
業務内容	神戸淡路鳴門自動車道の管理(神戸IC～鳴門IC) 神戸淡路鳴門自動車道の管理(鳴門ICにおける四国横断自動車道との接続工事)		

米子瓦斯株式会社			鳥取県
TEL: 0859-23-0111		FAX:	URL:
目的	都市ガスの製造及び供給(ガス業)。	組織形態:	営利法人
		会員数:	人
		専従職員数:	66人
		登録業者数:	人
		活動予算:	14億円
業務内容	都市ガスの製造並びに供給 プロパンガス販売 ガス器具販売及びガス工事受注		

5 既往災害における職能団体等の 活動記録

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等(No.1)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

建設(インフラ整備)

活動の分野	ガスの復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	津島瓦斯株式会社、(社)日本ガス協会				
活動内容	都市ガスの復旧(ライフラインの確保)として、ガス導管の入替を行った。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	ガスの復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	米子瓦斯株式会社、(社)日本ガス協会				
活動内容	(社)日本ガス協会より救援要請があり、復旧に必要な資材、機工具、車両と共に救援隊を派遣し、中国地方部会と協力して大阪ガス復旧隊の復旧計画の基に復旧作業を行った。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	ガスの復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	大阪ガス株式会社、兵庫県プロパンガス卸協議会				
活動内容	LPガス供給については、大阪ガスと兵庫県プロパンガス卸協議会とが協議を重ねた結果、都市ガス供給区域内に建設される仮設住宅については、残り50%を大阪ガスが、あと50%はLPガス販売業者が配管工事も含めて供給することとなり、兵庫県から順次提示される仮設住宅建設計画により、その都度、両者が協議の上、供給場所を決めた。また、都市ガス供給区域外に建てられる住宅については、すべてLPガス販売事業者が供給した。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	ガスの復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本ガス協会東海北陸部会				
活動内容	被災事業者の復旧支援として、部会事業者からの応援隊を派遣し、都市ガスの復旧を行った。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等(No.2)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

建設(インフラ整備)

活動の分野	ガスの復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	鳥取瓦斯株式会社、(社)日本ガス協会				
活動内容	ガス事業会社被災の復旧応援作業として、現地にて応援作業を実施した。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	ガスの復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	東邦瓦斯株式会社、(社)日本ガス協会				
活動内容	(社)日本ガス協会の要請により、大阪ガス(株)の応援隊として、ガス導管の修繕を中心に取り組んだ。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	ガスの復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	大阪ガス株式会社				
活動内容	震災発生直後から殺到したお客様からの電話に対応するため、兵庫支社のお客さまセンター、本社都市リビング営業部とお客さまサービス部を中心としたマーケティング部門の社員により受付体制を取り、後に他部門からの応援も得て電話問い合わせに対する受付体制を編成した。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	ガスの復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県プロパンガス協会、等				
活動内容	家庭に対する安全点検作業については、震災当日の1月17日早朝から、LPガス販売事業者、卸業者が倒壊した家屋から容器を回収するなど、二次災害の防止を第一として取り組みを開始した。小売業者が個々に自店の得意先の点検をするのは非効率的であり、点検もれの家庭も出てくるため、卸業者が中心となって、得意先別とか系列別とかの区別なく、LPガス業者が一体化し、住宅地図で点検地区を区割りして、一戸一戸しらみつぶしのローラー作戦を展開した。18日早朝からは、この計画に基づき、県下の被害を受けていない地域の販売事業者、保安センター、卸業者、更に隣接府県のLPガス販売事業者、機器メーカー等の応援も受け、計画的なローラー作戦による一斉点検を実施した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等(No.3)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

建設(インフラ整備)

活動の分野	ガスの復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県プロパンガス協会、等				
活動内容	一般住民等からの相談、苦情等を受けつける電話相談窓口を開設した。震災の翌日から「ガス臭いから早く見に来てほしい」、「ガスボンベがガレキの下に見える。早く取り除いてほしい」等々、安全面上の電話が殺到した。電話相談窓口を開設した1月18日から3月31日までに受けた相談件数は、内容を記録出来たものが331件あり、多忙のため記録出来なかったものを加えると、おそらく1000件は越えたと思われ、協会の電話はパンク状態となった。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	ガスの復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本ガス協会				
活動内容	大阪ガス株式会社は復旧に必要な要員数を7,800人、復旧日数は一ヶ月半と予測した。これに基づき(社)日本ガス協会は全国のガス会社に応援隊の派遣を要請し、作業員が確保、都市ガスの復旧を行った。				

建設(インフラ整備等)

活動の分野	ガスの復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県プロパンガス協会				
活動内容	大阪ガスの復旧率は、1995/2/13現在で29.2%であった。しかし都市ガスユーザーから待ちきれないとしてLPガス供給の依頼が相次いだため兵庫県プロパンガス協会は販売店の紹介などを行った。				

建設(インフラ整備等)

活動の分野	ガスの復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	(社)日本ガス協会				
活動内容	JGA、日本ガス協会から、トータルでは3700人、2000両の車両の応援と、大阪ガスの方で6000人、2800台の車両、トータルで約1万人の復旧体制を敷いた。北は北海道から南は九州、それから沖縄ガスの応援があった。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等(No.4)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

建設(インフラ整備)

活動の分野	ガス復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	(財)兵庫県プロパンガス保安協会				
活動内容	25日、大阪ガス株式会社と(財)兵庫県プロパンガス保安協会は、代替燃料として一時的にLPガスを使用する一般家庭や避難所等に対し、LPガス容器の使用上の注意に関する文書を作成・配布し、安全な取り扱いの周知徹底を図った。				

建設(インフラ整備等)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	治山工事に関わる土木業界、団体				
活動内容	兵庫県治山課、建設省近畿地方建設局、建設省・兵庫県砂防課等の依頼により、震災直後から崖崩れ及び地滑りの状況を調査した。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	下水道の復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	日本下水道事業団				
活動内容	被災した下水道施設の応急対策及びその後の復興対策として、専門家派遣(災害査定の支援を含む) 資機材のストックヤードの提供 復旧工事施工を行った。				

建設(インフラ整備等)

活動の分野	下水道の復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	神戸市公認の下水道工事業者				
活動内容	排水設備の修理は、神戸市公認下水道工事業者を中心に修理、改築を行うものとし、市からも、緊急修繕の要請を行った。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等(No.5)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

建設(インフラ整備)

活動の分野	救援物資の輸送				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	日本船主協会阪神地区事務局				
活動内容	被災者への救援と神戸港の復旧のため、義捐金の拠出、救援物資の輸送、宿泊施設の提供及び海運界から見た神戸港復興への提言を公表した。また、神戸市等からの要請で復興の検討に参画した。				

建設(インフラ整備等)

活動の分野	救出・救護				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	兵庫県建設業協会、大阪府建設業協会				
活動内容	行方不明者の捜索、救援活動に当たって、重機(コンボ、パワーショベル、クレーン車等)配備の作業部隊の応援が必要になることから、兵庫県及び大阪府の建設業協会に対して、作業部隊の編成を依頼した。				

建設(インフラ整備等)

活動の分野	建設全般の応急				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	関西電力株式会社				
活動内容	単独柱が多数倒壊したNTTや、高速道路被害と鉄道被害により影響を受けた日本高速通信・日本テレコム、通信ルートが途絶したJRや阪急電鉄においては、迂回ルートを確認するため、関西電力に計2000本の共架申請を行った。配電線支持物の建柱が早期に行われた関西電力では、この共架申請を受け入れた。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	建設全般の復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	本州四国連絡橋公団第一管理局				
活動内容	緊急支援活動として、大規模橋梁の診断・復旧計画の作成を行った。また、地元被災住民等への援助として公団所有給水車、公団船舶を用いた給水活動及び食料品・医療品・防寒着等の供与や、損壊家屋における残材撤去等を実施した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 6)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、
 は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

建設(インフラ整備)

活動の分野	建設全般の復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本建設業団体連合会(日建連)、(社)日本橋梁建設協会(橋建連)				
活動内容	救援・復旧等の要請と人材の派遣、建設関連資材、車両、機器の提供を行った。 地震から2ヶ月間に、日建連会員57社(建築部門も含む)に対して113の公共機関及び10,047社の民間企業から救援の要請があった。57社の従業員、作業員、延べ64.4万人(約60%が土木関係)が震災直後の緊急調査・緊急措置のため、および一段落後の調査及び応急復旧、本復旧のために派遣された。また、延べ12.4万台にわたる重機類の提供と多くの資機材の提供が行われた。橋建連会員各社は関係行政機関の要請に基づいて540件の緊急対策・応急復旧に従事し、ペント474本(5m換算)、サンドル150本(3m換算)等の資機材を搬入した。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	建設全般の復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)建設コンサルタンツ協会				
活動内容	救援・復旧の要請に基づく支援活動において、建設コンサルタントは、建設省、運輸省、県市町村、公団、鉄道等から協力要請を受けて、主に各種公共土木構造物等復旧に関わる調査・設計活動に従事した。平成7年1月17日～平成7年3月16日の2ヶ月間に、建設コンサルタンツ協会員のうちの延べ3739社、32,500人が支援業務に参加した。支援活動のピークは1月末から2月上旬であり、鉄道関係は2月末に、その他は3月末までにほぼ終了した。港湾関係の支援は2月に集中した。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	建設全般の復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本土木工業協会関西支部				
活動内容	緊急復旧支援及び生活必需品、ブルーシート等の支援や、人命救助の補助的業務として、災害発生と同時に会員が自主的に実施した。但し、倒壊家屋等の撤去について被災地より団体に要請があったものについて会員に協力要請を行った。その他、行政の要請により六甲山系の地すべり調査を行った。				

建設(インフラ整備等)

活動の分野	資機材の貸し出し				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					機材の援助
支援活動した団体・業界	兵庫県土地家屋調査士会				
活動内容	兵庫県土地家屋調査士会の多くの会員の測量機器が損害を受けており、測量機器業者に無料の点検と中古の無料貸し出しを依頼した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 7)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、 は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

建設(インフラ整備)

活動の分野	消火資材の供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	各ホースメーカー				
活動内容	神戸市消防局は、65mmと50mmホースの併用であったため、各メーカーはそれらのホースへの金具取付けを最優先させた。被災地域での交通混乱が予想され、「消防ホース緊急支援物資輸送中」の横断幕も準備し、19日早朝には、トラックは出発した。ホースメーカー3社は、神戸市消防局の要請を受けて不足するホースを補充するため最大限の努力をして、その時点で出荷できるすべてのホースを出した。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	上水道の応急復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本水道協会、兵庫県空調衛生協会				
活動内容	水道では(社)日本水道協会内に緊急対策本部が設置され、全国の都道府県から復旧のための資材が提供された。また、被災を免れた県内市町をはじめ近隣府県からの復旧応援チーム、それに兵庫県空調衛生協会などの民間団体も出動し復旧作業を急いだ。復旧作業にあたっては、水量の確保がカギとなったが、淀川から水利権許可量を超える緊急取水の了解が建設省近畿地方建設局から得られたことにより、阪神間の水道復旧が進んだ。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	上水道の応急復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本水道協会				
活動内容	上水道の応急復旧工事に際し、(社)日本水道協会の技術専門員の派遣を仰いだ。そのアドバイスを受けて5日目あたりから浄水場に近いところから幹線を調べて漏水箇所を修繕し、順次幹線に沿って下ってゆき、枝線に入り、面的復旧を図る方法に転換した。応急工事は立ち上がりこそ遅れたものの、以後全国からの支援を受けて、わずか42日間でほぼ完了することができた。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	上水道の応急復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	塩化ビニル管・継手協会、日本ダクタイル鉄管協会、日本水道鋼管協会				
活動内容	水道の復旧のため、資材の確保を行った。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等(No.8)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

建設(インフラ整備)

活動の分野	上水道の応急復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本水道協会、全国管工事業協同組合連合会、(財)水道管路技術センター、(社)上下水道コンサルタント協会、日本水道工業団体連合会、全国簡易水道協議会				
活動内容	水道の復旧のため、復旧工事の支援をした。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	上水道の応急復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本水道協会、日本ダクタイル鉄管協会、日本水道鋼管協会、日本水道工業団体連合会、全国管工事業協同組合連合会				
活動内容	全国から駆けつける復旧部隊(水道事業者等)の割り振り、情報整理を行った。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	上水道の応急復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(財)西宮市水道サービス協会				
活動内容	1月17日の震災当初から水道局の応援体制に入った。主な活動は、給水応援(給水車、各給水拠点での給水活動、給水者の整理等)、市民からの電話、窓口での対応、工事、修繕等の作業、連絡、書類等整理の諸業務などであった。協会職員の活動は2月28日まで続けられ、その間、延べ1286人、44ヶ所の給水地点に及んだ。				

建設(インフラ整備等)

活動の分野	相談対応				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	神戸市管工事協同組合				
活動内容	排水設備はそれぞれ個人で管理するものであるが、神戸市にも相談や修理業者の問い合わせ等の電話が殺到した。これらの市民の要請に対応するために、民間の排水設備工事業者の団体である神戸市管工事協同組合に、主に業者紹介や相談の窓口を設置し、その情報の一元化を図り、迅速な対応を実施した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等(No.9)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

建設(インフラ整備)

活動の分野	測量				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	建設省国土地理院、測量コンサルタント各社、各測量会社				
活動内容	震災により、異常をきたした国家基準点や、町が設置した基準点の復旧のため、GPS等の技術を利用して再計測し、地盤の移動量を求めた。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	鉄道の復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	鉄道総合技術研究所、鉄道各社				
活動内容	鉄道の復旧工事においては鉄道総合技術研究所と鉄道各社から技術的、人的、物的な支援が行われた。とくに復旧工法の検討、策定、品質管理等における技術的、人的支援ならびに架線延線車等の重機類の支援等により早期復旧が進められた。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	道路の復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本アスファルト合材協会、兵庫県アスファルト合材協会、大阪アスファルト合材組合				
活動内容	道路の復旧工事資材であるアスファルト合材を輻輳している車両を縫って、定められた時間に運搬する必要があった。道路管理者である近畿地方建設局から「工事用緊急車両」のステッカーの交付を受け、運搬車両の前面に掲げて運搬した。それでも運搬には常態の5~6倍の時間を要した。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	被害調査				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本建築構造技術者協会関西支部				
活動内容	神戸市公共建築物震災調査のため、神戸市公共建築物震災調査委員会に調査委員101名を派遣した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等(No.10)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、
は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

建設(インフラ整備)

活動の分野	被害調査				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した 団体・業界	建設コンサルタント協会				
活動内容	支援内容は被災状況調査・復旧計画・二次災害防止等のソフト部門であり、事業者からの要請による緊急要員提供、現況調査、復旧検討、被災額算出等、建設コンサルタンツ協会からの要請による調査、自社設計構造物等を対象とした自主的被災調査を行った。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	被害調査				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した 団体・業界	(社)全国建築物飲料水管理協会兵庫県支部				
活動内容	飲料水貯水槽の被害状況を把握した。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	被害調査				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した 団体・業界	(社)日本下水道管路管理業協会				
活動内容	下水道管路が多く被災し、その機能を失ったため、約1200Kmに及ぶ管路の被災状況を調査した。				

建設(インフラ整備等)

活動の分野	被害調査				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した 団体・業界	神戸市土木協力会				
活動内容	被災の激しかった東灘から垂水地区では、汚水を各家庭の排水設備を通じて公共下水道に早く取り込むため、神戸市土木協力会70社の応援で、各戸の接続樹と取り付け管の総点検を実施した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等(No.11)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

建設(インフラ整備等)

活動の分野	被害調査				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	(財)兵庫県プロパンガス保安協会				
活動内容	1月17日、(財)兵庫県プロパンガス保安協会の9支所に対し、兵庫県はLPガス消費世帯の被害状況を調査報告するように指示した。18日、(財)兵庫県プロパンガス保安協会は設備の安全点検に着手するとともに、一般住民からの電話相談窓口を開設した。1月30日、(財)兵庫県プロパンガス保安協会は、LPガス消費世帯の安全点検を終了した。				

建設(インフラ整備等)

活動の分野	被害調査				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	(財)兵庫県公園協会				
活動内容	1月17日、(財)兵庫県公園協会を主体に県立都市公園の施設点検を行った。				

建設(インフラ整備等)

活動の分野	被害調査				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	石油化学工業協会				
活動内容	石油化学工業協会において企業間での製品相互融通体制、共同輸送が検討され、工業ガスユーザーの配送についてメーカーが協力体制を検討した。				

建設(インフラ整備等)

活動の分野	被害調査				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	日本下水道事業団				
活動内容	下水道の被害に対し、1月18日から1月25日まで1次調査、1月26日から4月30日までの2次調査を実施した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 12)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

建設 (インフラ整備等)

活動の分野	被害調査				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援 (技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	土木工事業界、管路維持協会、神戸市土木協力会、等				
活動内容	管路施設の被害状況の把握のための調査、および、応急復旧作業を行った。全ての作業を含めて委託期間は、1995年1月17日から3月31日までであった。				

建設 (インフラ整備)

活動の分野	被災建物の評価				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援 (技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本建築構造技術者協会関西支部				
活動内容	被災建物の復旧計画の構造安全性についての評価のため、(財)日本建築センター、(財)日本建築総合試験所による「被災建物復旧評価委員会」へ6名の委員を派遣した。				

住宅 (建築関連)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援 (技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本建築構造技術者協会、建設省建築研究所、(社)日本建築学会、(社)日本建築士会連合会				
活動内容	被災建物の詳細調査に対して、神戸市中央区、灘区、西宮市、芦屋市の特定建物の詳細調査を派遣会員14名、述べ36人日にて実施した。また、芦屋市南西部17ブロックの詳細調査として、派遣会員15名、延べ33人日を実施した。				

住宅 (建築関連)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援 (技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	西日本電信電話株式会社 (NTT)				
活動内容	地震被災建築物応急危険度判定士の派遣が必要があり、一般建物、兵庫県、社会福祉施設の危険度を診断するため地震被災建築物の応急危険度判定士5名を派遣した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 13)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

住宅 (建築関連)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援 (技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県建築士会、(社)兵庫県建築士事務所協会、兵庫県設計監理協会				
活動内容	戸建住宅を対象とした被災建築物応急危険度判定を行った。				

住宅 (建築関連)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援 (技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本建築構造技術者協会関西支部				
活動内容	被災建物のうち、大被の建物、判定黒紙の建物の詳細調査のため、調査員33名を派遣した。				

住宅 (建築関連)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援 (技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本建築構造技術者協会関西支部、被災度判定体制支援会議				
活動内容	被災度の判定へのボランティア330名を派遣した。				

住宅 (建築関連)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援 (技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県建築士会				
活動内容	住民の安全を護るために、被災建築物の応急危険度判定 (安全・要注意・危険)を行う必要があったので、建築士が専門家として判定を行った。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 14)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

住宅 (建築関連)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援 (技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本建築家協会北海道支部				
活動内容	被災度判定建築相談として、被災にあった建物を3人1組で「全壊」「半壊」「一部損壊」の判定をし、調査シートを神戸災害対策部に提出した。(3階以下の木造建築のみ)				

住宅 (建築関連)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援 (技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本建築構造技術者協会、各建築士会				
活動内容	被災建物の被災2次判定 (詳細判定)として、芦屋市南部60ブロック内の共同住宅994棟について詳細調査を派遣会員105名、延べ327人で実施した。				

住宅 (建築関連)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援 (技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本建築士会連合会、JIA、事務所協会、住団連				
活動内容	応急危険度判定活動に際し、建設省より要請を受け、大阪、兵庫、徳島等周囲の建築士会からボランティア1007名の建築士が応急危険度判定活動に参加した。大阪に支援本部を設け、様々な連絡調整の活動を行った。				

住宅 (建築関連)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援 (技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	三原町建築士事務所協会				
活動内容	全半壊判定と危険建物判定の必要性から、支援要請の申し出のあった全ての町職員とペアになり、判定を行った。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 15)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

住宅(建築関連)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本建築技術者協会中国支部、兵庫県総合住宅相談所				
活動内容	地震被災建築物緊急調査及び被災建築物相談に対し、応急危険度判定を行い、調査シートに記入、データ化(本部)を行った。また、神戸建築相談所や分譲マンション復興相談センターへの協力(調査、耐震診断)を実施した。				

住宅(建築関連)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本建築構造技術者協会				
活動内容	1月25日から2月1日まで、全共同住宅等の応急危険度判定調査を実施した。調査の実施に当たっては、兵庫県南部建築物応急危険度判定支援本部が応急危険度判定現地調査団を結成し、各市から調査員が派遣された。さらに(社)日本建築構造技術者協会のボランティア会員による支援を受けた。				

住宅(建築関連)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本建築構造技術者協会、(社)日本建築士会連合会、日本建築学会				
活動内容	建築構造の専門家として、被災度調査等災害対策支援を行った。災害対策委員会を(社)日本建築構造技術者協会に設置し、会員よりボランティアを募集し、派遣した。				

住宅(建築関連)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	地元建築関係団体(建築士事務所協会、建築士会、新日本建築家協会等)				
活動内容	1月18日より地元建築関係団体が地域担当の範囲を決めた上で戸建て住宅の危険度判定を行った。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 16)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

住宅(建築関連)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	兵庫県南部地震被災度判定支援会議(建築関係14団体)				
活動内容	建築関係14団体からなる「兵庫県南部地震被災度判定支援会議(委員長:岡田恒男東大教授)」では、全国からのボランティアの民間建築士、学術経験者を募り、建築巡回相談員を被災地に派遣した。このボランティア活動は、1月27日から開始され、延べ4539名、最大1日あたり約500名のボランティアが被災公共団体と連携し、被災した戸建て住宅等に関する住民の相談に当たった。この活動は、2月27日まで続けられ、26196棟の建築物の相談に応じた。				

住宅(建築関連)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	地元(兵庫県)建築士事務所協会、他府県(兵庫県外)建設業協会等				
活動内容	宝塚市において、戸建て住宅については地元建築士事務所協会や他府県の建設業協会等のボランティア建築士の協力により、平成7年1月25日から2月10日にかけて、調査希望者に対して応急危険度判定調査を実施した。(調査件数2463件、従事者述べ人数631名)				

住宅(建築関連)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	兵庫県建築士事務所協会、静岡県の民間団体からのボランティア等				
活動内容	芦屋市においては、応急危険度判定相談所が設置され(1/28~2/10)、兵庫県の建築士事務所協会や静岡県の民間団体からのボランティア、支援会議ボランティアなどの調整が行われた。				

住宅(建築関連)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	JIA(新日本建築家協会)				
活動内容	JIAはボランティア活動として東灘、灘区の建物被害診断を実施した。西日本各地の支部の応援もあり、この活動は市民から感謝された。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 17)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

住宅(建築関連)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本建築構造技術者協会中部支部				
活動内容	危険度判定員として会員及び希望者の募集をした。				

住宅(建築関連)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	住宅都市整備公団				
活動内容	震災翌日の18日から22日までの間、兵庫県は各市、建設省、住宅都市整備公団、他府県の建築職員延べ約1400人の調査人員を動員し、被災地内の建築物を目視点検する建築物の安全チェックを神戸市を中心に実施し、危険が大きく倒壊等による二次災害の恐れがある建築物2825件に対し、「使用禁止」のステッカーを建築物の見やすい場所に貼付した。				

住宅(建築関連)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術者支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県建築士事務所協会、(社)新日本建築家協会静岡部会、(社)静岡県建築士会浜松支部、(社)住宅生産団体連合会				
活動内容	県のもと市も加わり、応急危険度判定相談所を開設し、戸建て住宅の応急危険度判定調査を実施した。(受付は1月28日から2月7日、調査は2月10日まで)。当初、(社)兵庫県建築士事務所協会、(社)新日本建築家協会静岡部会、(社)静岡県建築士会浜松支部等から支援を受け、2月からは(社)住宅生産団体連合会より大がかりな支援が加わった。				

住宅(建築関連)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	住宅都市整備公団				
活動内容	1次判定後さらに、1月23日から2月9日にかけて、被災地内のマンション、アパート等のすべての共同住宅及び長屋に対し、建築物の被災度チェックを実施した(2次判定)。これは、兵庫県は各市とともに、建設省、住宅都市整備公団、35都道府県等の応急危険判定することの可能な職員の応援を得て、延べ5068人により、被災建築物46610棟を外観目視調査し、その結果を「危険(使用不可)6476棟」「要注意(一時立ち入り可)9302棟」「調査済(使用可)30832棟」の3段階に区分した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 18)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、
は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

住宅 (建築関連)

活動の分野	仮設住宅				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	(社)プレハブ建築協会				
活動内容	建設大臣を通じ、(社)プレハブ建築協会に対し生産供給体制の確立など全面的協力を要請、翌19日には、2961戸の応急仮設住宅を第1次分として発注、翌20日に4地区482戸分の工事が着工した。その後、順次仮設住宅の建設を行った。				

住宅 (建築関連)

活動の分野	仮入居住宅				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識業務 (相談業務)
支援活動した団体・業界	兵庫県商工会議所連合会				
活動内容	1月24日、兵庫県商工会議所連合会等を通じて、受け入れ可能な企業社宅、保養所等の情報収集を行った結果、県内外の28企業から433戸の提供申し出があった。これを整理し、記者発表(1月30日、2月7日)を行うとともに、被災者への情報提供に努めた結果、遠隔地の社宅等は低調ではあるが、被災地に近いところから被災者の入居が進み、2月末までに194戸の入居が行われ、その後最終的には、217戸の入居をみた。				

住宅 (建築関連)

活動の分野	仮入居住宅				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	雇用促進事業団				
活動内容	被災者が公営住宅への入居を希望する場合には最大限の配慮をする旨を内容とする1月19日付建設省通達「兵庫県南部地震に伴う公営住宅への一時入居の取り扱いについて」に基づき、雇用促進事業団が空き家1733戸を被災者用に確保し、同事業団兵庫雇用促進センター(神戸市内)において、一時入居の募集を始めた。				

住宅 (建築関連)

活動の分野	資材の安定供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援 (相談業務等)
支援活動した団体・業界	(社)全国木材組合連合会				
活動内容	復興資材の安定供給のため、近県各組織を通じて資材供給の体制を準備した。また、価格監視を行い、相談窓口を設置した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 19)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

住宅(建築関連)

活動の分野	住宅の修繕				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県建築士事務所協会				
活動内容	戸建て住宅の応急診断に引き続き、県内外のボランティア建築士の応援を得て、全ての応急診断要請に応えつつ、既に外観目視診断を済ませた所有者等の方々に詳細な診断実施期間の紹介や補修工事等についての相談に応じた。				

住宅(建築関連)

活動の分野	住宅の修繕				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務)
支援活動した団体・業界	神戸市建築協力会				
活動内容	災害市民相談として、臨時電話を使用する電話相談形式で住宅の応急修繕相談を神戸市建築協力会と協力して開設した。相談内容は、個人住宅の応急修繕等及び修繕業者の紹介であった。				

住宅(建築関連)

活動の分野	住宅の復旧・復興				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	神戸市内の建設業者、神戸市外の建設業組合				
活動内容	被災者の自立支援として、長期化する避難所生活を早期に解消するために、被災家屋の早期復旧をお願いした。				

住宅(建築関連)

活動の分野	住宅の復旧・復興				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	住宅に関連する学識者、住宅産業、民間団体代表、等				
活動内容	住宅再生に向けてのビジョンの確立、早期の住宅復興に向けた取り込みの検討のため、「ひょうご住宅復興会議」として、「住宅復興の理念」、「住宅復興の方針」及び「住宅復興の具体的提言」として提言を受けた。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 20)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

住宅(建築関連)

活動の分野	住宅修繕相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
支援活動した団体・業界	(財)兵庫県住宅建築総合センター、住宅金融公庫大阪支店、神戸弁護士会、(社)兵庫県建築士会、(社)兵庫県宅地建物取引業協会、兵庫県住宅供給公社				
活動内容	被災県民の一刻も早い、住宅面からの生活復興を支援するため、被災住民を対象とした緊急の総合住宅相談所(無料)を関係団体の協力を得て実施した。 (財)兵庫県住宅建築総合センター:住宅に関する相談一般 住宅金融公庫大阪支店:災害復興住宅等の相談 神戸市弁護士会:民法を中心とした建物に関する法律相談 (社)兵庫県建築士会:住宅復興に関する建築・技術面の相談 (社)兵庫県建物取引業協会:不動産相談及び不動産情報の提供、あっせん 兵庫県住宅供給公社:ひょうご県民住宅制度関係のトラブル、公社住宅のあっせん等				

住宅(建築関連)

活動の分野	住宅相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県建築士事務所協会				
活動内容	兵庫県では、(社)兵庫県建築士事務所協会を窓口にし、都市ボランティア建築士の応援を得て、2月10日から3月末まで神戸市内・西宮市内で被災住宅の応急診断等の相談に応じる「住宅復旧相談センター」を開設した。				

住宅(建築関連)

活動の分野	住宅総合相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県宅地建物取引業協会、(社)兵庫県住宅建築総合センター、住宅金融公庫、分譲マンション復興相談センター				
活動内容	被災者に対する住宅に関する相談窓口を設置した。(社)兵庫県宅地建物取引業協会が所有する兵庫県不動産会館(7階建)の2階フロアの半分を県の要請を受け神戸住宅総合相談所として提供した。相談所には、協会の相談員を派遣し、関係機関と連携して、被災者に対する住宅に関する相談に対処した。				

住宅(建築関連)

活動の分野	情報提供				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
支援活動した団体・業界	(株)リクルート				
活動内容	住宅復興に関する総合的な情報の提供を行った。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 21)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、
は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

住宅(建築関連)

活動の分野	神戸震災住宅復興生活協同組合の設立				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	神戸震災住宅復興生活協同組合、司法書士会、弁護士、建築士会(他府県)、住設メーカー、商社、ゼネコン				
活動内容	被災後、住宅再建に苦しむ被災者に対し、ビジネスとして取り組んだ大手ハウスメーカーをはじめとする企業に対し、メディア等の協力も得ながら問題提起(協力・支援を要請)を行ったが、受け入れられなかった。被災者が組合員となり、生活協同組合を設立し、自力での住宅再建を行った。また、大手住設メーカー、ゼネコンをはじめ、他府県、海外に向けても支援、協力を要請した。				

住宅(建築関連)

活動の分野	相談業務				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本建築構造技術者協会関西支部、大阪府建築士会				
活動内容	被災地における被災住民(分譲マンション住民)の相談に対して、相談員を派遣した。				

住宅(建築関連)

活動の分野	相談業務				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務)
支援活動した団体・業界	(社)日本建築構造技術者協会				
活動内容	被災建物に関する被災者の相談に際し、建築構造の専門家として対応し、貢献した。相談窓口を開設し、個別建物への相談、学校等避難施設の安全性についての相談等に応じた。当協会の他の活動のペースキャンプ、連絡窓口の役割も担った。常時3~4人で電話対応を行った。				

住宅(建築関連)

活動の分野	相談業務				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	(財)兵庫県住宅建築総合センター				
活動内容	住宅再建等に伴う法律問題、税、建設技術、住宅融資その他の支援策等について、総合的な相談に応じる窓口が必要とされたため、関係団体から専門家の派遣を受けて、総合住宅相談所を開設した(被災地内に最大9ヶ所)。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 22)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、 は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

住宅 (建築関連)

活動の分野	賃貸物件の紹介				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援 (相談業務)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県宅地建物取引業協会				
活動内容	被災者に対する賃貸物件情報提供として、賃貸物件情報を有する会員を協会事務局でとりまとめ、賃貸物件を希望する被災者に対して、会員を紹介した。				

住宅 (建築関連)

活動の分野	撤去・解体				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助 (土地の援助)
支援活動した団体・業界	国鉄精算事業団				
活動内容	東加古川仮設住宅は、兵庫県が国鉄精算事業団から約10万平方メートルを借りて建設した。867世帯、1900人が生活し、六十五歳以上の高齢者は34%に及んだ。同事業団所有の仮設住宅用地は、神戸、西宮などにも計9カ所あるが、東加古川は最大規模であった。				

住宅 (建築関連)

活動の分野	被害調査				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援 (技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	新日本建築家協会				
活動内容	(公費解体撤去のための届け出に対する)現地調査に際し、地元建築家の尽力により、新日本建築家協会の全面的協力が得られた。平日は本来の業務のため土・日曜日に限られたが、岡山・山口も支部のを中心に九州・四国からの応援もあり、2月の毎土・日曜日、延べ200人に上る建築士に長田区の家屋を調査してもらった。				

住宅 (建築関連)

活動の分野	物質輸送				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援 (技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県トラック協会				
活動内容	カナダ総領事からマルチドーム型テントの寄付申し出があり、集会室、子供の遊び場等の多目的利用のため、35張の寄贈を受けることとした。避難所・大規模仮設団地への設置を計画し、その搬送には自衛隊と(社)兵庫県トラック協会が受け持った。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 23)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

都市計画・まちづくり関連

活動の分野	ひょうご都市づくりセンターの設置				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	(財)兵庫県都市整備協会、兵庫県建築会、区画整理士協会近畿支部、兵庫県不動産鑑定士協会、神戸弁護士会 他				
活動内容	震災復興土地区画整理事業等面的な市街地復興の事業が実施される地区以外においても、市街地の復興を進める必要があったため、(財)兵庫県都市整備協会に「ひょうご都市づくりセンター」を設置し、一級建築士、都市計画コンサルタント等の専門家に登録してもらい、地区の復興まちづくりを行う住民団体に派遣することで、住民主体の復興まちづくりを支援した。				

都市計画・まちづくり関連

活動の分野	相談業務				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	JIA(新日本建築家協会)、(社)再開発コーディネータ協会				
活動内容	建設省より、JIA会員も加わっている(社)再開発コーディネータ協会の傘下会員の復興現場出勤要請を受けて、まず2月16日から県、市との協議の上復興相談所(県)に連日、西宮、神戸の2カ所に各3名ずつの相談員派遣を行った。この相談所は2名で現在(1996.1)も続いており(現在は県費用負担)市民のいろいろな復興についての相談に乗っている。				

都市計画・まちづくり関連

活動の分野	復興まちづくり				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本建築構造技術者協会関西支部				
活動内容	神戸市公共建築復興基本計画の検討のため、標記検討委員会に委員を6名を派遣した。				

都市計画・まちづくり関連

活動の分野	復興まちづくり				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	(社)日本建築構造技術者協会				
活動内容	公共建築物の被災度調査支援、及び復興計画立案への支援として、神戸市内212施設1366棟を調査した。神戸市公共建築復興計画報告書作成に参加した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 24)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、
は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

都市計画・まちづくり関連

活動の分野	復興まちづくり				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	(社)建設コンサルタンツ協会近畿支部				
活動内容	行政機関等からの要請により被害調査、復旧計画の策定を行った。				

都市計画・まちづくり関連

活動の分野	復興まちづくり				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知的支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	関西建築家ボランティア等				
活動内容	専門能力を活用したボランティアとは、医師、看護婦、臨床検査技師などの医療関係者、弁護士、建築家などが挙げられる。例えば、建築家の集団では、関西建築家ボランティアなどいくつかの団体が、震災直後は住宅の被災度の診断などを行い、復興期に至ってまちづくりへの支援活動などを行った。				

都市計画・まちづくり関連

活動の分野	法律相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知的支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	阪神・淡路まちづくり支援機構				
活動内容	阪神・淡路まちづくり支援機構の活動として、各地区まちづくり協議会等の住民団体の集会所、仮設住宅のふれあいセンター等へ出向いての巡回相談の実施。相談会及び機構に直接、市民からまちづくりや支援申し込みを受け、事務局委員会で審査の上、受理した事案に構成団体会員で専門家を編成し派遣する事業を行った。				

雇用・経済・消費活動

活動の分野	雇用の確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					その他
支援活動した団体・業界	(財)兵庫県勤労福祉協会				
活動内容	(財)兵庫県勤労福祉協会内の被災地しごと開発事業は、仮設住宅に現在入居している者、あるいは仮設住宅を撤去した者、もしくは自宅を全壊ないし全焼した45歳以上60歳未満の者で現在就業していない者を対象に、軽易な仕事を提供し、被災者の自力再建を支援するねらいのもとに実施した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 25)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

雇用・経済・消費活動

活動の分野	雇用の確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					その他
支援活動した団体・業界	関西経営者協会				
活動内容	関西経営者協会の会長である松下電工が、内定取り消しに遭った学生を「20人程度で採用したい」といち早く表明し、追隨する企業が出た。				

雇用・経済・消費活動

活動の分野	雇用の確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	神戸商工会議所、兵庫県、ハローワーク、兵庫県経営者協会				
活動内容	企業の被災等により失業を余儀なくされた方や採用内定取り消しを受けた学生の就職を支援するため、就職面接会を兵庫県、ハローワーク、兵庫県経営者協会との主催で平成7年3月22日と9月28日に開催した。				

雇用・経済・消費活動

活動の分野	雇用相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	神戸商工会議所				
活動内容	今回の震災による失業者の雇用の場の確保を支援するため、平成7年3月より本所会員企業や近畿圏内各商工会議所の会員企業に求人情報の提供を呼びかけた。日々寄せられた求人情報(全568社・2073名)を随時とりまとめ冊子にして本所及び各区役所で配布した。併せて求人情報の一部を会議所ニュース3月号から10月号に渡り掲載する等により求職者に情報提供を行った。				

雇用・経済・消費活動

活動の分野	雇用相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	神戸商工会議所				
活動内容	中央支部では新規開業予定者を対象に中小企業診断士が個別にきめ細かく指導する「新規・独立開業特別相談室」を11月9日・16日に開催し、計21件の相談に応じるなど積極的に事業を展開した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 26)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

雇用・経済・消費活動

活動の分野	雇用相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	神戸商工会議所				
活動内容	被災に係るパート雇用問題説明・相談会。震災後のパートタイム労働者の雇用の維持に悩む事業主を対象に、パート雇用説明・相談会を平成7年3月24日に開催した。当日は、被災に伴うパートタイマー対策について本所専門相談員(社会保険労務士・岡西英二郎、富岡忠彦・中川秀和各氏)より雇用調整助成金における特例措置等の説明を行った後、個別相談会を実施し、18社の参加があった。				

雇用・経済・消費活動

活動の分野	雇用相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	兵庫県社会保険労務士会、弁護士会、行政書士会、公認会計士会、建築士事務所協会、近畿税理士会、司法書士会、不動産鑑定士協会				
活動内容	被災した事業主及び従業員を対象に、雇用問題等について各行政等から相談員派遣要請があった。本会事務局で電話を引き雇用問題ホットラインを始め、兵庫県、神戸市を始めとする自治体及び兵庫労基局、県雇用保険課等からの要請により相談員を派遣した。				

雇用・経済・消費活動

活動の分野	中小企業経営相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	中小企業関係業界、技術士会、中小企業診断士協会、政府系中小企業金融機関、大阪弁護士会、近畿税理士会等				
活動内容	被災事業者の事業再開等に関する各種相談に総合的かつ機動的に対応するために、1月23日に国、県、市町、商工会議所等関係団体が一体となって運営する「中小企業総合相談所」の設置を決定した。多数の行政機関、関係団体等から相談員の派遣を求め、法律相談や税務相談にも対処できるように大阪弁護士会、近畿税理士会に派遣要請をし、ボランティアでの協力を受けた。				

雇用・経済・消費活動

活動の分野	中小企業経営相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	神戸商工会議所				
活動内容	震災後の混乱が続く最中の1月25日、中小企業のための総合相談窓口として兵庫県南部地震中小企業総合相談所が、神戸市、西宮市、津名町の3カ所に設置され、神戸市内は神戸市産業振興センタービル6階に設置された。これは、国、県、市・町、政府系中小企業金融3機関、中小企業事業団、そして商工会議所、商工会などの機関が担当職員を派遣し、被災地中小企業者の事業再開等に関する各種相談に総合的かつ機動的に対応することを目的にしたものである。本所も同総合相談所に経営指導員を常時2名派遣したが、4月26日までの92日間、1日も休むことなく相談に応じた結果、相談件数は計10773件に上った。その内訳は圧倒的に金融相談(9221件)が多く、次いで労務、経営となった。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 27)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、
は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

雇用・経済・消費活動

活動の分野	被害調査				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	商工会議所、商店連合会、農会長会				
活動内容	商工業、農業の被害調査のため、ローラー作戦での実態調査を行った。				

雇用・経済・消費活動

活動の分野	被災相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	神戸商工会議所				
活動内容	事業用建物の復旧を支援するための窓口を 本所建設部会の議員各社を中心とした有力会員の協力を得て、2月7日に設置した。相談は4月26日までの毎週月曜日から金曜日、事前予約を原則に、本所各支部及び兵庫県南部地震中小企業総合相談所に設置した。また、相談には各社の専門家がボランティアであったり、窓口相談、現地での建物危険度調査など初期的な相談に当たったが、補強・復旧・再建築等の工事が必要な場合は、先方の希望により施工業者(有償)をあせしめた。				

雇用・経済・消費活動

活動の分野	募金活動				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					資金援助(助成金含む)
支援活動した団体・業界	日本生活協同組合連合会				
活動内容	コープこうべの店舗他施設の復興と営業再開を支援した。災害支援の募金活動をした。全国の会員生協に呼びかけ、半年間で延べ1万人の職員のボランティアを派遣した。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	ガスの供給業				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	大阪ガス株式会社				
活動内容	顧客隊は、地震発生から1ヶ月半を経過しても復旧が完了していない地域の顧客に対して、自治会、商店会単位に復旧スケジュールを説明し理解を得ることを目的に2月23日に発足した。活動内容は、当該地区の復旧計画の調査、確認、自治会長または代理者への訪問と説明、必要に応じてカセットコンロ、ボンベ貸与の打ち合わせと風呂・シャワーサービスの紹介・個別の顧客による開栓時期の問い合わせへの対応等であった。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 28)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、
は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	応急給水				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	水道事業業界				
活動内容	緊急給水に関する支援として、給水車を自衛隊から250台、建設省および全国都道府県の水道事業者から866台、その他民間102団体からの多数の参加があった。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	応急給水				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県建設業協会				
活動内容	応急給水のため、生活用水を搬送した。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	緊急物資輸送・確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県トラック協会				
活動内容	避難所へ搬送するために確保した毛布を、自衛隊とともに搬送した。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	緊急物資輸送・確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	兵庫県石油商業組合				
活動内容	2月4日には、屋外避難者用テントへの暖房用灯油の輸送について、自衛隊の業務の一部を県が引き継ぐことになった。近畿通産局石油課、災害対策本部、兵庫県石油商業組合の3者による調整を行い、2月10日に供給システムを確立し、2月13日から県が引き継いだ。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等(No.29)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、
は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	緊急物資輸送・確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	流通業界				
活動内容	ダイエーは地震発生1時間後に対策本部を設置して、トラック、タンクローリーの他、ヘリコプター、フェリーをチャーターしており、お釣りで混乱しないように金融機関の協力を得て小銭を調達して、物資の輸送を行った。また、セブン・イレブン・ジャパンはヘリコプターとバイクを併用した輸送を行った。ニチヤやローソンでは、渋滞で車が行けない店舗まで、自転車、徒歩による人海戦術での輸送を行った。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	緊急物資輸送・確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	医薬品・食品・飲料メーカー				
活動内容	医薬品・食品・飲料メーカーが自社製品を救援物資として拠出した。このことがその後のパニック防止に役立った。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	緊急物資輸送・確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	日本赤十字兵庫県支部				
活動内容	厳しい寒さのため毛布の確保が早急に必要となったため、県の各地域での備蓄分10000枚および日本赤十字兵庫県支部等の備蓄を活用した。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	緊急物資輸送・確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	県経済農業協同組合連合会				
活動内容	おにぎり用の米については、農林水産省兵庫食料事務所加古川支所及び県経済農業協同組合連合会と調整し、同連合会加西精米工場を補給基地とした。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 30)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、
は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	緊急物資輸送・確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	コープこうべ				
活動内容	1973年のオイルショックを機に、1980年に「緊急時における生活物資確保のための神戸市と生活協同組合コープこうべとの協定」により、1月17日から2月27日までの間、パン56万個をはじめ食料品、日用品など35品目を調達した。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	緊急物質の輸送・確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県トラック協会				
活動内容	兵庫県からの依頼で、緊急救援物資等の輸送を行った。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	緊急物質の輸送・確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	(社)全日本トラック協会、(社)兵庫県トラック協会				
活動内容	災害地へ緊急的に必要物資を運ぶ必要が生じたため、地元協会との連携により、緊急輸送を行い被災地へ必要物資を運んだ。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	緊急物質輸送・確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	中国地方海運組合総連合会				
活動内容	物資の緊急輸送や代替輸送等の協力及び義援金の募金を行った。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等(No.31)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	緊急物質輸送・確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)鳥取県トラック協会				
活動内容	緊急物資輸送を行った。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	緊急物質輸送・確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	日本内航海運組合総連合会				
活動内容	被災地域に対する緊急海上輸送(緊急救援物資、復興物資等)として、生活必需品物資等の緊急輸送を内航海運事業社11社の協力を得て、無料で輸送した。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	緊急物質輸送・確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本旅客船協会、近畿旅客船協会、神戸旅客船協会、中国旅客船協会連合会、四国旅客船協会、九州旅客船協会連合会、大阪フェリー協会等				
活動内容	陸上交通機関が遮断したことに対応する代替輸送の確保等の必要が生じたため、代替輸送路の確保、救援要員・物資の輸送、食泊施設(ホテルショップ)としての旅客船の提供等について会員に協力を依頼した。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	緊急物質輸送・確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					資金援助
支援活動した団体・業界	(社)日本ボディファッション協会				
活動内容	救援物資(男性用・女性用下着)の手配(男性用:約250000枚無償、女性用:約450000枚有償)及び神戸新聞と自衛隊に義捐金(約500万円)を送金した。大手会員会社数社に物資供給を有償もしくは無償にて依頼した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等(No. 32)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	緊急物質輸送・確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	食料品スーパー、運送業				
活動内容	食料品の調達(主に牛乳、パン)を実施した。運送業は、空港から市役所まで救援物資を配送した。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	緊急物質輸送・確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	日本毛布工業組合				
活動内容	緊急避難物資としての毛布提供を行った。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	緊急物質輸送・確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	兵庫県靴下工業組合				
活動内容	被災者へ救援物資の靴下を贈ることを決定。地元の兵庫県の組合として全組合員に趣旨賛同を呼びかけるとともに全国の各産地組合への協力を行った。当組合から12万足、全国から18万足、計30万足を届けた。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	緊急物質輸送・確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	全国家庭用薄葉紙工業組合連合会、衛生薄葉紙会				
活動内容	トイレトペーパー、ティッシュペーパーを災害地へ緊急出荷した。災害発生日、トラックをチャーターし、会員の在庫を放出、現地へ搬送した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 33)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	緊急物質輸送・確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	兵庫県農業協同組合中央会、県内農協、生協、漁協				
活動内容	被災地への生鮮野菜の供給及び教育施設での入浴のサービスとして、県内農協へ支援要請を行い、参加農協でチームを組み、本会と県行政との協議・調整により供給活動を展開した(店舗が倒壊し供給源が切れていて、かつ、電気が復活したところを県と協議して活動した)。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	緊急物質輸送・確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	全国農業協同組合連合会				
活動内容	被災地への救援物資の輸送及び被災した共同利用施設の復旧のため、関係行政と連絡、協議を行い、迅速に対応した。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	緊急物質輸送・確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	(社)日本損害保険協会				
活動内容	非常食、衣料品、救急薬品、その他日用雑貨の寄贈や義捐金の支払い、並びに救援ボランティアのために損害保険料の寄贈を行った。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	炊き出しの実施				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	兵庫県食肉事業協同組合連合会・兵庫県食肉生活衛生同業組合・兵庫県調理師団体連合会				
活動内容	学校・公園等に避難している生活者への「炊き出し」の支援として、避難所において「牛鍋」、「カニ雑炊」、「粕汁」等の炊き出しを実施した。実施場所の選択に当たっては、生活者の環境が劣悪なところから順次に選定した。2月3日～2月17日の15日間に神戸市、西宮市、芦屋市内の49ヶ所所で約48000人に提供した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 34)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、または、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	炊き出しの実施				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	兵庫県食肉事業協同組合連合会、兵庫県食肉環境衛生同業組合、兵庫県調理師団体連合会				
活動内容	兵庫県は県内の食品関係団体に呼びかけ各団体の協力を得て地域防災計画による救助対策の一つである「炊き出し」を実施した。「炊き出し」の協力団体は、兵庫県食肉事業協同組合連合会、兵庫県食肉事業協同組合連合会、兵庫県調理師団体連合会の3団体であり、2月3日から17日までの15日間、49カ所の避難所で行われた。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	炊き出しの実施				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	西日本電信電話株式会社(NTT)				
活動内容	被災住民への食料の提供として、非常炊き出しの実施(豚汁と野菜)をした。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	炊き出しの実施				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	JAコープ神戸城崎郡日高町、JA日高農産物加工グループ				
活動内容	コープ神戸の第7地区本部は、城崎郡日高町やJAひだか農産物加工グループと協力し、神戸市内の避難所数箇所で、3000人分の炊き出しができる“マロニエ鍋”を4日間にわたって行った。また、JA神戸市西は、地震発生翌日の1月18日から22日間、毎日6000個のおにぎりを提供し続けた。農家の保有米は底をついたため、自主流通米の提供を依頼した。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	生活ボランティア				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	阪神大震災・被災地の人々を応援する市民の会				
活動内容	「阪神大震災・被災地の人々を応援する市民の会」は、大阪で活動してきた草の根の市民活動団体が窓口となり、戦後最大の災害に遭いながら復興に取り組む被災地の人たちを市民サイドで応援しようというネットワーク組織である。片づけや引っ越しの手伝い、トイレ用の水汲み、自転車等の補修、応援資材の配布、炊き出しの手伝い、「今、開いているお店マップ」のような生活情報の収集と提供、安否確認、避難所での電話受付、駅頭での案内(交番ボラ)、ベビーシッター、応援資材の提供などを行う、「よろず生活援助」等を行った。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 35)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	生活物資の確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	(社)日本乾電池工業会				
活動内容	懐中電灯の品不足が深刻となってきたため、(社)日本乾電池工業会に追加要請を行った。1月24日～25日にかけてグリーンピア三木(物資備蓄基地)に到着し、順次市町に配送した。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	生活物資の確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	(社)日本電機工業会				
活動内容	避難所へ約1000台洗濯機を配置、および給排水工事の必要な場所については工事を実施した。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	生活物資の輸送				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	兵庫県および近隣府県のトラック協会				
活動内容	避難所への食物や衣類、暖房器具類を届けるために、「トラック30台の抛出」支援を行った。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	生活物資の供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	日本歯磨工業会				
活動内容	被害者に対する物資の援助として、歯磨剤(60000個)、歯ブラシ(50000本)、入歯洗浄剤(8500個)を援助した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 36)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	生活物質の供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	日本作業手袋工業組合連合会				
活動内容	毎年恒例の愛知県作業手袋工業組合の新年会1月22日の席上で組合員の緊急動議にて支援の審議を行い、1月23日被災地へ手袋支援の案内状を発送した。1月30日被災地への手袋を輸送した。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	生活物質の提供				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	日本福祉用具供給事業者協会				
活動内容	協会及び個々の福祉用具販売・レンタル事業者に対しては、厚生省、自治体、関係機関等を通じて、ベッド、車椅子、紙おむつ等多様な支援物資の依頼が殺到したが、これに即時的に対応した。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	生活物質の輸送				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	日本貨物鉄道株式会社、(社)全国通運連盟				
活動内容	自治体が受け取りを承諾した荷物に対して、被災者に対する救助用寄贈品の輸送を無償で引き受けた。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	石油の供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	兵庫県石油商業組合				
活動内容	地震直後の停電で動力用電力がストップしポンプが動かなくなったため、手回しで給油した。行き場を失った地元被災者のために、セールスルームを一時的に開放し、停電で給油できないため灯油ストーブで暖め、約20人の被災者を受け入れた。緊急車両への優先給油や公平性を保つための制限給油を行った。灘区の給油所はボランティアに対し、無償で燃料を供給した。身元を証明したボランティアに受領書を書いてもらい、自社発行のガソリン券と灯油券を提供した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 37)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	入浴施設の提供				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	JAグループ				
活動内容	農村部のJA神戸市西、JA神戸市北、農業公園、FFパーク、自然休養村でおにぎりを作る。両農協で1日に約2万個、22日間続ける。また、農業公園・FFパークのお風呂を解放した。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	入浴施設の提供				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	温浴施設				
活動内容	温浴施設を経営しているが、震災時は近隣の人だけでなく、ライフラインが寸断されていた神戸市灘区、東灘区の方からも大勢の人が入浴にやってきた。入銭料を安くして提供したが、そうした取り組みが大変感謝されて、今も遠方から来られる方が多い。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	被害調査				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県電業協会、(社)大阪府電業協会				
活動内容	県有施設の電気設備の被害調査と応急処置を行った。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	物質の安定供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	JAグループ、兵庫県漁業協同組合連合会				
活動内容	仮設住宅入居者が増加したことに伴い、入居してすぐに主食の確保が難しい仮設住宅入居者に対し、1戸辺り10kgの災害用米穀を入居前に配布した。さらに、姫路中央卸売市場、明石地方卸売市場、神戸中央卸売市場等の協力を得て、新鮮カット野菜(サラダ)の提供を食料供給事情の悪い一部地域において実施(2月6日、7日)するとともに、小売り機能が崩壊している地区においては、JAグループと兵庫県漁業協同組合連合会による生鮮野菜や水産物の青空市を開催し、安価で新鮮な食料品を提供した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 38)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

法律・税金・保険

活動の分野	ボランティア保険の創設				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識援助
支援活動した団体・業界	(社)日本損害保険協会				
活動内容	(社)日本損害保険協会が保険料1ヶ月分を負担することにより、神戸市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、北淡町においてボランティア保険が創設された。				

法律・税金・保険

活動の分野	土地境界線の確定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	日本土地家屋調査士会、兵庫県土地家屋調査士会、阪神・淡路まちづくり支援機構加入団体				
活動内容	損壊した建物の滅失登記、無料登記相談、地盤変動の問題に対して、滅失建物の調査、境界の調査・測量、無料登記相談の開設を実施した。				

法律・税金・保険

活動の分野	被害調査				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	建設関係、民間企業ボランティア				
活動内容	固定資産税・都市計画税の減免のため、家屋の損壊状況の全戸調査を、職員50名とボランティア50名が2人1組で行った。				

法律・税金・保険

活動の分野	保険相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	保険業界、家電製品製造業界				
活動内容	保険金の支払いに関する問題や被災家電製品の感電・発火など二次災害の不安が生じるなか、専門性の高い生命保険、損害保険、家電製品の3項目について、1月25日から兵庫県立神戸生活科学センターにおいて、関係業界団体等の協力により月曜から土曜まで消費生活相談窓口を開設した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 39)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、または、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

法律・税金・保険

活動の分野	法律相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県不動産鑑定士協会、兵庫県弁護士会、阪神・淡路まちづくり支援機構及び自由業団体				
活動内容	震災後の土地価格の変動、罹災法に関連する土地問題、建物の滅失鑑定、罹災土地の評価、区分所有の建替に対して、自主的に月2回の無料相談会の開催を行った。また、阪神・淡路まちづくり支援機構への参加や自由業団体の合同無料相談会への参加、市及び県のコンサルタント登録を不動産鑑定士協会の取り組みとして行った。				

法律・税金・保険

活動の分野	法律相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	岡山弁護士会、大阪弁護士会				
活動内容	被災住民からのニーズの高い住宅問題の相談を、中央地区、長田地区、西宮地区の各現地本部において2月6日から11日まで、岡山・大阪両弁護士会の協力を得て家屋倒壊によって生じる借地、借家の問題を中心とした法律相談を実施した。				

法律・税金・保険

活動の分野	法律相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	兵庫県司法書士会、兵庫県土地家屋調査士会、近畿税理士会、兵庫県社会保険労務士会。				
活動内容	災害市民相談として、土地・建物(登記)、税務、社会保険・年金相談を臨時電話を使用して電話にて開設。期間は1/27から2/28まで。主な相談内容は、 土地建物:借地借家の権利関係、倒壊家屋の登記手続き、境界の確認手続き、権利の焼失など。 税務:雑損控除、減免、税の申告など。 社会保険:雇用調整助成金、雇用保険、労災保険など。 その他:家屋の安全性診断、倒壊家屋の解体手続きなどの窓口の問い合わせ。				

法律・税金・保険

活動の分野	法律相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	兵庫県司法書士会、県弁護士会、不動産鑑定士協会、土地家屋調査士会、社会保険労務会、税理士会、公認会計士協会、建築士協会、行政書士会				
活動内容	不動産の権利関係(借地、借家、マンション建替等)の問題解決のため、被災地区を巡回し、各所に相談所を設置した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 40)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

法律・税金・保険

活動の分野	法律相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	神戸弁護士会、大阪弁護士会、近畿弁護士会連合会、京都弁護士会				
活動内容	震災1週間後くらいから、借家や借地に関する法律相談の問い合わせがあり、相談窓口として、法律相談を開催。1月30日から2月10日までは大阪弁護士会が無料で、2月中は神戸弁護士会が引き継いで無料で、3月からは有料で行った。兵庫県のあっせんによる近畿弁護士会連合会(京都弁護士会派遣)の緊急法律相談の開設申し入れがあり、無料で別途実施した。				

法律・税金・保険

活動の分野	法律相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	日本司法書士会連合会、弁護士会、税理士会、不動産鑑定士協会、行政書士会、土地家屋調査士会、建築士協会、公認会計士協会、社会保険労務士会				
活動内容	被災住民の生活における法律相談を開催した。				

法律・税金・保険

活動の分野	法律相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	愛知県司法書士会、全国の司法書士会・全国青年司法書士協議会				
活動内容	被害者の土地や建物に関連する法的問題や登記に関する問題に対し、有志会員が震災現場に出向き、現地司法書士会等が開催する避難所等の相談会に参加した。				

法律・税金・保険

活動の分野	法律相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	弁護士会、司法書士会、法律扶助協会				
活動内容	震災に関する土地や住宅等の市民相談のため、特設相談所を開設した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 41)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、
は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

法律・税金・保険

活動の分野	法律相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	神戸弁護士会				
活動内容	借地借家契約、マンション修復、壊れた家屋や家財の損害補償等法律的専門知識を必要とする消費生活相談に対処するため、2月6日から18日までの期間、神戸弁護士会の消費者保護委員会と同弁護士会姫路支部の協力を得て、国民センターとの共催により弁護士との面談による特別相談窓口を開設した。				

法律・税金・保険

活動の分野	法律相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	日本弁護士連合会				
活動内容	震災に関する法律相談活動として、近畿弁護士会連合会管内の各弁護士会を中心に法律相談活動に取り組んだ。また、法曹三者震災対策連絡協議会を設置し、必要な法改正の検討、法的紛争に関する情報交換などを行った。さらには、義捐金の募集を全国の弁護士会に呼びかけ、募金活動を行った。				

メディア・通信

活動の分野	テレビの設置				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	日本放送協会(NHK)、電子情報技術産業協会等				
活動内容	被災者への情報提供として、避難所へのテレビを設置した。				

メディア・通信

活動の分野	情報提供				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	神戸市水道局				
活動内容	市全体および各センター別の前日までの通水率及び前日の通水対象区域、通水戸数(実績)、本日の新たな通水対象区域、通水戸数及び通水率(予定)などについて、マスコミ等に1月20日から3月31日まで情報提供を行った。また、市民への直接の情報提供手段としてあじさいネットのFAX機能、パソコン通信などを用いた情報提供を1月19日から順次行った。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等(No. 42)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、 は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

メディア・通信

活動の分野	通信施設の復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	西日本電信電話株式会社(NTT)				
活動内容	途絶した通信サービスの復旧と重要通信、被災者の通信確保のため、全国からの応急復旧を動員し、電柱の建替え、通信ケーブルの張替え、災害対策機器等により、通信サービスの早期復旧、避難所への特設公衆電話等の設置を実施した。作業に際し、住友銀行よりグラウンドの提供があった。				

メディア・通信

活動の分野	無料電話の提供				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	KDD				
活動内容	KDDは1月20日から2月28日まで、インテルサット衛星などを利用した国際専用無料公衆電話40台を設置し、通信の確保を図った。				

メディア・通信

活動の分野	無料電話の提供				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	NTT				
活動内容	阪神地域の被害が甚大であることから、NTTは様々な困難を伴う被災者の生活を考慮し、次々と業務上の支援を発表、被災地支援サービスを実施した。地震発生からわずかな時間で開始された無料の特設公衆電話の設置は最終的に臨時ファックスを含み2800台に達した。				

メディア・通信

活動の分野	無料電話機の寄贈				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	NTT				
活動内容	兵庫県による仮設住宅の整備に合わせて家庭用電話機3万台を寄贈、兵庫県災害対策本部と被災6市の市役所を結ぶ災害対策用テレビ会議システム(7ヶ所、12台)の設置などを行った。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 43)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

環境衛生

活動の分野	アスベスト対策				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	日本石綿製品工業会				
活動内容	損壊建築物におけるアスベスト(石綿)の使用実態に関する調査を行った。				

環境衛生

活動の分野	アスベスト対策				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)建築業協会				
活動内容	アスベスト除去工事を市町が工事発注する際に、発注仕様書として活用できる具体的なマニュアルの策定のため、県等関係自治体に対する協力を行った。				

環境衛生

活動の分野	がれき処理				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県産業廃棄物協会、(社)全国産業廃棄物連合会				
活動内容	がれきの処理に際し、解体業者の選定、斡旋等を行った。(主に兵庫県内の業者については、(社)全国産業廃棄物連合会の協力とを得た。)				

環境衛生

活動の分野	し尿処理				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					機材の援助
支援活動した団体・業界	し尿収集担当事業所				
活動内容	災害対策本部とは別に、環境局では市街地のし尿収集担当事業所に仮設トイレ対策本部を置き、本庁職員を張り付け、各種支援の受け入れや設置・収集作業をはじめ、後には、上下水道の復旧に伴う避難者の減少にあわせ、仮設トイレの撤去返却業務に当たった。他都市、業界等から支援をがった仮設トイレは最終的に約3000基に達したが、受け入れのための仮置き場の確保が大きな課題となった。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 44)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、 は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

環境衛生

活動の分野	し尿処理				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					機材の援助
支援活動した団体・業界	全国環境衛生事業協同組合連合会、民間業者				
活動内容	被害状況、避難者数、避難所の位置等に関する情報が混乱するなか、震災翌日から仮設トイレの設置要請が出始めた。震災前、市の防災対策は風水害に主眼を置いたものであったため、仮設トイレの備蓄は皆無の状態であったが、震災直後より、企業からの提供申し出を始め、厚生省の要請等によって全国環境衛生事業協同組合連合会、東京都等の地方公共団体、民間企業等から約2800基のトイレの提供を頂き、避難所等に順次配布を行った。				

環境衛生

活動の分野	し尿処理				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(財)兵庫県水質保存センター				
活動内容	神戸市より汲取り作業を有料で業務委託されたが、同センターは震災直後の1月21日以来、全県的なネットワークで但馬、竜野、淡路島の洲本からは船で駆けつけ、ボランティアでトイレの汲み取りに従事していた。仮設トイレは3月31日には2214基、設置場所は451カ所に減少。4月30日には1216基、304カ所、5月末には750基、237カ所、6月末には491基、186カ所、7月末には392基、143カ所、8月末には220基、97カ所と順調に減少した。しかし、12月1日でもなお119基、57カ所で使用されている。ほとんどが公園での避難生活者用であった。				

環境衛生

活動の分野	し尿処理				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	トイレメーカー、環整連、自衛隊、他都市、土木協会、ボランティア登録者、市職員				
活動内容	仮設トイレの設置については、震災直後はトイレメーカーの協力や環整連の応援で対応してはいたが、これではとても追いつかないので、1月23日以降は、自衛隊や他都市の応援、土木協会、ボランティアの登録をしていた方や市の職員ら、総動員体制で設置していった。業者にも設置の業務を委託した。				

環境衛生

活動の分野	し尿処理				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県水質保全センター、全国環境整備事業協同組合連合会				
活動内容	建物の倒壊及び火災等による焼失家屋が多数に上り、生活上欠かせないトイレ問題に対して、兵庫県、神戸市、水質保全センターが協力して仮設トイレの設置及び汚物の収集運搬にあたった。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 45)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、 は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

環境衛生

活動の分野	し尿処理				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	宝塚市衛生管理協会(市内のし尿収集業者が組織)				
活動内容	避難所の仮設便所のし尿くみ取りや、一般家庭の便槽の破損によるし尿の流出へ対応する緊急の汲み取りの必要があった。一般廃棄物(し尿)の収集及び運搬業務委託契約書の災害の項に基づき、緊急業務として市は指示した。				

環境衛生

活動の分野	し尿処理				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	全国環境整備事業共同組合連合会、岐阜県環境整備事業協同組合				
活動内容	18日、岐環協は全組合員51社にバキュームカーと人員の提供を呼びかけ、可能な限りの仮設トイレの手配を始めると同時に、環整連東海近畿地区にも伝えた。18日午前11時、飛騨高山からの参加を含めた人員65人、バキュームカー31台による、岐環協災害救援部隊第一陣が結成され、岐阜県知事の見送りを受けて出発した。19日には京都、三重から、20日には静岡からも仮設トイレ隊、バキュームカーが出発した。交通網の大混乱の中、21日までに120人、バキュームカー60台、仮設トイレ350基が被災地に到着した。仮設トイレは、自衛隊や自治体の応援も得て1月中にほぼ一段落する数で避難所に行き渡らせた。当初の混乱がやや収まった1月30日、緊急救援活動を終え、31日、後を兵庫県水質保全センターに委ねて引き上げた。				

環境衛生

活動の分野	し尿処理				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	全国環境整備事業協同組合、(財)兵庫県水質保全センター、神戸水質保全協同組合				
活動内容	バキューム車が絶対的に足りない状況の中で、1月19日以降、仮設トイレのし尿収集は直営車両5台と環整連による応援車両25台により行われた。しかし、環整連による応援も31日に終わり、2月1日からは(財)兵庫県水質保全センターに引き継がれた。神戸市内の業者の体制がようやく整ってきた6月1日以降においては、市内の浄化槽汚泥収集業者の組合である神戸水質保全協同組合が業務を引き継いだ。				

環境衛生

活動の分野	フロンの回収				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	兵庫県冷凍空調工業会、高圧ガス協同組合、フルオロカーボン協会、家電製品協会等、建設業法に基づく届出団体のうち解体・撤去工事を請け負う可能性のある団体				
活動内容	被災した業務用空調機器等からのフロン回収のための要員、事務所の提供及び回収資機材の提供を行った。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 46)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、
は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

環境衛生

活動の分野	フロンの回収				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)家電製品協会、(社)日本電機工業会、近畿家電製品協議会、家庭電器協議会近畿支部、(社)日本電機工業会大阪支部				
活動内容	被災地の廃棄冷蔵庫からのフロン回収のため、人的支援、回収装置の寄贈等を実施する。				

環境衛生

活動の分野	フロンの回収				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	日本フロンガス協会				
活動内容	被災地域でフロン回収を進めるに伴い、回収容器が不足したため、回収容器の可能な限りの供給を行った。				

環境衛生

活動の分野	解体・撤去				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	日本土木工業協会関西支部、芦屋建設事業協同組合				
活動内容	芦屋市では、解体・撤去を建設部が、処分を環境部が担当することとなり、災害対策本部の組織表の通り解体班を編成し、1月29日には解体工事を日本土木工業協会関西支部と芦屋建設事業協同組合に協力を要請した。				

環境衛生

活動の分野	環境衛生の改善				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県ペストコントロール協会				
活動内容	衛生害虫の発生した。避難所等の居住環境の確保のため、衛生害虫の駆除及び移動ふとん乾燥車によるふとん乾燥を行った。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等(No. 47)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

環境衛生

活動の分野	簡易専用水道の衛生確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	全国給水衛生検査協会近畿支部				
活動内容	簡易専用水道の衛生確保のため、被害状況の調査、設置者等に対する指導を行った。				

環境衛生

活動の分野	給排水設備の衛生				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県空調衛生工業協会				
活動内容	県有施設の給排水設備の被害調査と応急処置を行った。				

環境衛生

活動の分野	生活ゴミ処理				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援
支援活動した団体・業界	兵庫県建設業協会				
活動内容	神戸市建築協力を通じて神戸市からの要請のあった救援物資の搬送、各避難所から出る荒ゴミ、生ゴミの搬出、さらに県企業庁からの要請による生活用水を神戸市、芦屋市、西宮市内の学校の避難所にあるプールまで運ぶなどの作業を、非被災地支部へ要請した。				

環境衛生

活動の分野	生活ゴミ処理				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	環境共栄事業共同組合				
活動内容	毎日(ゴミの)収集が必要であったため、環境共栄事業共同組合の協力を得て収集、1月24日～3月31日までに述べ2218台、一日平均33台による収集が行われた。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 48)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

環境衛生

活動の分野	生活用水の確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知的支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	県下の建設業界				
活動内容	トイレや洗濯に使う生活用水についても1月22日～3月9日までに、県下の建設業界などの支援で、生コン車、散水車まで利用し、避難所になった学校のプールなどに給水した。				

環境衛生

活動の分野	廃棄物処理				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					その他
支援活動した団体・業界	(社)全国都市清掃会議				
活動内容	ごみ処理のため、他府県、市に対し、協力要請を行った。				

環境衛生

活動の分野	廃棄物処理				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援
支援活動した団体・業界	一般廃棄物処理許可業者、土木協会、大阪市処理業者連絡会				
活動内容	廃棄物の処理は人間の手による収集の限界を超えており、ショベル等機械力を導入する必要があった。しかし、倒壊した家屋や道路崩壊等によって、昼間は慢性的な交通渋滞であり、そのような作業環境の中で大型車両等での作業は不可能であり、夜間収集が行われた。(土木協会、2/3-2/10、一般廃棄物処理許可業者、2/13-3/25、大阪市廃棄物処理業者連絡会議、3/8-3/14、他都市等の応援、1/24-4/8)				

環境衛生

活動の分野	廃棄物処理				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	大阪湾広域臨海環境整備センター				
活動内容	ごみ処理対策として、災害廃棄物の最終処分(最終処分場への埋立)を行った。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 49)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

環境衛生

活動の分野	廃棄物処理				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(財)兵庫県環境クリエイトセンター				
活動内容	ごみ処理対策として、災害廃棄物処理、及び最終処分を行った。				

環境衛生

活動の分野	廃棄物処理				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)全国産業廃棄物連合会				
活動内容	全国産業廃棄物連合会に対し、各県傘下の処理能力の調査を依頼した。近畿地域の和歌山県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県の2府3県は被災自治体に対して、支援体制として総計トラック50台を用意していることを申し入れていたが、2月末において被災自治体からの回答はなかった。				

環境衛生

活動の分野	廃棄物処理				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	建設業組合、ゴミ収集団体				
活動内容	災害廃棄物の処理を行った。				

環境衛生

活動の分野	廃棄物処理				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	宝塚建設協会、(財)日雇労働者福祉協会				
活動内容	倒壊家屋の廃材搬送業務のため、各協会所属の業者から10トンドンプの派遣をした。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等(No. 50)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、または、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

環境衛生

活動の分野	廃棄物処理				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	日本貨物鉄道株式会社(JR貨物)				
活動内容	災害復興を支援するという観点から、西宮市及び芦屋市の木くずを日本貨物鉄道株式会社(JR貨物)が鉄道輸送をし、神奈川県川崎市、横浜市及び埼玉県東部清掃組合の清掃工場で消却処分することとなり、初めて関東方面の協力体制が整備された。				

医療・保健・福祉

活動の分野	こころのケア				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本医師会 精神科七者懇談会、(社)日本精神病院協会				
活動内容	災害を受けた子どもたちの心の理解とケアのため、巡回相談・来所相談・電話相談を行った。				

医療・保健・福祉

活動の分野	こころのケア				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県精神病院協会				
活動内容	夜間における避難所等での精神疾患の急発、急変に対応するため、県立精神保健福祉センター(2/12~3/8)や県立光風病院(3/9~4/30)に5都県から延べ243人の精神科医、PSW等の心援を受け、夜間対応窓口の設置や夜間往診チームの配置などを行うとともに、(社)兵庫県精神病院協会の協力の下、夜間の入院患者の受け入れ協力病院を確保した。				

医療・保健・福祉

活動の分野	こころのケア				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	こころのケア(兵庫県精神保健福祉協会、精神科医、臨床心理士、ソーシャルワーカー、保健婦、看護婦等の専門職)				
活動内容	被災者の心的外傷後ストレス障害(PTSD)をはじめとする心の問題に段階的に対応するために、復興基金から拠出された資金を元に95年6月に「こころのケアセンター」が設立された。活動期間は95年度から99年度。スタッフには、精神科医、臨床心理士、ソーシャルワーカー、保健婦、看護婦などの専門職を集め、被災者への個別対応として電話や来所、訪問などによる相談業務のほか、専門の立場からボランティアや健康アドバイザーの看護婦たちへの助言指導、講演会、シンポジウム、被災者との語らいの場といったグループ活動を行った。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 51)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

医療・保健・福祉

活動の分野	遺体の確認				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県歯科医師会、他府県歯科医師会、大学歯学部、兵庫県警察				
活動内容	被害者に対する歯科治療及び歯科保護保健活動及び遺体身元確認を行った。				

医療・保健・福祉

活動の分野	遺体の検視				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	法医学会				
活動内容	検視立会医師は、死体解剖保存法の監察医適用地域だった神戸市については監察医が担当したが、死者が予想をはるかに上回って対応できなかったため、日本法医学会の協力を求めた。その結果、1月20日から29日までの間に法医学教授ら34人の応援を得た。				

医療・保健・福祉

活動の分野	遺体確認				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	日本法医学会、大学、兵庫県警察歯科医会				
活動内容	18日には、収容遺体が2000体に達したため棺桶が不足し、県商工部を通じて全国各地に依頼し棺桶及び遺体保存のためのドライアイス調達に努めた。また、日本法医学会に検視立会医師の派遣を求めた結果、国内各地の大学から応援が得られた。なお、身元不明の遺体の身元確認に重要な働きをする歯の検査鑑定のため、兵庫県警察歯科医会の協力を要請し、歯科医師の応援を得た。				

医療・保健・福祉

活動の分野	医薬品の安定供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本薬剤師会、医薬品メーカー、卸、医療チーム(NGO等)他				
活動内容	救護活動として、 医薬品集積所における医薬品の管理 保健所・救護センター・救護所等への医薬品、衛生用品等の配送 医薬品、衛生用品等の被災者への配布及び使用指導 救護センター、救護所棟における救護医療班への参加・協力 飲料水の水质検査の課題に対し、全国の薬剤師に呼びかけ、震災発生以来毎日20名前後の薬剤師をボランティアとして派遣する等を行った。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等(No.52)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

医療・保健・福祉

活動の分野	医薬品の安定供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)愛知県薬剤師会、(社)日本薬剤師会、(社)大阪府薬剤師会				
活動内容	被災地での薬剤供給確保等の支援活動として、災害救援基地における医療用医薬品の入出庫業務(医薬品の整理、仕分け、保管)や、災害救援基地における医療用医薬品の薬剤群別リスト作成(パソコンによる)及び災害救護所の診察所における医薬品整理、整頓を実施した。				

医療・保健・福祉

活動の分野	医薬品の安定供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	日本製薬団体連合会、日本製薬工業協会、医薬工業協会等				
活動内容	医薬品の安定供給を確保した。				

医療・保健・福祉

活動の分野	医薬品の安定供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物質供給
支援活動した団体・業界	兵庫県薬事協会(兵庫県薬剤師会)、兵庫県医師会、神戸市保健福祉局				
活動内容	被災地における医薬品の安定供給のため、被災直後から、傘下の医薬品卸業、小売業及び製薬業等の各業界団体のルートを通じ、必要量の医薬品の確保と各地域への円滑な流通に尽力した。				

医療・保健・福祉

活動の分野	医療ボランティア				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知的支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県医師会、私立病院協会				
活動内容	平成7年10月から医療ボランティアの受け入れについて、個人については県医師会、チームについては私立病院協会を窓口としてそれぞれボランティアの募集を行った。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 53)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

医療・保健・福祉

活動の分野	医療器具の供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
支援活動した団体・業界					
活動内容	兵庫県医理化機器協会、薬事協会				
活動内容	医療器具関係の救援物資を搬送支援。壊れた医療器具を修復した。				

医療・保健・福祉

活動の分野	医療情報提供				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
支援活動した団体・業界					技術支援(技術者の派遣等)
活動内容	私立病院協会神戸支部、神戸市医師会、神戸市歯科医師会等				
活動内容	医療機関の開設(復旧)について、私立病院協会神戸支部、神戸市医師会、神戸市歯科医師会等を通じて状況を把握し、状況のつかめない地域には、医師会事務局の職員が手分けして実地調査を行った。また情報収集を取りまとめ、医療機関の診療情報の一般市民への広報を行った。				

医療・保健・福祉

活動の分野	栄養指導				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
支援活動した団体・業界					物資援助
活動内容	(社)兵庫県栄養士会				
活動内容	欠食、営業状態の悪化等に対して、炊き出し支援、栄養指導等、食品配布をした。				

医療・保健・福祉

活動の分野	介護ボランティア				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
支援活動した団体・業界					技術支援(技術者の派遣等)
活動内容	(社)日本看護協会、県立看護大学、(社)兵庫県看護協会				
活動内容	1月20日になると、日本看護協会が「兵庫県南部地震対策本部」を設置、県立看護大学に「日本看護協会現地対策本部」、兵庫県看護協会に「兵庫県看護協会ボランティア調整本部」を設置するなど支援体制を整備し、1月23日から、日本看護協会現地対策本部が窓口となって、看護ボランティアの派遣を開始した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等(No.54)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、
は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

医療・保健・福祉

活動の分野	看護				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本看護協会				
活動内容	看護職自身も被災し、勤務できなくなるほど医療機関で看護婦不足が生じた。そのため、被災県の看護協会の要請を受けて、被災県の看護協会、日本看護協会、および各県看護協会間のネットワークにより要請のあった医療機関に看護ボランティアを調整、橋渡しをした。				

医療・保健・福祉

活動の分野	看護				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県看護協会、(社)日本看護協会				
活動内容	看護婦の確保のために、看護ボランティアの受入、派遣調整した。(57施設3,086人)				

医療・保健・福祉

活動の分野	救護所医療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	地元医師会				
活動内容	救護センターと神戸市以外の救護所について、3月末で全廃し、地元医師会が対応することになった。4月に入り、救護所における診療件数はさらに減少し、地元医療機関の復旧もかなり進んできたことから、救護所についても4月末をもってすべて終息した。				

医療・保健・福祉

活動の分野	緊急医療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	西日本電信電話株式会社(NTT)				
活動内容	医師、看護婦等の応援として、一般被災住民の避難地に対して医師、看護婦を派遣し診療した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 55)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、
は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

医療・保健・福祉

活動の分野	緊急医療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	日本赤十字社、地元自治体や救援物資提供企業、団体等				
活動内容	被災者に対する救護班による医療救護活動、避難所や仮設住宅入居の被災者に対する救護物資の配分、外国人の安否調査、被災者に配分する災害義援金の受付等を行った。				

医療・保健・福祉

活動の分野	緊急医療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	日本赤十字社兵庫県支部、国及び地方公共団体				
活動内容	傷病者の発生、地元医療機能の麻痺という課題が発生し、医療救護班の派遣を行った。また、援助物資が不足したためその配付を行ったり、ボランティアの募集等の活動をボランティアセンターの設置によって行った。				

医療・保健・福祉

活動の分野	緊急医療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	日本赤十字社鳥取県支部				
活動内容	医療救護のため、避難所に対して巡回診療を行った。				

医療・保健・福祉

活動の分野	緊急医療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県医師会、日本医師会、近畿医師会連合会、全国都道府県医師会				
活動内容	被災地における医療の提供 救護所等への医療救護班の派遣(1/7～4/30) 仮設診療所の設置、健康診査、健康相談(仮設住宅、復興住宅)				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 56)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

医療・保健・福祉

活動の分野	緊急医療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	姫路医療生活協同組合、他地域の消費生協				
活動内容	医療支援や被災者の救援ボランティアとして、医師、看護婦の現地派遣や生協組合ボランティアの派遣を行った。				

医療・保健・福祉

活動の分野	緊急医療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	日本赤十字社救護班				
活動内容	日本赤十字社では地震当初の12時過ぎに岡山県支部救護班が兵庫支部に到着したのを始めとして、当日中に10府県支部から20個班の救護班が被災地入りした。				

医療・保健・福祉

活動の分野	緊急医療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	医療・薬剤業界(関西NGO医療ボランティアチーム)				
活動内容	「関西NGO医療ボランティアチーム」は大阪YMCA国際・社会奉仕センター館長より関西NGO協会に対して1月18日付けで緊急の要請があり、それに応ずる形で医療面を関係諸団体に協力してゆるいネットワークを形成して翌1月19日に活動を開始した。現地の活動センターとしては大阪方面から最も近くの避難所としては、最も大きな西宮にある西宮中央体育館に設置して活動を開始、3月14日に神戸市灘区の灘小クリニックの撤収をもって55日間に及ぶ緊急医療援助活動を終了した。				

医療・保健・福祉

活動の分野	緊急医療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	AMDA(アジア医師連絡協議会)				
活動内容	AMDAは、もともと海外に対する緊急救援医療活動を本来の業務としていたが、1月17日のうちに被災地への派遣を決定、同日午後11時には、長田保健所に第一陣が到着し現地事務所を設置した。震災後医療活動を中心に行動し、地元医療機関の立ち直りなどの状況を見て2月16日業務の移行引渡しをした。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 57)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

医療・保健・福祉

活動の分野	歯科診療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	歯科医師会				
活動内容	歯科衛生管理のため、無料成人歯科検診・歯科保健指導を行った。				

医療・保健・福祉

活動の分野	歯科診療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	兵庫県歯科衛生士会				
活動内容	兵庫県歯科衛生士会は、いち早く救急応急処置の活動を開始した神戸市歯科医師会・市民病院の先生方の診療補助としてサポートする活動を開始した。				

医療・保健・福祉

活動の分野	歯科診療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	兵庫県歯科医師会、神戸市歯科医師会				
活動内容	1月24日、神戸市歯科医師会と兵庫県歯科医師会は合同対策会議を開催し、兵庫県歯科医師会を通じて全国の歯科医師会に呼びかけて歯科用健診車を借用するとともに、全国歯科医療機材工業会に歯科用機材の送付を依頼し、仮設診療所として歯科医療を提供した。さらに、避難所の高齢者を対象に近隣の大学歯学部、歯科大学に呼びかけ、避難所を巡回して歯科医療を提供するとともに、歯科保健活動を目的とした巡回歯科医療班を編成した。				

医療・保健・福祉

活動の分野	歯科診療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県歯科衛生士会、(社)神戸歯科医師会				
活動内容	「歯科治療について困っている人がいるのか?」、「仮設避難所の中での歯科保健の状況はどうなっているのか?」という問題に対処するため、5~6人のチームを組んで避難所を訪問した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 58)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

医療・保健・福祉

活動の分野	歯科診療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	大阪歯科大学				
活動内容	1月21日、大阪歯科大学の職員らが東灘区の3避難所にて疫学調査を行い、約6500人の被災者のうち139人(約2%)の歯科医療需要があるという結果を出した。				

医療・保健・福祉

活動の分野	歯科診療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)神戸市歯科医師会、日本歯科医師会、都道府県市歯科医師会、歯科大学、大学歯科部				
活動内容	被災者の口腔内トラブルの把握や行政と協調した支援活動として、関係団体の支援活動のコーディネートや、仮設住宅住者に対する歯科診療を行った。				

医療・保健・福祉

活動の分野	歯科診療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県歯科医師会、歯科技工士会、歯科衛生士会、各歯科系大学				
活動内容	歯科医療の確保のため、巡回歯科診療を行った。				

医療・保健・福祉

活動の分野	精神科診療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本精神病院協会、兵庫県、神戸市、神戸大学精神科、県立病院、精神科診療所会				
活動内容	受診中の患者さんへの対処、精神科救護所支援として、投薬、入院の必要があると診断した患者さんへの県内、近県病院への手配、精神科救護所への医療チームとして参加支援を行った。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 59)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、 は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

医療・保健・福祉

活動の分野	透析医療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本透析医会、(社)日本透析医学会				
活動内容	透析医療の確保に対して、ボランティア(透析医師等)の派遣、義援金の支給、透析医療用医薬品、物資の調達ボランティア(透析医師等)の派遣、義援金の支給、透析医療用医薬品、物資の調達を行った。				

医療・保健・福祉

活動の分野	透析医療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	兵庫県透析医会、兵庫県腎友会(透析患者団体)				
活動内容	1月18日、厚生省から人工透析に必要な透析液について、(株)扶桑薬品工業が一手に被災地透析医療施設へ供給するという情報を得て、これを県透析医会に周知した。また、関係市の水道事業主管課及び給排水事業所に対し、人工透析の円滑な実施のため、水の供給について申請した。厚生省や大阪府の協力により、近隣府県の透析医療施設での患者の受け入れができることを被災地域の保健所、兵庫県腎友会(透析患者団体)や県透析医会に連絡し、透析患者の不安の解消等に努めた。				

医療・保健・福祉

活動の分野	入浴支援				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	全国入浴福祉事業協会				
活動内容	厚生省、(社)シルバーサービス振興会からの協力要請を受け、全国入浴福祉事業協会としては人員を派遣して現地での被災者の入浴支援活動を行った。その後、必要に応じて、個人の自宅へ訪問しての入浴サービス提供も行った。				

医療・保健・福祉

活動の分野	避難所医療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術援助
支援活動した団体・業界	姫路医療生協				
活動内容	長田区の神戸共同病院が被災した時に、(地震発生当日)昼前には姫路医療生協の支援が入り、患者の搬送や物資の供給がなされた。2日目には、岡山などからも支援団が入り、外傷患者の治療を施す傍らで、地域の避難所で蔓延してきた風邪への対処を行った。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 60)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

医療・保健・福祉

活動の分野	避難所医療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	薬剤師会				
活動内容	避難所の家庭用常備薬等の巡回配布、指導を行った。				

医療・保健・福祉

活動の分野	避難所医療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	医師会、県外医師会、県外精神科病院協会				
活動内容	避難所住民の健康相談、インフルエンザ予防接種の訪問、巡回を行った。				

医療・保健・福祉

活動の分野	避難所医療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	市・区歯科医師会				
活動内容	歯科においては地域の歯科診療所が被災し、歯科診療を行うことができない中で、救急医療が落ち着きを見せる震災後2～3日頃から、市・区歯科医師会と連携し、歯科救護活動を行った。				

医療・保健・福祉

活動の分野	要介護者の対応				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	兵庫県理学療法士会、兵庫県作業療法士会、リハビリテーション専門医				
活動内容	巡回リハビリテーションチームを編成し、巡回診療を実施した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等(No. 61)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、 は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

医療・保健・福祉

活動の分野	要介護者への対応				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	全国在宅介護事業協議会				
活動内容	会員事業者に呼びかけ、看護婦、ヘルパー、ケースワーカー等の専門スタッフの中から選任された職員を現地(神戸市)に派遣し、特に要介護者の介護のためのマンパワー支援を重点に支援活動を実施した。				

医療・保健・福祉

活動の分野	要介護者への対応				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	国立神戸視力障害センター				
活動内容	震災後、国立神戸視力障害センターでは救援活動として、緊急避難所として宿舎を使って1月26日から(7月17日閉鎖まで)、被災した同センター卒業生の安否確認と情報の提供、就職者の紹介、国立身体障害者リハビリテーションセンター医療班、国立病院医療班への宿舎提供、ボランティアの受け入れ、仮設住宅建設用地提供などを行った。				

医療・保健・福祉

活動の分野	要介護者への対応				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	日本福祉放送、日本ライトハウス(阪神大震災視覚障害被災者支援対策本部、ハッピー)				
活動内容	ハッピーは、震災の翌日に日本福祉放送(JBS)と日本ライトハウスが中心となって呼びかけた救援団体で、大阪市を拠点に約8000人の視覚障害者の安否確認や情報提供、物資救援などを行った。				

その他

活動の分野	ドライアイスの調達				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	兵庫県葬祭事業協同組合連合会、全国葬祭事業協同組合連合会、ドライアイス製造業				
活動内容	1月18日未明以降、県警本部から柩の大量調達依頼があり、兵庫県葬祭事業協同組合連合会組合を始め、全国葬祭事業協同組合連合会組合へも協力を要請した。調達できた柩の輸送については、県警の緊急車両によるリレー先導などにより迅速な対応を図った。あわせて、ドライアイスの調達についても行い、大阪のメーカーによる緊急生産の協力も得て確保した。この間確保した柩は1262本、ドライアイス30トンであったが20日には必要量を確保できた。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 62)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、
は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

その他

活動の分野	ボランティアコーディネート				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会、コープこうべ他NGO				
活動内容	職員の被災地への派遣コーディネート、募金活動他の実施を行った。				

その他

活動の分野	ボランティアコーディネート				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会、各都道府県社会福祉協議会、神戸市社会福祉協議会				
活動内容	ライフラインの支障により、避難所、在宅における介助入浴が必要があり、県内の市町村社協へ協力要請を行い、緊急入浴サービス隊を現地に派遣した。また、避難所等におけるボランティア調整業務として、県内ボランティアコーディネーターを現地へ派遣した。聴覚障害者に対する生活上の問題についての相談体制として、本会の手話通訳者を派遣し、各種相談や情報提供を行った。				

その他

活動の分野	レンタカーの拠出				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					資金援助(助成金含む)
支援活動した団体・業界	(社)全国レンタカー協会、各都道府県レンタカー協会				
活動内容	復興支援及び輸送手段の確保の問題に対し、会員事業者からの義援金募集を行い、当協会からの義援金を含め、兵庫県へ寄贈及びレンタカー貨物車の各地からの調達について調整を行った。				

その他

活動の分野	遺体安置				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	全日本葬祭業協同組合連合会、(社)全国霊柩自動車協会				
活動内容	遺体を納棺するための木棺の拠出及び現地で納棺作業を実施した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等(No.63)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

その他

活動の分野	遺体安置				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	兵庫葬祭事業協同組合連合会、全日本葬祭業協同組合連合会、生活協同組合コープこうべ				
活動内容	多勢の死亡者を安置する柩の手配及び調達、遺体の安置と納棺、共同葬儀の施行業務が発生したため、上部団体の協力を元に柩約7000本をメーカーより調達し、各安置所への配送及び組み立てを支援した。コープの生活文化センターでは納棺業務に従事した。				

その他

活動の分野	遺体安置				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	寺社				
活動内容	遺体安置所は寺社が予定されていた。しかし、結果的には、すべて使えず、新たに探して指定する必要があった。				

その他

活動の分野	遺体安置				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	葬儀社				
活動内容	葬儀社の協力を得て、翌18日にはドライアイス、骨壺等と一緒に補い、引き取る遺体の搬送車両ができない遺族に変わって市職員が公用車で市内、近隣の市の遺族の家まで遺体の搬送を行った。				

その他

活動の分野	遺体安置				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	葬儀社				
活動内容	火葬の見込みが立つまでの間、遺体を保全するためのドライアイスの確保は、業者が行った。どこの安置所にどれだけの遺体があるかが正確には不明であったため、ドライアイスの配布に困難が生じた。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 64)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

その他

活動の分野	海外からの支援の仲介				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					その他
支援活動した団体・業界	(社)日本建築構造技術者協会、日本建築学会				
活動内容	海外からの調査団への協力に対して、ATC、SEAQC、CASE、EERC他の米穀調査団に同行し、案内した。海外からの義援金5200ドルを仲介し、日本赤十字社に醸金した。				

その他

活動の分野	義援金				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
			○		資金援助(助成金含む)
支援活動した団体・業界	日本石鹼洗剤工業会				
活動内容	義捐金1億円を神戸市に送った。				

その他

活動の分野	義援金				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
		○	○		資金援助(助成金含む)
支援活動した団体・業界	全国漁業協同組合連合会 大阪事業所、漁業関係団体				
活動内容	お見舞金の拠出を行った。				

その他

活動の分野	義援金				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
		○	○		資金援助(助成金含む)
支援活動した団体・業界	(社)日本エルピーガス連合会、日本エルピーガス協会、全国エルピーガス卸売協会				
活動内容	義援金、国の情報提供を行った。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 65)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

その他

活動の分野	義援金の呼びかけ				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					資金援助(助成金含む)
支援活動した団体・業界	(社)鳥取県経営者協会、日本経営者団体連盟				
活動内容	日経連の呼びかけに応じて義捐金を会員に要請した。				

その他

活動の分野	義援金の呼びかけ				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					資金援助(助成金含む)
支援活動した団体・業界	全国建築工事金物協同組合連合会				
活動内容	義援金の募集に対し、各地区組合への協力を呼びかけた。				

その他

活動の分野	義捐金の呼びかけ				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
		○	○		技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	全国農業協同組合中央会				
活動内容	本会での災害支援活動実施要領に基づき、47都道府県の農協中央会を通し、全JAグループによる募金活動を行った。				

その他

活動の分野	救援物資受け入れスペースの確保				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					その他
支援活動した団体・業界	コスモ石油神戸油槽所				
活動内容	救援物資の受け入れ・保管スペースの限界に際し、駒ヶ林南町の石油備蓄施設の中にあるコスモ石油神戸油槽所から未使用の倉庫2棟を無償で借り受けた。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 66)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

その他

活動の分野	救助犬				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					その他
支援活動した団体・業界	日本レスキュー協会				
活動内容	倒壊した家屋に閉じこめられた被災者らを見つけだす災害救助犬の専用トレーニングセンターが兵庫県三田市に97年オープンした。阪神・大震災を機に発足した「日本レスキュー協会」が設立したもので、災害現場に見立てた施設で実践的な訓練を行う国内初の本格的な施設が設立した。				

その他

活動の分野	災害訓練				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					その他
支援活動した団体・業界	兵庫県建築士会、兵庫県災害救援専門ボランティア、震災建築物応急危険度判定士				
活動内容	震災建築物の応急危険度判定は、地震発生後、速やかな立ち上がりが求められ、災害時を想定した訓練を繰り返し実施、より実践に近い経験を重ねておく必要があることから、97年の6月と7月の2回にわたり、判定士らによる連絡網の検証や判定技術の取得を目的にした訓練を実施した。				

その他

活動の分野	死亡者リスト照会電話の開設				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					その他
支援活動した団体・業界	NTT				
活動内容	1月19日16時、警察庁とNTTが協力し「死亡者リスト照会電話」を開設した。				

その他

活動の分野	情報提供				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知的支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	日本船主協会、日本海難防止協会				
活動内容	震災当日より、水路情報やバース情報に関する情報提供が行われる。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 67)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

その他

活動の分野	通訳ボランティア				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	(財)兵庫県国際交流協会				
活動内容	震災から一週間後の24日には(財)兵庫県国際交流協会が、通訳ボランティアの協力も得ながら、英語・日本語による「緊急外国人県民特別相談窓口」を開設した。また、外国人県民が母国の家族等との連絡ができるようにKDD神戸支店の協力により、この窓口に海外向けの無料電話を設置した。さらには27日には中国語、ポルトガル語、スペイン語による相談体制を整え、また、2月6日からは特に専門的な対応が要求される法律と労働の分野での専門相談を開始した。				

その他

活動の分野	動物愛護				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本動物福祉協会、緊急災害時動物救援本部・都道府県獣医師会				
活動内容	自治体・獣医師会・現在の緊急災害時動物救援本部(動物関連5団体で構成)が協力して、被災動物の保護・ケアを行った。				

その他

活動の分野	動物愛護				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	(社)日本動物愛護協会、(社)兵庫県獣医師会、(社)神戸市獣医師会、(社)日本動物福祉協会等				
活動内容	1月19日に総理府より、海外の動物愛護団体から被災地の動物を人と同様救済して欲しい旨の強い要望があるためその対応を図るようにとの要請があり、また、(社)日本動物愛護協会等11団体が支援体制として、「兵庫県南部地震動物救済東京本部」を設置した旨連絡があった。緊急保険医療対策部(保健環境部)としては過去の国内、国外の災害事例から人の救済の後には動物の救済が必ず問題となっている。				

その他

活動の分野	物資輸送				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合、兵庫県内以外(大阪)の同組合				
活動内容	震災により交通事情が悪化、避難所への食料など救援物資の配送に多くの職員や車両が必要となった。そのため、赤帽組合は、救援物資などの配送を委託し、必要に応じ、車両と配送員を確保した。				

1 阪神・淡路大震災時に活動をした職能団体等 (No. 68)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、
は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

その他

活動の分野	物資輸送				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	郵便局				
活動内容	被災地の災害対策本部宛のゆうパックは、2ヶ月間、郵政省により無料取り扱いが行われた。				

その他

活動の分野	物資輸送				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	建築協力会、港湾土木協力会、造園協力会、運送会社、等				
活動内容	救援物資の配送のための車両は、当初の段階では土木局や理財局が中心となり、建築協力会、港湾土木協力会、造園協力会などの災害時の協力会組織や運送会社、自衛隊などの車両が同時に市内の各所で物資の配送を行った。				

その他

活動の分野	夜間警備				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣等)
支援活動した団体・業界	大阪府警備業協会				
活動内容	阪神・淡路大震災発生当初、被災地の兵庫県では警察官は人命救助活動に追われたため、大阪府警備業協会が延べ1500人の警備員をボランティアで動員、被災地の深夜パトロールを1ヶ月あまり続けた。				

その他

活動の分野	臨時航路の開設				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	神戸旅客船協会				
活動内容	途絶した陸上交通機関の代替として、被災地相互間、被災地と被災地外との間の旅客輸送に、本来の定期航路の需要に応じた上、余力を持って12の臨時航路を開設した。				

2 有珠山噴火時に活動をした職能団体等(No.1)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

建設(インフラ整備)

活動の分野	プロパンガスの安全供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	伊達ガス事業協同組合、北海道LPガス協会胆振支部				
活動内容	避難指示地区内における灯油及びプロパンガスによる災害防止として、一時帰宅、避難指示解除に合わせて、当該地区へ一斉に入域し、各戸ごとに点検した。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	プロパンガスの安定供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)北海道エルピーガス協会、高圧ガス協会北海道支部、全卸協北海道地方本部				
活動内容	LPガスの安定供給及び消費者保安の確保のため、仮設住宅設置に係る供給体制の確立と供給・消費設備の迅速な点検確認調査、避難住民の帰宅に対する消費・供給設備の迅速な点検調査、改修実施、医療用ガスの安定供給等を行った。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	応急給水				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	日本水道協会北海道支部、北海道管工事業協同組合連合会				
活動内容	生活用水確保のため、応急給水支援や、復旧工事体制の整備をした。北海道は支援準備について口頭要請をしている。なお、日本水道協会は、団体としての支援ではなく、参加団体相互の協定に基づく支援を行っている。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	下水道の復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	日本下水道事業団				
活動内容	被災した下水道施設の応急対策と一部避難解除時の対応(下水道施設運転再開など)として、専門家を派遣し(災害査定の支援を含む)、復旧工事施工を行った。				

2 有珠山噴火時に活動をした職能団体等(No.2)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

建設(インフラ整備)

活動の分野	給水施設の仮設				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	伊達市上下水道協会、資材販売業者				
活動内容	避難所の給水及び排水管の仮設置を協会内で配分処理した。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	電力設備の復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	北海道電力(株)				
活動内容	立入制限区域などのリミットはあったが、供給再開に向けて安全・迅速に対応した。安全供給に向けて、電力設備の点検を充分行い、供給支障が出ないように努めた。ファミリーコンサートやサッカー教室などのイベントを実施した。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	用水路の復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	北海道土地改良事業団体連合会(伊達土地改良区)				
活動内容	農業農村整備事業に係る災害復旧事業として、用水路の査定設計を行った。				

住宅(建築関連)

活動の分野	仮設住宅の建設				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)プレハブ建築協会				
活動内容	北海道が応急仮設住宅を建設することに対して住宅建設業者の斡旋を行った。それに伴い、734件の仮設住宅の建設を行った。				

2 有珠山噴火時に活動をした職能団体等(No.3)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	救援物資輸送				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)全日本トラック協会、(社)北海道トラック協会				
活動内容	災害地へ緊急的に必要物資を運ぶ必要が生じた。そのため、地元協会との連携により緊急輸送を行い被災地へ必要物資を運んだ。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	救援物資輸送				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	日本貨物鉄道株式会社(JR貨物)、(社)全国通運連盟				
活動内容	被災自治体に対する救助用寄贈品(自治体が承諾した荷物)の輸送に対し、無償で荷物を引き受けた。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	炊き出しの実施				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	学校給食センター、市内仕出し業組合、北海道炊飯センター				
活動内容	避難所における給食サービスとして、災害対策本部等への分を含め、1回最大2,650食分の配食を実施した。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	入浴施設の提供				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	伊達浴場組合				
活動内容	避難者の入浴に対して、入浴券を持参した避難者の入浴に協力をした。				

2 有珠山噴火時に活動をした職能団体等(No.4)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	避難用畳の寄贈				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	北海道畳組合連合会、東京都畳商工協同組合				
活動内容	避難用畳を寄贈。東京都畳商工協同組合の自主的な義捐もあり協働で緊急に200枚を製作、送付した。				

法律・税金・保険

活動の分野	登記に関する調査・相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	日本土地家屋調査士会連合会、各資格者団体、まちづくり支援機関				
活動内容	滅失建物の調査、その他登記に係る相談等に対し、滅失建物の調査、土地境界の確定、義援金の募集を行った。				

法律・税金・保険

活動の分野	法律相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	日本司法書士会連合会				
活動内容	被災住民の生活における法律相談として、相談会を開催した。				

メディア・通信

活動の分野	テレビの供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	日本放送協会(NHK)、電子情報技術産業協会等				
活動内容	被災者への情報提供として、避難所へテレビを設置した。				

2 有珠山噴火時に活動をした職能団体等(No.5)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、 は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

メディア・通信

活動の分野	情報提供				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	(株)日本文字放送				
活動内容	聴覚障害者に対する情報提供として、「有珠山噴火情報」として火山活動全般、道路情報、交通機関、相談窓口等の情報を提供した。				

メディア・通信

活動の分野	通信施設の復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	日本電信電話株式会社(NTT)、現地災害対策本部				
活動内容	現地災害対策本部等と連携して通信サービスを確保すると共に、早期復旧を実施した。				

保健・福祉・医療

活動の分野	こころのケア				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	日本赤十字社、地元自治体や救護物資提供企業・団体等				
活動内容	避難者に対する救護班による医療救護活動及び心のケア活動 伊達赤十字病院における心のケアセンターの設置 避難者に対する救護物資の配分 被災者に配分する災害義援金の受付 等を行った。				

保健・福祉・医療

活動の分野	こころのケア				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	北海道臨床心理士会				
活動内容	避難所生活の長期化に伴い、児童生徒に不安や悩みなどのストレスの内面的高まりが考えられた。避難所生活をする児童生徒の多い学校を訪問し、児童生徒の健康問題の把握やケア活動を行った。				

2 有珠山噴火時に活動をした職能団体等(No.6)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

保健・福祉・医療

活動の分野	医薬品の安全供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本薬剤師協会、医師会等				
活動内容	各避難所における医療救護班への参加・協力として、救護班12班に薬剤師を1名ずつ派遣した。また、「お薬手帳」や家庭常備薬使用にあたっての注意事項等の配布、前立腺肥大症患者への医薬品の提供、並びに北海道薬剤師会の医薬情報センターを活用した「くすり相談」の実施を行った。				

保健・福祉・医療

活動の分野	医薬品の安定供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)北海道薬剤師会、医薬品卸売業者				
活動内容	避難所に避難している住民が家庭用常備薬を必要としており、また、医薬品等に関する相談の要望があった。医薬品卸売業者は、該当市町村からの要請を受け、常備薬類を避難所に供給した。また、薬剤師会は、避難所を巡回し、相談対応を行うとともに、家庭用常備薬の適正使用に係るパンフレットを作成・配布した。				

保健・福祉・医療

活動の分野	医療相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)北海道医師会、(社)北海道歯科医師会、(社)北海道看護協会、日赤北海道支部、(社)北海道歯科衛生士会、(社)北海道作業療法士会、北海道精神病院協会、北海道臨床心理士会				
活動内容	被災者に対する医療提供体制の確保や、保健相談指導、歯科保健指導並びに避難生活の長期化や災害に対する様々な不安などへの対応のために、各避難所への医師等の常駐・巡回により、医療、保健指導・相談、歯科保健、心のケア活動を行った。				

保健・福祉・医療

活動の分野	健康相談、看護				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)北海道看護協会、室蘭日鋼記念病院				
活動内容	各避難所に避難している被災者の健康管理面のサポート及び精神的サポートの必要性が増したため、看護職の派遣をし、被害の大きかった豊浦町を中心に町の担当者として協力し24時間体制で避難所に相談所を開設し、サポート体制をとった。				

2 有珠山噴火時に活動をした職能団体等(No.7)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

保健・福祉・医療

活動の分野	国民健康保険の一部負担金の徴収猶予				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	市内各保険医療機関開設者、保険薬局開設者、療養取扱機関開設者、北海道医師会、北海道歯科医師会、北海道薬剤師会				
活動内容	国民健康保険一部負担金の徴収猶予の措置として、取扱いの周知と事務処理の協力を行った。				

保健・福祉・医療

活動の分野	透析医療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	(社)日本透析医会、(社)日本透析医学会				
活動内容	透析医療に係る災害状況情報の収集と提供として、ホームページへの文書掲載や厚生労働省への情報提供を行った。				

保健・福祉・医療

活動の分野	透析医療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	伊達赤十字病院				
活動内容	透析患者の避難生活への対応(一般の避難所では生活困難なため)のため、避難所として病院の体育館を確保し、透析を受けやすい環境づくりと生活上の支援を行った。				

保健・福祉・医療

活動の分野	避難所救護				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	日本赤十字社北海道支部、伊達レクリエーション協会、北海道臨床心理協会等				
活動内容	避難所に対する応急救護 避難者に対する心のケア 救援物資の補給 避難者に対する炊き出し 義捐金の募集。施設常備救護班による応急救護 各種ボランティアによる支援協力				

2 有珠山噴火時に活動をした職能団体等(No.8)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

保健・福祉・医療

活動の分野	服薬相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	(社)北海道薬剤師会				
活動内容	避難所における、住民への薬に関する個別対面調査を実施した。				

保健・福祉・医療

活動の分野	服薬相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援
支援活動した団体・業界	北海道薬剤師会				
活動内容	避難住民(特に慢性疾患で服薬中のもの)の、服薬指導等の避難所巡回による相談を実施した。				

その他

活動の分野	ボランティアコーディネート				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	社会福祉法人北海道社会福祉協議会、道内の市町村社会福祉協議会、全国社会福祉協議会 災害ボランティア全国支援ネットワーク				
活動内容	福祉救援ボランティア活動現地対策本部(災害ボランティアセンター)の設置とその体制づくりと運営について、災害ボランティアセンターのコーディネートと被災住民(避難所生活者)の生活支援活動を行った。				

その他

活動の分野	義援金の呼びかけ				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
		○	○		資金援助(助成金含む)
支援活動した団体・業界	(社)日本エルピーガス連合会、日本エルピーガス協会、全国エルピーガス協会				
活動内容	義援金、国の情報提供を実施した。				

2 有珠山噴火時に活動をした職能団体等(No.9)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

その他

活動の分野	義援金の呼びかけ				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
		○	○		資金援助(助成金含む)
支援活動した団体・業界	全国農業協同組合中央会				
活動内容	本会での災害支援活動実施要領に基づき、47都道府県の農協中央会を通し、全JAグループによる募金活動を行った。				

その他

活動の分野	義援金の呼びかけ				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					資金援助(助成金含む)
支援活動した団体・業界	兵庫県漁業協同組合連合会				
活動内容	全国漁業協同組合連合会の見舞金募集運動に協力するため、会員漁協、系統団体並びに本会職員に文書にて協力要請をし、募金を取りまとめた。				

その他

活動の分野	義援金の呼びかけ				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
		○	○		資金援助(助成金含む)
支援活動した団体・業界	兵庫県農業協働組合中央会				
活動内容	支援募金活動を行い、送金した。(本会が窓口となり、兵庫県内JAグループで取り組んだ。)				

その他

活動の分野	緊急避難輸送				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)北海道バス協会				
活動内容	住民の避難を行った。				

2 有珠山噴火時に活動をした職能団体等(No.10)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

その他

活動の分野	緊急物資海上輸送				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	日本内航海運組合総連合会				
活動内容	緊急物資輸送に対応するための部内規定の一部を改正し、貨物船(一隻)の寄港地変更承認による青森や苫小牧への緊急輸送の対応を行った。				

その他

活動の分野	動物愛護				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本動物福祉協会、緊急災害時動物救援本部、各都道府県獣医師会				
活動内容	被災動物の保護・ケアとして、自治体・獣医師会・現在の緊急災害時動物救援本部(動物関連5団体で構成)が協力して取り組んだ。				

その他

活動の分野	動物愛護				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)北海道獣医師会、獣医系大学(北大、帯畜大、酪農大)、北海道ハイテクノロジー専門学校など動物看護士の養成校				
活動内容	有珠山の火山活動に伴い、避難所などでの飼育が困難な犬や猫などのペット収容や飼主不明で放浪している犬などを保護収容するため、(社)北海道獣医師会と道が中心となって、伊達市内の2ヶ所に動物保護センターを設置し、救護活動を行った。				

その他

活動の分野	被害調査				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	北海道生コンクリート工業組合				
活動内容	被災地の協同組合から生コン工場他の被害状況を聞き、全生連合会及び北海道に対して被害状況報告を行った。				

3 東海豪雨の時に活動をした職能団体等 (No.1)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

建設(インフラ整備)

活動の分野	ガスの復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本ガス協会東海北陸部会				
活動内容	被災ガス事業者の復旧支援に対して、日本ガス協会との連絡調整を(結果的に、被災事業者は自社で復旧したが)を行った。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	プロパンガスの点検整備				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)愛知県エルピーガス協会				
活動内容	LPガス消費者のライフライン確保と2次災害防止のための点検として、LPガス販売事業者を緊急召集し、カセットコンロの配布とLPガス設備の点検を実施した。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	ポンプ排水				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	一宮市建設協同組合災害対策委員会、一宮土木協同組合災害対策委員会				
活動内容	浸水地区での応急排水作業として、ポンプ排水を実施した。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	下水道の復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	日本下水道事業団				
活動内容	被災した下水道施設の応急対策とその後の復興対策として、専門家を派遣(災害査定の支援を含む)をし、復旧工事施工を行った。				

3 東海豪雨の時に活動をした職能団体等 (No.2)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

建設(インフラ整備)

活動の分野	土のう作成				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	一宮市建設協同組合災害対策委員会、一宮土木協同組合災害対策委員会				
活動内容	河川・排水路の溢水防止対策として溢水箇所への土のう積を行った。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	土砂災害防止				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	土建業				
活動内容	集中豪雨における土砂の確保及び人材確保(排水関係を含む)を行った。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	土地の原形復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	愛知県土地改良事業団体連合会				
活動内容	被災地区の原形復旧をどのような工法で設計したらよいかを、現場での測量や写真撮影をもとに検討し、その上で安価な工法のアドバイスを行った。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	道路の復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)恵那建設業協会				
活動内容	路側法面の崩壊による通行危険箇所、通行不能箇所の早期復旧が必要があった。特に迂回路が確保できない被災箇所等の仮復旧等を実施した。				

3 東海豪雨の時に活動をした職能団体等 (No.3)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

建設(インフラ整備)

活動の分野	道路の復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	阿久比建設協会				
活動内容	道路等復興に建設協会内業者に個々に発注した。また、災害時に土のう作りを協力依頼した。				

住宅(建築関連)

活動の分野	仮設住宅				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	(社)プレハブ建築協会				
活動内容	岐阜県上矢作町に仮設住宅を13戸建設した。				

住宅(建築関連)

活動の分野	仮設住宅				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)プレハブ建築協会				
活動内容	災害により住宅を失った避難者に対して、仮設住宅の建設の要望が地元町から出され、建設業者を選んだ。				

雇用・経済・消費活動

活動の分野	経営相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	名古屋商工会議所、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、愛知県、名古屋市				
活動内容	集中豪雨で被災した中小企業が円滑に事業を再開できるようにするため、特に被害の大きかった市内4ヶ所で、愛知県、名古屋市、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、名古屋商工会議所の制度融資担当者が現地に出向き、相談も窓口を4日間開設した。また、経営指導員による「水害対策経営相談室」を開設した。				

3 東海豪雨の時に活動をした職能団体等 (No.4)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

雇用・経済・消費活動

活動の分野	情報提供				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	商工会				
活動内容	被災地の商工会により、商工関係の被災状況を確認し、各農林商工事務所経由で、県商工局へ報告された。また、災害発生後の支援措置(低利融資等)に関する情報についてのPR活動を行った。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	ろうそくの供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	名古屋葬祭業協同組合				
活動内容	停電による夜間の照明用品の不足が生じ、蝋燭の供給要請があった。組合員と仕入れ業者に蝋燭の提供要請をし相当数を確保したが、被災地在住の当組合員からの提供で間に合ったため、結果として確保した蝋燭は使用しなかった。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	救援物資の供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	日本赤十字社兵庫県支部				
活動内容	援助物資が不足したため、救護物資(毛布)の搬送及び義捐金の募集を行った。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	給食の提供				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	中学校スクールランチ調理等業務委託業者(2社)				
活動内容	直営自校調理方式の小学校2校の給食調理場が水没し給食提供機能がストップした。そのため、中学校スクールランチ業者による給食提供を実施した。				

3 東海豪雨の時に活動をした職能団体等 (No.5)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	教科書の供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	岐阜県教販株式会社				
活動内容	被災生徒が流出した教科書の補給(災害救助法に基づく)のため、(義務教育)教科書の確保を行った。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	緊急物資の供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	愛知県家庭紙同業会、名古屋家庭金物卸協同組合				
活動内容	物資取扱業者に予め有事における物資供給の協力依頼を毎年行っており、必要な物資の調達を円滑に行った。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	緊急物資輸送				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)北海道トラック協会、(社)愛知県トラック協会				
活動内容	災害地へ緊急的に必要物資を運ぶ必要が生じた。そのため、愛知県トラック協会との連携により緊急輸送を行い、毛布、食料品等を拠点地へ運んだ。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	生活物資の供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	東邦瓦斯株式会社				
活動内容	被災者の生活確保として、被災者に貸し出すカセットコンロを備蓄品及び新規購入品にて対応した。				

3 東海豪雨の時に活動をした職能団体等 (No.6)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	生活物資の供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	名古屋勤労市民生活協同組合、日本生協連				
活動内容	被災地が日常生活を取り戻すため、災害復旧に必要なゴミ袋・タオル・軍手などをお見舞いとして提供した。被災地を訪問し、何が必要かを聞き対応した。募金活動、生活用品の紹介、不要品の紹介、生鮮品の供給や、自治体への緊急物資(パン)の提供を実施した。				

法律・税金・保険

活動の分野	税務相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	名古屋税理士会名古屋西支部				
活動内容	税理士による無料税務相談にて東海豪雨で被災された方の相談を受け、派遣専門家による確定申告書(雑損控除等)の記入方法のアドバイスを行った。				

法律・税金・保険

活動の分野	登記にかかる相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	日本土地家屋調査士会連合会、各資格者団体、まちづくり支援機関				
活動内容	滅失建物の調査、その他登記に関係する相談等に対して、滅失建物の調査、土地境界線の確定、義援金の募集を行った。				

法律・税金・保険

活動の分野	法律相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	愛知県司法書士会、他県司法書士会・日本司法書士会連合会・名古屋弁護士会				
活動内容	被害者の土地・建物に関する問題、その他の法律問題(主に借家関係の問題)に対して、愛知県西枇杷島町にて、1週間テントにて無料法律相談会を開催した。延べ289名の司法書士が参加し、183件の面接相談に対応した。				

3 東海豪雨の時に活動をした職能団体等 (No.7)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

法律・税金・保険

活動の分野	法律相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	日本司法書士会連合会				
活動内容	被災住民の法律一般の相談と被災住民の登録申請手続き等の費用負担の軽減の問題に対し、相談会を開催し司法書士報酬相当額の援助を行った。				

メディア・通信

活動の分野	テレビの供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	日本放送協会(NHK)、電子情報技術産業協会等				
活動内容	被災者への情報提供のため、避難所へのテレビ設置を実施した。				

メディア・通信

活動の分野	通信施設の復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	西日本電信電話会社名古屋支店、NTTグループ会社、通信建設会社				
活動内容	通信設備の早期復旧(ケーブル断線、ケーブル水没、電柱倒壊、室内設備浸水)のため、総勢約1500名による復旧活動を展開した。				

メディア・通信

活動の分野	通信施設の復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	西日本電信電話株式会社(NTT)				
活動内容	途絶した通信サービスの復旧や重要通信、被災者の通信確保の問題対処のため、通信ケーブルの張替え、電話線等の取替による通信サービスの早期復旧及び災害用伝言ダイヤルの提供、避難所への特設公衆電話等の設置を実施した。				

3 東海豪雨の時に活動をした職能団体等 (No.8)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

環境衛生

活動の分野	し尿処理				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	し尿汲み取り業界				
活動内容	便槽に浸水し、使用不可状態となった世帯が発生したため、汲み取りを実施した。				

環境衛生

活動の分野	衛生検査				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	名古屋市学校薬剤師会				
活動内容	集中豪雨によって学校施設等に被害の出た学校の学校環境衛生の悪化防止・安全性の確保のため、名古屋市学校薬剤師会に対して臨時環境衛生検査を行った。				

環境衛生

活動の分野	消毒の実施				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)愛知県ペストコントロール協会				
活動内容	集中豪雨によって被害の出た学校環境衛生の悪化防止及び維持管理のため、(社)愛知県ペストコントロール協会に要請して、臨時学校舎等の消毒を行った。				

環境衛生

活動の分野	廃棄物処理				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)名古屋建設業協会				
活動内容	堤防破壊に伴う、体積土砂と民家からの災害ごみが混在する中で、体積土砂の速やかな除去をすることが必要となり、工区割を行い、業者間で調整を取りつつ作業を進めた。				

3 東海豪雨の時に活動をした職能団体等 (No.9)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

環境衛生

活動の分野	廃棄物処理				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	愛知県産業廃棄物協会				
活動内容	町営グラウンドに集積した災害ごみを一時保管場所(知多市愛知臨海センター)に搬送する車両の不足のため、県産業廃棄物対策課を通じて、県廃棄物協会加入の運送業者の車両を要請した。協会は必要な車両を調達し、派遣した。				

環境衛生

活動の分野	廃棄物処理				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	西枇杷島町建築協力会、愛知県産業廃棄物処理協会				
活動内容	災害ごみが大量に発生し、ごみ処理用の車両と人員が多数必要となったため、ごみ処理に多数の車両及び人員を投入し、作業した。				

環境衛生

活動の分野	廃棄物処理				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	土木業界				
活動内容	災害廃棄物が多量に発生したため、収集運搬を実施した。				

保健・福祉・医療

活動の分野	医薬品の安定供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)愛知県薬剤師会、(社)愛知県医師会、愛知県病院協会				
活動内容	災害救護診療所の開設に伴う救急医薬品受入れ分類、管理、調剤業務、患者に対する服薬指導として、1班4名2交替制で24時間対応、11日間延125名が参加した。				

3 東海豪雨の時に活動をした職能団体等 (No.10)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

保健・福祉・医療

活動の分野	医療救護				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	日本赤十字社、地元自治体や救援物資提供企業・団体、他のボランティア団体等				
活動内容	被災者に対する救護班による医療救護活動、避難者等に対する救護物資の配分、被災者に配分する災害義援金の受付及びボランティアセンターの運営を行った。				

保健・福祉・医療

活動の分野	緊急医療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)愛知県医師会、日本赤十字社愛知県支部				
活動内容	西枇杷島町役場を基点に9月14日から仮設診療所を開設し、住民の診療に当たる。その後18日には本来の西枇杷島町西部休日急病診療所での診療が可能になり、仮設診療所(公民館役場)を撤収した。日赤愛知県支部は巡回診療を18日で終了し、19日から診療可能となった西枇杷島町の西部休日急病診療所に集合し診療に当たった。				

保健・福祉・医療

活動の分野	透析医療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	(社)日本透析医会、(社)日本透析医学会				
活動内容	透析医療の確保、透析医療に係る災害状況情報の収集として、ホームページへの文書掲載、義援金の支給、厚生労働省への情報提供を行った。				

その他

活動の分野	ボランティアコーディネート				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会、防災のための愛知県ボランティア連絡会(愛知県社会福祉協議会など民間11団体)				
活動内容	全国から寄せられるボランティアの申し出を被災地におけるニーズに迅速、的確に対応するために調整機関が必要とされた。愛知県、名古屋市、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、防災のための愛知県ボランティア連絡会によって災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動を行うための連絡調整を行った。				

3 東海豪雨の時に活動をした職能団体等 (No.11)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、
は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

その他

活動の分野	義援金				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					資金援助(助成金含む)
支援活動した団体・業界	愛知県農業協同組合中央会、全国共済農業共同組合連合会愛知県本部				
活動内容	被災農協に災害見舞金を出した。本会被害職員に災害見舞金及び食料を支給した。共済査定を迅速に取り込んだ。				

その他

活動の分野	義援金				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	一宮郵便局、東海銀行一宮支店				
活動内容	義援金口座開設の説明と事務手続、振込手数料の無料化を実施した。				

その他

活動の分野	義援金の呼びかけ				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
		○	○		資金援助(助成金含む)
支援活動した団体・業界	(社)日本エルピーガス連合会、日本エルピーガス協会、全国エルピーガス卸売協会				
活動内容	義援金、国の情報提供を実施した。				

その他

活動の分野	資材確保の呼びかけ				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	全日本プラスチック製品工業連合会				
活動内容	原料業界、成形材料業界への支援協力依頼として、会長名文書(依頼)にて、上記業界へ協力をお願いした。				

3 東海豪雨の時に活動をした職能団体等 (No.12)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、
は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

その他

活動の分野	搬送用トラックの提供				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					機材の援助
支援活動した 団体・業界	(社)愛知県トラック協会				
活動内容	避難所への救援物資の搬送。被災地域への救助用ボートの搬送のため、搬送用トラックの提供及び運転(有償)を行った。				

4 鳥取県西部地震の時に活動をした職能団体等(No.1)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、
は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

建設(インフラ整備)

活動の分野	ガスの復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した 団体・業界	(社)鳥取県エルピーガス協会				
活動内容	緊急点検及び応急供給を行った。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	ガスの復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した 団体・業界	(社)日本ガス協会				
活動内容	他ガス事業者からの応援隊派遣の判断のため、被災状況の確認を行った。関係箇所への状況報告を経済産業省へ行った。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	ガスの復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した 団体・業界	鳥取瓦斯株式会社、(社)日本ガス協会中国部会				
活動内容	ガス事業者被災の復旧応援作業に対して、現地にて応援作業を実施した。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	下水道の復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した 団体・業界	日本下水道事業団				
活動内容	専門家派遣(災害査定の支援を含む)及び復旧工事施工を行った。				

4 鳥取県西部地震の時に活動をした職能団体等(No.2)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

建設(インフラ整備)

活動の分野	建設全般の復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)鳥取県建設業会日野支部、西部技術コンサルタント協会				
活動内容	大規模な災害(地震)に対する建設資機材等の支援として、道路、河川等の施設の機能の確保及び緊急応急作業を行った。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	上水道の復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本水道協会				
活動内容	被災状況の把握と状況提供(水道関係)として、応援部隊(水道事業者等)の必要性の有無の確認及び情報発信を行った。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	道路の復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	日本道路公団中国支社				
活動内容	震源地に近い米子自動車道等で道路損傷が生じたため、応急復旧し、通行を確保した。管理を担当している米子管理事務所へ応援要員を派遣した。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	道路の復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	日本道路公団中国支社米子管理事務所				
活動内容	地震により道路損傷を受けたため、応急復旧工事を行い、通行確保した。その後、夜間工事により本復旧工事を実施した。				

4 鳥取県西部地震の時に活動をした職能団体等(No.3)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

建設(インフラ整備)

活動の分野	農業用水の復旧				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	鳥取県土地改良事業団体連合会				
活動内容	ため池、農業用水路等、農地・農業用施設の復旧方法を決定するための技術者を市町村に派遣し、被災状況の把握、復旧工法の決定、復旧事業費の見積もり等を行った。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	被害調査				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本建築構造技術者協会、(社)日本建築学会中国支部、(社)日本建築学会四国支部				
活動内容	地震による構築物(建物・塀・擁壁等)の被害の調査及び被害発生原因の検討のため、被害状況(亀裂の大きさ、構築物の傾き、移動等)を目視・実測・記録(写真を含む)を行った。				

建設(インフラ整備)

活動の分野	被害調査				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	鳥根県砂防ボランティア協会				
活動内容	地震により発生した土砂災害の迅速な把握が必要となり、土砂災害発生箇所と被害の程度を素速く調査した。				

住宅(建築関連)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)鳥取県建築士会、(社)鳥取県建築士事務所協会				
活動内容	全県の建築士全員をあげて、被災地の危険度調査及び災害後の活動報告書の作成並びに災害時の初動システムの検討会を行った。				

4 鳥取県西部地震の時に活動をした職能団体等 (No. 4)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

住宅 (建築関連)

活動の分野	応急危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援 (技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)日本建築士会連合会、事務所協会、JIA、その他建等団体				
活動内容	地震直後の建物倒壊による人的被害を防ぐための応急危険度判定として、米子市を中心に会員240名が参加し、3849名の判定活動を行った。				

住宅 (建築関連)

活動の分野	応急物資援助				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	ホームセンター等の一般小売業者				
活動内容	市町村で調達ができない被災家屋の応急修理のためのブルーシート等資材を県の要請に基づき、確保し市町村へ納品した。				

住宅 (建築関連)

活動の分野	仮設住宅				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援 (技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)プレハブ建築協会				
活動内容	応急仮設住宅の設置のための住宅建設者の斡旋を行った。				

住宅 (建築関連)

活動の分野	仮設住宅				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援 (技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	大和工商リース株式会社				
活動内容	応急仮設住宅の設置のため、(社)プレハブ建築協会の斡旋を受けて設置工事の施工を行った。				

4 鳥取県西部地震の時に活動をした職能団体等(No.5)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

住宅(建築関連)

活動の分野	危険度判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	鳥取県建築士事務所協会西部支部				
活動内容	建物応急危険度判定業務委託を受け、建築士のボランティアによる応急危険度判定が終了した後、市民の依頼が数多く協会に委託して業務を続行した。				

住宅(建築関連)

活動の分野	建物修繕相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	(社)鳥取県建築士事務所協会				
活動内容	被災住宅の損害程度、改築修繕方法及び費用の疑問に対して、相談者に説明アドバイスを行った。				

住宅(建築関連)

活動の分野	建物修繕相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	(社)鳥根県建築技術協会				
活動内容	被害を受けられた住宅の再建、相談のため、安来市役所内及び伯太町役場内で改修方法、見積などアドバイスした。				

住宅(建築関連)

活動の分野	建物修繕相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	(社)鳥根県建築士会				
活動内容	被害を受けられた方々の不安の除去のため、被害のあった住宅の危険性の診断及び改修のアドバイスを行った。				

4 鳥取県西部地震の時に活動をした職能団体等(No.6)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

住宅(建築関連)

活動の分野	建物修繕相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	米子市建設業協議会				
活動内容	被災住宅の建替、修繕に関する住民からの相談に対応、業者の選定、見積等について、相談が多かった。そのため、市役所内「災害復旧相談室」に窓口を設置し、会員が順番で相談に応じた。				

住宅(建築関連)

活動の分野	住宅の解体				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	米子市建設業協議会				
活動内容	倒壊家屋の解体処理事業や、倒壊住宅解体支援事業及び全壊または半壊の住宅について公費及び解体処理を実施した。個人と業者との二者契約が、市を含む三者契約により、解体処理を実施申請受付をした。				

住宅(建築関連)

活動の分野	被害調査				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	鳥取県農業協同組合中央会、全国農協中央会等各全国連合会				
活動内容	被災組合員、被災JAの家屋、施設などの被害実態の早期把握と復旧対策として、JAグループ対策本部を立ち上げ、地域の共済・信用など各連合会を中心とした調査及び支援策の立案を実施した。				

住宅(建築関連)

活動の分野	補助の判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	米子市建設業協議会				
活動内容	公費による建替、修理への補助事業(住宅復興補助事業)において、「内壁、天井、建具」は、対象外としたので、申請時における見積書の審査等の業務委託を受け、相談窓口への人員派遣を行った。				

4 鳥取県西部地震の時に活動をした職能団体等(No.7)

活動の時期で、は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

住宅(建築関連)

活動の分野	罹災判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	鳥取県建築士事務所協会西部支部				
活動内容	罹災証明の判定について建物被害の調査を行った。なお、鳥取県の倉吉市に派遣されている建築士も罹災判定にあたった。				

住宅(建築関連)

活動の分野	罹災判定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	鳥取県建築士事務所協会西部支部				
活動内容	建物の損壊程度の認定作業の委託を受け、神戸市の被害家屋要領を基に、作成したり災認定基準に沿った外観調査及び内部調査を行った。建築士と市職員の2人一組で調査した。非木造の場合建築士2人とした。				

雇用・経済・消費活動

活動の分野	貸付金相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	商工会議所・商工会、市町村、金融機関等				
活動内容	地震直後、被災者の貸付金に関する様々な相談に対応するための鳥取県西部地震被災者当貸付金制度相談窓口を設置した。				

雇用・経済・消費活動

活動の分野	被害調査				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	商工会議所・商工会				
活動内容	商工業者の被災状況の把握を行った。				

4 鳥取県西部地震の時に活動をした職能団体等(No.8)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

雇用・経済・消費活動

活動の分野	保証の認定				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	鳥取県信用保証協会、県内に店舗を有する銀行・信用金庫・商工組合中央金庫、金融機関、交渉団体				
活動内容	被災に伴い生じる事業資金の必要性(設備資金運転資金)があり、県の制度資金(H12年鳥取県西部地震対策特別委員会)の信用保証を行った。また、申し込みに対する認定業務を行った。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	緊急物資輸送				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)鳥取県トラック協会				
活動内容	緊急物資輸送に対し、県・中国運輸局と連絡を取りつつ、待機した。また、衛星携帯電話の設置を行った。				

生活一般(衣・食・その他)

活動の分野	畳の提供				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	鳥取県畳振興協同組合				
活動内容	被災者がコンクリート床に寝泊りしており、非常に寒いため、鳥取県畳振興協同組合員に畳の提供を呼びかけ、500枚の畳を用意し、3ヶ所の施設に敷き込んだ。				

法律・税金・保険

活動の分野	登記にかかる相談				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	日本土地家屋調査士会連合会、各資格者団体、まちづくり支援機関				
活動内容	滅失建物の調査、その他登記に係る相談等として、滅失建物の調査、土地境界の確定、義援金の募集を行った。				

4 鳥取県西部地震の時に活動をした職能団体等(No.9)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

法律・税金・保険

活動の分野	法律相談情報の提供				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	(社)兵庫県不動産鑑定士協会				
活動内容	鳥取県不動産鑑定士協会から、震災に関する土地問題と無料相談等に対する資料提供の依頼を受け、上記資料を供給した。				

メディア・通信

活動の分野	テレビの供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	日本放送協会(NHK)、電子情報技術産業協会等				
活動内容	被災者への情報提供として、避難所へのテレビ設置を行った。				

メディア・通信

活動の分野	通信施設の供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	西日本電信電話株式会社(NTT)				
活動内容	途絶した通信サービスの復旧や重要通信、被災者の通信確保に対して、通信ケーブル等の張替えによる通信サービスの早期復旧、災害用伝言ダイヤルの提供、避難所への特設公衆電話の設置を実施した。				

環境衛生

活動の分野	仮設トイレの設置				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					物資援助
支援活動した団体・業界	仮設トイレ等レンタル業者				
活動内容	市町村の開設した避難所でトイレの不足が生じた。県の要請に基づき、市町村の避難所へ仮設トイレを納品した。				

4 鳥取県西部地震の時に活動をした職能団体等 (No. 10)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

保健・福祉・医療

活動の分野	医師・看護婦の派遣				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
	○	○	○		技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	姫路医療生活協同組合、米子医療生協				
活動内容	医療支援として、医師、看護婦を派遣した。				

保健・福祉・医療

活動の分野	医薬品の安定供給				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	鳥取県医薬品卸業協会				
活動内容	医薬品の調達として、協会の在庫数量・品名の確認と確保指示及び医薬品の搬送を行った。				

保健・福祉・医療

活動の分野	患者の受け入れ援助				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	(社)鳥取県医師会				
活動内容	被災者の診療、相談、被災病院の支援として、地区会員を主体に避難の相談、被災病院患者の受け入れ援助を実施した。				

保健・福祉・医療

活動の分野	巡回診療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	日本赤十字社鳥取県支部、日赤医療救護班				
活動内容	避難所に対する生活支援として、巡回診療や救援物資(毛布等)の配布及び義援金の募集を行った。				

4 鳥取県西部地震の時に活動をした職能団体等 (No. 11)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

保健・福祉・医療

活動の分野	透析医療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					知識支援(相談業務等)
支援活動した団体・業界	(社)日本透析医会、(社)日本透析医学会				
活動内容	透析医療に係る災害状況情報の収集と提供として、ホームページへの文書掲載、厚生労働省への情報提供を実施した。				

保健・福祉・医療

活動の分野	避難所診療				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	日本赤十字社鳥根県支部				
活動内容	避難所において診療実施した。				

その他

活動の分野	パトロールの実施				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	鳥根県建設業協会能義安来支部				
活動内容	早期に状況を把握するためのパトロールの要請があった。協会員の地区分担により、効率が良かった。				

その他

活動の分野	ボランティアコーディネート				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
					技術支援(技術者の派遣)
支援活動した団体・業界	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会、地元ボランティア団体、青年会議所、他県NPO団体、県内市町村社協、近県社会福祉協議会、福祉施設				
活動内容	被災地災害ボランティアセンター業務支援、ボランティアコーディネート業務及び避難所、仮設住宅生活支援として、専門職員を派遣し、業務アドバイス、コーディネーターの派遣、介護職員の派遣調整を行った。				

4 鳥取県西部地震の時に活動をした職能団体等(No.12)

活動の時期で、 は、文献・アンケート調査の記述等に活動時期が明記されていた活動時期を、また、は、文献・アンケート調査の記述等の内容から想定される活動時期を、空欄は不明なものを示す

その他

活動の分野	義援金の呼びかけ				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
		○	○		資金援助(助成金含む)
支援活動した団体・業界	(社)日本エルピーガス連合会、日本エルピーガス協会、全国エルピーガス卸売協会				
活動内容	義援金、国の情報提供を行った。				

その他

活動の分野	義援金の呼びかけ				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
		○	○		物資援助
支援活動した団体・業界	全国農業協同組合中央会				
活動内容	本会での災害支援活動実施要領に基づき、47都道府県の農協中央会を通し、全JAグループによる募金活動を行った。				

その他

活動の分野	義援金の呼びかけ				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
		○	○		資金援助(助成金含む)
支援活動した団体・業界	全国農業協同組合連合会、兵庫県JAグループ				
活動内容	役職員に呼びかけ、募金活動を行った。				

その他

活動の分野	義援金の呼びかけ				
活動の時期	1期	2期	3期	4期	支援の形態
		○	○		資金援助(助成金含む)
支援活動した団体・業界	兵庫県農業協同組合中央会				
活動内容	支援募金活動を行い、送金した。(本会が窓口となり、県内JAグループで取り組んだ)				

6 主要参考文献リスト

<主要参考文献リスト>

- 1) (株)エレクトロニック・ライブラリー：「阪神大震災」における企業の災害危機管理 - ELENT 新聞・雑誌記事データベース -、1995.3
- 2) (財)阪神・淡路大震災記念協会：平成9年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 報告書、国土庁防災局・(財)阪神・淡路大震災記念協会、1998.3
- 3) (社)全国産業廃棄物連合会：阪神・淡路大震災処理業界の対応、INDUST 90号、1995.4
- 4) (社)土木学会関西支部：大震災に学ぶ - 阪神・淡路大震災調査研究委員会報告書 - (第三巻・第七編) 1998.6
- 5) (社)日本船主協会：阪神・淡路大震災の海運及び会場物流への影響と対応、1995.9
- 6) 「都市住宅部の震災復旧・復興のあゆみ」編集委員会編：甦るまち・住まい - 阪神・淡路大震災からの震災復旧・復興のあゆみ -、兵庫県都市住宅部、1997.3
- 7) 1.17神戸の教訓を伝える会：阪神・淡路大震災 震災地”神戸”の記録、ぎょうせい、1996.5
- 8) こころのケアセンター編：災害とトラウマ、みすず書房、1999.9
- 9) 芦屋市役所企画財政部防災対策課編：阪神・淡路大震災 芦屋市の記録'95~'96、1997.4
- 10) 横山政敏：第5部 第4章 震災と地域雇用、震災復興の政策科学、有斐閣、1998.6
- 11) 加藤恵三、山本誠次郎：阪神大震災からの都市再生・復興の現実と新たな視点、中央経済社、1998.5
- 12) 外岡秀俊：地震と社会 上 「阪神大震災」記、みすず書房、1997.11
- 13) 外岡秀俊：地震と社会 下 「阪神大震災」記、みすず書房、1998.7
- 14) 関西NGO医療ボランティアチーム活動報告、1995.4
- 15) 関西ライフライン研究会：ライフライン地震防災シンポジウム 阪神・淡路大震災に学ぶ、1997.6
- 16) 近藤邦昭：被災現地での建築家の活動の実状と今後の方向、JIA NWES 87号、新日本建築家協会、1996.1
- 17) 金川幸司：第5章多元的社会システムと市民公益活動、阪神大震災からの都市再生復興の現実と新たな視点、中央経済社、1998.5
- 18) 建設省住宅局建築指導課：阪神・淡路大震災その時、我々はどう対応したか、建築士事務所 Vol.33、No.7、(社)日本建築士事務所協会連合会、1995.7
- 19) 広谷徹：阪神大震災と放送・通信、安全工学 Vol35 No.1、安全工学協会、1996.1
- 20) 高橋正幸：被災者の住宅確保に係わる課題と対策 - 応急仮設住宅を中心に -、都市政策 No.86、(財)神戸都市問題研究所、1997.1

- 21)佐々波秀彦：第4部 第1章 応急仮設住宅の課題と展望、震災復興の政策科学、有斐閣、1998.6
- 22)佐藤朋彦：災害廃棄物溢れる神戸市、月刊廃棄物、1995.4
- 23)阪神・淡路大震災LPガス復興本部 兵庫県プロパンガス協会：阪神・淡路大震災 NEVER GIVE UP 復興への対策と教訓、(発行年不明)
- 24)阪神・淡路大震災神戸市災害対策本部：阪神・大震災 - 神戸市の記録 1995年 -、(財)神戸都市問題研究所、1996.1
- 25)阪神・淡路大震災調査報告編集委員会：阪神・淡路大震災調査報告 ライフライン施設の被害と復旧、土木学会・地盤工学学会・日本機械学会・日本建築学会・日本地震学会、1997.9
- 26)阪神・淡路大震災調査報告編集委員会：阪神・淡路大震災調査報告 ライフライン施設の被害と復旧、土木学会・地盤工学学会・日本機械学会・日本建築学会・日本地震学会、1997.9
- 27)阪神大震災を記録しつづける会編：まだ遠い春 阪神大震災3年目の報告、阪神大震災を記録しつづける会、1997.6
- 28)市民とNGOの「防災」国際フォーラム実行委員会：市民とNGOの国際フォーラム報告書、1996.8
- 29)社会福祉・医療事業団：阪神・淡路大震災シルバーサービス事業者による支援活動の記録、1995.3
- 30)神戸市：阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 -、1996.1
- 31)神戸市教育委員会：阪神大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み、(財)神戸市スポーツ教育公社、1996.1
- 32)神戸市消防局：阪神・淡路大震災神戸市域における消防活動の記録、(財)神戸市防災安全公社、1995.3
- 33)神戸市水道局：阪神・淡路大震災 水道復旧の記録、1996.2
- 34)神戸市長田区役所記録誌編集委員会：人・街・ながた 1995.1.17、1996.1
- 35)神戸市民生局：平成7年 兵庫県南部地震 神戸市災害対策本部民生部の記録、1996.8
- 36)神戸商工会議所：「駆け抜けた1年」～神戸商工会議所 震災復旧1年の記録～、1996.5
- 37)神戸新聞朝刊：復興へ 第9部 (2)入居期限2年は実態に合うのか / 住民に不安と期待交錯、1996.3.12
- 38)神戸弁護士会：阪神・淡路大震災と応急仮設住宅、1997.3
- 39)震災時のトイレ対策のあり方に関する調査研究委員会：震災時のトイレ対策 あり方とマニュアル、財団法人日本消防設備安全センター、1997.3
- 40)震災復興調査研究委員会：阪神・淡路大震災復興誌 [第一巻] 財団法人21世紀ひょうご創造協会、1997.3

- 41)震災復興調査研究委員会：阪神・淡路大震災復興誌 [第三巻] (財) 阪神・淡路大震災記念協会、1999.3
- 42)西宮市災害対策本部：兵庫県南部地震 被害の概要および対応、1995.5
- 43)西宮市水道局：阪神・淡路大震災 水道復旧の記録、1997.10
- 44)石谷隆史：災害時の廃棄物処理、都市政策 No.93、(財) 神戸都市問題研究所、1998.9
- 45)石塚善行：救護活動 2)日本赤十字社の活動、集団災害救急1995 阪神大震災とサリン事件 救急医学別冊 Vo.19 No.12、1995.10
- 46)石油化学新聞社：「 L P ガスは強かった 検証 阪神・淡路大震災」、1995.5
- 47)全国障害者問題研究会兵庫「阪神淡路大震災障害者実態調査」委員会：あの人の声が聞こえる - 阪神大震災と障害者 -、全国障害者問題研究会出版部、1996.1
- 48)大阪ガス株式会社 総合企画部 震災復興推進部：阪神・淡路大震災 被害・復旧記録、1996.3
- 49)大阪ガス株式会社：阪神・淡路大震災 被害・復旧記録、1996.3
- 50)谷村茂：阪神淡路大震災建築ボランティア活動に参加して、JIA NEWS 87号、新日本建築家協会、1996.1
- 51)坪井修平：神戸市災害対策本部衛生部の記録について、阪神・淡路大震災 神戸市災害対策本部衛生部の記録、神戸市衛生局、1995
- 52)土木学会：大震災の教訓を活かすために～実務技術者からの提案～、1997.4
- 53)読売新聞朝刊：社説 阪神大震災 被災地の雇用不安を解消せよ、1995.2.8
- 54)日刊工業新聞：兵庫県南部地震 / 石油化学業界、陸上東西ルート遮断で苦慮。海上輸送に切り替えも、1995.1.19
- 55)日本トイレ協会、神戸国際トイレトピアの会：阪神大震災トイレパニック ・神戸市環境局ボランティアの奮戦記、日経大阪 P R 企画出版部、1996 . 2 . 10
- 56)日本経済新聞社：阪神大震災 その時企業は 徹底検証・危機管理、1995.4
- 57)日本消防ホース工業会：阪神・淡路大震災におけるホースメーカーからの提案、2000 . 3
- 58)兵庫会神戸支部：兵庫会の震災後の対応、建築士事務所 Vol.33 No.7、(社) 日本建築士事務所協会連合会、1995.7
- 59)兵庫県：阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録、兵庫県知事公室消防防災課、1996.6
- 60)兵庫県警察本部：「阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との戦い～」、1996.1
- 61)兵庫県石油商業組合：阪神・淡路大震災 給油所の使命と安全性、1995.5

- 62)兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集：阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか、1997.1
- 63)兵庫県土地家屋調査士会編：震災から復興への記録<土地家屋調査士の活動と地元復興への足跡>、兵庫県土地家屋調査士会、1999.10
- 64)兵庫県南部地震・被災地の人々を応援する市民の会：阪神大震災・被災地の人々を「応援する市民の会」の活動に参加されるみなさんに：活動参加マニュアル、1995.2
- 65)兵庫県南部地震被災度判定体制支援会議：兵庫県南部地震被災度判定体制支援会議活動結果報告書、1995.5
- 66)兵庫県病院歯科医会：阪神・淡路大震災と歯科医療、1997.2
- 67)宝塚市役所：阪神・淡路大震災 -宝塚市の記録 1995-、1997.3
- 68)豊中市水道局震災検証プロジェクトチーム：阪神・淡路大震災における水道施設の被害の検証総集録、2000.1
- 69)毎日新聞朝刊：阪神大震災 兵庫県南部地震 企業ボランティア広がる 会社のワクを超えた動きに、1995.1.29
- 70)立命館大学復興研究プロジェクト編：震災復興の政策科学、有斐閣、1998.6
- 71)神戸新交通株式会社：神戸新交通システム 阪神・淡路大震災復旧記録集（内部資料）
- 72)森崎輝行：被災地での専門家、建築雑誌 Vol.114 No.1432、1999.1
- 73)北野正一・安藤元夫：住工商複合のまちづくり 大震災と地方自治 - 復興への提言、大地震と地方自治研究会、1996.1
- 74)川村修三：震災時における生協の地域活動、都市政策 No.82、(財)神戸都市問題研究所、1996.1
- 75)WNN・情報ボランティアグループ：ワールドNGOネットワークの活動概要 ワールドNGOネットワーク(WNN)・情報ボランティアグループによるインターネット利用を中心としたボランティア活動プロジェクト - プロジェクトの提案と当面の活動内容に関する要旨説明 -
- 76)高寄昇三：阪神大震災と自治体の対応、学陽書房、1996.2
- 77)兵庫ニューメディア推進協議会：災害時における情報通信のあり方に関する研究(要約版)、1995.5
- 78)生活復興県民ネット事務局：生活復興県民ネットの情報誌 ハートネット 第17号、1998.3 同、第19号、1998.5
- 79)神戸市歯科医師会：震災でわかった歯と食のはなし、1995.10
- 80)北海道電力株式会社室蘭支店：2000年有珠山噴火復旧記録、2000.11

- 81) 社団法人プレハブ建築協会：有珠山噴火 仮設住宅建設の記録 2000、2001.1
- 82) 名古屋市消防局防災部防災室：東海豪雨水害に関する記録、2001.3
- 83) ひょうご都市づくりセンター：復興まちづくりのあゆみ 復興まちづくり支援事業3年間の記録、1998.3
- 84) まちづくり支援全国交流シンポジウム実行委員会：被災地まちづくり支援から学ぶ～専門家職能と市民の連携を全国へ～シンポジウム記録集、2000.3
- 85) ひょうご都市づくりセンター/こうべすまい・まちづくり人材センター：すまいとまちの復興をめざして、1998.9 (パンフレット資料)
- 86) 高見沢邦郎・本山充秀・岡崎篤行：震災被災地における住宅市街地再建への専門家による支援活動、総合都市研究 第68号、1999
- 87) 阪神・淡路まちづくり支援機構附属研究会編：提言 大震災に学ぶ住宅とまちづくり、東方出版、1999.3

復興支援組織設立に関する検討調査
調査報告書

平成13年3月

内閣府